令和5年度 (2023年度) キャンパスガイド (学生便覧)



能本高専の理念と学習・教育到達目標

1. 理 念

本校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する 実践的・創造的な技術者の育成および科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

2. 本校が育成する人材像(準学士課程)

本校は、複合学科体制とICT系技術分野を拡大・強化・発展させた、融合・複合工学系3学科とICT系3学科で構成されており、エンジニア・デザイン能力の育成や人間社会と自然環境との調和を目指した教育の充実を図り、国際的に通用する実践的・創造的技術者の育成を目標としています。具体的には、以下に掲げるような能力・資質を備えた技術者育成を目指し、その目標に向けた教育を実践しています。

- 本校が育成する人材像(準学士課程)-

- 1. 日本語および英語のコミュニケーション能力を有する技術者
- 2. ICT に関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者
- 3. 各分野における技術の基礎となる知識と技能およびその分野の専門技術に関する知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決する能力を持った技術者
- 4. 知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者
- 5. 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付けた技術者
- 6. 知的探求心を持ち、主体的、創造的に問題に取り組むことができる 技術者

校章(シンボルマーク)



熊本高専の頭文字「K」をあしらったデザインです。

新高専のキャッチフレーズ「 革新する技術, 創造する未来 ~夢へ翔る熊本高専~ 」にも通じる躍動感に溢れています。

3. 教育課程と学習・教育到達目標

本校は、5年間の本科(準学士課程)と、本科を卒業後さらに進んだ教育を受ける2年間の専攻科(学士課程)によって構成され、熊本キャンパスには、「情報通信エレクトロニクス工学科」、「制御情報システム工学科」、「人間情報システム工学科」の電子情報系3学科、八代キャンパスには、「機械知能システム工学科」、「建築社会デザイン工学科」、「生物化学システム工学科」の融合・複合工学系3学科の、計6学科を設置しています。専攻科として、熊本キャンパスには「電子情報システム工学専攻」、八代キャンパスには「生産システム工学専攻」の2専攻を設置しており、高度の知識・素養とともに、幅広い視野を身に付けた実践的高度技術者の育成を目指しています。

また、各学科では、次頁の学習・教育到達目標に基づいて、それぞれの教育課程に応じた具体的な目的を定め、本科卒業時点では、社会の要求に適応できる能力・資質を備えた技術者として地域・社会に貢献できる人材育成に努めています。

学 科	教育上の目的
情報通信 エレクトロニクス 工学科	情報通信エレクトロニクス工学科は、情報通信とエレクトロニクスの専門 技術とともに両者を融合した技術を身に付け、情報通信とエレクトロニク スに対する高度化、多様化したニーズに応えられる技術者の育成を目的と する。
制御情報システム工学科	制御情報システム工学科は、電気・電子工学、情報工学、計算機工学および計測・制御工学の基礎技術を身に付け、これを基盤として制御と情報の関連技術を融合し、ソフトウェアとハードウェアを統合した制御情報システムを実現できる技術者の育成を目的とする。
人間情報 システム工学科	人間情報システム工学科は、ソフトウェア・エレクトロニクス・ヒューマンウェアの技術を加味した情報工学を基本に、人の生活に役立つ情報システムづくりの基礎を身に付け、社会のニーズに応えられる感性豊かな技術者の育成を目的とする。
機械知能システム工学科	機械知能システム工学科は、「機械工学」を基本として、「電気・電子・制御・情報・通信システム」等の幅広い技術分野にも対応しながら、様々な生産活動の場において総合エンジニアとして「モノづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
建築社会 デザイン工学科	建築社会デザイン工学科は、建築学と土木工学の専門基礎知識技術に情報通信技術を加えて、地域の文化や歴史、自然環境や防災などに配慮しながら、建物、社会資本の整備や都市計画などの「地域づくり・まちづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
生物化学システム工学科	生物化学システム工学科は、生物科学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なモノづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目的とする。

専 攻	教育上の目的
電子情報システム工学専攻	電子情報システム工学専攻は、電子情報技術および応用技術の高度化・グローバル化に対応して、電子情報系の専門知識・技術とコミュニケーション力を身に付け、複合領域にも対応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、かつ健全な精神を持った広く産業の発展に貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成を目的とする。
生産システム工学専攻	生産システム工学専攻は、準学士課程における機械知能系・建築社会デザイン系・生物化学系の何れかの複合型専門を基礎として、モノづくりの基礎をデザインしこれを展開して、国際的な視点に立ったイノベーション創成を担うことのできる高度な開発技術者および地域産業の発展に貢献できる技術者の育成を目的とする。

さらに、本科4年から専攻科2年生までの4年間の教育を、JABEE(日本技術者教育認定機構)に対応した教育プログラムとして構成しており、専攻科修了時には国際的に活躍できる能力・資質を持った技術者の育成を目指しています。

以下に、本科教育課程において達成する具体的な目標を示します。

●本科(準学士課程)

本科5年間は準学士課程として、一般科目と専門科目をくさび形に配置したカリキュラム構成となっています。共通教育科目では、工学の基礎となる数学・自然科学等の知識を獲得すると共に、幅広い視野で問題を捉えることのできる能力を身に付けることを目指しており、専門科目では、それぞれの得意とする専門分野の知識・技術の修得を図ると共に、複合学科の特徴を活かした隣接する専門分野の理解を目指しています。また、本科では特別教育活動や課外活動等を通じて人間基礎力の育成にも力を入れており、社会で求められる人材育成を目指しています。

以下に、本科卒業時点で達成される具体的な目標項目を示します。

本科(準学士課程)での学習・教育到達目標

- (1) 日本語および英語のコミュニケーション能力を有する技術者
 - 1-1:日本語における適切な文章表現および口頭の意思伝達ができる
 - 1-2: 日常的に使用される英語で書かれた文書の概要・要旨がつかめる
 - 1-3:自分の考えを簡潔な英語で表現できる
- (2) ICT に関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者
 - 2-1: ICT 技術に関する基礎的技術を身に付ける
 - 2-2:種々の情報を分析する技術を身に付ける
- (3) 各分野における技術の基礎となる知識と技能およびその分野の専門技術に関する知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決する能力を持った技術者
 - 3-1: 工学の基礎となる数学・自然科学の基礎知識を身に付ける
 - 3-2:多様な専門分野の関連性を理解することができる
 - 3-3:基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる
 - 3-4:基礎的な実験技術を身に付ける
- (4) 知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者
 - 4-1: 広い視野で物事を考えることができる
 - 4-2:日本と世界との関わりに関心を持つことができる
 - 4-3:社会参加のための、人間的基礎力を身に付ける
 - 4-4:グループでの活動に参加し、その中で協調して役割を果たせる
- (5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付けた技術者
 - 5-1:技術者が持つべき倫理観の必要性を認識できる
 - 5-2: 社会における倫理的な問題を認識することができる
- (6) 知的探求心を持ち、主体的、創造的に問題に取り組むことができる技術者
 - 6-1:好奇心と探求心を持って、得意とする専門分野の課題に取り組むことができる
 - 6-2:得意とする専門分野の知識,技術を身に付け,社会との関連を理解できる
 - 6-3:主体的に継続的に学習できる

熊本高等専門学校校歌



熊本高等専門学校校歌

花咲く日々よ 青春の日よ お室の窓は 希望の未来 が 校庭の四季

ああ 永遠の学び舎

きらめきのときがある

生きる時代がある

高い理想がある しなやかな意思がある ああ 豊かなる学び舎 山脈遠く 飛ぶ雲映す 荒野を渡る 風に向かって

(日を目指す 夢を語ろう

心の翼を 大きく広げ

大空遥か 羽ばたくように

目 次

8	1.	本校の沿革と概要	
		沿革	
	2.	高専制度の生いたちとその特色	10
_			
§		熊本高等専門学校学則等	
		熊本高等専門学校学則	
		熊本高等専門学校学生準則	
	3.	熊本高等専門学校熊本キャンパス学生心得	62
	4.	熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則	66
	5.	熊本高等専門学校熊本キャンパス出欠席等の取扱いに関する細則	74
	6.	熊本高等専門学校熊本キャンパス追認定試験の取扱いに関する細則	76
	7.	熊本高等専門学校熊本キャンパス不正行為に関わる科目の成績評価に関する細則 …	77
	8.	熊本高等専門学校外国人留学生規則	78
	9.	熊本高等専門学校熊本キャンパスチューター制度実施要領	80
	10.	熊本高等専門学校特別聴講学生規則	81
§	3.	教育課程と科目履修等について	
	1.	学期と授業時間	84
	2.	教育課程	84
	3.	授業科目の成績評価と単位認定	85
	4.	修了,進級,卒業	86
	5.	授業科目の履修上の注意	87
	6.	試験及び受験心得	88
	7.	欠席, 欠課, 遅刻, 早退, 公欠等	88
	8.	資格試験等	89
	9.	インターンシップ	92
	10.	研修旅行	92
	11.	学生証	92
	12.	学校名等の英語訳	92
	• 達	試度評価対象主要科目,カリキュラム系統図(平成 31 年度(2019年度)以降入学者用)…	94
	• 達	試成度評価対象主要科目,カリキュラム系統図(平成 28 年度~平成 30 年度入学者用)… 1	04
		武度評価対象主要科目,カリキュラム系統図(平成 22 年度~平成 27 年度入学者用)… 1	
§	4.	学生生活について	
_		福利厚生	125

(1) 授業料等の免除及び徴収猶予
(2) 奨学金制度
(3) 高等学校等就学支援金
(4) 奨学のための給付金
(5) 通学証明書,学割証
(6) 施設, 設備の使用について
(7) 課外活動用具の貸出について133
(8) 学生食堂
(9) 拾得物, 遺失物について
2. 保健衛生
(1) 保健室
(2) 健康診断
(3) 健康相談
3. 学生相談
4. 日本スポーツ振興センター
5. 学生教育研究災害傷害保険
6. 学生会
7. 就職,進学
8. 学生生活に関する諸規則
(1) 熊本高等専門学校学生の懲戒に関する規則
(2) 熊本高等専門学校熊本キャンパス台風・大雨等に伴う授業の取扱いに関する申合せ …139
(3) 熊本高等専門学校熊本キャンパス体育施設使用規則
(4) 熊本高等専門学校熊本キャンパス福利施設(くぬぎ会館)使用規則144
(5) 熊本高等専門学校熊本キャンパス集会所使用規則
(6) 熊本高等専門学校熊本キャンパス集会所使用心得
(7)熊本高等専門学校熊本キャンパス部室使用内規
(8) 自動車通学許可に関する内規
(9) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会規約
(10) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会会計に関する細則
(11) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会選挙細則
§ 5. 図書館
(1) 熊本高等専門学校図書館利用規則167
(2) 熊本高等専門学校図書館利用の手引き
§ 6. 情報セキュリティセンター
(1) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則179
(2) 熊本高等専門学校情報セキュリティセンター利用の手引き

8	7.	学寮について	
	1.	学寮の概要	189
	2. 3	寮に関する諸規則	190
	(1)	熊本高等専門学校学寮規則	190
	(2)	熊本高等専門学校明和寮寮生心得	192
	(3)	熊本高等専門学校明和寮における避難心	得197
	(4)	熊本高等専門学校明和寮施設設備使用內	規199
	(5)	熊本高等専門学校明和寮寮費徴収要項	201
	(6)	熊本高等専門学校明和寮寮生会会則 …	203
	(7)	熊本高等専門学校明和寮寮生の処分手続	きに関する細則206
§	8.	諸納金・諸手続一覧	
	1.	渚納金	
	2.	渚手続一覧	209
付	録		
	1. 焦	熊本キャンパスの案内図	212
	2. 焦	熊本キャンパス建物配置図	213
	3. 尨	熊本キャンパス施設平面図	214

§ 1. 本校の沿革と概要

1. 沿 革

(旧 熊本電波工業高等専門学校)

(旧 八代工業高等専門学校)

昭和18年10月5日 財団法人熊本無線電信講習 所として設立

昭和24年5月31日 国立学校設置法の施行により熊本電波高等学校と改称

昭和46年4月1日 国立学校設置法の一部改正 により、熊本電波工業高等 専門学校となる。

昭和49年6月7日 国立学校設置法の一部改正 により、八代工業高等専門

学校が設置される。

平成6年4月1日 専攻科(生産情報工学専攻, 環境建設工学専攻,生物工 学専攻)が設置される。

平成12年4月1日 専攻科(電子情報システム 工学専攻,制御情報システ ム工学専攻)が設置される。

平成16年4月1日 独立行政法人国立高等専門 学校機構法の施行により, 独立行政法人国立高等専門 学校機構熊本電波工業高等

専門学校となる。

平成18年5月8日 JABEE対応教育プログラム 「電子・情報技術応用工学

コース」が、日本技術者教育認定機構の認定を受ける。

平成19年3月28日 大学評価・学位授与機構の機関別認証評価において、

高等専門学校評価基準を満 たしていることが認定され る。 平成16年4月1日 独立行政法人国立高等専門

学校機構法の施行により, 独立行政法人国立高等専門 学校機構八代工業高等専門 学校となる。

平成18年5月8日 JABEE対応教育プログラム

「生産システム工学教育プログラム」が、日本技術者 教育認定機構の認定を受ける

平成19年3月28日 大学評価・学位授与機構の

機関別認証評価において, 高等専門学校評価基準を満 たしていることが認定され

る。

熊本高等専門学校

平成19年8月23日 独立行政法人国立高等専門学校機構において,熊本を含む全国4地区の高度化再編計画が発表される。

平成19年10月1日 熊本地区において高度化再編協議会が発足。

平成21年3月31日 第171回通常国会において,「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学 省関係法律の整備等に関する法律」が成立し,平成21年10月1日に熊本高等専門 学校を設置し,平成22年4月から学生の受入れを開始することが決定。

平成21年10月1日 独立行政法人国立高等専門学校機構「熊本高等専門学校」設置

平成21年10月16日 開校記念式典を挙行

平成22年4月 新学科生・新専攻科生入学 平成24年3月 新専攻科一期生が修了

平成27年3月 新学科一期生が卒業

平成29年3月23日 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において,高等専門学校評価基準を満たしていることが認定される。

2. 高専制度の生いたちとその特色

昭和30年代前半,我が国の経済成長はめざましく、それを支える科学・技術の更なる進歩に対応できる技術者養成の要望が強まっていました。こうした産業界からの要請に応えて、昭和37年に初めて国立高等専門学校(以下「高専」という。)が設立されました。高専は、中学卒業後の5年間の一貫教育により、実践的・創造的技術者を養成し、地域・社会や産業界等から高い評価を受けてきました。一方、近年の我が国における社会経済環境の変化等、高専を取り巻く状況が大きく変化するなか、今後の産業・社会ニーズに対応するため、平成21年10月、教育の質の向上・高度化、地域社会との連携機能の強化、広域連携の核となる新モデルのスーパー高専を目指して、宮城、富山、香川、熊本の4地区における高専の高度化再編整備が行われ、熊本地区においても旧熊本電波工業高等専門学校と旧八代工業高等専門学校が統合して熊本高等専門学校として新たなスタートを切ることになりました。

高専の特色は、従来の中学から高校・大学という単一化した学制に対して、中学校を卒業してから入学し、5年間ですぐれた技術者となるための教育を受ける学校である点です。すなわち5年間の効率よい技術者一貫教育が高専の特色です。この特色を活かすために、「くさび型」教育、すなわち、一般科目と専門科目とが5年間を通じて並行する教育を行っています。したがって、1年から専門科目があり、実験・実習・製図などの体験を通じて専門科目に入るような方法がとられ、高学年における専門科目の内容は、ほぼ大学工学部の水準に達しています。繰り返しますと、高専においては、一般科目と専門科目とが、基礎に重点をおいてバランスよく配慮されていますので、いわゆる大学受験勉強に追われることなく、技術者に向けて本格的な勉学を積み重ね、人間味豊かな人格形成ができるのです。

平成3年4月に学校教育法の一部が改正され、高専にも専攻科の設置が可能となり、本校にも 専攻科が設置されています。専攻科は、5年間の高専教育の上にたって、さらに2年間のより高 度な技術教育を行うことを目的としており、技術開発力、問題解決能力を備え広く産業の発展に 寄与できる高度で幅広い知識を持った技術者が誕生しています。また、専攻科の課程を修了し、 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めた条件を満たした者は、同機構に申請して学士 の学位を得ることができます。

次に副校長、各主事等の校務分担はどのようなものかを説明します。

〇 副校長

副校長は、校長の命を受けて、学校運営全般に関わる事項を掌理します。

〇 教務主事(校長補佐)

教務主事は、校長の命を受け、教育課程の編成及び実施、学校行事、入学・退学・転学等進学及び卒業、進学、出欠席の取り扱い、教科書その他教材の取り扱い等について総括調整しています。

〇 学生主事(校長補佐)

学生主事は、校長の命を受け、学生の課外活動、個人相談、学生会の指導、学生の補導、保 健指導、進路指導、奨学、厚生福祉等について総括調整しています。

〇 寮務主事(校長補佐)

寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の生活指導と管理運営についての実態の的 確な把握及び指導体制等について総括調整をします。

〇 研究主事(校長補佐)

研究主事は、校長の命を受け、本校の研究活動の推進・強化、地域との連携について総括調整しています。

〇学科長

学科長は、校長の命を受け、各学科にそれぞれ1名おり、各学科の教育課程、施設設備並びに機械器具の管理、学生の就職その他学科全般にわたり学科を代表してその運営に当たっています。

〇 専攻科長

専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の総括として、全般にわたりその運営に当たっています。

〇 情報セキュリティセンター長

情報セキュリティーセンター長は、校長の命を受け、本校におけるICT基盤を整備及びICT 教育研究の支援に関する業務を掌理しています。

○ 地域協働プロジェクトセンター長

地域協働プロジェクトセンター長は,校長の命を受け,地域イノベーションの推進,公共機関, 産業界及び地域社会との積極的な協働プロジェクトの実施に関する業務を掌理しています。

〇 グローバルリーダーシップ育成センター長

グローバルリーダーシップ育成センター長は、校長の命を受け、グローバルリーダーシップ 育成センター長の業務及び管理運営に関する業務を掌理しています。

〇 技術・教育支援センター長

技術・教育支援センター長は、校長の命を受け、学生の実験、実習、卒業研究等の技術的指導及び教員の教育研究支援のための技術開発並びに地域・民間との連携における技術協力、技術指導に関する業務を行っています。

〇 学生支援室長

学生支援室長は、校長の命を受け、学生の修学、精神衛生、個人的諸問題に係る相談及び援助などに関する業務を掌理しています。

〇 学級担任

学級担任は、各学級における学生の直接の相談相手であり、その学級の学習指導、生活指導について直接に処理する任務があります。

※学年主任(熊本キャンパス)

第1学年及び第2学年は混合学級のため、学年主任を置いています。当該学年の運営に 関し主事、学科長及び学級担任との連絡調整を行います。

〇 事務部

学校の管理運営を行う組織として事務部が置かれています。学生に直接関係のある担当及び 業務内容は次のとおりです。

【熊本キャンパス】

<学生課>

- ・教務係:授業時間割の編成,試験,学業成績,教科書購入,休学・退学・転学等,進級及び卒業,出欠席,4年生研修旅行,各資格試験,各種の証明書の発行,国内インターンシップ,その他教務に関する事務。
- ・学生支援係: 課外活動, 奨学金関係, 授業料の減免, 保健衛生, 進路, 通学証明書, 学生旅 客運賃割引証の発行, 学生会の経理, その他福利厚生に関する事務。
- ・学寮係:学生の入退寮,寮生の給食・栄養管理,寮の管理運営等に関する事務。
- ・図書係:図書の閲覧及び貸出,図書の収集及び整理,図書の選定及び受入,図書の保全管理, その他図書に関する事務。

<総務課>

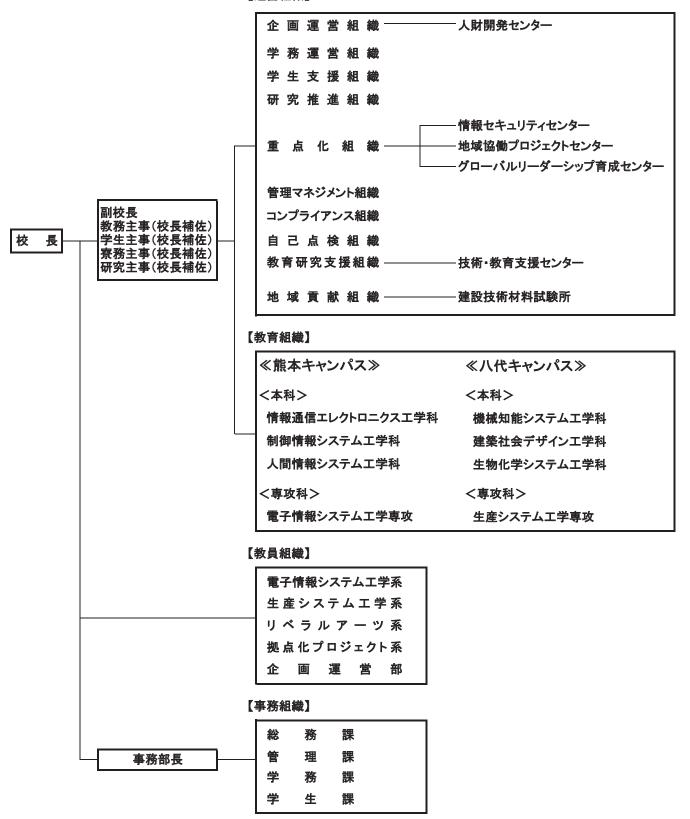
- ・ 庶務係: 入学式等の式典, 校内警備取締等に関する事務。
- ・国際交流推進係:国際交流に関する業務全般の窓口(総括),国外の他機関との協定,外国 人留学生,教育プログラム,海外インターンシップ等に関する事務。
- ・研究・社会連携係:研究推進,地域連携,情報システム及び情報セキュリティ等に関する事務。

<管理課>

- ・管理係:物品の購入・管理及び役務等の契約に関する事務。
- ・施設管理係:施設マネジメント,防火管理等に関する事務。

熊本高等専門学校組織図

【運営組織】



§ 2. 熊本高等専門学校学則

学則は、学校の基本規則であり、本校の組織運営及び教育課程、 履修方法、授業料その他学校の利用関係等について規定しています。

1. 熊本高等専門学校学則

平成21年10月1日制定 平成23年2月24日一部改正 平成23年6月23日一部改正 平成24年2月21日一部改正 平成24年9月18日一部改正 平成25年2月15日一部改正 平成26年2月18日一部改正 平成26年3月19日一部改正 平成26年7月24日一部改正 平成27年2月19日一部改正 平成27年3月5日一部改正 平成28年1月26日一部改正 平成28年6月20日一部改正 平成28年9月20日一部改正 平成29年1月24日一部改正 平成29年7月18日一部改正 平成30年8月9日一部改正 平成31年3月8日一部改正 令和2年3月19日一部改正 令和2年6月24日一部改正 令和 2 年 7 月 2 8 日一部改正 令和2年9月15日一部改正 令和3年1月27日一部改正 令和3年3月18日一部改正 令和4年3月18日一部改正 令和4年7月19日一部改正 令和5年2月24日一部改正

第1章 本校の目的・理念

(目的・理念)

- 第1条 熊本高等専門学校(以下「本校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神にのっとり、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。
- 2 前項の目的に照らし、本校の理念を次のとおりとする。 熊本高等専門学校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備 えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域 社会への貢献を使命とする。
- 3 前項の理念を達成するため、本校教職員は、専門分野における学術の進展に即応するとともに教育方法の改善を目指し、自己研鑽に努めることを青務とする。

第1章の2 自己点検評価及び情報の提供(自己点検評価等)

- 第1条の2 本校は、教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を 行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本校は、本校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

第2章 修業年限, 学年, 学期, 休業日及び授業終始の時刻 (修業年限)

第2条 修業年限は,5年とする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 校長は、特別の必要があると認めるときは、前項の各学期の期間を変更すること がある。

(休業日)

- 第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、 これらの休業日を授業日に振り替えることがある。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 春季休業
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
 - (6) 学年末休業
- 2 前項第3号から第6号までの休業の期間は、校長が定める。
- 3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。 (授業終始の時刻)
- 第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 キャンパス, 学科, 学級, 入学定員及び職員組織 (キャンパス)

第7条 本校が行う教育研究活動等の拠点の呼称及び位置は、次のとおりとする。

呼称	位 置
熊本キャンパス	熊本県合志市
八代キャンパス	熊本県八代市

(学科,学級数,入学定員及び教育上の目的)

第8条 学科,1学年の学級数,入学定員及び教育上の目的は,次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	教育上の目的
情報通信エレクトロニクス 工学科	1	40人	情報通信エレクトロニクス工学科は、情報通信とエレクトロニクスの専門技術とともに両者を融合した技術を身に付け、情報通信とエレクトロニクスに対する高度化、多様化したニーズに応えられ
制御情報システム工学科	1	40人	る技術者の育成を目的とする。 制御情報システム工学科は、電気・電子工学、情報工学、計算機工学及び計測・制御工学の基礎技術を身に付け、これを基盤として制御と情報の関連技術を融合し、ソフトウェアとハードウェアを統合した制御情報システムを実現できる
人間情報システム工学科	1	40人	技術者の育成を目的とする。 人間情報システム工学科は、ソフトウェア・エレクトロニクス・ヒューマンウェアの技術を加味した情報工学を基本に、人の生活に役立つ情報システムづくりの基礎を身に付け、社会のニーズに応えられる感性豊かな技術者の育成を目的とする。
機械知能システム工学科	1	40人	機械知能システム工学科は、「機械工学」を基本として、「電気・電子・制御・情報・通信システム」等の幅広い技術分野にも対応しながら、様々な生産活動の場において総合エンジニアとして「モノづくり」に貢献できる技術者の育成を目的とする。
建築社会デザイン工学科	1	40人	建築社会デザイン工学科は、建築学の専門基礎技術に、土木工学、情報通信技術、計測技術を加え、自然環境、防災、文化、歴史に配慮し持続可能な社会の実現をめざす、建設構造物の設計・施工、地域づくりやまちづくりに貢献できる技術者の育成を目的とする。
生物化学システム工学科	1	40人	生物化学システム工学科は、生物科学と化学の専門基礎技術に情報電子技術を加え、生物の持つ様々な機能を工学的に応用するバイオ技術を駆使して、医薬医療・食品・化学等の産業分野で展開されている「先進的で高度なモノづくり」に貢献できる実践的バイオ・ケミカル技術者の育成を目的とする。
計	6	240人	

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(職員)

- 第 9 条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を 置く。
- 2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。 (副校長・主事)
- 第10条 本校に、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事及び研究主事を置く。
- 2 副校長は、校長の命を受け、学校運営全般に関わることを掌理する。
- 3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 4 学生主事は、校長の命を受け、学生の支援・指導に関すること(寮務主事の所掌 に属するものを除く。)を掌理する。
- 5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の支援・指導に関することを掌 理する。
- 6 研究主事は、校長の命を受け、地域との連携及び研究の推進に関することを掌理 する。

(事務部)

第11条 本校に、庶務、会計及び学生の支援・指導等に関する事務を処理するため、 事務部を置く。

(内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程等)

- 第14条 授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
- 2 各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は、50分を標準とする。) の履修を1単位として計算するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験,実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法 の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前号に規定する基準 を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位 を超えないものとする。

- 5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価 して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修 等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 6 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。
- 7 外国人留学生は、別表第1及び別表第2に定める科目について、同一実施時で日本語に関連する科目を開設し、当該科目の履修単位として読み替える。

(授業の方法)

- 第14条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメ ディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがで きる。
- 2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属 施設以外の場所で行うことができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他 の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超 えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができ る。

(高等専門学校以外の教育施設における学修等)

- 第16条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他 文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、別に定 めるところにより、単位の修得を認定することができる。
- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 第17条 削除

(評価及び課程修了. 卒業)

- 第18条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、定期試験、平素の学習成果等を評価して行うものとする。
- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第19条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第5章 入学, 転科, 休学, 転学, 留学及び卒業

(入学資格)

- 第20条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 中学校を卒業した者
 - (2) 義務教育学校を卒業した者
 - (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36 号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜)

- 第21条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として、入学者の選抜を行う。
- 2 校長は,前項に規定する入学者の選抜方法によるほか,入学定員の一部について, 出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、当該出身学校の長から送付され た調査書を主な資料として、入学者の選抜を行う。
- 3 校長は、前2項により選抜した者で、第37条に規定する入学料を納付した者及び入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。
- 4 入学者の選抜に関し必要な事項は、別に定める。 (編入学)
- 第22条 第1学年の途中、又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。
- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

- 第23条 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支 障がない場合には、転学を許可することがある。
- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

- 第24条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保護者等と連署した誓 約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。
- 2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その者の入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

- 第25条 転科を希望する者があるときは、校長は、進級時に選考の上、転科を許可 することがある。
- 2 転科に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学期間)

- 第27条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に 1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は修業年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復 学するものとする。

(出席停止)

第29条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学, 再入学)

- 第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校 長の許可を受けて、退学することができる。
- 2 前項の規定により退学した者で再入学を希望するものがあるときは、校長は、選 考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(在学年限)

第31条 休学期間を除き、在学年限が8年を超える者については、以後の在学を認めない。

(他の学校への入学等)

第32条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を 受けなければならない。

(留学)

- 第33条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は高等学校に留 学することを許可することができる。
- 2 校長は、第16条第3項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

- 第34条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。
- 2 卒業をするためには、別に定める単位数を修得しなければならない。
- 3 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第14条の2の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。 (称号)
- 第35条 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料,入学料,授業料及び寄宿料

(検定料)

第36条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。)に定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

- 第37条 入学料の額は、規則に定める額とする。
- 2 入学料は、所定の期日までに納付するものとする。

(授業料)

- 第38条 学生は、規則に定める額の授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は、前期にあっては5月に、後期にあっては10月に納付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の 規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

- 第39条 学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。
- 第40条 学年の中途で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは 授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期 であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとす る。

(寄宿料)

- 第41条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める額の寄宿料を納付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学生(保護者を含む。)の申出又は承諾があったときは、 当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、 その際徴収することができるものとする。

(入学料, 授業料又は寄宿料の免除及び徴収猶予)

- 第42条 入学前1年以内において,入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は一部を免除することがある。
- 2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と 認められる場合、又は入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、若しくは入 学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、納付期限までに 入学料の納付が困難であると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することが ある。
- 3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、 又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全 額又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 4 死亡若しくは行方不明のため除籍された場合又は風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。
- 5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の取扱い)

- 第43条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前期分授業料の徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第7章 外国人留学生及び外国人受託研修員

(外国人留学生)

- 第44条 外国人で、本校の第2学年次以上に編入学を志願する者があるときは、選 考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 第45条 外国人留学生は、定員外とすることができる。
- 第46条 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

(外国人受託研修員)

第47条 校長は、教育研究に支障がない場合に限り、外国人受託研修員の受入れを 許可することがある。 2 外国人受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 研究生, 聴講生, 特別聴講学生及び科目等履修生 (研究生)

- 第48条 本校において、特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは、 校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を 許可することがある。
- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

- 第49条 本校において、特定の授業科目についての聴講を志願する者があるときは、 校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可 することがある。
- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

- 第50条 学校間相互単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。
- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第51条 本校において,特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは, 校長は,本校の教育に支障がない場合に限り,選考の上,科目等履修生として入学 を許可することがある。
- 2 科目等履修生が履修した単位は、判定の上、その科目を修得したものとして認定 する。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第52条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

- 第54条 校長は、教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲 戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者につい て行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 3か月未満の停学期間は、修業年限に算入する。

(除籍)

- 第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。
 - (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
 - (2) 第27条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 第31条に規定する期間を超えた者
 - (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (5) 第42条第1項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに不許可となった額の入学料を納付しない者
- (6) 第42条第2項に規定する入学料徴収猶予の申請書を受理され、徴収猶予を許可及び不許可とされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第10章 専攻科

(設置)

第56条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第57条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において 工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄 与する人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第58条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻, 入学定員及び教育上の目的)

第59条 専攻、入学定員及び教育上の目的は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	教育上の目的
電子情報システム工学専攻	2 4 人	電子情報システム工学専攻は, 電子情報技術
		及び応用技術の高度化・グローバル化に対応
		して、電子情報系の専門知識・技術とコミュ
		ニケーションカを身に付け, 複合領域にも対
		応できる幅広い視野と柔軟な創造力を備え、
		かつ健全な精神を持った広く産業の発展に
		貢献し国際的にも活躍できる技術者の育成
		を目的とする。
生産システム工学専攻	2 4 人	生産システム工学専攻は, 準学士課程におけ
		る機械知能系・建築社会デザイン系・生物化
		学系の何れかの複合型専門を基礎として, モ
		ノづくりの基盤をデザインしこれを展開し
		て, 国際的な視点に立ったイノベーション創
		成を担うことのできる高度な開発技術者及
		び地域産業の発展に貢献できる技術者の育
		成を目的とする。
計	48人	

2 前項の入学定員には、第66条の2第1項第4号に掲げる九大工学部・九州沖縄 9高専連携教育プログラムの入学定員若干名を含む。

(教育課程)

- 第60条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第3及び別表第4のとおりとする。
- 2 履修方法等については、別に定める。

(入学資格)

- 第61条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 高等専門学校を卒業した者
 - (2) 短期大学を卒業した者

- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (入学者の選抜及び入学の許可)
- 第62条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、 入学を許可する。

(休学の期間)

- 第63条 専攻科学生の休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 2 休学の期間は、第58条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。 (評価及び修了)
- 第64条 単位の認定は、定期試験、平素の学習成果等を評価して行うものとする。
- 2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 専攻科に2年以上在学し、別に定める修了要件を満たした者については、専攻科 の修了を認定する。
- 4 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。 (準用規定)
- 第65条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第13条、第14条の2、第16条、第23条、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第33条第1項及び第3項、第36条から第43条まで、並びに第48条から第55条までの規定を準用する。この場合において、第16条第3項及び第33条第1項中「外国の大学又は高等学校」とあるのは「外国の大学」、第55条第2号中「第27条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(その他)

第66条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 教育プログラム

(教育プログラム)

- 第66条の2 本校に、次の教育プログラムを置く。
 - (1) 電子・情報技術応用工学コース
 - (2) 生産システム工学
 - (3) 電子・情報技術専修コース
 - (4) 九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム
 - (5) 熊本高専 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム
- 2 前項の教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第12章 学寮

(学寮)

- 第67条 本校に学寮を設置する。
- 2 本校の学生で、入寮を希望する者は、選考の上入寮を許可する。
- 3 学寮の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第68条 本校に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する 法律(平成21年法律第18号)附則第10条の規定に基づき,平成21年9月3 0日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律 第113号)別表に規定する熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校 に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科 の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、本校において行うものと し、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。
- 3 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ熊本電波工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。
- 4 第8条第1項及び第59条の規定にかかわらず、第2項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。
 - (1) 情報通信工学科
 - (2) 電子工学科
 - (3) 電子制御工学科
 - (4) 情報工学科
 - (5) 機械電気工学科
 - (6) 情報電子工学科
 - (7) 土木建築工学科
 - (8) 生物工学科
 - (9) 専攻科電子情報システム工学専攻
 - (10) 専攻科制御情報システム工学専攻
 - (11) 専攻科生産情報工学専攻
 - (12) 専攻科環境建設工学専攻
 - (13) 専攻科生物工学専攻
- 5 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科 又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月23日から施行する。

附則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成23年度以前に生産システム工学専攻に入学した者に係る授業科目及びその 単位数は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者(専攻科を除く。)に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第1、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、特別選択科目「国際・異文化理解」については、改正後の規定を適用する。 附 則
 - この学則は、平成28年7月1日から施行する。 附 則
 - この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者(専攻科を除く。)に係る授業科目及びその単位 数は、改正後の別表第1、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年6月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則

この学則は、令和2年7月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

R/H FII

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に在籍する者については、改正後 の第31条の規定を適用する。

- 3 令和3年度以前に入学した者(専攻科に入学した者を除く。)に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則による改正後の別表第4の規定は、令和5年度以降に専攻科に入学した 者から適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。 附 則
 - この学則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者(専攻科に入学した者を除く。)に係る授業科目及びその単位数は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、「半導体工学概論」については、この限りでない。

附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第66条の2第1項第5号並びに別表第2の「電子情報 特別科目」の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 平成30年度以前に入学した者(専攻科に入学した者を除く。)に係る授業科目及 びその単位数は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。た だし、「電子情報特別科目」については、この限りでない。

教育課程表

(別表第1~別表第4)

・本 科 共通教育科(6学科共通) (令和4年度(2022年度)以降入学者用) 情報通信エレクトロニクス工学科 (平成31年度(2019年度)以降入学者用) 制御情報システム工学科 (平成31年度(2019年度)以降入学者用) 人間情報システム工学科 (平成31年度(2019年度)以降入学者用) 機械知能システム工学科 (令和4年度(2022年度)以降入学者用) 建築社会デザイン工学科 (令和4年度(2022年度)以降入学者用) 生物化学システム工学科 (令和4年度(2022年度)以降入学者用)

・専攻科 電子情報システム工学専攻 (平成31年度(2019年度)以降入学者用) 生産システム工学専攻 (令和3年度(2021年度)以降入学者用)

※別表第4 九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム (令和5年度以降入学者用)

(令和4年度以降入学者用)

区分1	区分2	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
		国 語 I	2	2					
		国語 II	2		2				
		国 語 Ⅲ	2			2			外国人留学生以外に対して開講
		日 本 語 I	۷			2			外国人留学生に対して開講
		公 共	2	2					
		倫理	2		2				
		歴 史 総 合 I	2		2				
		歴 史 総 合 Ⅱ	2			2			外国人留学生以外に対して開講
		日 本 語 I				_			外国人留学生に対して開講
	基礎	数 学 I	6	6					
	科	数 学 Ⅱ	6		6				
	目	数 学 Ⅲ	6			6			
		化 学	3	3					
		物 理 I	3		3				
		物 理 [[2			2			
54		英 語 I	4	4					
必修		英 語 II	4		4				
科		英語 III	4	_		4			
目		生涯スポーツⅠ	2	2					
		生涯スポーツⅡ	2		2	_			
		生涯スポーツⅢ	2			2			
	総合科	リベラルアーツ入門	1	1	_				
		リベラルアーツ実践Ⅰ	1		1				
		リベラルアーツ実践Ⅱ	1			1	,		
		リベラルアーツ実践Ⅲ	1				1		4 国 1 (四兴 4 N 4) 12 4 1 2 18 18 18 18 18 18 1
		コミュニケーション言語論	1				1		外国人留学生以外に対して開講
		日本語Ⅱ							外国人留学生に対して開講
		科学技術と現代	1				1		
	1	国際社会と文化	1				1		外国人留学生以外に対して開講
		日本語Ⅱ	0	0					外国人留学生に対して開講
		総 合 理 科 実 践 英 会 話	2 2	2		0			
						2	0		
		英 語 IV 生 涯 ス ポ ー ツ IV	2 2				2 2		
		生 佐 ヘ ホ ー ノ N クリエイティブアーツ	2	2			Δ		
	開設	単位合計(31科目)	75	24	22	21	8	0	日本語含まず
	/11 X	日本文学概論	1	27	22	21	J	1	
	_	国際社会と経済	1					1	→ 並列開講
	般	技術者と法	1					1	五四人 41/11 四十
	選 択	英 語 V	1					1	
	3/\	国際言語文化論	1					1	→ 並列開講
選	開設	単位合計(5科目)	5					5	-
択	(履		2					2	
科日		チャレンジセミナー	1		1.	<u> </u>	i i時		各種コンテスト等受賞者に認定
	特 別	国際・異文化理解	1			~5年で随			海外研修等参加者に認定
	選	基礎科目応用	1			~5年で随			漢字検定や実用英語検定などの資格取得
	択	特 別 学 習	1			~5年で随			ボランティア、特別講義など
	開設		4		1			4	The state of the s
	(選		6					6	
開設		立合計(40科目)	84	24	22	21	8	9	
履修			81	24	22	21	8	6	
- L- 15		, 1 H	01				Ŭ	J	I

		クトロニクス上字科		1	1	1	1	1	(平成31年度以降入字者用)
区分1	区分2	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
	#	基 礎 電 気 学 [2	2					
	基盤科品	基 礎 電 気 学 Ⅱ	2		2				
		電子通信工学基礎	2	2					
	目	情報リテラシー	2	2					
		応 用 数 学 I	2				2		
		応 用 数 学 II	2					2	
		応 用 物 理	2				2		
		電気磁気学Ⅰ	2			2			
		電気磁気学Ⅱ	2			2	2		
					0		2		
		電気回路学Ⅰ	2		2	_			
		電気回路学Ⅱ	2			2			
		信 号 伝 送 工 学	2				2		
		電 磁 波 工 学	2					2	
	専門	電 子 計 測	2			2			
	基	通信システム工学	2				2		
必修	礎 科	電 子 回 路 学 [2			2			
科	目	電 子 回 路 学 II	2				2		
目		電 子 工 学	2				2		
1		計 算 機 工 学 I	2		2				
1		計 算 機 工 学 II	2			2			
1		ディジタル設計	2				2		
1		プログラミングI	2		2				
		プログラミングⅡ	2			2			
		プログラミング応用	2				2		
		ネットワークエ学	2					2	
		技術者倫理概論	2					2	
	総 合 科	電子通信基礎演習Ⅰ	2	2					
		電子通信基礎演習Ⅱ	2		2				
		電子通信工学実験Ⅰ	4		2	4			
						4	4		
	目	電子通信工学実験Ⅱ	4				4		
		電子通信工学実験Ⅲ	4					4	11 72 41 -to 31 them= 33 11.
	nn -n	卒 業 研 究	8	_				8	共通教育必修75単位
	開設	単位合計(32科目)	76	8	10	16	22	20	卒業に必要な選択単位=167-76-75=16
		情報工学理論	2				2		
		画像処理工学	2				2		4年次で2単位以上
		Web コミュニケーション	2				2		
		半導体工学概論	1					1	4年か5年で修得可
1	専	ディジタル通信方式	2					2	
1	門	ディジタルシステム	1					1	
	応 用	半導体プロセス	2					2	
1	科	電 子 材 料	1					1	
1	目	電気通信法規	1					1	
1		技術 英語 I	1				1		
選		技 術 英 語 Ⅱ	1					1	
択科		開設単位合計(11科目)	16	0	0	0	1	.6	
目		(履修可能単位)	16	0	0	0	1	.6	16単位中 10単位以上履修
1		専 門 科 目 応 用	1					1	専門的資格取得
1		キャリアデザイン	1				1		4年後期(3学科共通)
1		インターンシップ	1					l	4年か5年で修得可
1		電子情報特別科目A	1		<u>I</u>	1	<u> </u>		
1	特別强	電子情報特別科目B	1			1			」 他学科や他高専、他大学等で開講する授業
1	択科目	電子情報特別科目C	1			1			科目のうち、教務委員会が指定する授業科
1		電子情報特別科目D	2			2			目。 指定する科目およびその科目の単位の取扱
1						2			いについては、教務委員会から提示する。
1		電子情報特別科目日	2			2			1~5年で修得可。
1		電子情報特別科目F	2			2			
開設	単位	開設単位合計(9科目) f 合 計 (52 科 目)	12 104]				
	<u> </u>	能単位合計	104						
/1/2	~ ~J		IVI	<u> </u>	21				

			/ ST 1 11							(十次61十次51年7(1日7117
	区分1	区分2	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
			基 礁 雷 気 学 I	2	2					
 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)						_				
日		盤	基 떑 電 気 学 Ⅱ	2		2				
情報リテクシー 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1	科	制御工学基礎	2	2	-				
 本 月 数 学 I 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1	日		9	9					
 受用物質 受用物質 受用物質 受用物質 受用物質 受用物質 受用物質 受用数分字 可定数 受用数分字 可定数 可用数字 可定数 可用数字 可定数 可定数					۷					
世			心 用 数 学 I	2				2		
 受用 物 理 2 型 気 磁 気 空 目 2 型 気 磁 気 空 目 2 型 気 図 所 学 目 2 型 気 図 所 学 目 2 型 子 図 月 図 子 図 2 型 子 図 月 図 子 図 2 図 所 理 子 図 2 図 月 図 月 図 2 図 月 図 日 図 2 図 月 図 日 図 2 図 日 図 2 図 月 図 日 図 2 図 月 図 日 図 2 図 日 図 図 2 図 日 図 図 図 2 図 日 図 図 図 2 図 日 図 図 図 図 2 図 日 図 図 図 図 図 図 図 図 の 2 図 日 図 図 図 図 図 図 図 図 の 2 図 日 図 図 図 図 図 の 2 図 日 図 図 図 図 図 図 図 の 2 図 日 図 図 図 図 図 図 図 図 の 2 図 日 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 の 2 図 日 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 の 2 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図			応用数学Ⅱ	2]				2	
照 気 報 気 学 I 2 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								2		
展 気 態 欠 学 II 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								۷		
 E 知 知 節 字 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			電 気 磁 気 学 I	2			2			
 E 知 知 節 字 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			電 気 磁 気 学 II	2				2	· <u></u>	
 花 笠 田 彦 宇 日 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							9			
 本 子 図 路 字 目 2 本 子 図 路 字 目 2 本 子 図 路 字 目 2 ま 子 図 路 夕 目 2 ま 子 図 路 夕 目 2 ま 子 図 路 夕 目 2 ま 子 図 日 2 ま 月 日 2 ま 日 2	1						۷			
# 下 回 路 字 II 2 2 2 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 3 1 3 1 3 1			電 気 回 路 学 Ⅱ	2				2		
# 下 回 路 字 II 2 2 2 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 3 1 3 1 3 1	1		電子回路学 I	2		-	2			
世	1							9		
世								۷		
後		専	計 算 機 工 学 I	2		2				
## 日	必	其	計 算 機 工 学 II	2			2			
終 科 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		THE				4				
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	修	科				4				
日	TV	目	プログラミング通論	2	<u> </u>		2			
日日	枓		シーケンス制御	2			2			
101/組込みシンテム基礎論 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	Ħ							0		
割 御 工 学 I 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3										
割			IoT/組込みシステム基礎論	2				2		
割			制 御 T. 学 I	2				2		
# 別 工 学 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									0	
大力トロークス工学 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1			2					2	
101/組込みシステム設計 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3			計 測 工 学	2				2		
101/組込みシステム設計 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3	1		メカトロニクスT学	2					2	
接 術 者 倫 理 概 論 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	1									
日本			IoT/ 組 込 み システム 設 計	2					2	
機能性システム工学基礎同型 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4			技術者倫理概論	2					2	
機能性システム工学基礎同型 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4	1		制御情報システム下受其磁溶羽Ⅰ	2	2.					
### おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおから 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日						_				
日本 日			制御情報システム工学基礎演習Ⅱ	2		2				
野野情報システム工学実験 4			制御情報システム工学実験Ⅰ	4			4		· <u></u>	
日 初期情報システムエ学実験 1		431	制御情報システムエ学宙殿Ⅱ	4				4		
本		目						T		
開設単位合計(32科目) 78 8 10 16 22 22 卒業に必要選択単位=167-78-75=14			制御情報システム工学実験Ⅲ	4					4	
開設単位合計(32科目) 78 8 10 16 22 22 卒業に必要選択単位=167-78-75=14			卒 業 研 究	8					8	共通教育必修75単位
「日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本		開設			0	10	16	99		
東京 ボスタ 大田 ボスタ ボスタ	\vdash	加収	1		0	10	10		44	十未に必安医扒早世=10/-(8-/5=14
マーグラミング特論 2 2 4年か5年で修得可 1 4年か5年で修得可 2 AI 概 編 2 2 2 2 2 2 2 2 2			信 号 処 理	2	<u></u>	<u></u>		2	<u></u>	4年次で9単位リト
選択 半導体工学概論 1 1 4年か5年で修得可 人間工学2 2 AI 概論 2 2 画像処理工学2 2 音響工学2 2 技術英語II 1 1 財政単位合計9科目) 15 0 0 0 15 15 (履修可能単位) 15 0 0 0 15 15 事門科目応用 1 1 中門的資格取得 2 4年後期 (3学科共通) キャリアデザイン 1 1 インターンシップ 1 1 電子情報特別科目A 1 1 電子情報特別科目B 1 1 電子情報特別科目C 1 1 電子情報特別科目D 2 2 電子情報特別科目C 1 1 電子情報特別科目C 2 2 電子情報特別科目 2 2 電子情報特別科目 5 2 電子情報特別科目F 2 2 開設単位合計(9科目) 12 2 開設単位合計(9科目) 12 1			プログラミング特論	2				2		コナバ (4年世以上
A 間 エ 学 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									<u> </u>	4年かに年で終復司
Al 概 論 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				1					ı	4十//9千 (1)16 付り
P		市	人 間 工 学	2					2	
下田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田		門	AI 概 論	2.					2	
田 日 日 日 日 日 日 日 日 日								-		
日 技 術 英 語 I		用							2	
技 術 英 語 I 1 1			音 響 工 学	2					2	
技術 英語 II 1		目		1				1		
押設単位合計(9科目) 15 0 0 0 15 15単位中 8単位以上履修 専門的資格取得								1		
(履修可能単位) 15 0 0 0 15 15単位中8単位以上履修 専門的資格取得 中門的資格取得 中門的資格取得 中門の資格取得 中間の資格取得 中間の資本の資金を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般を表現 中間の一体を表現 中間のの一体を表現 中間の一体を表現 中間のの一体を表現 中間のの一体を表現 中間のの一体を表現 中間のの一体を表現 中間のので、表現 中間のので、表現 中間のので、表現 中間のので、表現 中間ののでは、表現 中間ののでは、	選		技 術 英 語 Ⅱ	1					1	
(履修可能単位) 15 0 0 0 15 15単位中8単位以上履修 専門的資格取得 中門的資格取得 中門的資格取得 中門の資格取得 中間の資格取得 中間の資本の資金を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般の対象を表現 中間の一般を表現 中間の一体を表現 中間のの一体を表現 中間の一体を表現 中間のの一体を表現 中間のの一体を表現 中間のの一体を表現 中間のの一体を表現 中間のので、表現 中間のので、表現 中間のので、表現 中間のので、表現 中間ののでは、表現 中間ののでは、	40		開設単位合計(9科目)	15	0	0	0	1	5	
専門科目応用1 1 専門的資格取得 キャリアデザイン1 1 4年後期(3学科共通) インターンシップ1 1 4年後期(3学科共通) 電子情報特別科目A 1 他学科や他高専、他大学等で開講する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目。 電子情報特別科目D 2 指定する科目およびその科目の単位の取扱いについては、教務委員会から提示する。 電子情報特別科目E 2 1~5年で修得可。 電子情報特別科目F 2 2 電子情報特別科目F 2 2 開設単位合計(9科目) 12 開設単位合計(9科目) 105	択									15単位由 8単位以上層條
専門科目応用1 1 専門的資格取得 キャリアデザイン 1 1 4年後期(3学科共通) インターンシップ 1 1 4年か5年で修得可 電子情報特別科目B 1 1 他学科や他高専、他大学等で開講する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目。 電子情報特別科目D 2 2 指定する科目およびその科目の単位の取扱いについては、教務委員会から提示する。 電子情報特別科目F 2 2 電子情報特別科目F 2 2 開設単位合計(9科目) 12 1 開設単位合計(9科目) 12 1	科				U	U	U			
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	3.1		専門科目応用	1	<u></u>	<u></u>			1	専門的資格取得
特別選択科目 インターンシップ 1 1 4年か5年で修得可 電子情報特別科目A 1 1 他学科や他高専、他大学等で開講する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目。 電子情報特別科目D 2 2 指定する科目およびその科目の単位の取扱いについては、教務委員会から提示する。 電子情報特別科目F 2 2 電子情報特別科目F 2 2 開設単位合計(9科目) 12 12 開設単位合計(50科目) 105 105	目		キャリアデザイン	1				1		4年後期(3学科共通)
電子情報特別科目A 1 1 位学科や他高専、他大学等で開講する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のでは、教務委員会が指定する授業科目のでは、教務委員会が登場であり、以については、教務委員会から提示する。 1~5年で修得可。 2 間 子情報特別科目F 2 2 1~5年で修得可。 3 1~5年で修得可。 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			·						1	
特別選択科目 電子情報特別科目B 1 他学科や他高専、他大学等で開講する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目のうち、教務委員会が指定する授業科目。 電子情報特別科目D 2 指定する科目およびその科目の単位の取扱いについては、教務委員会から提示する。 電子情報特別科目F 2 2 電子情報特別科目F 2 2 開設単位合計(9科目) 12 開設単位合計(50科目) 105				1				1	1	4十月3年で修行り
### ### ### ### ### ### ### ### #### ####			電子情報特別科目A	1			1			
### ### ### ### ### ### ### ### #### ####		ME DITE	雷子情報特別科 FR	1			1			他学科や他高専、他大学等で開講する授
電子情報特別科目D 2 電子情報特別科目E 2 電子情報特別科目F 2 電子情報特別科目F 2 開設単位合計(9科目) 12 開設単位合計(50科目) 105										業科目のうち、教務委員会が指定する授業
電子情報特別科目E 2 電子情報特別科目F 2 電子情報特別科目F 2 開設単位合計(9科目) 12 開設単位合計(50科目) 105		DVIT H	電 ナ 情 報 特 別 科 目 C	1			1			科目。
電子情報特別科目E 2 電子情報特別科目F 2 開設単位合計(9科目) 12 開設単位合計(50科目) 105			電子情報特別科目D	2			2			
電子情報特別科目F 2 2				9			2			いについては、教務委員会から提示する。
開設単位合計(9科目) 12 開設単位合計(50科目) 105										11・0十八119付刊。
開 設 単 位 合 計 (50 科 目) 105			電子情報特別科目F	2			2			
開 設 単 位 合 計 (50 科 目) 105			開設単位合計(9科目)	12		-				
	開韵	単位								
吸 12 °1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	-									
	/程 1	» 川	北 半 仏 合 計	105						

区分1	区分2	クム上子杆	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
区ガ1	△刀2	授業科目			24	24-	44-	94-	7/用·与
		基礎電気学Ⅰ	2	2					
	基盤	基 礎 電 気 学 Ⅱ	2		2				
	科	計 算 機 工 学 I	2	2					
	目	計 算 機 工 学 Ⅱ	2		2				
		情報リテラシー	2	2					
		応 用 数 学 I	2				2		
		応 用 数 学 Ⅱ	2					2	
		応 用 物 理	2				2		
		電 気 磁 気 学	2				2		
		電気回路学	2			2			
		電 子 回 路 学	2			2			
		組込みシステム	2				2		
		コンピュータアーキテクチャ	2			2			
		人 間 環 境 工 学	2			2			
24	専	プログラミングI			4	2			
必	門 基		4		4				
修	礎	プログラミング I	4			4	_		
科	科目	数 值 計 算	2				2		
		信 号 処 理	2				2		
目		データ構造とアルゴリズム	2				2		
		情報ネットワーク	2				2		
		オペレーティングシステム	2				2		
		システム工学	1					1	
		情 報 数 学	2					2	
		情 報 理 論	2					2	
		情報セキュリティ	1					1	
		技術者倫理概論	2					2	
	総合	情報工学基礎演習Ⅰ	2	2					
		情報工学基礎演習Ⅱ	2		2				
		情報工学実験Ⅰ	4		_	4			
	科	情報工学実験Ⅱ	4			-	4		
	目	情報工学実験 III	4				1	4	
		卒 業 研 究	8					8	共通教育必修75単位
	1月 弘	単位合計(32科目)		0	10	1.0	00		卒業に必要選択単位=167-78-75=14
	用収		78	8	10	16	22	22	平来に必要選択単位=107-78-75=14
		福 祉 工 学	2				2		4年次で2単位以上
		オブジェクト指向プログラミング	2				2		
		半導体工学概論						1	4年か5年で修得可
	専	デ ー タ ベ ー ス	2					2	
	門内	数 理 情 報 工 学	2					2	
	応 用	画像・音処理論	2					2	
	科目	ヒューマン情報処理	2					2	
	П	技 術 英 語 I	1				1		
選		技術英語 II	1					1	
択		開設単位合計(9科目)	15	0	0	0	1	5	
		(履修可能単位)	15	0	0	0	1	.5	15単位中 10単位以上履修
科		専 門 科 目 応 用	1					1	専門的資格取得
目		キャリアデザイン	1				1		4年後期(3学科共通)
		インターンシップ	1					1	4年か5年で修得可
		電子情報特別科目A	1		<u> </u>	1	1		
	Ada Di Dan	電子情報特別科目B	1			1			他学科や他高専、他大学等で開講する授
	特別選 択科目	電子情報特別科目C	1			1			業科目のうち、教務委員会が指定する授業 科目。
						2			指定する科目およびその科目の単位の取
		電子情報特別科目D電子標報特別科目D	2			2			扱いについては、教務委員会から提示す る。
		電子情報特別科目日	2						1~5年で修得可。
		電子情報特別科目F	2		1	2	ı		
BB 50	224 41	開設単位合計(9科目)	12						
開設			105						
履修	可	能 単 位 合 計	105						

(令和4年度以降入学者用)

区分 1	区分 2	授	業	科	目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
1		工	学	入	門	1	1					
		機		学概	論	1	-	1				
		科	学技		史	1			1			
		製	図基		I	1	1					
	#	製	図 基		Π	1	1					
	基盤	機	械 製		Ι	1		1				
	科目	機	械 製	見 図	ΙΙ	1		1				
	目	£	のづく	り 実 習	I	4	4					
		£	のづく	り 実 習	П	4		4				
		情	報	基	礎	1	1					
		ネ	ットワ	ー ク 入	門	1	1					
		プ	ログラミ	ング入	門	1		1				
		情	報	処	理	1		1				
		応	用情報	別 処 理	I	1			1			
		応	用情報		II	1			1			
		情	報技術		I	1				1		
		情	報技術		Π	1				1		
		力	学 基		I	1			1			
		力	学 基		Π	1			1			
		応	用 数		Ι	1				1		
		応	用 数		Π	1				1		
		応	用物		Ι	1					1	
		応	用物		II	1					1	
		技	術	英	語	2					2	
		機		作	学	1			1			
		機	械	材	料	2					2	
必修		材	料力		Ι	2				2		
科	専門基礎科目	材	料力		Π	2				2		
目		機	械力		Ι	2				2		
		機	械力		Π	2				2		
		計	算 力		I	2					2	
		計	算 た		Π	2				_	2	
		熱	<u>力</u>	学	I	2				2		
		熱	<u>力</u>	学	Π	2				2		
		流	体 カ		I	2				2		
		流	<u>体</u> カ		Π					2		
			ネルギ			2					2	
		-	ネルギ			2		_			2	
		基	雄 電		I	1		1				
		基	雄 電		II	1		1				
		_	気 電 子		_	1			1			
			気電子		_	1			1	1		
			気 電 子			1				1		
				<u> </u>	_	1				1	9	
		計電			学学	2 2					2 2	
		电メ		x ス 1 ニ ク	子ス	2					2	
	総合科目	機	械 設 計		I	1			1		4	
		機機			I	1			1			
			械設計		Ш	2			1	2		
			一概 取 司			2			2			
		進	路と	<u>/ ムエチ</u> ミ ナ	一	1			2	1		
		課	題	<u>・・</u>	究	4				4		
		卒		研	究	10				7	10	
	【必修		表 設単位合		_	91	9	11	12	29	30	
選	専門総合	_	ンター		_	1	,	11	14	1	50	4年または5年で修得可
			践プロ		_	5	いずぇ	L lの学年で	も修得可	(5単位)	L まで)	- 1 2 (C120 C15 IA . A
			<u>以</u> 設単位小書		_	6	. / *	, , ,	2.219	1		
択科		_	門特別		_	60	いずれ	の学年で	も修得可	(60単位	まで)	「熊本高等専門学校以外の大学等における学
目		外	部	単	位	60				(60単位		修に関する細則」で認定する単位数と合わせ て60単位を超えないものとする
		開言	設 単 位 小 詰	計(2科目		120						
		】開	設単位合計	十(4 科 目)	126						
開設	単位	合	計 (5	58 科 目)	217		3	84			

### 1 # 1	区分 1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
			建築社会デザイン工学概論	1	1					
# 변환 변		i I	創 造 演 習	1	1					
### 日本の		# AD	基 礎 製 図 I	1	1					
# 他		基盤 科日	基 礎 製 図 Ⅱ	1	1					
プログラミング入門 1 1 1 1 1 1 1 1 1				1	1					
接				1	1					
용가 없 면 I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						1				
 金計製図目目 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日					1					
設計 製 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 図						1				
							1			
調金 学 及 が 利 米 日					1					
理 接 接 村 科 I										
議 放 村 科 I I I I I I I I I I I I I I I I I I										
横 速 力 学 I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
横 進 力 学 町 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
# 注 カ 学 田 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日						'	1			
# 当 カ 字 W 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1									
## 所 類 境 工 学 I I I I I I I I I I I I I I I I I I	1						'	2	<u> </u>	
### 1	1						1		<u> </u>	
# 上 贯 エ 学 Ⅱ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1									
R	1									
当日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	1	由				1	<u>'</u>			
		門門				<u>'</u>	1			
	必修	基								
	科	一 艇 私						1		
解構 造 エ 学 I 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	目	目								
類構造工学 I 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									2	
接										
部 市 計 画 I										
建 築 設 計 漢 習 I 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							1			
建築計画 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2				2				2		
建築 計画 I 2				2				2		
建築 東 東 I 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										
建築環境工学 I 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				2				2		
建築環境工学 I 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				2				2		
地 盤 工 学 2			建 築 環 境 エ 学 Ⅱ	2				2		
大田 中の 中の 中の 中の 中の 中の 中の 中			建 築 法 規	2				2		
接筋コンクリートエ学 I 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			地 盤 工 学	2				2		
建築 設 備 2			T	2				2		
 施 工 法 I 2 施 工 法 I 2 建 整 社 会 工 学 実 験 I 1 建 築 社 会 工 学 実 験 I 1 は 築 社 会 工 学 実 験 I 1 は 築 社 会 工 学 実 験 I 1 は 発 社 会 工 学 実 験 I 1 は 発 社 会 工 学 実 験 I 1 I 1 			鉄筋コンクリートエ学Ⅰ	2				2		
 施 工 法 Ⅱ 2 建 築 社 会 工 学 実 験 Ⅱ 1 連 築 社 会 工 学 実 験 Ⅲ 1 財産 発 社 会 工 学 実 験 Ⅲ 1 財産 発 社 会 工 学 実 験 Ⅲ 1 財産 発 社 会 工 学 実 験 Ⅲ 1 財産 発 社 会 工 学 実 験 Ⅲ 1 財産 類 研 究 2 中 業 研 究 10 連 察 セ ミ ナ ー 1 「必修】 開股単位小計 (53科目) お カ コ ク リート エ 学 Ⅱ 2 対 カ コ ク リート エ 学 Ⅱ 2 対 カ コ ク リート エ 学 Ⅱ 2 対 カ カ 計 画 Ⅰ 2 対 カ カ 計 画 Ⅰ 2 対 カ カ 計 画 Ⅰ 2 対 カ カ ト 計 画 1 2 対 カ ト 計 画 2 2 対 カ ト 計 日 2 2 <li< td=""><td></td><td>建築 設 備</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></li<>			建築 設 備	2					2	
 建築社会工学実験 I 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				2					2	
建築社会工学実験 1				2					2	
2		40								
連業社会工学実験 V 1 課題研究2 2 本業研究10 10 進路セミナー 1 1 【必修】開設単位小計(53科目) 80 8 9 12 29 22 建築設計演習工2 2 鉄筋コンクリート工学工2 2 建築設計演習工2 2 建築設計演習工2 2 建築設計演習工2 2 建築設計演習工2 2 建築設計演習工2 2 建築設計 (2) 2 が近工学2 2 土木構造設計2 2 ブ川海岸工学2 2 土木構造設計2 4年または5年で修得可 実践プロジェクト 5 いずれの学年でも修得可(5単位まで) 開設単位小計(10科目) 22 特別選択 新設単位小計(2科目) 120 [選択]開設単位小計(12科目) 142 35	1						1			
選択科目 専門総合 第 セミナー 1 10 選択科目 東門総合 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		総合								
選択科目 専門総合 第 セミナー 1 10 選択科目 東門総合 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		科								
選択科目 単盤 を設計 演習 II 2 2 29 22 財政単位小計 (53科目) 80 8 9 12 29 22 要 整設計 演習 II 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		目						2		
【必修】開設単位小計(53科目) 80 8 9 12 29 22 建築設計演習Ⅱ 2									10	
建築設計演習 I 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		F 81 4					40			
選択科目 鉄筋コンクリート工学 I 2 2 建築設計演習 II 2 2 都市計画 II 2 2 がび工学 2 2 工株構造設計 2 2 河川海岸 工学 2 2 インターンシップ 1 1 専門総合 1 特別選択 1 特別選択 1 (10科目) 22 財設単位小計(10科目) 10 「熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則」で認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする 「服設単位小計(2科目) 120 【選択】開設単位小計(12科目) 142 35 142	<u> </u>				8	9	12		22	
選択科目 建築設計演習皿2 2 選択科目 本市計画工2 2 が災工学2 2 土木構造設計2 2 河川海岸工学2 2 インターンシップ1 1 専門総合 第2 プロジェクト 5 財設単位小計(10科目) 22 専門特別セミナー60 いずれの学年でも修得可(5単位まで) 特別選択 所別セミナー60 財設単位小計(2科目) 120 【選択】開設単位小計(12科目) 142 35 「原本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則」で認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする	選択科目	専門応用科								
選択科目 選択科目								2	_	
選択科目 都市計画 □ 2 2 防災 エ 学 2 2 土木構造設計 2 2 河川海岸エ 学 2 2 す門総合 実践プロジェクト 5 いずれの学年でも修得可(5単位まで) 開設単位小計(10科目) 22 専門特別セミナー 60 いずれの学年でも修得可(60単位まで) 特別選択 財設単位小計(2科目) 120 【選択】開設単位小計(12科目) 142 35										
選択科目 本株 造設計 2 東門総合 ・ フェックト 5 特別選択 ・ の の の の の の の の の の の の の の の の の の の										
選択 科目 目										
専門 総合 インターンシッフ 1 1 4年または5年で修得可 実践プロジェクト 5 いずれの学年でも修得可(5単位まで) 開設単位小計(10科目) 22 5 12 専門特別セミナー 60 いずれの学年でも修得可(60単位まで) 「熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則」で認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする 特別選択 部単位 60 いずれの学年でも修得可(60単位まで) 対せて60単位を超えないものとする 【選択】開設単位小計(12科目) 142 35										
専門 総合 インターンシッフ 1 1 4年または5年で修得可 実践プロジェクト 5 いずれの学年でも修得可(5単位まで) 開設単位小計(10科目) 22 5 12 専門特別セミナー 60 いずれの学年でも修得可(60単位まで) 「熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則」で認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする 特別選択 部単位 60 いずれの学年でも修得可(60単位まで) 対せて60単位を超えないものとする 【選択】開設単位小計(12科目) 142 35										
実践プロジェクト 5 いずれの学年でも修得可(5単位まで)								1		/ 年またけ5年で終得可
開設単位小計 (10科目) 22 5 12 12 12 12 12 142 135 12 12 12 12 12 12					しんギャ	の学年で	★.修得可		L ≢で)	¬+ かんは♥+ じ廖符刊
専門特別セミナー 60 いずれの学年でも修得可(60単位まで) 「熊本高等専門学校以外の大学等における学修に関する細則」で認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする 開設単位小計(2科目) 120 【選択】開設単位小計(12科目) 142 35		総合			6.97		∪炒付刊			
特別選択 外 単位 60 いずれの学年でも修得可(60単位まで) 学修に関する細則」で認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする 開設単位小計(2科目) 120 120 【選択】開設単位小計(12科目) 142 35					しずか	の学年で・	±. 修得司			┃ ┃「熊本高等専門学校以外の大学等における┃
開設単位小計 (2科目) 120 (選択】開設単位小計 (12科目) 142 35										学修に関する細則」で認定する単位数と合
【選択】開設単位小計(12科目) 142 35		可测选抓			0.946	ンナ サビ	O IS IA II	、ひり単位	L & C /	わせ(bU単位を超えないものとする
90		【 :韓+				25				
	-	開設単位合計(65科目)				35		<u> </u>	<u> </u>	

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
		生物化学システム工学概論		1					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		化 学 演 習		1					
		無機化学基礎		1					
		有機化学基礎		1					
		物理化学Ⅰ	2	-	2				
	基	分析化学Ⅰ	1		1				
	盤 科	生 物 I	2	2	1				
	目	<u>生</u> 物 II	2	2	2				
		生物化学実験Ⅰ	2		2				
		情報基礎		1	2				
				1					
		ネットワーク入門プログラミング入門		1	1				
		プログラスクス円 化 学 工 学			1	2			
		物 理 化 学 Ⅱ				1			
		物 理 化 学 Ⅲ	1				1		
		物 理 化 学 Ⅳ	2				2		
		有 機 化 学 I	1				1		
		有 機 化 学 Ⅱ	2				2		
		分析 化 学 Ⅱ					1		
		分析化学Ⅲ	2				2		
		生 化 学 I	1		1				
		生 化 学 Ⅱ	1			1			
必		生 化 学 Ⅲ	2				2		
修		細 胞 生 物 学	2			2			
科		微生物学	2			2			
目	専 門	分 子 生 物 学 I	1				1		
	基	分 子 生 物 学 Ⅱ	2				2		
	礎	発酵 工 学 I	1				1		
	科目	発 酵 工 学 Ⅱ	1				2		
	H	生物化学工学						2	
		情 報 処 理			1				
		応用情報処理Ⅰ	1		-	1			
		応用情報処理Ⅱ	1			1			
		電気電子工学				-	1		
		情報工学					1	2	
		生命情報概論	-					2	
							9		
							2	0	
		応用物理I	2					2	
		応用物理Ⅱ						2	
		技術英語						2	
		環 境 科 学						2	
		安全工学						2	
	444	生物化学実験Ⅱ				4			
	総合	生物化学実験Ⅲ					4		
	科	課題 研究					4		
	目	卒 業 研 究	1					10	
	_	進路セミナー	1				1		
	【必何	多】開設単位小計(47科目)	87	8	10	14	29	26	
		食品学概論						2	
	'-1	材 料 化 学	2					2	
		医薬品工学概論	2					2	
	応用	分 離 工 学						2	
	科	細 胞 工 学	2					2	
選	目	半 導 体 工 学	2					2	
択科		制御システム	2					2	
目	専門	インターンシップ					1		4年または5年で修得可
1	総合	実践プロジェクト	5	いずオ	ιの学年で	も修得可	(5単位)		
1		開設単位小計(9科目)	20				2	14	「能未古牧市田学校NMの上学校フェン・ファ
1	特別	専門特別セミナー	60				(60単位		「熊本高等専門学校以外の大学等における 学修に関する細則」で認定する単位数と合
1	選択	外 部 単 位		いずれ	の学年で	も修得可	(60単位	まで)	わせて60単位を超えないものとする
1	1.55.4	開設単位小計(2科目)	120						
-		尺】開設単位小計(11科目) 単位合計(58科目)	140 227						
	刑以	十四日日 (997日月)	441						

電子情報システム工学専攻

(平成31年度以降入学者用)

						学年別配当		
区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	1年次	2年次	
	66	起業化と社会	講義	2	2	2		
	総合	創造性工学	講義	2	2	2		
	基	信頼性工学	講義	2	2	2		
	盤	感性情報工学	講義	2	2	2		
		技術者倫理	講義	2	2	2		
必 修	コミュニ	コミュニケーション英語	講義	2	2	2		
科	ケーション	技術英語	演習	2	2		2	
目		技術表現特論	演習	2	2		2	
		創成技術デザイン実習 I	実習	1	1	1		
	実験	創成技術デザイン実習Ⅱ	実習	1	1	1		
	研究	システム工学特別研究 I	実験	2	2	2		
		システム工学特別研究Ⅱ	実験	8		8		
		開設単位小計		28	28	16	12	
		物理数学	講義	2]	2		
		データサイエンス	講義	2]	2		
		離散数学	講義	2]	2		
		物理シミュレーション	講義	2		2		
	専	計測と制御	講義	2	-	2		
	門	ディジタル電子回路学	講義	2		2		
	基	知能情報処理	講義	2	16単位以上	2		
	盤	画像情報処理工学	講義	2	-	2		
		回路システム学	講義	2	=	2		
		モバイルネットワーク	講義	2	=	2		
		ネットワーク工学特論	講義	2	-	2		
		数理・OR工学	講義	2	-	2		
		情報セキュリティ特論	講義	2		2		
		応用電磁気学	講義	2	-		2	
	電	光情報処理工学 電子物性論	講義講義	2 2	-	2	2	
	子 通	集積回路工学		2	-	2		
	信	来傾凹岭工子 マルチメディア工学	講義講義	2	-	2	2	
選	系	ディジタル信号処理工学	講義	2	-		2	
択		情報処理回路	講義	2	=		2	
科		ロボット工学特論	講義	2	-		2	
目		知的制御システム論	講義	2	=		2	
	情	ソフトウェア設計工学	講義	2	-	2	2	
	報	人間生体工学	講義	2	=	2		
	制	音響システム工学	講義	2	=	2	2	
	御系	ヒューマンインターフェース技術	講義	2	18単位以上	2	2	
	ボ	福祉情報技術	講義	2	10 1 120/1		2	
		言語処理	講義	2	†		2	
		インターンシップ実習1	実習	1	1	1		
		インターンシップ実習2	実習	2	† †	2		
	共	インターンシップ実習3	実習	3	1	3		
	同	インターンシップ実習4	実習	4	† †	4		
	教	プロジェクト実習	実習	2	1	2		
	育	特別共同講義 1	講義	2	1	2		
		特別共同講義 2	講義	2	1	2		
		特別共同講義 3	講義	2	1	2		
	特別セミ	特別実習セミナー1	演習	1	1	1		
	ナー	特別実習セミナー2	演習	1	† †	1		
		開設単位小計	127.11	76		76		
	1	開設単位合計		104		10		
		修得単位合計		107	62単位以上	10	•	

(令和3年度以降入学者用)

区八1	区八百	極業均 口	種別	出位粉	收 須 邑 広 粉	学年短	別配当
区分1	区分 2	授業科目	作里力リ	単位数	修得単位数	1年次	2年次
		比較文化論	講義	2	2	2	
		技術倫理	講義	2	2	2	
	総合基盤	創成実践技術	講義	2	2	2	
		技術開発と知的財産権	講義	2	2		2
		エンジニア実践学	講義	2	2	2	
	コミュニケーション	上級英語	講義	2	2	2	
	- (4-)	スピーチ・コミュニケーション	講義				2
		応用解析	講義	2	2	2	
27	自然科学	物理化学	講義	2	2	2	
必 修	D 200-11-1	生命基礎科学	講義	2	2	2	
科		地球環境科学	講義	2	2		2
目		生産デザイン論	講義	2	2		2
		複合材料工学	講義	2	2		2
	基礎工学	応用情報科学	講義	2	2	2	
		計算応用力学	講義	2	2	2	
		データマイニング概論	講義	2	2	2	
		生産システム工学実験	実験	2	2	2	
	実験研究	応用プロジェクト	実験	2	2		2
	23200120	特別研究I	実験	6	6	6	
		特別研究Ⅱ	実験	8	8		8
		開設単位小計		50	50	30	20
		創造設計工学	講義	2		2	
		数值設計工学	講義	2			2
		固体力学	講義	2		2	
	144 1 h 6- Ab - T	熱流動論	講義	2		2	
	機械知能系	高電圧工学	講義	2		2	_
		デジタル制御	議義	2			2
		物性工学	講義	2		2	_
		センサ工学	講義	2			2
		生産システム	講義	2			2
		建設素材工学	講義	2		2	
		構造解析学	講義	2		2	0
		振動解析学	講義	2		0	2
	建築・土木系	地盤保全工学 水環境工学	講義講義	2 2		2	2
	建架 工小ボ	地域計画論		2		2	2
		空間計画学	講義講義	2		2	
選		景観設計演習	再 衰 演習	2		۷	2
選 択 科		京観設計(典質 環境施設設計演習	演習	2	12単位以上	2	۷
科		現現地設設計價音 分子細胞工学	講義	2		2	
目		応用微生物学	講義	2		2	
		応用生物化学	講義	2		2	
	生物・化学系	無機化学	講義	2		2	
	工1277 旧子水	有機反応化学	講義	2		2	
		分析技術学	講義	2		2	
		プロセス化学	講義	2		2	
		電磁気現象	講義	2		2	
		計算機プログラミング	講義	2		2	2
	ICT系	電子計測技術	演習	1		1	2
		情報通信技術	演習	1		1	
		創成実践セミナー	演習	1		1	
		インターンシップ I	実習	1~4		1~4	
	共同教育	インターンシップ I	実習	1~4		_ _ _	$1 \sim 4$
		研究技術インターン	実習	1		学年に	<u></u> 関係なく
	学外	特別実習セミナー	講義・演習	1又は2			関係なく
	4 / 1	開設単位小計	M744 15 E	61~68		44~48	19~23
	開設	単位合計		111~118		74~78	39~43
		単位合計			62単位以上		10
	15/14				- 1 401上		

(令和5年度以降入学者用)

						学年別配当		
区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	1 年次	2年次	
		創成技術デザイン実習 I	実習	1	1	1		
i		創成技術デザイン実習Ⅱ	実習	1	1	1		
i	共同設置科目	システム工学特別研究 I	実験	2	2	2		
i		データサイエンス	講義	2	2	2		
必		知能情報処理	講義	2	2	2		
修		信賴性工学	講義	2	2	2		
科	高専設置科目	感性情報工学	講義	2	2	2		
目	(連携教育プログラム)	コミュニケーション英語	講義	2	2	2		
		起業化と社会	講義	2	2	2		
i	高専設置科目	創造性工学	講義	2	2	2		
	1.4.4 6000011111	技術者倫理	講義	2	2	2		
, <u> </u>	盟	設単位小計	D1.1-4:X	20	20	20	0	
	100	物理数学	講義	2	20	2	V	
i		離散数学	講義	2		2		
i		回路システム学	講義	2		2		
i		ディジタル電子回路学	講義	2		2		
i	高専設置科目 (連携教育プログラム)	情報セキュリティ特論	講義	2	10144401	2		
i		ネットワーク工学特論 画像情報処理工学	講義講義	2 2	13単位以上	2 2		
i		計測と制御	講義	2		2		
i		電子物性論	講義	2		2		
i		集積回路工学	講義	2		2		
		ソフトウェア設計工学	講義	2		2		
i		物理シミュレーション	講義	2		2		
i		モバイルネットワーク	講義	2		2		
選		数理・OR工学 応用電磁気学	講義講義	2 2		2	2	
択		光情報処理工学	講義	2			2	
科		マルチメディア工学	講義	2			2	
目		ディジタル信号処理工学	講義	2			2	
		情報処理回路	講義	2			2	
		ロボット工学特論	講義	2			2	
	高専設置科目	知的制御システム論 人間生体工学	講義講義	2 2		2	2	
		音響システム工学	講義	2		4	2	
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2		2		
		福祉情報技術	講義	2			2	
		言語処理	講義	2			2	
		特別共同講義 1	講義	2			2	
		特別共同講義 2 特別共同講義 3	講義講義	2 2			2	
		特別実習セミナー1	演習	1			1	
		特別実習セミナー2	演習	1				
Ţ	開	設単位小計		60		40	28	
	九州大学記	9置科目		34	30	3	4	
	開設単位			114		94	62	
	修得単位			***	62単位以上	0.1	02	

別表第4

生産システム工学専攻 九大工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム

(令和5年度以降入学者用)

区分1	区分2	授業科目	種別	単位数	修得単位数	学年別	配当
△刀 1	△刀 ∠			- 単位数	修行单位数	1年次	2年次
		特別研究 I	実験	6	6	6	
	共同設置科目	応用情報科学	講義	2	2	2	
		データマイニング概論	講義	2	2	2	
		上級英語	講義	2	2	2	
		スピーチ・コミュニケーション	講義	2	2		2
必		応用解析	講義	2	2	2	
修 科	高専設置科目	物理化学	講義	2	2	2	
目	(連携教育プログラム)	計算応用力学	講義	2 2		2	
		生命基礎科学	講義	2 2		2	
		エンジニア実践学	講義	2	2	2	
		創成実践技術	講義	2	2	2	
	高専設置科目	比較文化論	講義	2	2	2	
	開	設単位小計		28	28	26	2
		高電圧工学	講義	2		2	
		物性工学	講義	2		2	
	高専設置科目 (機械知能系)	創造設計工学	講義	2		2	
		固体力学	講義	2		2	
		熱流動論	講義	2		2	
		建設素材工学	講義	2]	2	
		構造解析学	講義	2		2	
	高専設置科目	地盤保全工学	講義	2		2	
	(建築・土木系)	地域計画論	講義	2		2	
選 択		空間計画学	講義	2	4 H (+ D) [2	
択		環境施設設計演習	演習	2	4単位以上	2	
科目		分子細胞工学	講義	2		2	
		応用微生物学	講義	2		2	
		応用生物化学	講義	2		2	
	高専設置科目 (生物・化学系)	無機化学	講義	2		2	
	(生物・11十末)	有機反応化学	講義	2		2	
		分析技術学	講義	2	[2	
		プロセス化学	講義	2]	2	
	高専設置科目	電子計測技術	演習	1	1	1	
	(各系共通)	情報通信技術	演習	1]	1	
	開	設単位小計		38		38	0
	九州大学	設置科目		34	30	3	4
	開設単位	位合計		100		98	36
	修得単	立合計			62単位以上		

教育課程表

(別表第1~別表第3)

- ・本 科 共通教育科目(6学科共通)
 (平成31年度(2019年度)~令和3年度(2021年度)入学者用) 機械知能システム工学科、建築社会デザイン工学科、 生物化学システム工学科
 (平成31年度(2019年度)~令和3年度(2021年度)入学者用)
- ・専攻科 生産システム工学専攻 (平成31年度(2019年度)~令和2年度(2020年度)入学者用)

別表第1 共通教育科目(6学科共通)

(平成31年度~令和3年度入学者用)

区分1	区分2		業 ≉	<u> </u>	単	位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
1// 1		国	語		I	2	2	'	7 1	- 1	7 1	Lin . 7
		国	語		I	2		2				
		<u> </u>	語		Ш							外国人留学生以外に対して開講
			本		I	2			2			外国人留学生に対して開講
		政治			済	2	2					TO STATE A STATE OF PARTY
		倫			理	2		2				
		世			史	2		2				
		日	本		史							外国人留学生以外に対して開講
	基	日 2	本		I	2			2			外国人留学生に対して開講
	礎	数	学		Ι	6	6					
		数	学		П	6		6				
	科	数	学	-	Ш	6			6			
	目	化			学	3	3					
		物	理		Ι	3		3				
		物	理		П	2			2			
		英	語		I	4	4					
必		英	語		П	4		4				
修		英	語	-	Ш	4			4			
科		生涯	スポ	ーッ	Ι	2	2					
''		生涯	スポ	ーッ	П	2		2				
		生涯	スポ	ーッ	Ш	2			2			
		リベラ	ルア、	- ツ入	門	1	1					
		リベラ	ルアー	ツ実践	Ι	1		1				
		リベラ	ルアー	ツ実践	П	1			1			
		リベラ	ルアー	ツ実践	Ш	1				1		
		コミュニ	ケーシ	ョン言語	論	1				1		外国人留学生以外に対して開講
	総	日 2	本	語	П	1				1		外国人留学生に対して開講
	合	科学技	技術	と現り	代	1				1		
	科	国際	社 会	と文	化	1				1		外国人留学生以外に対して開講
	目	日 2	本	語	Π	1				1		外国人留学生に対して開講
	Ħ	総	合	理	科	2	2					
		実 践	英	会	話	2			2			
		英	語]	IV	2				2		
		生涯	スポ	ーッ	IV	2				2		
		芸		í	術	2	2					音楽と美術を半期づつ
	開設	単位合	計 (;	31 科 目))	75	24	22	21	8	0	日本語含まず
					論	1					1	
	<u>→</u>				済	1					1	並列開講
	般選択	技 術	者	٤ ۽	法	1					1	J
	択	英	語		V	1					1	並列開講
選					論	1					1	
択		単位合			_	5					5	
	(履	修可	能	単位)	2					2	
科	特			セミナ、	_	1		1 ~	~5年で	随時		各種コンテスト等受賞者に認定
目	別			化理力	解	1			~5年で			海外研修等参加者に認定
	選択	基礎			用	1			~5年で			漢字検定や実用英語検定などの資格取得
			別		習	1		1 ~	~5年で	随時		ボランティア、特別講義など
	開設	単位合	計 (4 科 目))	4					4	
	(遅			合 計))	6					6	
開設	単位	合 計	(40	科目)	84	24	22	21	8	9	
履	修可	能	単 位	: 合	計	81	24	22	21	8	6	

								7,017/	
区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
			月 1	1					
				1	1				
			台 1		1				
		科 学 技 術 5	t 1			1			
	#		[1	1					
	基								
	ήπ		I 1	1					
	盤	機械製図	[1		1				
	€ 1		I 1		1				
	科				1				
			[4	4					
	目	ものづくり実習]	I 4		4				
1			楚 1	1					
			月 1	1					
		プログラミング入り	月 1		1				
			1		1				
					1				
			[1			1			
		応用情報処理]	I 1			1			
			[1			_	1		
			_						
		情報技術演習]	I 1				1		
			[1			1			
			I 1			1			
			[1				1		
			I 1				1		
							1	1	
			[1					1	
			I 1					1	
			吾 2					2	
						1			
27			学 1			1			
必	専	機械材料	斗 2					2	
1.45	, ,		[2				2		
修	門								
401	' '		I 2				2		
科	基		[2				2		
_	25		I 2				2		
目	礎		_					0	
	THE		[2					2	
	科	計 算 力 学]	I 2					2	
	17		[2				2		
	目								
			I 2				2		
		流体力学	[2				2		
			I 2				2		
								0	
			[2					2	
		エネルギー工学]	I 2					2	
			[1		1				
			I 1		1				
		電気電子回路Ⅰ	A 1			1			
		電気電子回路[]				1			
			_			1	-		
		電気電子回路Ⅱ⊿					1		
		電気電子回路Ⅱ]	3 1			[1		
			Ž 2					2	
		可	F 4						
			学 2					2	
		メカトロニクン	۷ 2			[2	
			[1			1			
	総		I 1			1			
		機械設計演習Ⅰ	II 2				2		
	合	機械知能システム工学実際				2			
	科								
		· · · ·	- 1				1		
	目	課 題 研 多	ቺ 4				4		
			된 10					10	
	T 51.77			_		10	20		
	【必修	所設単位合計(54科目)	91	9	11	12	29	30	
		インターンシップ	プ 1				1		4年または5年で修得可
選	専門	実践プロジェク	5	レギカ	の学年で	も修得可	1 (5)単代	(すで)	
	総合	大阪ノーノエク	. 0	V . 9 4 C	// / + + C	○◎行門		L & ()	
択		用取单位小訂(2件目)	О				1		
科	特別	専門特別セミナー	- 5	いずれ	の学年で	も修得可	J (5単代	(まで)	
1 1	選扣	開設単位小計(1科目)	5	,,,,		! 4	. , , , ,	- /	
目			_						
		引】開設単位合計(3科目)	11						
開言	设 単	位 合 計 (57 科 目)	102						
				1					

区分1	区分2	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
		建築社会デザイン工学概論	1	1					
	基	創 造 演 習	1	1					
	盤	基 礎 製 図 I	1	1					
		基 礎 製 図 Ⅱ	1	1					
	科	情 報 基 礎	1	1					
	目	ネットワーク入門	1	1					
		プログラミング入門	1		1				
		建築構法	1	1					
		設計 製図 設計 製図	1		1				
		設計製図Ⅱ	1		1				
		設計製図Ⅲ	1			1			
		設計製図Ⅳ	1			1			
		測量学及び同実習Ⅰ	1	1					
		測量学及び同実習Ⅱ	1		1				
		測量学及び同実習Ⅲ	1		1				
		建設材料Ⅰ	1		1				
		建設材料Ⅱ	1		1				
		構造力学I	1		1	_			
		構 造 力 学 Ⅱ 構 造 力 学 Ⅲ	1			1			
		構造力学Ⅲ	1			1	0		
		構造 力学 Ⅳ	2			1	2		
	専	都 市 環 境 工 学 土 質 工 学 I	1 1			1			
						1			
业	門	土 質 工 学 Ⅱ C A D 演 習	1		1	1			
地	₩	L A D 演 省 地 形 情 報 処 理	1 1		1	1			
修	基	応 用 情 報 処 理	1			1			
	礎	応 用 数 学	1			1	1		
科		応用物理	1				1		
	科		2				1	2	
		鋼 構 造 工 学 I 鋼 構 造 工 学 Ⅱ	2					2	
	目	技術英語	2					2	
		都市計画 I	1			1			
		都 市 計 画 I 建 築 設 計 演 習 I	2			1	2		
		建築計画Ⅰ	2				2		
		建築計画Ⅱ	2				2		
		建築史Ⅰ	2				2		
		建 築 史 I 建 築 環 境 工 学 I	2				2		
		建築環境工学Ⅱ	2				2		
		建築法規	2						
		地 盤 工 学	2				2 2		
		水 理 学	2				2		
		鉄筋コンクリート工学I	2				2		
i i		建 築 設 備	2					2	
		施 工 法 I	2					2	
		施 工 法 Ⅱ	2					2	
		建築社会工学実験Ⅰ	1			1			
	445	建築社会工学実験 Ⅱ 建築社会工学実験 Ⅲ	1			1			
	総合	建築社会工学実験Ⅲ	1				1		
	総合科目	建 築 社 会 工 学 実 験 IV	1				1		
	目	課 題 研 究	2				2		
		卒 業 研 究	10					10	
	F 57 7	進路セミナー	1			10	1		
\vdash	【必化		80	8	9	12	29	22	
		建築設計演習Ⅱ	2				2		
	専門・	鉄筋コンクリート工学Ⅱ	2				2	0	
	門	建 築 設 計 演 習 Ⅲ 建 築 史 Ⅱ	2					2	
選	応用科目	建 築 史 II 都 市 計 画 II	2 2					2	
、选	科	M	2					2	
択	目	内 次 上 子 土 木 構 造 設 計							
		河川海岸工学	2 2					2	
科		一川 一伊 一上 子 インターンシップ	1				1		4年または5年で修得可
目目	専門	実践プロジェクト	5	レルチャ	L の学年で	 も修得可		キベ)	ェナムにはサく修行り
	総合	開設単位小計(10科目)	22	v · 9 4 C	77++ C	ひじ行り	<u>(3 単位</u> 5	12	
	性印	恵 明 特 別 ヤ ミ ナ ー	5	いずわ	L の学年で	 も修得可			
	1寸 <i>川</i> 選択	専門特別セミナー開設単位小計(1科目)	5	v · 9 4 U	シナナし		(0 平世	. s. < /	
	【選	尺】開設単位小計(11科目)	27						
開言		位合計(64科目)	107						
1711 H	<u>^ T</u>	<u>ы ы н (от 11 н)</u>	101						l.

E7 /\ 1	EZIVO	授業科目	14 14 *L	1/=	0/F	0/T		PX-01-	
区分1	区分2		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
		生物化学システム工学概論	1	1					
		化 学 演 習	1	1					
İ		無 機 化 学 基 礎	1	1					
		有機化学基礎	1	1					
	基			1	0				
	盤	物 理 化 学 I	2		2				
	盆	分 析 化 学 I	1		1				
	科	生 物 I	2	2					
	17	生物 II	2		2				
	目	生物化学実験Ⅰ	2		2				
		情 報 基 礎	1	1					
		ネットワーク入門	1	1					
		プログラミング入門	1		1				
		化 学 工 学	2			2			
		物理化学Ⅱ	1			1			
		物 理 化 学 Ⅲ	1				1		
		物 理 化 学 Ⅳ	2				2		
1		有機 化学 I	1				1		
1		有機化学Ⅱ	2				2		
		八七九二十二							
		分析 化学 Ⅱ	1				1		
		分析 化学 Ⅲ	2				2		
		生 化 学 I	1		1				
.iv		生 化 学 Ⅱ	1			1			
必			2			1	2		
修	専								
	-11-	細 胞 生 物 学	2			2			
科	門	微生物学	2			2			
1 "		分 子 生 物 学 I	1				1		
目	基	分子生物学Ⅱ	2				2		
	礎	発酵工学 [1				1		
		発 酵 工 学 Ⅱ	2				2		
	科	生物化学工学	2					2	
1	_	情 報 処 理	1		1				
	目	応用情報処理I	1		*	1			
		応用情報処理Ⅱ	1			1			
		電気電子工学	1				1		
		情 報 工 学	2					2	
1		生命情報概論	2					2	
							0		
		応 用 数 学	2				2		
1		応 用 物 理 I	2					2	
		応用物理Ⅱ	2					2	
1		技 術 英 語	2					2	
			2					2	
1		安 全 工 学	2					2	
		生物化学実験Ⅱ	4			4			
	総	生物化学実験Ⅲ	4				4		
1	合	課題研究	4				4		
	総合科目						'1	10	
	🗏	卒 業 研 究	10					10	
		進路セミナー	1				1		
	【必作	图】開設単位小計(47科目)	87	8	10	14	29	26	
		食品学概論	2					2	
	由	材料 化学	2					2	
	専門応用科目	内 杯 11 子							
		医薬品工学概論	2					2	
選	船	分 離 工 学	2					2	
	科	細 胞 工 学	2					2	
択	月	半 導 体 工 学	2					2	
	"								
科		制御システム	2					2	
1	事品	インターンシップ	1				1		4年または5年で修得可
目	専門	実践プロジェクト	5	いずれの	の学年で	も修得可	J (5単位	(まで)	
1	総合	開設単位小計(9科目)	20				2	14	
	#4-11-1			1.1424	カ学年~	オークター	_		
1	特別	専門特別セミナー	5	V 1.9 X10	の学年で	も修侍り	」(5単位	. ま じ)	
	選択	開設単位小計(1科目)	5						
【選:	択】開	設単位小計(10科目)	25						
		左合計 (57 科目)	112						
PSA	1 1-								l

H ()	ш., .		ec nu		修得	学年別	配当
区分1	区分2	授 業 科 目	種別	単位数	単位数	1 年次	2年次
	丝公	郷土の文学と人間	講義	2	2		2
	総合基盤	技術倫理	講義	2	2	2	
	基	創 成 実 践 技 術	講義	2	2	2	
	般	技術開発と知的財産権	講義	2	2		2
		上 級 英 語	講義	2	2	2	
	コミュ	工 板 英 品 科 学 技 術 英 語	講義	2	2	2	
	ニケー	スピーチ・コミュニケーション I	演習	1		Δ	1
	ション	スピーチ・コミュニケーションⅡ	伊白		1		
.67		スピーナ・コミュニクーンヨンⅡ	演習	1	1	0	1
必	自然科学	応 用 解 析	講義	2	2	2	
修	然	物 理 化 学	講義	2	2	2	
	科	生 命 基 礎 科 学 地 球 環 境 科 学	講義	2	2	2	
科	子	地 球 環 境 科 学	講義	2	2		2
''	#	生産システム設計	講義	2	2		2
目	基礎工学	生産デザイン論	講義	2	2		2
	1)促	複合材料工学	講義	2	2		2
	一臺	応 用 情 報 科 学	講義	2	2	2	
	,	計 算 応 用 力 学	講義	2	2	2	
İ	宝	生産システム工学実験	実験	2	2	2	
	験	応用プロジェクト	実験	2	2		2
	実験研究	特別研究 [実験	4	4	4	
	究	特 別 研 究 I I	実験	6	6	1	6
	<u> </u>	開設単位小計	/\"\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	46	46	24	22
		創造 設計 工学	講義	2	10	2	22
		<u>期 </u>	講義			Δ	2
		<u>数 値 設 計 ユ 字</u> 固 体 力 学	講義	2		0	
				2		2	
	機械知能系	機能材料	講義	2		^	2
	械	流 動 論	講義	2		2	
	知	熱 移 動 論	講義	2		2	
	能	エネルギーシステム	講義	2			2
	糸	高 電 圧 工 学	講義	2		2	
		デジタル制御	議義	2			2
		物 性 工 学	講義	2		2	
		センサエ学	講義	2			2
		建設素材工学	講義	2		2	
		構 造 解 析 学	講義	2		2	
		建 設 素 材 工 学 構 造 解 析 学 振 動 解 析 学	講義	2			2
	建	地盤保全工学	講義	2		2	
	建 設	水 環 境 工 学	講義	2			2
	•	地 域 計 画 論	講義	2		2	
	・土木系		神我				
	木	空間計画学	講義	2		2	0
	糸	住 環 境 工 学	講義	2			2
		景観設計演習	演習	2			2
選		環境施設設計演習	演習	2		2	
		建設情報処理	講義	2			2
択		分 子 細 胞 生 物 学	講義	2	16単位以上	2	
		応 用 微 生 物 学	講義	2	10十二人人工	2	
科	.,	細 胞 工 学 概 論	講義	2			2
	生物	生 物 化 学	講義	2		2	
		応 用 生 物 化 学	講義	2			2
	· //	無 機 化 学	講義	2		2	
	115	有 機 反 応 化 学	講義	2		2	
	化学系	環境分析化学	講義	2			2
		プロセス化学	講義	2			2
		データマイニング概論	講義	2			2
		自動制御技術	講義	2		2	
		地 域 経 済 論	講義	2		2	
		地 域 柱 角 画 比 較 文 化 論	講義	2		4	2
	by	<u>取 又 化 調</u> 電 磁 気 現 象	講義	2		2	
	各					۷	0
	系		講義	2		0	2
	共	科学技術者と法	講義	2		2	
		電子計測技術	演習	1		1	
	通	情報通信技術	演習	1		1	
		創成実践セミナー	演習	1		1	
		エンジニア実践セミナー	講義	2		2	
	共同	インターンシップI	実習	1~4		1~4	
	教育	イ ン タ ー ン シ ッ プ II	実習	1~4			1~4
		研究技術インターン	実習	1		学年に関	関係なく
	学外	特別実習セミナー記	講義・演習	1又は2		学年に関	関係なく
		開設単位小計		92		45~52	36~43
		開設単位合計		138		69~76	58~64
		修得単位合計			62単位以上		
		I 4 I H I			, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		

教 育 課 程 表

(別表第1~別表第3)

・本 科 (平成28年度~平成30年度入学者用)

別表第 1 共通教育科目(情報通信エレクトロニクス工学科・制御情報システム工学科・人間情報システム工学科用) (平成28年度~平成30年度入学者用)

区分1	区分2		授	業系	4 目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考
1		国		語		I	2	2		~ I			P113 3
		国		語		II	2		2				
		国		語		Ш				_			外国人留学生以外に対して開講
		日	本		語	I	2			2			外国人留学生に対して開講
		玉		語		IV	_						外国人留学生以外に対して開講
		日	本	:	語	Π	1				1		外国人留学生に対して開講
		政	治		経	済	2	2					
		倫				理	2		2				
	•	世		界		史	2		2				
		日		本		史	0						外国人留学生以外に対して開講
	基	日		本		語	2			2			外国人留学生に対して開講
	礎	数		学		I	6	6					
		数		学		Π	6		6				
	科	化				学	3	3					
	目	物		理		Ι	3		3				
		物		理		Π	2			2			
必		総	合	理	科	I	1	1					
修		総	合	理	科	Π	1		1				
		理	科		演	習	1			1			
科		保	健	体	育	I	3	3					
目		保	健	体	育	Π	2		2				
		保	健	体	育	Ш	2			2			
		英		語		I	5	5					
		英		語		Π	5		5				
		英		語		III	4			4			
		国	語	I	演	習	1	1					
		玉	語	П	演	習	1		1				
		微	分		積	分	4			4			
	応	線	形		代	数	2			2			
	用	保	健	体	育	IV	1					1	
	科	ス	ポ		ツ 理	論	1				1		
		英		語		IV	2				2	_	
	目	英		語		V	2					2	
					ション		1					1	
		国	際言	語	文 化	Z 15-4	1					1	The vite 1 Africke 1, 14 Her 8
	BB 58	芸	/I. A	-1 /	22 TV	術	2	2				_	音楽と美術を半期づつ
	開設		位合		33 科	目)	77	25	24	19	4	5	日本語含まず
	応用	経		済		学	2				2		 いずれか1科目修得
選	用科	哲		^		学学	2				2		外国人留学生以外に対して開講
選択科目	目	社		会	⇒ar		2				2		
恒		日日	本		語 2 利 F	<u> </u>	(2)	0	0	0	(2)	0	外国人留学生に対して開講
	開設履修				3 科 目 1 科 目		6	0	0	0	6 2	0	日本語含まず
	/復 10				I M F			0	0	0		0	
			礎科				1						
		基基			、 用 第		1						
特別													바미(명세 전 P) 는 수 뿐 표 /L) >) 는
特別選択科		特特			留第 图第	<u> </u>	1	Ų	いずれの)学年で	も修得す	I)	特別選択科目は、卒業要件には 含まれない
択		地地	域社										
科 目		地地	域社		活動	<u> </u>	1						
''		国			化 理								
	開設				8 科 目		8			8			
開 該		<u>里</u> 位	合 計		<u>8件 F</u> 6科 目		83	25	24	19	10	5	特別選択科目・日本語は除く単位数
	<u> </u>		能単			 計	79	25	24	19	6	5	19かは近八年日・日平前はは、早世数
// 发			化 年	<u>. 11/</u>	. 🗇	īΤ	19	49	24	19	U	Э	

別表第1 共通教育科目 (機械知能システム工学科・建築社会デザイン工学科・生物化学システム工学科用) (平成28年度~平成30年度入学者用)

区分1	区分2		受 業 科	. 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	中及~平成30年及八字有用) 備考
/ 1		国	語	I	2	2		- 1			VIII J
		国	語	П	2		2				
		玉	語	Ш	2			2			
		国	語	IV	1				1		
			治 ·	経済		2			_		
		倫		理	2		2				
		世	界	史			2				
		日	本					2			
		数	学	I	6	6					
	基	数		П	6		6				
		<u>数</u>			6			6			
	礎	化	,	学		3		0			
	科	物		I	3		3				
	目	物		<u></u>	2			2			
	Н		理	— I	1	1		2			
			3 理	科 II	1	1	1				
必		理		演 習	1		1	1			
修			<u>- 17 </u>	質	3	3		1			
			* 体		2	0	2				
科			* 	育 Ⅲ	2		2	2			
目		英	語	I I	5	5		2			
		<u>英</u> 英	語	<u></u>	5		5				
		英	語	<u>II</u>	4		3	4			
				現代社会	1			4	1		
			<u> </u>						1		
		<u>// //</u> 英		新 I	1	1			1		
		英		話 Ⅱ	1	1	1				
	応	<u>英</u> 英		IV A	1		1		1		
	用用	类 英		IV B	1				1		
		<u>失</u> 情	報	基礎		2			1		
	科	ネッ	トワー		1	1					
	目			グ基礎Ⅰ	1	1					
				グ基礎Ⅱ	1	1	1				
		マイ		→ <u>多</u> を 他 Ⅱ ✓ 入 門	1		1				
				<u>人</u> 丑			1	2			
	開設			35 科目)	72	27	21	19	5	0	
	加以		処 理		1	41	41	13	1	0	
			処 理						1		
				文 学					1	1	
		古		<u> </u>						1	1
	血	<u>户</u> 経		<u>义 子</u> 学						1	1
選	般選択科	哲	伊	子 学						1	1
択	択		史 と		-					1	→3単位まで修得可
	A 目		<u>と </u>	五 化 語 A							-
科			了		1					1	-
目				語 B科 学						1	-
		健盟訟当		<u>科 子</u> 10 科 目)		0	0	0	2	9	/
	44 = -1				11	0	_	0 0		_	
	特別 選択			ミナー	3			も修得	비(3里 	<u>似まで)</u>	
				1科目)	3	1	1	1	0		各学年は参考単位※
日日 二			合計(14	1	1	1	2	9	夕
	単	位合		46 科目)	86	28	22	20	7	9	各学年は参考単位※
履		可	能	単位		28	27	22	7	3	各学年は参考単位※

※参考単位:一般特別セミナー3単位の学年取得例を参考として含めたもの。

別表第2 情報通信エレクトロニクス工学科

17八1	EZA	松 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	元 17 米 (1 /T:	0.75	0 /5:			中及~平成30平及八子有用)
区分1	区分2		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考
	基	基礎電気学Ⅰ	2	2					
	基盤科目	基礎電気学Ⅱ	2		2				
	科 日	電子通信工学基礎	2	2					
	Н	情報リテラシー	2	2					
		応 用 数 学 I	2				2		
		応 用 数 学 Ⅱ	2					2	
		応 用 物 理	2				2		
		電 気 磁 気 学 I	2			2			
		電気磁気学Ⅱ	2				2		
		電気回路学Ⅰ	2		2				
		電気回路学Ⅱ	2			2			
		信号伝送工学	2				2		
	専	電磁波工学	2					9	
	門					0		2	
	11	電子計測	2			2			
必	基	通信システム工学	2				2		
li/sc	礎	電子回路学I	2			2			
修	14/E	電 子 回 路 学 Ⅱ	2				2		
科	科	電 子 工 学	2				2		
	H	計 算 機 工 学 I	2		2				
目	目	計 算 機 工 学 Ⅱ	2			2			
		ディジタル設計	2				2		
		信 号 処 理	2					2	
		プログラミングI	2		2				
		プログラミングⅡ	2			2			
		応用プログラミング	2				2		
		ネットワークエ学	2					2	
			2					2	
				0					
		電子通信基礎演習Ⅰ	2	2					
	総	電子通信基礎演習Ⅱ	2		2				
	総合科目	電子通信工学実験Ⅰ	4			4			
	科 日	電子通信工学実験Ⅱ	4				4		
		電子通信工学実験Ⅲ	4					4	
		卒 業 研 究	8					8	
	開設	単 位 合 計 (33 科 目)	78	8	10	16	22	22	
		情報 工学理論	2				2		
		画像処理工学	2				2		4年次で2単位以上
		Webコミュニケーション	2				2		
	専	コミュニケーション装置工学	2					2	
選		メディアエ学	2					2	
	応用	ディジタルシステム	2					2	
択	用科	半導体プロセス	2					2	
科	科 目								
		_ : :: ::	2					2	
目		電気通信法規	1					1	
		技 術 英 語 I	1				1		
		技 術 英 語 Ⅱ	1					1	
	開設	単位合計(11科目)	19	0	0	0	7	12	
	(履	7 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	19	0	0	0	7	12	19 単位中 10 単位以上履修
, T		専門科目応用第一	1						
特回		専門科目応用第二	1	,	(ギン ^	労生で	→ 1/全/日 =	ਜ	
選		国際化プロジェクトー	1	V	いずれの	子午で	も110倍円	ľ	
択		国際化プロジェクトニ	1						
特別選択科目		インターンシップ	1					1	4年か5年で修得可
目	盟 設	単位合計(5科目)	5		I	5			特別選択科目は卒業要件に含まれない
開影		位合計(44科目)	97	8	10	16	29	34	特別選択科目は除く単位数
									1977後が日日はかく 早世数
	修可	「能単位合計	97	8	10	16	29	34	

[※]平成31年度以降入学者用に記載の専門応用科目「半導体工学概論」,特別選択科目「電子情報特別科目A~F」についても適用

別表第2 制御情報システム工学科

区公1	区分2		授 業	: £1	H		単位数	1年	2年	3年		5年	中及~平成50平及八子有用) 備 考
△万1	区分4		芝		<u></u> 学	T		2	24	3 牛	4年	9 平	/佣 /与
	基					I	2		0				
	基盤科目		楚 電		学	The state of	2		2				
	目		卸工		基	礎	2	2					
	, .	情 報			ラシ	_	2	2					
				数	学	I	2				2		
				数	学	Π	2					2	
		応	用	ヤ	'n	理	2				2		
		電	貳 磁	気	学	Ι	2			2			
		電	貳 磁	気	学	Π	2				2		
		電	元 回	路	学	Ι	2			2			
		電	元 回	路	学	П	2				2		
		電	子回	路	学	Ι	2			2			
			子 回		学	П	2				2		
	専		· <u> </u>		学	I	2		2				
必	専門基礎科		草 機		学	Ī	2			2			
	盛	門。 情	報			理	4		4	2			
修	科		グラ		_		2		4	2			
科	目												
			野報シン				2			2			
目			ドウ				2				2		
			みシン				2				2		
		制		工	学	I	2				2		
		制		工	学	Π	2					2	
		計	測			学	2				2		
		メカ	卜口	ニク	スエ	学	2					2	
		組込	みシ	ステ	ム設	計	2					2	
		技術	者	倫理	里 概	論	2					2	
		制御	工学	基礎	演習	I	2	2					
			工学				2		2				
	総合科目			学		I	4			4			
	科			 学		<u> </u>	4			1	4		
	目			学学		Ш	4				7	4	
		卒	, <u>十</u> 業	チョ		究	8					8	
	目目 ⇒几		素 合 計					0	10	1.0	00		
	用取						78	8	10	16	22	22	
		信。	号	- 夕		理	2				2		
			グラ				2				2		4年次で2単位以上
			- 制			学	2				2		
	専		ノーティ				2					2	
選	門		シス				2					2	並列開講(知能情報システム)
択	応用	人	間			学	2					2	
	科	知能	情 報	シシ	ステ	ム	2					2	並列開講 (生体システム工学)
科	目	ソフ	トゥ	7 エ	ア設	計	2					2	並列開講 (メディア工学)
		メラ	ディ	ア	工	学	2					2	並列開講(ソフトウェア設計)
				英	語	I	1				1		
		技		<u>//</u> 英	語	П	1					1	
	盟 設		: 合言				20	0	0	0	7	13	
	(履			1 (1) 能)	16	0	0	0	7	9	16 単位中 10 単位以上履修
	\ /I发		<u>円</u> 科目				10	U		U	_ '	J 3	10 平区 / 10 平区
特													
特別選択科目		専門			用第		1	V	いずれの	学年で	も修得す	ij	
選			化プロ				1						
択			化プロ				1		1	1	1		
			ター				1					1	4年か5年で修得可
	開設」						5			5			特別選択科目は卒業要件に含まれない
開影	単	位	合 計	(43	科	1)	98	8	10	16	29	35	特別選択科目は除く単位数
履	修可	能	単	位	合	計	94	8	10	16	29	31	
<u>\</u> *√ \ \								[7/7.7异					

[※]平成31年度以降入学者用に記載の専門応用科目「半導体工学概論」,特別選択科目「電子情報特別科目A~F」についても適用

別表第2 人間情報システム工学科

マハ1	マハロ	極 光 均 口	単位数	1年	9年	りた		5年	年度~平成30年度入学者用) 備 考
凸分	区分2	授業科目 基礎電気学I	里位级	2	2年	3年	4年	0 年	川 有
	其	基礎電気学Ⅱ	2	4	2				
	基盤科	計算機工学工	2	2					
	科 目	計 第 機 工 学 Ⅱ	2		2				
		情報リテラシー	2	2					
		応用数学I	2				2		
		応用数学Ⅱ	2					2	
		応 用 物 理	2				2		
		電気磁気学	2				2		
		電気回路学	2			2			
		電子回路学	2			2			
		組込みシステム	2				2		
			4						
		コンピュータアーキテクチャ	2			2			
	専	人 間 環 境 工 学	2			2			
必	門	プログラミングI	4		4				
修	専門基礎科	プログラミングⅡ	4			4			
	科	数 値 計 算	2				2		
科	目	信号処理	2				2		
目		データ構造とアルゴリズム	2				2		
		情報ネットワーク	2				2		
		オペレーティングシステム	2				2		
		システムエ学	1					1	
		情 報 数 学	2					2	
		情 報 理 論	2					2	
		情報セキュリティ	1					1	
		技術者倫理概論	2					2	
		情報工学基礎演習I	2	2					
		情報工学基礎演習Ⅱ	2		2				
	総合科目	情報工学実験I	4			4			
	科	情報工学実験Ⅱ	4			1	4		
	目	情報工学実験Ⅲ	4					4	
		卒 業 研 究	8					8	
	盟 設	単位合計(32科目)	78	8	10	16	22	22	
	1711 182	WEB情報システム	2		10	10	2		
		福祉工学	2				2		 4年次で2単位以上
		オブジェクト指向プログラミング	2				2		
	専	データベース	2					2	
選	専門応用科	数理情報工学	2					2	
択	心 用	画像・音処理論	2					2	
	科	ヒューマン情報処理	2					2	
科	目	ソフトウェアエ学	2					2	
目		技 術 英 語 I	1				1		
		技術英語Ⅱ	1				1	1	
	期 弐	単位合計(10科目)	18	0	0	0	7		
	用設			0	0	0	7	11	18 単位中 10 単位以上履修
	1 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	修 可 能 単 位) 専 門 科 目 応 用 第 一	18	U	0	U	'	11	10 中位中 10 中位以上限修
特		専門科目応用第二	1						
特別選択		専門科目応用第一国際化プロジェクトー	1	V	いずれの	学年で	も修得す	J	
選切			1						
科		国際化プロジェクトニ	1			I		1	
目	BB 38	インターンシップ	1					1	4年か5年で修得可
BB		単位合計(5科目)	5			5			特別選択科目は卒業要件に含まれない
開彰		位 合 計 (42 科 目)	96	8	10	16	29	33	特別選択科目は除く単位数
履	修可	能 単 位 合 計	96	8	10	16	29	33	

[※]平成31年度以降入学者用に記載の専門応用科目「半導体工学概論」,特別選択科目「電子情報特別科目A~F」についても適用

別表第2 機械知能システム工学科

- ·	<u></u> н г .		1	- Al -		11/ / L 10/		0.5	0.4			牛皮~平成30年度入字有用)
区分1	区分2		授業		pн	単位数	· ·	2年	3年	4年	5年	備考
	基	工	学	入	門	2	2					後期:プロジェクト科目
	巫	機	械工		論	1		1				
	盤	科		技術	史	1		1				
	4 1	製		基礎	I	2	2					
	科	製		基礎	Π	2		2				
	目	ŧ	のづく		I	4	4					
		ŧ	のづく	り実習	Π	4		4				プロジェクト科目
		応	用	数	学	2				2		
		数	理	角军	析	2					2	
		力	学	基	礎	3			3			
		応	用	物	理	2				2		
		応	用情	報 処	理	2				2		
		技	術	英	語	2					2	
İ	専	機	械	工作	学	2			2			
	門	材	料	力	学	2				2		
	1 1	マ	テリ		学	2					2	
	基	熱		<u></u> 力	学	2				2		
必	7. 1/1	流	体	<u>力</u>	学	2				2		
	礎	熱		現 象 論	I	1				_	1	
修	科	熱		現象論	I	1					1	
科	_	機	械	<u>现 </u>	学	2				2	1	
17	目	計	測		学	2				2		
目		制	御	<u>_</u>	学	2					2	
		基			子気	2		2				
		_							0			
		電		子回路	I	2			2	0		
		電		子回路	1	2				2		
		電		磁気	学	2			-	2		
		機		計製図	Ι	2			2			
		機		計製図	П	2				2		
		総	合	設	計	2					2	プロジェクト科目
	総	総		実 習	I	2			2			プロジェクト科目
	合	総		実 習	Π	2				2		プロジェクト科目
		機		能シス	テ	2			2			
	科	4	工学		<u>I</u>				2			
		機	械知	能シス	テ	2				2		
	目	ム	工学		<u>II</u>	0						N
		卒	業	研	究	8			4		8	プロジェクト科目
				基礎セミナ		1			1			1~3年次開講
	HP	進		ミナ	<u> </u>	1	_			1	~ -	
	開設			├ (31 科 E		79	8	10	14	27	20	
		精	密	加	工	1					1	
		塑	性	加加	工	1					1	
	専	構	造計		学	1					1	
	門門	数		流体力	学	1					1	
	応	エ		一変換工		1					1	5 単位以上修得
,,,,	用	機		振 動	学	1					1	
選	科目			ンス制	御	1					1	
択	Р			/ 信 号 処	理	1					1	
		電	気 電 子	ニデバイ	ス	1					1	
科		組	込み	システ	4	1					1	l)
B	専門			- ンシッ	プ	1				1		4年または5年で修得可
"	総合			1 ジェク	<u>۲</u>	5	いずれ	の学年で	きも修得す	可(5 単位		
				十(12 科 目		16	1	1	1	2	11	各学年は参考単位*
				能 単 位		16	1	1	1	2	11	各学年は参考単位*5年選択科目は10単位修得可
	特別			リセミナ		5		_	 ごも修得F			■ 1 100 1 1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	選択					5	¥ 7 4 C	1	1	2	1	各学年は参考単位*
	開設		立年位/// 位 合 計)	21	1	2	2	4	12	各学年は参考単位
開影	<u> 囲 </u>		<u>似 石 司</u> : 合 計			100	9	12	16	31	32	特別選択を含む、各学年は参考単位*
履	× <u>甲</u> 修		<u>百百</u> 可能		位	95	9	11	15	29	31	特別選択を含む、谷子午は参考単位*
假	116		1) 形	- 早	11/	90	9	11	1.0	49	91	付別選択を防く

^{*}参考単位:実践プロジェクト5単位及び専門特別セミナー5単位の学年取得例を参考として含めたもの。

別表第 2 建築社会デザイン工学科

マハ・	マハロ	4辺 水体	: 11 -	—	出冷粉	1 /=:	0 Æ	9 Æ			中度~平成30年度入字石用)
△万1	区分2	授 工 学	科目人	門	単位数 2	1年	2年	3年	4年	5年	備 考 後期:プロジェクト科目
	基盤	創 造	 演	習	1	1					区/M・フェマエフ FYFT日
	科目	基礎	製	図	2	2					
			製図	I	2		2				0 10 10
	l		製図が日ま羽	I	2	- 0		2		-	プロジェクト科目
	ı	測量学及測量学及		I	2	2	2			-	
	l	建 設	材	料料	2		2				
		メディ		形	2		2				
	l l		力学	I	1		1				
	専	構 造	力 学	П	2			2			
	門		力学	Ш	2				2		
			構 法	П	1	1	-	-	-	-	
	基	建 築 土 質	構 法 工	学	2	 	 	1 2	 	+	
必	礎	地 形 情	報処	理	2			2			
修	科	環境エネル	ギーシステ	- ム	1			1			
		鉄筋コンク	フリートエ	学	2				2		
科	目	地域及び			1				1		
目		応用情		理理	2	-			2		
		応 用		理学	2				2		
			学演	習	1		 			1	
		鋼構		学	2					2	
		地 球 環	境工	学	1					1	
		技術	英	語	2		\vdash			2	
	44	工学	演工学宝殿	習 T	1		1				プロジェクト科目
	総	建築社会建築社会	工学実験工学史幹	П	3			3	2	-	
	合	建築社会	工学宝龄	Ш	1					1	
	科	課題	研研	究	2				2		プロジェクト科目
		卒 業	研	究	8					8	プロジェクト科目
	目	エンジニア		- —	1		$\perp =$	1			1~3年次開講
	BB	進路セ			1				1	L	
\vdash	開設		十 (34 科 目	_	63	8	10	14	16	15	
			計 演 習 計 画	I	4 2		 	 	2		プロジェクト科目
		建築環		学	2				2		
		建築施	工法	I	1				1	L	
		建 築	法	規	1				1		▶ 10 単位修得
			画	学	2				2		
			理	学	2				2		
		地 <u>盤</u> 土 木 設	計 演 習	学 I	2	-	 		2	 	プロジェクト科目
			ドイン演	1 習	2				2		プロジェクト科目
	#	建築設		П	3					3	プロジェクト科目
	専	建築	計 画	Π	2					2	
	門		築	史	2					2	
	応	建築機	設坐和	備計	1		<u> </u>	<u> </u>		1	<u> </u>
		建築構建築施		計Ⅱ	2		 	 		2	
選	用	交 通	<u>上 </u>	学	1					1	│ │ ⟩ 11 単位修得
択	科	海岸	工	学	1					1	, pass (50/10)
		河 川	エ	学	1					1	
科	目	環境衛	生工	学	2		\perp			2	
目			施工	法	1			\vdash		1	
		土木穀		計	2		 	 	-	2	プロジェクト科目
		土木設建築社会		II IV	1		 		-	2	ノロンエクト科目
		建 架 任 云 電 気 工		IV 習	1		 			1	1
		環境情	報計	測	1					1	
		リモート	センシン	グ	1					1	3 単位修得可
		環境保		学	1					1	
		防 災 暑	<u>工</u>	学	1					1	
	専門	景	<u>工</u> - ン シ ッ	学プ	1				1	1	J 4 年または 5 年で修得可
	専門 総合		- ン ン ッ 1 ジ ェ ク	ト	5	いずわ	<u> </u> の学年で	 ・ も 、修得 p		<u> </u> 位まで)	・エム/にはり十く形得り
	\psi □	開設単位小計			54	1	1	1	22	29	各学年は参考単位*
	\	(履修可	「能単位	_	30	1	1	1	12	15	各学年は参考単位*
	特別	専門特別	リセミナ	_	5		の学年で	も修得可	丁(5単位	位まで)	
	選択	開設単位小記			5		1	1	2	1	各学年は参考単位*
 		単位小計		_	59	1	2	2	24	30	各学年は参考単位*
開影履	<u></u>	<u>位</u> 合 計 可 能		位	122 93	9	12 11	16 15	40 28	45 30	特別選択を含む,各学年は参考単位* 特別選択を除く
// 发	11岁	- 円 形		11/.	93	9	11	19		30	付別迭折を除く

^{*}参考単位:実践プロジェクト5単位及び専門特別セミナー5単位の学年取得例を参考として含めたもの。

別表第2 生物化学システム工学科

□ * * * *	F- 15 -		J: ·"	14.	¢/		332 11.301	- L	c !	c +			牛皮~半成30牛皮入字有用)
区分1	区分2	_	授業	E 7	科 目	P-	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
		工	学		入	門	2	2					後期:プロジェクト科目
	基	化	学		演	習	1	1					
		化		学		I	1	1					
	盤	化		学		Π	3		3				
	科	生	物		演	習	1	1					
İ		生		物		Ι	3	3					
	目	生		物		П	3		3				
		生	物化		実験	I	2		2				プロジェクト科目
		有	機	化		I	1		1				7 - 7 - 7 1 11 1
		化	学	16		学	2		1	2			
				11.0									
		物	理	化	学	I	1			1			
		有	機	化	学	1	2				2		
		分	析		化	学	2				2		
		物	理	化	学	Π	2				2		
		生	化		学	Ι	1			1			
	専	生	化		学	П	2				2		
必	門	細	胞	生	物	学	2			2			
	17	微	生		物	学	2			2			
修	基	分	子	生	物	学	2				2		
4 ≥l	7** k	発			T.	学	2				2		
科	礎	遺	 伝	子	_ <u>_</u>	学	1					1	
目	科	微微	生	物	エ	学	2					2	
									1				
	目	基	礎 計		測 工	学	1		1				
		電	気 電		子工	学	3				3		
		生	命	情	報	学	2					2	
		応	用		数	学	2				2		
		応	用		物	理	2					2	
		技	術		英	語	2					2	
		環	境		科	学	1					1	
		安	全		工	学	1					1	
		生		学	実験	П	6			6			プロジェクト科目
	総	生				Ш	4				4		
	_	課	題	-	研	究	4				4		プロジェクト科目
	合			 → 1	ヒミナ		2				1	2	プロジェクト科目
	科	卒	業	1- 1	研	究						8	プロジェクト科目
		_		, H			8			1		0	
	目				礎セミナ		1			1	1		1~3年次開講
	BB	進	路也		ミナ		1	_			1		
	開設				37 科目		80	8	10	15	26	21	
		食	品	学		論						2	
	#	材	料		化	学						2	
	専門	医	薬 品	工		論						2	
	応	分	離		工	学						2	
	用用	細	胞		工	学	2					2	
選	科目	半	導	体	工	学						2	
+0		化	学		製	図						2	
択		制		/	<u>ス</u> テ	<u>ا</u>	2					2	
科	専門	イ			ノシッ	ププ	1				1		4年または5年で修得可
					ジェク	<u>ー</u> ト	5	レザカ	L の学年で	 *も修得ロ		仕まべ)	エータにはの十く図句で
目	1,17,17				(10科				1	1	2	T	久 学 年 叶 秦 孝 当 片 **
							22	1	1	1		17	各学年は参考単位*
	\vdash	-			能 単 位		22	1	1	1	2	17	各学年は参考単位*
	特別	専			セミナ		5	いずれ		も修得す		T	
					(1科		5		1	1	2	1	各学年は参考単位*
					11 科 目)	27	1	2	2	4	18	各学年は参考単位*
開設	単	位	合 計	(48	8 科 目)	107	9	12	17	30	39	特別選択を含む,各学年は参考単位*
履	修		可 能		単	位	102	9	11	16	28	38	特別選択を除く

^{*}参考単位:実践プロジェクト5単位及び専門特別セミナー5単位の学年取得例を参考として含めたもの。

2. 熊本高等専門学校学生準則

平成22年2月24日制定 平成27年2月17日一部改正 平成30年6月26日一部改正 平成31年2月20日一部改正 令和3年3月18日一部改正 令和4年3月1日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全う するように常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保護者等

(誓約書)

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学誓約書(別紙第1号様式)を校 長に提出しなければならない。

(保護者等)

- 第3条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。
- 2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、 学生の指導・支援への意向のある者とする。

(保護者等の住所変更)

第4条 保護者等の住所に変更を生じたときは、すみやかに保護者等住所変更届(別紙 第2号様式)を校長に届け出なければならない。

(保護者等の変更)

第5条 保護者等の死亡・失格又は変更を生じたときは、新たに保護者等を定めて、保護者等変更届(別紙第3号様式)を校長に届け出なければならない。保護者等が氏名を変更した場合も同様式により校長に届け出るものとする。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第6条 学生は、第1学年及び第4学年の初めに学生証の交付を受け、常時携帯し、求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は卒業・退学するときには、直ちに 校長に返納しなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失又は汚損したときは、すみやかに学生証再交付願(別紙第4号様式)に紛失理由書を添え、校長に届け出て再交付を受けなければならない。

(貸与等の禁止)

第9条 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

第4章 休学・復学・退学及び欠席等

(休学)

- 第10条 学生が疾病その他の事由により、引き続き3か月(専攻科生は、45日)以上修学することができないときは、休学願(別紙第5号様式)を学級担任(「専攻科生にあっては専攻長とする。」以下同じ。)を経て校長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 前項により休学を希望する場合は、休学願に次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 疾病のため休養を要する場合は、医師の診断書又は罹患証明書
 - (2) 海外の教育施設において修学する場合は、受入れ先機関等の証明書
 - (3) 経済的な理由において休学する場合は、事情を証明する書類
 - (4) 学生が自発的に社会に貢献する活動に参加する場合は、活動団体等の発行する証明
 - (5) その他, 修学上特に校長の承認を得る必要がある場合には, 理由書, 学級担任 教員の意見書及び保護者等の意見書等 (復学)
- 第11条 休学した者が休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、 復学願(別紙第6号様式)を校長に願い出て、その許可を受けなければならない。こ の場合、疾病により休学していた者は、医師の診断書を添えなければならない。 (退学・転学等)
- 第12条 学生が退学しようとするときは、退学願(別紙第7号様式)を学級担任を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 学生(専攻科生を除く。)が他の学校に入学,転学又は編入学を志望しようとする ときは、受験許可願(別紙第8号様式)を学級担任を経て校長に提出して、その許可 を受けなければならない。

(住所変更・改氏名等)

- 第13条 学生が住所を変更したときは、すみやかに住所変更届(別紙第9号様式)を学 級担任を経て、校長に届け出なければならない。
- 2 学生は、氏名の異動があったときは、戸籍抄本を添えて学生身上異動届(別紙第10号様式)を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。 (欠席等)
- 第14条 学生(専攻科生を除く。)は、疾病その他の事由により欠席・欠課・遅刻又は早退をしようとするときは、事前に学級担任へ届け出なければならない。 (公欠)
- 第15条 学生(専攻科生を除く。)は、次の理由により欠席又は欠課するときは、公 欠願(別紙第11号様式)を事前(やむを得ないときは、事後)に関係教員を経て校 長に願い出て、その許可を受けなければならない。
 - (1) 学生会活動等、別に定める基準に従って公的理由のために、欠席又は欠課しようとするとき。
 - (2) 父母近親の喪に服するとき。なお、忌引の期間は、次のとおりとする。
 - ① 血族の1親等(父母等) 7日
 - ② 血族の2親等(祖父母・兄弟・姉妹等) 3日

- ③ 血族の3親等(伯叔父母・曾祖父母等) 1日
- 4) 配偶者 7日
- ⑤ 姻族の1親等(妻あるいは夫の父母等) 3日
- ⑥ 姻族の2親等(妻あるいは夫の祖父母・兄弟・姉妹等) 1日

第5章 服装等

(服装)

- 第16条 学生は、登下校時には、制服を着用しなければならない。ただし、4・5年 生及び専攻科生については、制服以外の服装の着用を認めるものとする。
- 2 制服の様式については、学生心得に示すとおりとする。
- 3 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての品位を損なわないよう に留意しなければならない。

第6章 健康及び安全

(健康診断)

第17条 学生は、常に衛生に留意し健康保持に努め、定期又は臨時の健康診断を受け なければならない。

(治療の命令)

第18条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

(災害防止)

第19条 学生は、常に安全に留意し、火災及び交通事故等の災害防止に努めなければ ならない。

第7章 学生会等

(学生会)

第20条 各キャンパスに学生会を置き、本科学生をその会員とする。

(学生会の目的)

第21条 学生会は、学校の指導のもとに学生の健全で自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目標達成に資することを目的とする。

(学生会の目標)

- 第22条 学生会は、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。
 - (1) 学生生活を楽しく豊かで規律正しいものにし、よい校風を作る態度を養う。
 - (2) 健全な趣味や豊かな教養をつちかい, 個性の伸長を図る。
 - (3) 心身の健康を助長し余暇を活用する態度を養う。
 - (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
 - (5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに社会人としての資質を向上させる。

(遵守事項)

- 第23条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令 及び学則、学生準則その他本校の定める諸規則に違反してはならない。
 - (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。

- (2) 学生会は、本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱すような 行動を行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加 すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても、個人の思想・良心・身体等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、校外活動を行うにあたっては、校長の承認と学生会顧問の指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合に限り、校外団体に加入することができる。
- 第24条 学生会は、規約を制定して校長の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。
- 2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 名称

(規約)

- (2) 目的
- (3) 目標
- (4) 構成
- (5) 組織
- (6) 役員等の選出
- (7) 会議
- (8) 会費
- (9) 会計
- (10) 事業計画
- (11)予算及び決算
- (12)会計監査
- (13) 規約の改正手続
- (14)規約の施行期日

(学生会の指導)

第25条 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。

(学生団体結成)

第26条 学生が学生会の部とは別に、本校の学生をもって会員とする体育活動、文化活動等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、学生団体結成願(別紙第12号様式)に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、代表者2名以上の署名の上、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受け、学生会でその加盟の承認を受けなければならない。

(学生団体の解散)

第27条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その 解散を命ずることがある。

(校外団体加入)

第28条 学生が、校外団体の行う活動に加入しようとするときは、校外団体加入願 (別紙第13号様式)に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項を記載した 文書を添え署名の上、学生主事を経て校長に提出して、その承認を受けなければなら ない。 なお、1年以上にわたるときは、1年毎に改めて同様式により継続願を提出しなければならない。

(校外団体加入取り消し)

第29条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は、その承認を取り消すことがある。

(集会・行事)

第30条 学生が校内又は校外において本校名又は本学生会名を使用して集会,催し物 その他行事を主催し、又は参加しようとするときは、集会・行事許可願(別紙第14 号様式)を、1週間以前に代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受け なければならない。この場合その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとす る。

(集会・行事の中止)

第31条 前条の場合、本校学生の本分に劣るような行為が認められるときは、校長 は、その中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の発行・配布及び販売

(印刷物の発行・配布及び販売)

第32条 学生が校内外において、雑誌・新聞・パンフレットその他の印刷物を発行又は配布あるいは販売しようとするときは、当該印刷物の原稿又は現物を添え、事前に印刷物発行・配布及び販売願(別紙第15号様式)を学生主事に願い出て、校長の承認を受けなければならない。

第9章 掲示・放送

(掲示・放送)

- 第33条 学生が校内外においてビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願(別紙第16号様式)に当該掲示物を添え、学生主事の承認を受けなければならない。なお、校内においては、指定した場所に掲示しなければならない。
- 2 放送の場合も前項に準ずる。
- 3 この規定に従わない掲示物は、学生主事の指示により撤去する。

第10章 施設・設備等の使用

(施設・設備等の使用)

- 第34条 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を使用するときは、施設・設備等使用願(別紙第17号様式)を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備備品については、この限りではない。
- 2 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附則

この準則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この準則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この準則は、平成30年6月26日から施行する。

附則

この準則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この準則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この準則は、令和4年4月1日から施行する。

3. 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生心得

学生は民主的社会の形成者として、諸規則を守り、礼儀をわきまえ、相互の人格を尊重し、次のことについては特に留意し実行すること。

1 風紀

- (1) 常に学生としての自覚のもとに行動し、身だしなみを整えること。
- (2) 飲酒喫煙を禁ずる。
- (3)漫画,ゲーム機,カードゲーム等の校内持ち込みを禁ずる。ただし,課外活動等で使用する場合に限り,指導教員の指示の下所定の場所でのみ使用することができる。
- (4)携帯電子機器 (ノートPC, タブレット端末, スマートフォンなど) は授業担当教員が特別 に許可した場合を除き授業中の使用を禁ずる。
- (5) 夜間の外出はやむを得ない場合を除き控えること。やむを得ず外出する場合は監督者の許可を得ること。
- (6) 外泊する場合は監督者の許可を得ること。
- (7) 交際は節度を守ること。

2 登下校

- (1)登下校は時間を守ること。下校の時間は午後6時までとする。ただし、自学学習のために 図書館を利用する場合、課外活動又は個別に許可を得た場合はそれぞれ許可された時間まで とする。
- (2) 登校後は放課後まで校外に出ないこと。もし、外出の必要があるときは、学級担任の許可を得ること。

3 身なり

- (1) 質実で清潔なものとし、奇異な身なりをしないこと。
- (2) 制服は天候や体調に応じて、学校指定のものを着用すること。様式は次のとおりとする。 冬服 ブレザー、スラックス、スカート、シャツ、ネクタイ、リボンを着用する。 夏服 スラックス、スカート、シャツを着用する。
- (3) セーター類を着用する場合は、無地とし、色は「紺、グレー、ベージュ、茶、白、黒」とする。また、(2) の制服と組み合わせて着用してもよい。
- (4)登下校は靴履きとする。
- (5)洗濯補修等のためやむを得ず一定期間正規の服装ができないときは,第1号様式により学級担任を経て,学生主事に願い出ること。

4 環境美化

- (1) 学生は、校内を清掃し、美化に努めること。
- (2)清掃区域は、毎年4月に配付されるクラス単位の割り振りにより教室及び特別教室・外廻り等とする。
- (3) 清掃は, 原則毎週月曜日, 木曜日に行うこと。
- (4) 可燃ゴミ,プラスチック,ビン,缶,ペットボトル等の定められたゴミ分別収集を徹底すること。

- (5) 教室及びロッカー周辺の整理整頓に努めること。
- (6) 教室及び特別教室等の照明,空調設備の節電に努めること。

5 盗難予防

- (1) 学生は盗難に十分注意し、不必要な金品の所持や持ち込みをしないこと。また、所持品には名前を記入すること。
- (2) 盗難にあった場合は,直ちに学級担任を経て,学生委員会又は学生課に届け出ること。

6 揭示·放送

- (1) 学生への周知・伝達は、掲示板(教室・学生課前等)・電子掲示板・放送・電子メール等によって行われるので毎日一度は確認すること。
- (2) 緊急な周知・伝達は、放送によることがあるので留意すること。
- (3) 学生が掲示・放送を行うときは、学生準則第33条によること。

7 試験等

- (1) 校内の試験
 - ア 定期試験は学期末に、中間試験は学期の中間にそれぞれ行われる。
 - イ 学生準則第14条により、定期試験又は中間試験を欠席したために追試験を受けなければならない場合は、第2号様式により学級担任を経て校長に願い出ること。
 - ウ 試験中に不正行為をした者には、極めて重いペナルティが科せられるので絶対に行わないこと。なお、不正行為をした時間以降の受験は停止する。
- (2) 校外の受験・受講
 - ア 学生が欠席・欠課して校外の試験又は講習を受けようとするときは,第3号様式により 学級担任を経て校長に願い出ること。
 - イ 国家試験その他の資格試験等を受けようとするときは、別に定める様式により学級担任 を経て校長に願い出ること。

8 交通

- (1) 交通事故防止のため、交通法規や交通マナーを厳守すること。
- (2) 通学のため自転車を使用する者は、下記の条件に基づき、第4号様式により、所定の期日までに願い出ること。
 - アーヘルメットの着用を努力義務とする。
 - イオートライトであること。
 - ウ 許可を得た学生は、配付されたステッカーを自転車の所定の位置に貼付すること。
 - エ 校内では駐輪場の所定の位置に停め、施錠をすること。
 - オ 日頃から自転車の「日常点検」を行い、1年に1回以上は自転車安全整備店での「定期 点検」を受けること。
- (3) 通学のためバイクを使用する者(2年次以上)は、下記の条件に基づき、所定の電子申請により、任意保険への加入を証明するもの(証券のコピー等)、保護者承諾書、専門店の点検・整備済証明書及び運転記録証明書を添えて、所定の期日までに願い出ること。
 - ア 通学距離は4km以上40km以内とする。ただし、特別の事情のある者は別途考慮する。
 - イ 排気量は125cc 以下とする。
 - ウ 車幅は排気量50cc 以下が0.8m以下,51cc~125cc が0.9m以下とする。
 - エ 着用するヘルメットは、フルフェイス型又はジェット型とし、原則 JIS 規格以上の物を

使用すること。

- オ バイクに乗車する時は、長袖・長ズボン・グローブ・シューズを着用すること。安全に 配慮し、上半身・下半身ともに肌の露出のない服装を心掛けること。
- カ 本校主催のバイク実技講習会には、指示された者は必ず出席すること。
- キ 2人乗りは禁ずる。
- ク 通学に使用するバイクは他人には貸さないこと。
- ケ 前年度中の交通事故・違反を自己申告していない者や,前年度中に免許停止処分を受け, さらに違反を重ねている者は許可しない。
- コ 許可を得た学生は、配付されたステッカーをバイクの所定の位置に貼付すること。
- サ 校内では駐輪場の所定の位置に停めること。
- (4) 通学のための自家用車の使用は禁止する。ただし、健康上の理由等真にやむを得ない事情 のある者については、条件をつけて許可することがある。なお、この場合の許可条件及び申 請手続き等については、別に定める。
- (5) 重大な交通違反のほか、次の事項に違反した者は処分の対象となるので注意すること。 ア バイク通学許可を受けた学生であっても、校内(駐輪場以外)へのバイク乗り入れをしないこと。
 - イ 通学許可(臨時車両乗り入れ許可を含む)を受けていない学生の運転する車両は校内(駐輪場も含む。)への乗り入れを禁ずる。また、それら車両による学校周辺の立ち寄りや駐車も禁ずる。
- (6) 交通事故又は交通違反のあったときは、速やかに交通事故・違反報告書により、学級担任 を経て学生主事に届け出ること。

9 学生証

- (1) 学生証は、1・4年次の4月に交付を受けること。
- (2)有効期間は,1年次に交付を受けた者は3年間,4年次に交付を受けた者は2年間とする。 ただし,留年等により前述以外で交付を受けた場合の有効期間は,学生証に記載した期間と する。
- (3) 学生証裏面の注意書きを守り、紛失・汚損しないように大切に取扱うこと。再交付を受けるときは、学生準則第3章第8条を参照のこと。

10 アルバイト

- (1) アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的な理由等の事情によりアルバイトを必要とする者は、事前に保護者の同意を得ると共に、アルバイト許可願(第6号様式)により、学級担任を経て学生課に提出し、校長の許可を得なければならない。
- (2) アルバイトの職種、内容、労働環境については、社会通念上、学生に相応しいと思われるものとし、教育上の配慮から次に該当するものについては原則として許可しないものとする。
 - ア 車両の運転、高所での屋外作業、高電圧や危険物・劇薬の取扱い等、危険を伴うもの。
 - イ ギャンブル場, 居酒屋, 麻雀店, パチンコ店等, 教育上好ましくないところでのもの。
 - ウ 深夜時間帯(午後10時から午前5時までをいう)の就労。
 - エ その他本校学生の品位に欠けると認められるもの。

11 更衣室

- (1) 体育の授業及びクラブ活動等で着替えを必要とする場合に使用すること。
- (2) 脱いだ衣服及び財布等の貴重品類の保管は、必ずロッカーを利用し、施錠すること。
- (3) 更衣室のロッカーは、着替えのときだけ利用するものとし、各自が専有しないこと。
- (4) 土足厳禁とし、飲食物の持込みは禁止する。

12 旅行

- (1) 比較的長期にわたる国内旅行又は海外旅行をしようとするときは、事前に第7号様式により、学級担任を経て校長に願い出ること。
- (2) 学生運賃割引証の交付を受けるときは、第8号様式により学級担任を経て校長に願い出ること。

13 雑則

- (1)授業開始時刻を10分過ぎても教員が来室しないときは、学級委員は直ちに科目担当教員又は学生課に連絡し、指示を受けること。
- (2) 火気については特に注意し防火に努め、万一火災が起こったときは、直ちに教職員に連絡し、速やかに避難すること。
- (3) 募金, 販売又はこれらに類する行為は, 事前に関係教員の許可を受けること。

14 専攻科

専攻科生の学生心得は、別に定める。

附則

この心得は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この心得は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この心得は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この心得は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この心得は、令和4年1月27日から施行する。

附則

この心得は、令和4年3月1日から施行する。

附則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。

4. 熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に 関する規則

平成22年2月24日制定 平成25年2月15日一部改正 平成26年1月21日一部改正 平成26年12月18日一部改正 平成28年1月26日一部改正 平成31年2月20日一部改正 平成31年3月26日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第18条第2項の規定に基づき、本校における学業成績の評価並びに 進級及び卒業の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験)

第2条 試験は、定期試験、中間試験、追試験及び追認定試験に区分する。

(定期試験及び中間試験)

- 第3条 定期試験は、学期末に実施するものとする。
- 2 中間試験は、学期の中間に実施するものとする。
- 3 平素の成績,実技又はその他の方法で評価し得る科目については,試験の一部又は全部を実施しないことがある。

(不正行為をした場合の取扱い)

- **第4条** 定期試験,中間試験及び追試験において不正行為をした者については,当該試験期間中の全ての科目の試験の点数を0点とし,科目の成績評価については別に定める。
- 2 当該試験期間において、不正行為をした時間以降の受験は停止する。

(追試験)

- **第5条** 次の各号のいずれかに掲げる事由により、定期試験又は中間試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことがある。
 - (1)病気(原則として,医師の証明がある場合に限る。)
- (2) 忌引
- (3) 懲戒
- (4) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合
- 2 前項各号のいずれかの事由に該当し、追試験を受けようとする者は、速やかに追試験願(別紙様式)を校長に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 追試験は、1回限り行うものとし、その実施日は、当該定期試験又は中間試験を受けることができなかった事由が解消した後、速やかに行うこととする。

(追認定試験)

- **第6条** 追認定試験は,第15条の定めるところの当該学年に修得しなければならない授業科目の中に,成績の評価が60点未満のものがある場合に,その授業科目について1回限り行うことがある。
- 2 追認定試験実施に関し必要な事項は,別に定める。 (試験欠席の取扱い)
- 第7条 正当な理由がなく試験を受けなかった科目の試験成績は、0点として評価する。

(欠課及び公欠)

- 第8条 授業に出席しなかった場合は、単位時間ごとに欠課とする。
- 2 遅刻及び早退については、3回をもって欠課時数1として取扱うものとする。
- 3 欠課のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、校長の承認を得たものについては、公欠 として取扱うものとする。
- (1) 出席停止
- (2) 忌引
- (3) 天災又は事故等による交通遮断
- (4) 校長が許可した進路に関する試験又は定められた資格取得試験に要する期間
- (5) 文化活動,体育活動として,学校又は公的団体を代表しての参加
- (6) その他校長が必要と認めたもの
- 4 前項に定める公欠以外の欠課で、やむを得ない事由に基づくものについては、教務委員会に 諮り、校長の許可を得た科目に限り補講を受講することができる。

(成績評価)

- **第9条** 学業成績は、試験及び平素の成績を総合して100点法で評価する。ただし、実技的要素の多い科目については、その科目の実情に応じて評価する。
- 2 成績評価の順位については,第11条の表 1 に基づき,次の算定式によるGPAポイントで決定する。

算定式: {(S評価科目の単位数×4点)+(A評価科目の単位数×3点)+(B評価科目の単位数×2点)+(C評価科目の単位数×1点)}÷(履修科目の合計単位数)

- 3 前項に関し、必要な事項は別に定める。
- 4 欠課時数(補講が実施されていない公欠を含む。)がシラバス記載の規定授業時数(以下「規定授業時数」という。)の3分の1を超えるものについては、原則としてその科目の評価はしないものとする。

(成績評価の時期)

第10条 成績の評価は、学期の中間、前期末及び学年末に行う。ただし、半期開講科目については、開講学期の中間及び当該学期末に行うものとする。

(評定)

第11条 授業科目の成績評価は、次の表のとおりとする。

表 1

評点	評語	判定	評語の意味
90点~ 100点	S	合格	極めて優秀
80点~ 89点	A	合格	優秀
70点~ 79点	В	合格	良好
60点~ 69点	С	合格	合格に値する
0点~ 59点	F	不合格	合格に及ばず

2 特別活動の成績評価は、合格又は不合格とする。

(単位の認定)

- 第12条 授業科目について,原則として欠課時間数が規定授業時数の5分の1以内で,学年成績の評価が60点以上の場合は,当該科目を修得したものとして,単位を認定する。
- 2 特別活動について、実施時数の5分の1以内の欠課で、かつ、活動良好なものについて、合格と認定する。

- 3 長期病欠者及び公欠による欠課時数累積の者に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 3か月以下の短期留学者に関し必要な事項は、別に定める。

(必修の特例)

- **第13条** 特別活動及び年度当初に特に指定した選択科目は、必修科目と同等の取扱いとする。 (学年課程修了の認定)
- **第14条** 学年課程の修了は、学年末において進級要件を満たす者について、企画運営会議の議 を経て、校長が認定する。

(各学年の修了要件)

第15条 学生は、学則第14条に定める所属学科の教育課程に従って、別表1に定める修了要件 を満たさなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでは ない。

(卒業の認定)

第16条 卒業は、別表1に定める卒業に必要な単位数をすべて修得した者について、企画運営会議の議を経て、校長が認定する。ただし、卒業に必要な単位数の計算において、3年次に編入学した外国人留学生は2年次までの、また、4年次編入学生は3年次までの、それぞれ所属する学科の教育課程の進級に必要な単位数を修得しているものとみなす。

(進級及び卒業)

- 第17条 学年課程の修了を認定された者は、次学年へ進級させる。
- 2 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(原学年にとどめられた者の単位及び成績の取扱い)

第18条 第14条の認定の結果,原学年にとどめられた者については,その年度に修得した科目の単位及び成績は,原則として認めない。

(雑則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附即

この規則は、平成26年12月18日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年7月21日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。
- 2 平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 進級及び卒業に必要な要件(情報通信エレクトロニクス工学科,制御情報システム工学科,人間情報システム工学科,機械知能システム工学科,建築社会デザイン工学科,生物化学システム工学科)

(平成31年度以降入学者用)

								T		
区分			学年	1年	2年	3年	4年	5年	合計	
	必修科目	共通教育科目		24	22	21	8	0	75	
	和沙什日	専門科目		8	10	16	22	20	76	
情報通信		共通教育科目	(一般)					任意		
エレクトロ	選択科目	共通教育科目	(特別)			任	意		16	
ークス 工学科	透扒件目	専門応用科目					10(4年次で	2単位以上)	10	
		特別選択科目					任	意		
		合 計		32	32	37	6	6	167(注1)	
	心体到 口	共通教育科目		24	22	21	8	0	75	
	必修科目	専門科目		8	10	16	22	22	78	
制御情報		共通教育科目	(一般)					任意		
システム	婚和利日	共通教育科目	(特別)			任	意		1.4	
工学科	選択科目	専門応用科目					8(4年次で2	2単位以上)	14	
		特別選択科目					任			
		合 計		32	32	37	6	6	167(注1)	
	必修科目	共通教育科目		24	22	21	8	0	75	
	火形件日	専門科目		8	10	16	22	22	78	
人間情報		共通教育科目	(一般)					任意		
システム	遊扣到日	共通教育科目	(特別)			任	 意		4.4	
工学科	選択科目	専門応用科目					10(4年次で	2単位以上)	14	
		特別選択科目					任	意		
		合 計		32	32	37	6	8	167(注1)	
	必修科目	共通教育科目		24	22	21	8	0	75	
	必修件目 	専門科目		9	11	12	29	30	91	
機械知能		共通教育科目	(一般)					任意		
システム	海扣利口	共通教育科目	(特別)			任	意		1	
工学科	選択科目	専門応用科目			1					
		特別選択科目				任	意			
		合 計		33	33	33	6	8	167(注1)	
	ハペショ	共通教育科目		24	22	21	8	0	75	
	必修科目	専門科目		8	9	12	29	22	80	
建築社会		共通教育科目	(一般)					任意		
デザイン) 記 4日 소시 ㅂ	共通教育科目	(特別)			任		·	10	
工学科	選択科目	専門応用科目			[+ = +			0	12	
		特別選択科目		1	任意		1	2		
		合 計		32	31	33	7	1	167(注1)	
	以版到日	共通教育科目	_	24	22	21	8	0	75	
	必修科目	専門科目		8	10	14	29	26	87	
生物化学		共通教育科目	(一般)					任意		
システム	遊扣到日	共通教育科目	(特別)			任	 意		_	
工学科	選択科目	専門応用科目			17 立			_	5	
		特別選択科目		1	任意		5)		
		合 計		32	32	35	6	8	167(注1)	
11.22.42		5/11 2 2 2 2 2 2 2	>== != <>! ==			古田41 I	- 16 (P. V.)			

^{*1} 必修科目をすべて修得するとともに、選択科目は卒業に必要な専門科目の修得単位数82単位及び修得単位数の合計167単位を満たすように修得していること。

別表1 進級に必要な要件(情報通信エレクトロニクス工学科,制御情報システム工学科,人間情報システム工学科,機械知能システム工学科,建築社会デザイン工学科,生物化学システム工学科)

安子 1年 2年 3年 4年 5年 合計 合計 25 24 19 4 5 77 20 79 22 78 25 24 19 4 5 77 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 26 21 5 79 27 27 28 27 28 27 28 27 28 27 28 27 28 27 28 28			· · ·			- 7.1			
情報通信 エレクトロ エクス 工学科	区分		学年	1年	2年	3年	4年	5年	合計
情報通信 エレクトロ エクス 工学科			必修科目	25	24	19	4	5	77
カス 工学科 専門科目 選択科目 10 (4年次で2単位以上) 10 制御情報システム 工学科 共通教育科目 2 修科目 25 24 19 4 5 77 選択科目 2 2 2 2 78 選択科目 2 2 2 78 選択科目 10 16 22 2 2 78 選択科目 10 (4年次で2単位以上) 10 (4年次で2単位以上) 10 </td <td>情報通信 情報通信</td> <td> 共 地 教 月 付 口</td> <td>選択科目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td>	情報通信 情報通信	共 地 教 月 付 口	選択科目				2		2
選択科目			必修科目	8	10	16	22	22	78
#通常行列		専門科目	選択科目						10
制御情報 システム 工学科		合	計	33	34	35	6	5	167
制御情報 システム 工学科		+ 活	必修科目	25	24	19	4	5	77
システム 工学科 専門科目 必修科目 8 10 16 22 22 22 78 人間情報システム 工学科 共通教育科目 必修科目 25 24 19 4 5 77 機械知能システム エ学科 共通教育科目 必修科目 8 10 16 22 22 78 機械知能 システム 工学科 共通教育科目 必修科目 8 10 16 22 22 78 機械知能 システム 工学科 共通教育科目 専門科目 必修科目 27 26 21 5 79 建築社会 デザイン 工学科 共通教育科目 要用科目 必修科目 8 10 14 27 20 79 建築社会 デザイン 工学科 共通教育科目 要用科目 必修科目 8 10 14 16 15 63 生物化学 システム 工学科 共通教育科目 事門科目 必修科目 8 10 15 26 21 5 79 生物化学 システム 工学科 共通教育科目 事門科目 必修科目 8 10 15 26 21 80 生物化学 システム 工学科 共通教育科目 選択科目 水修科目 8 10 15 26 21 80 生物化学 システム エ学科 大通教育科目 選択科目 水修科目 8 10 15 26 21 80 生物化学 システム エ学科 大通教育科目 選択科目 水修科目 8 10 15 26 21 80 生物化学 システム ラステム エ学科 大通教育科目 選択科目 水の 15 26 21 80 生物化学 システム ラステム エース・アント ・ 15 26 21 80 生物化学 システム エース・アント エース	#u//en [+: +n	共 囲 教 月 村 日	選択科目				2		2
工学科 専門科目 選択科目 10 (4年次で2単位以上) 10 (4年次で2単位以上) 10 人間情報システム工学科 専門科目 必修科目 25 24 19 4 5 77 機械知能システム工学科 英通教育科目 上の修科目 27 26 21 10 10 (4年次で2単位以上) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1			必修科目	8	10	16	22	22	78
人間情報システム 工学科 共通教育科目 必修科目 25 24 19 4 5 77 専門科目 必修科目 8 10 16 22 22 78 連択科目 少修科目 8 10 16 22 22 78 選択科目 10 (4年次で2単位以上) 10 機械知能システム 工学科 共通教育科目 必修科目 27 26 21 5 79 選択科目 少修科目 8 10 14 27 20 79 選択科目 少修科目 8 10 14 27 20 79 建築社会 デザイン 工学科 共通教育科目 必修科目 27 26 21 5 79 選択科目 少修科目 8 10 14 16 15 63 選択科目 27 26 21 5 79 生物化学システム 工学科 共通教育科目 必修科目 27 26 21 5 79 生物化学システム 工学科 中門科目 必修科目 8 10 15 26 21 80 選択科目 少修科目 8 10 15 26 21 80 世界科目 必修科目 8 10 15 26 21 80		専 門 科 目	選択科目					I	10
人間情報 システム 工学科要 門 科目 要 別 科目 要 別 科目2 2 2 2 78 26 21 5 79 27 26 21 5 79 28 21 5 79生物化学 システム 工学科共通教育科目 要 別 科目 要 別 和		合	計	33	34	35	6	5	167
人間情報 システム 工学科 必修科目 8 10 16 22 22 78 機械知能 システム 工学科 共通教育科目 専門科目 必修科目 8 10 16 22 22 78 機械知能 システム 工学科 共通教育科目 高計 必修科目 選択科目 27 26 21 5 79 建築社会 デザイン 工学科 共通教育科目 専門科目 必修科目 選択科目 27 26 21 5 79 生物化学 システム 工学科 共通教育科目 専門科目 必修科目 選択科目 8 10 14 16 15 63 生物化学 システム 工学科 共通教育科目 専門科目 必修科目 選択科目 27 26 21 5 79 生物化学 システム 工学科 共通教育科目 要別科目 必修科目 要別科目 8 10 15 26 21 80 生物化学 システム 工学科 東門科目 要別科目 必修科目 要別科目 8 10 15 26 21 80		北 安	必修科目	25	24	19	4	5	77
システム 工学科 専門科目 退択科目 10 16 22 22 22 78 10 10 (4年次で2単位以上) 10 10 (4年次で2単位以上) 10 10 (4年次で2単位以上) 10 10 (4年次で2単位以上) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	1 00 (+ 40	共 囲 教 育 科 日	選択科目				2		2
工学科 専門科目 選択科目 10 (4年次で2単位以上) (4年次で2単位以上) 10 合計 33 34 35 65 167 機械知能システム 工学科 専門科目 必修科目 27 26 21 5 79 建築社会 デザイン 工学科 上通教育科目 上通教育科目 上通教育科目 上通教育科目 上面教育科目 教育科目 上面教育 上面教育 上面教育 上面教育 上面教育 上面教育 上面教育 上面教育			必修科目	8	10	16	22	22	78
機械知能 システム 工学科 専門科目 必修科目 27 26 21 5 79 選択科目 専門科目 を修科目 8 10 14 27 20 79 選択科目 合計 35 36 35 32 *1 167 大通教育科目 要求社会 デザイン 工学科 専門科目 必修科目 8 10 14 16 15 63 選択科目 専門科目 を修科目 8 10 14 16 15 63 選択科目 市合計 35 36 35 31 *1 167 生物化学 システム 工学科 専門科目 と修科目 27 26 21 5 79 選択科目 市合計 35 36 35 31 *1 167 生物化学 システム 工学科 専門科目 と修科目 27 26 21 5 79 選択科目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		専 門 科 目	選択科目						10
機械知能 システム 工学科		合	計	33	34	35	6	5	167
機械知能 システム 工学科		北区松大利日	必修科目	27	26	21	5		79
システム 工学科専門科目必修科目 選択科目81014272079選択科目本135363532* 1167建築社会 デザイン 工学科共通教育科目 専門科目必修科目 選択科目272621579選択科目必修科目 選択科目81014161563選択科目1011* 1合計35363531* 1167生物化学 システム 工学科共通教育科目 選択科目必修科目 選択科目272621579建物化学 システム 工学科中門科目必修科目 選択科目81015262180	機械知能	共进教育科日	選択科目						
選択科目 *1 合 計 35 36 35 32 *1 167 建築社会 デザイン 工学科 専門科目 必修科目 27 26 21 5 79 建築社会 デザイン 工学科 専門科目 必修科目 8 10 14 16 15 63 選択科目 10 11 *1 合 計 35 36 35 31 *1 167 生物化学 システム 工学科 共通教育科目 必修科目 27 26 21 5 79 選択科目 少修科目 8 10 15 26 21 80 工学科 事門科目 必修科目 8 10 15 26 21 80 選択科目 ※1	システム		必修科目	8	10	14	27	20	79
建築社会 デザイン 工学科 共通教育科目 必修科目 27 26 21 5 79 専門科目 必修科目 8 10 14 16 15 63 選択科目 10 11 *1 合計 35 36 35 31 *1 167 生物化学 システム 工学科 必修科目 27 26 21 5 79 基択科目 必修科目 8 10 15 26 21 80 選択科目 ※1	工学科	中 門 科 日	選択科目						* 1
建築社会 デザイン 工学科 共通教育科目 選択科目 出修科目 8 10 14 16 15 63 生物化学 システム 工学科 事 門 科 目 必修科目 27 26 21 5 79 生物化学 システム 工学科 専 門 科 目 必修科目 8 10 15 26 21 80 工学科 単 利 目 必修科目 8 10 15 26 21 80 工学科		合	計	35	36	35	32	* 1	167
建築社会 デザイン 工学科 選択科目 必修科目 8 10 14 16 15 63 選択科目 10 11 * 1 合 計 35 36 35 31 * 1 167 生物化学 システム 工学科 必修科目 27 26 21 5 79 選択科目 必修科目 8 10 15 26 21 80 工学科 選択科目 ※ 1		4 2 4 4 4 1	必修科目	27	26	21	5		79
デザイン 工学科 専門科目 必修科目 8 10 14 16 15 63 選択科目 10 11 *1 合計 35 36 35 31 *1 167 生物化学 システム 工学科 連択科目 27 26 21 5 79 選択科目 必修科目 8 10 15 26 21 80 選択科目 ※1	建築社会	共 囲 教 育 科 日	選択科目						
生物化学システム 工学科 典 門 科 目 必修科目 27 26 21 5 79 選択科目 27 26 21 5 79 選択科目 27 26 21 5 79 選択科目 27 26 21 5 79 選択科目 27 26 21 5 79 選択科目 27 26 21 5 79 選択科目 27 26 21 80 選択科目 27 26 21 80 選択科目 27 26 21 80	デザイン	市田利口	必修科目	8	10	14	16	15	63
生物化学 システム 工学科 共通教育科目 必修科目 27 26 21 5 79 選択科目 必修科目 8 10 15 26 21 80 選択科目 ※1	工学科	守 门 科 日	選択科目				10	11	* 1
生物化学 システム 工学科 専門科目 選択科目 3 10 15 26 21 80 選択科目 *1		合	計	35	36	35	31	* 1	167
生物化学 システム 工学科 選択科目 必修科目 8 10 15 26 21 80 選択科目 *1		4. 字数字约 日	必修科目	27	26	21	5		79
システム 専門科目 必修科目 8 10 15 26 21 80 工学科 選択科目 ※1	生物化学	共进教育科日	選択科目						
当中的一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	システム	市田利口	必修科目	8	10	15	26	21	80
合 計 35 36 36 31 *1 167	工学科	导 竹 科 目	選択科目						* 1
		合	計	35	36	36	31	* 1	167

^{*1} 必修科目をすべて修得するとともに、選択科目は卒業に必要な専門科目の修得単位数82単位及び修得単位数の合計167単位を満たすように修得していること。

別表 2 卒業に必要な修得単位数

	共通教育科目の	専門科目の	卒業に必要な
	修得単位	修得単位	修得単位
各学科共通	75以上	82以上	167以上

学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する申合せ

令和2年12月21日 一部改正 熊本キャンパス教務委員会

- 1. 定期試験、中間試験、追試験及び追認定試験の時数の取扱いについて
 - (1) 定期試験、追試験及び追認定試験は授業時数に含まない。
 - (2) 中間試験期間中の授業時数の取扱い
 - ① 授業の一環と見なしうる場合、中間試験は実施した実時間数を、授業時数として取扱うことができる。
 - ② 中間試験を授業時数に算入した場合,欠課した学生(懲戒による出席停止を含む)は実施した実時間数の欠課として取扱う。
 - ③ 熊本高等専門学校学業評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則(以下,規則と呼ぶ)第12条第1号は、上記①②の取扱いを含めて適用する。
 - (3) 追試験及び追認定試験は原則として授業時間以外に実施する。
 - (4) 追試験を授業時間中に実施した場合,追試験実施中の授業科目の出欠は,中間試験を忌引・出席停止・公欠(出欠席等の取扱いに関する細則(以下,細則と呼ぶ)第2条の(4)を除く各号及び第4条の各号の事由)等により受験できなかった者については出席扱いとし,その他の者は欠課とする。
 - (5) 規則第5条関係

「その他校長がやむを得ない事情と認めた場合」とは、細則第2条の各号(第4号を除く)及び第4条の各号をいう。

2. 学業成績の評価取扱いについて

- (1) 規則第9条関係
 - ① 定期試験、中間試験及び追試験を正当な事由により受けられなかった者の中間成績評価は見込み点とし、見込み点をつけ得られない者は空欄とする。
 - ② 定期試験、中間試験及び追試験を正当な事由により受けられなかった者のその学期の成績は、他の学期の成績その他の評価資料を総合して評価する。
 - ③「正当な事由」とは、規則第5条の各号をいう。
- (2) 規則第10条関係

成績の評価は、学期の中間、前期末及び学年末に行い、その評価は、当該授業科目の始まりからの通算成績とする。

(3) 成績評価の順位

成績評価の順位については、別に定める。

3. 休学者の取扱い

休学のため原学年にとどめられた者の学業成績の評価及び単位の取扱いについては、規則第 18条の規定にかかわらず、休学前と休学後の成績を総合して規則を適用する。

4. 卒業研究の取扱い

- (1) 卒業研究の成績・出席は学科長がまとめて教務係へ提出する。
- (2) 卒業研究が不可の場合は、30点未満の評価をし、留年とする。追認定試験は実施しない。
- (3) 卒業研究発表会は授業日数には算入するが、出席すべき時間数には算入しない。

附則

- この申合せは、昭和59年3月12日から施行する。 附 則
- この申合せは、平成11年12月15日から施行する。 附 則
- この申合せは、平成14年2月18日から施行する。 附 則
- この申合せは、平成18年2月9日から施行する。 附 則
- この申合せは、平成22年5月8日から施行する。 附 則
- この申合せは、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この申合せは、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この申合せは、令和2年12月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

熊本キャンパス成績評価の順位の取扱いに関する申合せ

令和2年3月13日制定 令和3年7月15日一部改正

(趣旨)

第1 この申合せは、熊本高等専門学校学業成績並びに進級及び卒業の認定等に関する規則(以下、「規則」という)第9条第2項に定める成績評価の順位の取扱いについて、以下のように 定める。

(成績評価の順位)

第2 授業科目の成績評価の順位は、規則第11条の表1に基づき、以下の計算式を用いたGPAの 高点順とする。

算定式: {(S評価科目の単位数×4点) + (A評価科目の単位数×3点) + (B評価科目の単位数×2点) + (C評価科目の単位数×1点)} ÷ (履修科目の合計単位数)

- 2 前項の「履修科目単位数」は、S, A, B, C及びFの評価を行う科目で、履修した科目の単位 数とする。
- 3 欠課時数超過のため単位認定がおこなわれなかった科目は、判定不合格(F評価)とし、第 1項「履修科目単位数」に含める。
- 4 第1項の算定において、同順位であった場合は、以下のとおり決定する。
- (1) 算定式:(履修科目の評点と単位数の積の総和)÷(履修科目の合計単位数)
 - ※ 評点:各科目のS, A, B, C及びFへの換算前の登録された評価点
- (2) 上記(1) の算定においても同順位であった場合, さらに以下の①②の算定基準の順で順位を決定する。
 - ① 総修得単位数が多い者
 - ② S評価の科目数が多い者

(成績評価順位対象科目)

- 第3 第2の算定式の対象となる科目は、以下の科目を除いた必修科目および選択科目とする。
 - (1)成績が評点や評語で表されない特別活動等
 - (2)特別選択科目
 - (3)その他,教務委員会で対象外と認めた科目

(成績評価順位算定の適用範囲)

- 第4 第2に定める算定式を適用した成績順位は,以下の目的で使用する。
- (1) 専攻科推薦選抜
- (2) 他大学編入学推薦選抜
- (3) 奨学金等の推薦
- (4) 学生表彰推薦
- (5) その他教務委員会等が必要と認めたもの

附則

- この申合せは、令和2年4月1日から施行する。 附 即
- この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

5. 熊本高等専門学校熊本キャンパス出欠席等の取扱いに関する細則

平成27年10月1日改正 平成28年3月10日改正 平成31年2月20日改正 教務委員会

- **第1条** この細則は、熊本キャンパスにおける出欠席等の取扱いに関し、学則その他別に定める もののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 出席すべき日数とは授業日数から次の各号に該当する期間を除外した日数をいう。
 - (1) 忌引日数
 - (2) 法定伝染病発生による出席停止期間
 - (3) 公傷と認められた欠席期間。ただし3か月以上にわたる場合は休学扱いとする。
 - (4) 懲戒による出席停止期間
 - (5) その他校長が特に承認した期間
- 第3条 規定授業時数とは、次の各号に定める回数をいう。
 - (1) 30単位時間(1単位時間は50分を標準とする(高専設置基準)。)の授業で1単位とする 履修科目については、科目の単位数×30回とする。
 - (2) 30時間の授業と15時間の自学自習をもって1単位とする学修科目については、科目の単位数×30回とする。
 - (3) 15時間の授業と30時間の自学自習をもって1単位とする学修科目については、科目の単位数×15回とする。
 - (4) 18時間の授業と27時間の自学自習をもって1単位とする学修科目については、科目の単位数×18回とする。

ただし、授業効果を配慮して連続して授業を行う場合は、90分の授業をもって2単位時間、 学修科目における2時間の授業とする。

- 第4条 次の各号による欠課は、公欠とする。
 - (1) 忌引
 - (2) 法定伝染病による出席停止
 - (3) 公傷と認められた欠席
 - (4) 天災又は事故等による交通遮断
 - (5) 校長が許可した進路に関する試験又は定められた資格取得試験に要する期間
 - (6) 文化活動、体育活動として、学校又は公的団体を代表しての参加
- (7) その他校長が必要と認めたもの
- 2 公欠は欠課時数として扱う。ただし、特別活動時の公欠は出席扱いとする。
- 3 公欠は規定授業時数から差し引くことはしない。
- 4 公欠は顕彰については欠課としない。
- 5 懲戒による出席停止は欠課とする。
- 第5条 公欠は欠課時数として扱う。
- 2 欠課時数が規定授業時数の5分の1を超え、公欠を除く欠課時数が5分の1以下の場合、熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則(以下「規則」という。) 第12条第1項の「5分の1」を「3分の1」と読み替える。
- 3 欠課時数が規定授業時数の3分の1を超え、公欠を除く欠課時数が5分の1以下の場合、公 欠による欠課については、申請により補講を受講できる。

- **第6条** 復学した者の授業日数,出席すべき日数,出席日数,規定授業時数及び出席時間数については、次のとおり取扱うことができる。
 - (1) 2年度以上にわたる休学の場合は、休学前と復学後の年度分とを加算して、規則第12条 第1項による。
 - (2) 復学が休学と同一年度の場合は、規則第12条第3項による。
- 第7条 規則第12条第3項の長期病欠席者とは、前期開講科目、後期開講科目及び通年開講科目の全部又は一部において長期疾病(全治2週間以上で医師の診断書を要する。)により欠課時間数が規定授業時数の3分の1以内の者で、願出により校長が認めた者をいう。
- 2 長期病欠者については、規則第12条第1項及び第2項の「5分の1」は「3分の1」と読み替える。
- **第8条** 規則第12条第4項の3ヶ月以下の短期留学者については,規則第12条第1項及び第2項の「5分の1」は「3分の1」と読み替える。
- **第9条** 遅刻とは授業の開始時刻に遅れて出席することであり、早退とは授業の終了時刻より前に教室等を退出することである。ただし、第4条の各号に準ずる遅刻、早退及び本人の責任に起因しない特別な理由による場合は、遅刻、早退としない。

附則

この細則は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この細則は、平成27年10月1日から適用する。

附則

この細則は、平成28年3月10日から適用する。

附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

6. 熊本高等専門学校熊本キャンパス追認定試験の取扱いに関する細則

平成22年4月1日制定 平成24年3月30日一部改正 平成31年2月20日一部改正 令和3年7月26日一部改正

(目的)

第1条 この細則は、学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則(以下「規則」という)第6条第2項の規定に基づき、熊本キャンパスにおける追認定試験の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(追認定試験)

- **第2条** 追認定試験は、規則第6条に定めるとおり、当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、学年成績の評価が60点未満のものがあるときは、その授業科目について1回限り行うことがある。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、追認定試験は行わない。
- (1) 規則第15条の定めるところにより、当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、学年成績の評価が30点未満の授業科目がある者
- (2) 規則第15条の定めるところにより、当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、学年成績の評価が30点以上60点未満の授業科目が4科目以上ある者
- (3) 規則第15条の定めるところにより、当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、 出席時数の不足する科目がある者
- 3 追認定試験で受験できる科目は、必修科目及び学年課程を修了するのに必要な最低限の選択 科目とする。

(実施及び評価)

- 第3条 追認定試験の実施日は、学年成績判定から原則として2週間以上をおいて、当該年度内とする。
- 2 追認定試験による成績の評価は、最高60点とする。
- 3 追認定試験を欠席した者は、単位の取得を認めない。
- 4 追認定試験を受験しようとする者は、追認定試験受験願を学生課に提出しなければならない。

附則

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、従前の例によるものとする。

附則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

KH BII

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和3年7月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

7. 熊本高等専門学校熊本キャンパス不正行為に関わる科目の成績評価 に関する細則

平成24年3月30日制定 平成28年3月31日一部改正 平成31年2月20日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則(以下「規則」という)第4条の規定に基づき、熊本キャンパスにおける不正行為に関わる科目の成績評価の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(試験の範囲)

- **第2条** 本細則でいう不正行為とは、規則第2条に定める試験におけるものをいう。 (評価)
- **第3条** 定期試験,中間試験及び追試験において不正行為をした者の成績評価は,当該試験期間中に実施した全ての試験の点数を0点として評価する。なお,小テストや課題など他の評価項目については評価点を与える。

附則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

8. 熊本高等専門学校外国人留学生規則

平成22年2月24日制定 平成27年3月5日一部改正 平成31年2月20日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第46条の規定に基づき、留学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「留学生」とは、高等専門学校において教育を受ける目的をもって 入国し、本校に入学を許可された者をいう。

(入学時期)

第3条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学資格者)

第4条 入学資格者は、外国において学校教育における11年の課程を修了した者又は高等学校に対応する学校の課程を修了した者とする。

(入学志願手続)

- **第5条** 入学を志願する者は、次の書類に学則第36条に定める検定料を添え、校長に願い出なければならない。
 - (1)入学志願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
 - (4) 健康診断書(公の医療機関の発行するもの)
 - (5) 日本政府又は日本政府が承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証 明書
 - (6) 写真(縦5センチメートル,横3.5センチメートル)

(入学者選考及び入学許可)

第6条 入学志願者に対しては、原則として書類審査、学力検査、健康診断及び面接によって選考を行い、校長が入学を許可する。

(入学手続)

- **第7条** 入学を許可された者は、指定の期日までに、学則第37条に定める入学料を添え、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 誓約書
- (2) 在留カード
- (3) 日本に居住する確実な身元保証人の身元保証書
- (4) 日本留学中の経費の支払能力を証明する書類

(教育課程の履修方法)

- **第8条** 留学生については、通常の授業を受けるために必要な日本語その他の学力を養う必要があると認められた場合は、特別に編成された教育課程の学習をもって、通常の教育課程の履修にかえることができる。
- 2 前項の特別な教育課程の編成は、関係学科(グループ)と協議のうえ教務主事が行う。

(卒業の要件)

- **第9条** 留学生は、学則の定めるところにより卒業に必要な課程を修了しなければならない。 (留学生指導教員)
- 第10条 留学生に対し,第8条の特別な教育課程の学習その他生活面等に関して必要な指導助言を与えるため、留学生指導教員(以下「指導教員」という。)を置く。
- 2 指導教員は、当該学科(グループ)の教員の中から、学科長の推鷹に基づき校長が任命する。 (留学生相談員)
- **第11条** 留学生の学習上の支援及び日常生活上の助言等を行うため、留学生相談員(以下「チューター」という。)を置く。
- 2 チューターは、学生のうちから当該学科長の推薦に基づき、校長が委嘱する。
- 3 チューターは適宜、留学生の相談に応ずるとともに、定期的に外国人学生指導教員に連絡して、その指導を受けるものとする。

(国費外国人留学生等の検定料等)

第12条 国費外国人留学生については、入学検定科、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

9. 熊本高等専門学校熊本キャンパスチューター制度実施要領

(目的)

- 第1条 本校に入学を許可された外国人留学生(以下「留学生」という。)に対し、日本人学生による個別の指導を行い、留学生の学習の向上及び環境への適応を図ることを目的とする。 (チューターの選考)
- 第2条 留学生の所属する学科の長は、留学生の担任と協議の上、当該学科の学生の中から人物・学業ともに優れた学生を選考し、校長に推薦するものとする。

(指導期間)

第3条 指導期間は、校長が必要と認めた期間とする。

(指導時間)

第4条 指導は、原則として月4回(週1回程度)とし、その指導時間は1回につき1時間程度とする。

(指導内容)

第5条 チューターは、留学生の日本語能力及び基礎学力について学習上の援助を行うとともに、 日常生活上の助言等を行うものとする。

(指導報告書)

- **第6条** チューターは、毎月、別紙様式により業務報告書を校長に提出するものとする。 (給与)
- 第7条 前条の業務報告書に基づき,毎月給与を支給する。 (雑則)
- 第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附即

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

10. 熊本高等専門学校特別聴講学生規則

平成22年2月24日制定 平成31年2月20日一部改正 令和3年8月3日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第50条第2項の規定に基づき、特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格者)

- **第2条** 特別聴講学生として入学することのできる者は、学生間相互単位互換協定を締結している高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学(以下「大学等」という。)の学生とする。 (入学時期)
- **第3条** 特別聴講学生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(履修期間)

- **第4条** 特別聴講学生の履修期間は、1年以内とし、当該年度を超えないものとする。 (入学志願手続)
- **第5条** 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書(別紙様式1,2)を所属する大学等を通じて、校長に願い出なければならない。

(入学許可)

- **第6条** 特別聴講学生の入学の許可は、当該委員会の議を経て、校長が決定する。 (履修科目)
- **第7条** 特別聴講学生が履修できる科目は、原則として、演習、実験及び実習を除く専門科目、 専攻科の専門科目及び短期交流プログラムとする。なお、短期交流プログラムについては、指 導教員がこれを定め、別紙様式3を校長に提出するものとする。

(検定料,入学料及び授業料)

- 第8条 検定料及び入学料は徴収しない。
- 2 授業料については、当該大学等との間で、相互に不徴収とされている場合には、徴収しない。 (単位の認定)
- 第9条 履修科目に係る単位の認定は、本校の定める評価基準に基づいて行う。

(単位修得等証明書)

第10条 特別聴講学生には、願い出により履修した科目の単位取得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(外国人学生相談員)

- **第11条** 外国の大学等に在籍する者については、相談員(「チューター」という。)を置くことができる。その場合には、外国人留学生規則第11条に準ずる。
- **第12条** 学則その他学内規則に違反した者に対しては、校長は、退学を命ずることができる。 (その他規程等の準用)
- **第13条** この規則に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項については、学則その

他学内規則を準用する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附即

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附即

この規則は、令和3年8月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

§ 3. 教育課程と科目履修等について

1. 学期と授業時間

(1) 学期

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることと定められており、学年は前期(4月1日から9月30日まで)と後期(10月1日から翌年3月31日まで)の2学期に区分されています。

(2)授業時間

授業時間は50分を標準としますが、授業効果を考慮して連続して授業を行います。連続した授業の授業時間は90分(1時限)で、授業時刻表や時間割は時限単位で編成されます。なお、ホームルームや一部の科目において、連続授業ではなく50分の授業があります。

時間割は、学期(前期または後期)の初めに発表します。時間割の変更や休講がある場合には、その都度学生課教務係から関係クラスに電子掲示板等で連絡します。

	授業時刻表
第1時限	8:50~10:20
第2時限 屋休み	$1 \ 0 : 3 \ 0 \sim 1 \ 2 : 0 \ 0$ $1 \ 2 : 0 \ 0 \sim 1 \ 3 : 0 \ 0$
第3時限 第4時限	$1 \ 3 : 0 \ 0 \sim 1 \ 4 : 3 \ 0$ $1 \ 4 : 4 \ 0 \sim 1 \ 6 : 1 \ 0$
第5時限	$16:20\sim17:50$

※新型コロナウイルスの感染状況等により、変更となる可能性があります。

2. 教育課程

(1)授業科目

各学科の教育課程は学則第14条の別表(学生便覧 29頁~55頁)に示してあり、この表にある授業科目を卒業までに学習することになります。授業科目には共通教育科目と専門科目があり、低学年では共通教育科目が多く、高学年になるにしたがって専門科目が増えるくさび型になっています。また、授業科目は、「必修科目」と「選択科目」に大別されています。必修科目は、必ず履修し、修得しなければならない授業科目で、選択科目は高学年で設定され、自分の希望や適性に応じて選ぶことができる科目です。ただし、選択科目は、定められた単位以上を修得しなければなりません(学生便覧 66頁~70頁参照)。

教育課程は、専門学科ごとに準学士課程で修得すべき学習・教育到達目標に対応づけて体系的に編成されています。(教育課程と学習・教育到達目標との対応 94頁~123頁参照)。 その結果、学年進行とともに教育到達目標が達成できるようになっています。

また、各学科の専門科目の科目系統図が作成されており、学習する科目の位置付けや他教 科との関連が示されていますので参照してください(科目系統図 94頁~123頁参照)。

(2) 特別活動

高専では、授業科目の他に特別活動を実施しなければなりません。特別活動は、全学年を

対象にした各種行事(学生会活動を含む)と1年から3年までの学生を対象にしたホームルームの二つに分けられます。全学年を対象とした特別活動は、入学式、卒業式、始業式、終業式、全校集会、学生会活動(対面式、クラブ紹介、クラスマッチ、電波祭及びその準備等)があります。ホームルームは、毎週1回、授業時間割の中で実施され、例えば次に示すような内容が取り上げられています。

1. 学年別共通テーマ

ホームルームの計画立案,学校行事及び学生会行事に関すること,休業中の反省と新年の 抱負

- 2. ホームルームとしての共同生活に関すること ホームルーム内の集団づくりのための諸行事(校外見学等)
- 3. 人間として望ましい生き方に関する問題 勉強とクラブ活動,交通道徳,先生と学生,青年期の諸問題
- 4. 将来の進路についての問題 進路の決定と学習、職業観と職場について
- 5. レクリエーション 各種スポーツ,音楽鑑賞,映写会,読書会,ゲーム
- 6. 校長講話, 主事・学科長の話, 先生の話
- 7. その他

(3) 単位

授業科目には学修の量を示す単位数が決められており、教育課程表(学則第14条の別表) に示してあります。本科の授業科目の単位は、「**履修単位**」と「**学修単位**」に区別されます。

履修単位:開講されている授業時間が30単位時間(1単位時間は50分を標準とする)で 1単位とする。

学修単位:開講されている授業時間と授業時間外の学修時間の合計が45時間で1単位とする。

1年生から3年生までの科目は全て履修単位で、4年生と5年生で体育と実験・卒業研究を除く科目が学修単位です。学修単位の科目では、30時間の授業+15時間の自学自習、15時間の授業+30時間の自学自習もしくは、18時間の授業+27時間の自学学習をもって1単位としています。学修単位の科目及び自学自習の時間は、シラバスに記載されていますので確認してください。

(4) シラバス

シラバスには、授業科目の到達目標や内容、授業計画、成績評価の方法、また注意事項などが記載されています。前期のはじめに全ての授業科目のシラバスが、本校のホームページに掲載されます。授業を受講するにあたっては、必ずシラバスを参照して、学習に役立ててください。

3. 授業科目の成績評価と単位認定

(1) 成績評価と学年総合成績

授業科目の成績評価は、前期中間、前期期末、後期中間、後期期末(学年末)の四半期毎に行われ、試験(定期試験や中間試験)、小テスト、レポート、その他の項目を総合して、その期までの通算した成績が100点法で評価されます。そして、後期期末の成績が、その授業科目の学年総合成績となります。

(2) 出席要件

授業科目には、授業に出席しなければならない時数(規定授業時数)が決められており、 原則として公欠以外による欠課は、規定授業時数の5分の1以下まで認められます。ただし、 次に該当する場合は、規定授業時数の3分の1以下までの欠課が認められます。

- 〇 長期病欠者
- 公欠以外の欠課時数が5分の1以下で、公欠を含む欠課時数が規定授業時数の5分の 1を超える場合
- 3か月以下の短期留学者

(3) 単位の認定

授業科目について、出席要件を満たし、学年総合成績の評価が60点以上の場合は、当該科目を修得したものとして単位が認定されます。特別活動については、実施時数の5分の1以下(長期病欠者および3か月以下の短期留学者は3分の1以下)の欠課で、かつ、活動良好なものについて合格と認定されます。

(4) 成績通知

学校と保護者との連携により適切な修学指導を行うため、成績及び出欠状況が記載された 成績通知書を保護者宛に郵送します。通知は、前期中間試験、前期定期試験、後期中間試験、 後期定期試験の後に行われます。送付された成績通知書により成績及び出欠状況を確認して、 修正などがあれば担任に申し出てください。

成績通知書には学生・保護者連絡票が同封されていますので、学習面や生活面での振り返りや今後の改善・目標を記入して、担任まで提出してください。

4. 修了, 進級, 卒業

(1) 学年課程の修了と進級

学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則の別表1に記載されている各学年での単位を修得し、特別活動が合格であるものは学年課程の修了が認められ、次学年に進級することができます。

(2) 卒業

第5学年の課程を修了すると、卒業が認定されます。

(3) 原級留置

学年課程の修了が認められなかった者は、次学年に進級することができず、原学年に留められる原級留置となります。原級留置の者については、その年度に修得した科目の単位及び成績は、原則として認められません。

5. 授業科目の履修上の注意

(1) 学年制

高専は、学年制ですから、各学年の課程を修了しないと次学年へ進級できません。つまり、 修得しなければならない科目の単位数が1単位でも不足すると修了が認められず、原級留置 になり、次年度も同じ学年の全ての科目を履修しなければなりません。

(2) 選択科目の履修について

- ① 選択科目は、学則の別表1の教育課程表を参照してください。
- ② 履修手続

選択科目を履修する者は、前年度2月初旬に履修願を学科長へ提出しなければなりません。なお、提出後は、原則として選択科目の変更はできませんので、履修科目の選択にあたっては慎重に考慮してください。

③ 履修取消・追加・変更について

選択科目の履修取消・追加・変更は、原則として認められませんが、特別の理由がある場合は、4月初旬(後期開講科目に関しては10月初旬)の決められた期日までに履修取消・追加・変更願を学科長へ提出し、教務委員会の許可を受けなければなりません。なお、提出期限を過ぎた場合の願い出の受付は、一切認められません。

④ 学校認定関係

無線従事者国家試験の学校認定による科目免除を受けようとする者が、修得しなければならない選択科目は、8.の資格試験に記載しています。

(3) 特別学修による単位認定

英語の自学自習を奨励するため、特別学修による単位認定として、以下の制度を設けています。特別学修による単位認定を希望する学生は、英語担当教員に申し出てください。

- 〇3年生までに、または4年生*が、TOEIC 500点以上または英検2級以上を取得している学生は、4年生の英語IVの単位を修得したものとして認定する。
- ○4年生までに、または5年生 * が、TOEIC 600点以上または英検準1級以上を取得している学生は、5年生の英語Vの単位を修得したものとして認定する。
- * 年度途中の申請については、その申請期限は後期中間試験前までとします。

(4) 特別選択科目

特別選択科目は、学生が自発的に行う学習活動で、教育上有益と認められるものについて、一定の学習活動又は資格取得等の成果が認められた場合に単位が認定される科目です。特別選択科目は、共通教育科目ではチャレンジセミナー、国際・異文化理解、基礎科目応用、特別学習が、専門科目にはキャリアデザイン、インターンシップがあります。単位の申請及び認定は共通教育科目では第1学年から第5学年の各学年で、専門科目では第4学年または第5学年で行われますので、認定の条件が揃った学年で申請してください。認定対象の学習活動等は、シラバスを参照してください。

6. 試験及び受験心得

(1) 試験

試験は定期試験,中間試験,追試験及び追認定試験に区分されます。定期試験は,前期,後期の学期末に,中間試験は学期の中間に各授業科目について行われますが,平素の成績で評価し得る科目については,試験の全部又はその一部を行わないことがあります。定期試験,中間試験の時間割は原則として,試験実施の2週間前に掲示により通知します。

追試験は、疾病、忌引等やむを得ない事情により、定期試験や中間試験を受験出来なかった学生に対して1回限り行われます。追試験の受験には、追試験願の提出が必要です。追試験を受験できる要件は、学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則の第5条に記載されています。

追認定試験は、修了判定時において修得できていない科目について、学年成績判定から原則として2週間以上をおいて実施され、全て合格すれば、修了を認定されます。追認定試験を受験できるのは、その学年において修得すべき科目のうち、出席要件を満たし30点以上60点未満の科目が3科目以内で、かつ30点未満の科目が1科目もない場合です。なお、追認定試験を受験できる科目は、必修科目及び学年課程を修了するのに必要な最低限の選択科目です。

(2) 受験心得

定期試験及び中間試験の受験にあたっては、試験監督の指示に従い、不正行為及び疑わしい態度等はしないよう注意し、公正に全力を尽くして取組むこと。

- ① 受験の際は、学生名簿の番号順に着席すること。
- ② 受験に際しては、筆記用具及び許可されたもの以外は机に置かない。
- ③ 携帯電話等の電子機器は持ち込み不可です。電源を切り荷物とともにまとめておくこと。
- ④ 受験に際しては、特に遅刻しないように心掛けること。原則として、試験開始後20分を 超えて遅刻した者は、当該試験を受験することができない。
- ⑤ 答案は20分を経過した後でなければ提出できない。
- ⑥ 試験時間終了前に答案を提出した者は、直ちに退室しなければならない。
- ⑦ 不正行為には厳しい処分があります。また、不正行為をした時間以降の受験は停止される。
- ⑧ 疾病、忌引、その他校長がやむを得ない事情と認めた理由により、試験を受けることができなかった場合は、試験期間終了後に追試験を行うことがあるので、受験希望者は追試験願を学生課教務係に提出しなければならない。ただし、病気の場合は、原則として医師の診断書を添えること。
- ⑨ 正当な理由がなく、試験を受けなかった授業科目の試験成績は0点となる。
- ⑩ 第8項に該当するもので追試験願を提出していない者は、当該試験の受験は許可しない。 それに伴い、当該授業科目の試験成績は0点となる。

7. 欠席, 欠課, 遅刻, 早退, 公欠等

- (1) 学生が、欠席または遅刻をするときは、必ず学校に連絡してください。学生課教務係への 電話連絡(096-242-6205)、あるいはメール(k.kesseki@kumamoto-nct.ac.jp)でも 構いません。なお、病気などのために1週間以上欠席する(した)ときは、通院の履歴が分 かる書類(領収書等)を提出してください。
- ① 「欠席」とは、登校すべき日に全く登校しない場合をいいます。

- ② 「欠課」とは、各授業時間に全く出席しない場合をいいます。
- ③ 「遅刻」とは、各授業時間に開始時刻に遅れて出席する場合をいいます。
- ④ 「早退」とは、各授業時間の終了時刻より前に退出する場合をいいます。

(2) 公欠

校長が許可(承認)したクラブの対外試合,資格取得試験,就職試験等については,公欠の扱いになります。公欠は,通常の欠課として扱われます。公欠になるには,必ず事前に公欠願を学生課教務係に提出することが必要です。やむをえず,事後に公欠願を提出する場合は欠課後1週間以内に提出してください。それ以後の提出は認めません。

また、公欠以外の欠課時数が規定授業時数の5分の1以下で、公欠を含む欠課時数が規定授業時数の3分の1を超えた場合は、補講を受けることができますので補講願を提出してください。

(3) 学校感染症による出席停止及び臨時休業

学校での感染症の流行を防ぐために、学校保健安全法に基づき出席停止や、クラス・学校 を臨時休業とすることがあります。

下の表の病気にかかった場合は、学生課に備えてある学校感染症証明書に、医師の診断結果を記入してもらい、公欠願と一緒に学生課教務係に完治後、速やかに提出してください。

第1種	エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,痘そう,南米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱,急性灰白髄炎,ジフテリア,重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る),中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る),特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する法律に規定する特定インフルエンザをいう)※新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症は,第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く),百日咳,麻しん,流行性耳下腺炎,風しん,水痘,咽頭結膜熱,結核,髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸菌感染症,腸チフス,パラチフス,流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎,その他の伝染病

なお、新型コロナウイルス感染症に関する対応について、状況の変化により対応方法を更新する場合もありますので、本校公式Web・eメッセージ(メール配信)の情報には注意してください。

8. 資格試験等

本キャンパス学生に関係ある資格試験等について説明します。

(1)無線従事者国家試験(総務省管轄)

(日本無線協会ホームページ http://www.nichimu.or.jp/)

無線技術士とは、放送局等の無線設備の保守・調整、あるいは新しい技術を開発するための実験などいわゆる無線設備の技術操作を専門に行うことができる資格を持つ人をいいます。資格は第1級と第2級の陸上無線技術士があります。

また, 前記陸上無線技術士の下位資格で第1級陸上特殊無線技士があります。

① 試験の種別及び施行時期

ア. 陸上無線技術士

	第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士	試験期
試験科目	無線工学の基礎 無線工学A 無線工学B 法	無線工学の基礎 無線工学A 無線工学B 法	7月 1月

イ. 第1級陸上特殊無線技士

	1級	:陸上特	殊無線	技士	試験期
試験科目	無法	線	工	学規	2月 6月 10月

② 科目合格の有効期間

試験の科目合格の有効期間は3年で、その有効期間内に全科目合格できない場合は、有効期間を経過した科目から権利が失われますので、その科目をもう一度受験しなおさなければなりません。

全科目合格者には申請により無線従事者免許証が交付され、終生資格者として認められます。

③ 受験指導

情報通信エレクトロニクス工学科の西山教員が、無線従事者国家試験の受験指導を担当します。受験勉強の仕方や試験対策または受験手続の案内などしますので、受験希望者または受験を考えている人は、西山教員(enishi@kumamoto-nct.ac.jp)に問い合わせてください。無線従事者国家試験の受験は、公欠が認められています。

④ 学校認定

本キャンパスの卒業生で所定の科目(選択科目の履修の項参照)を修得した者は、無線 従事者国家試験の一部が次のように免除されます。学校認定を受ける場合は、所定の手続 きが必要となりますので、必ず学生課教務係に問い合わせてください。

学 科	該当する資格	認定される科目	修得しなければなら ない科目 (開講学年)
情報通信 エレクトロニクス	第2級陸上無線技術士	無線工学の基礎	なし
工学科	第1級陸上特殊無線技士	全科目	電気通信法規(5年)

(2) 工事担任者(総務省管轄)

① 日本データ通信協会ホームページ (http://shiken.dekyo.or.jp) 電気通信回線設備又は自営電気通信設備を接続するための工事を行い、又は監督する者に必要な資格です。本キャンパスでは、ISDN以外のデジタル回線への端末設備を工事の範囲とするDD種の受験を奨励しています。

② 試験の種別及び施行実施

試	DD1・2種	
験	電気通信技術の基礎 (基礎科目)	5月
科	端末設備の接続のための技術及び理論(技術科目)	11月
	端末設備の接続に関する法規(法規科目)	

- ③ 科目合格の有効期間は3年で、その有効期間内に全科目合格できない場合は、有効期間を経過した科目から権利が失われますので、その科目をもう一度受験しなおさなければなりません。全科目合格者には申請により工事担任者資格者証が交付され、終生資格者として認められます。
- (3) 情報処理技術者試験(経済産業省管轄)

(独立行政法人情報処理推進機構のホームページ https://www.jitec.ipa.go.jp)

情報処理技術者試験は、全ての社会人を対象としてITを利活用するための共通的基礎知識を問う「ITパスポート試験」、ITの安全な利活用を推進するための基本的知識・技能を問う「情報セキュリティマネジメント試験」、情報処理技術者の知識・技能を問う「基本情報技術者試験」「応用情報技術者試験」及び8区分の高度試験、サイバーセキュリティに関する専門的な知識・技能を問う「情報処理安全確保支援士試験」から構成されています。

(4) CG-ARTS検定(文部科学省後援)

(CG-ARTS協会のホームページ https://www.cgarts.or.jp/kentei/)

画像を中心とした情報分野のスキルアップを図る5つの検定試験を実施します。検定試験の学習を通じて、自らが情報発信の担い手になり、さまざまなディジタル情報を使って新たな価値の創造ができる人材を育成します。各検定試験は、ベーシックとエキスパートがあります。ベーシックでは専門知識の理解を、エキスパートでは専門知識の理解と応用を評価します。

- ・CGクリエーター検定(CGで表現するデザイナー,クリエーターのための検定)
- ・CGエンジニア検定(CG分野の開発や設計を行うエンジニア,プログラマのための検定)
- ・Webデザイナー検定(コンセプトから運用までWeb製作の知識の修得を評価する検定)
- ・画像処理エンジニア検定(画像処理分野の開発,設計に必要な知識の修得を評価する検定)
- ・マルチメディア検定(ビジネスで使われるマルチメディアやICTの知識の修得を評価する検 定)

試験日:前期(7月)と後期(11月)の年2回実施

(5) ディジタル技術検定(文部科学省後援)

(ホームページ http://digital-kentei.com/)

■ ディジタル技術の概要

コンピュータに関連した検定試験としては、従来から主に情報の処理に関するものが行われていますが、本検定では、情報処理から制御まで「ディジタル技術」を中心としてまとめられています。試験内容は広範囲にわたりますが、2級からはそれぞれの得意な分野に挑戦できるように<情報部門>・<制御部門>に分けて実施されています。

■ レベルと社会的評価

本試験は4級から1級までの4つのレベルに分けられており、学生から第一線で活躍中の高級技能者まで、広い範囲の人を受験対象としています。さらに1・2級では情報部門と制御部門を分割し、それぞれの高度な専門知識を評価できるように配慮されています。段階を追って受験級を高めていくことで、包括的なディジタル技術の知識が自然と養われ、軸足のしっかりした堅固な知識を有することが期待できます。

9. インターンシップ

夏季休業中,4年生を対象に本人の希望により会社等において実習を実施しています。費用は、原則自己負担で、保護者の同意が必要です。希望は5月より順次調査し、関係教員で協議の上、先方に受け入れの可否を打診し、許可があれば実習できることになります。なお、インターンシップは特別選択科目の単位として認定されますので、事前研修への参加、実習証明書及び実習報告書の提出等が必要になっています。

10. 研修旅行

教育課程において、有益な見学・体験等の機会を設け、教育効果の向上や国際理解教育の推進を図るため、以下の研修旅行を実施しています。なお、費用は自己負担となります。

2年生:台湾研修旅行(希望者)

3年生:英語研修を伴う1泊研修(学科毎) 4年生:シンガポール研修旅行(学科毎)

11. 学生証

学生は、1年・4年の初めに学生課教務係から学生証の交付を受け、その使用に当たっては、 次のことに注意しなければなりません。

- (1) 本証は、本校学生の身分を明らかにするものであるから、常に携帯すること。
- (2) 本証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) 本証は、通学定期乗車券又は学生割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示すること。
- (4) 本証の記載事項に変更が生じたとき、又紛失・汚損したときは、直ちに学生課教務係に届け出て、再交付の手続をすること。
- (5) 本証は、有効期間を経過し、新たな学生証の交付を受けたとき、又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに返納すること。

12. 学校名等の英語訳

学校名・学科名及び専攻科名の英語訳は、次のとおりです。

○学校名

熊本高等専門学校 National Institute of Technology (KOSEN), Kumamoto College

○本科学科名: Departments

リベラルアーツ系	Faculty of Liberal Arts
情報通信エレクトロニクス工学科	Department of Information, Communication and Electronic Engineering
制御情報システム工学科	Department of Control and Information Systems Engineering
人間情報システム工学科	Department of Human-Oriented Information Systems Engineering

○専攻科: Advanced Engineering Courses

電子情報システム工学専攻 Electronics and Information Systems Engineering Advanced Course	
--	--

達成度評価対象主要科目 カリキュラム系統図

(平成31年度(2019年度)以降入学者用)

一般特別選択科目	本科特別選択科目
一般選択科目	本科専門選択科目
一般必修科目	本科専門必修科目

〇の中の数字は単位数

熊本キャンパス情報通信エレクトロニクス工学科達成度評価対象主要科目(含 共通教育科目) 2019年度以降入学者用

	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1		1 年 9 世 年 1 元			達成度評価対象科目		
	子自, 教月刘建口你		判集及計画の沈京	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
			日本語における適切な文章表	国語 I ②	国語工②	国語皿②	コミュニケーション舗①	日本文学概論①
		-	現および口頭の意思伝達がで きる					
				英語 I ④	英語 I ④	英語皿④	英語IV②	英語V①
	日本語および英語のコミュ	1-2	日常的に使用される英語で書 かれた文書の概要・要旨がつ			実践英会話②	コミュニケーション論①	国際言語文化論①
8			かめる				技術英語 I ①	技術英語工①
				英語 I ④	英語工④	英語皿④	英語V②	英語V①
		1–3	自分の考え方を簡潔な英語で 表現できる				コミュニケーション論 ①	
							技術英語 I ①	技術英語 II ①
				情報リテラシー②	プログラミング I ②	プログラミング II ②	プログラミング応用②	ネットワークエ学
				電子通信基礎演習 I ②	計算機工学 I ②	計算機工学11②	ディジタル設計②	ディジタルシステム②
6	ICTに関する基本的技術 セトパエ学への広田荘修	2-1	ICI技術に関する巻碇的技術 を身につける				通信システム② 信号伝送工学②	
9	59.54十、シルカ女型を身に付けた技術者				()	:	3	
			等ヶの体数を入れずる井谷を		プログラミング I ②	プログラミング II ②	プログラミング応用②	
		2-2	性くのj自報を方付する技術を身につける			電子通信工学実験 I ④	電子通信工学実験工④	電子通信工学実験皿④
				数学 I ⑥	数学工⑥	数学田⑥	応用数学 I ②	応用数学工②
					物理Ⅰ③	物理工②	応用物理②	
				44))	
				i iiii				
				基礎電気学 I ②	基礎電気学工②	電気磁気学I②	電気磁気学工②	電磁波工学②
				電子通信工学基礎②	電気回路学I②	電気回路学工②	信号伝送工学②	
		- -	科学の基礎知識を身につける			電子回路学I②	電子回路学工②	
						電子工学②	通信システム工学②	
				電子通信工学基礎②	計算機工学 I ②	計算機工学工②	ディジタル設計②	
						電子計測②	1	
	,			雷子诵信工学某礎②	電子通信基礎演習Ⅱ②	電子回路学 1 ②	(C) II 影響工	ネットワーク工学②
))		信号伝送工学の
	久公配にかけるは第の首						情報工学理論②	ディジタルシステム②
	ロンゴニ831、914m32側をサイスの自動となると関われると						三二二二二二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	半道体プロセスの
ල	その分野の専門技術に関 するの籍に執ったは、 油	3-2	ダギですころができる解することができる				Web⊐ミュニケーション②	電子材料①
_ ***	するが際に能力を持つ。 眼的な視点から問題を解 決する能力を持った技術者							

電気回路学1② 電子回路学1② 電子回路学1② 電子回路学1② 電子回路学1② 電子回路学1② 電子回路学1② 電子回路学1② 電子回路学1② 電子回路・1○ 電子通信基準第 電子通信工学業 電子通行工学業 電子通行工学業 電子通行工学業 電子通行工学業 電子通行工学業 電子通行工学業 電子通行工学業 電子通行工学業 電子通行工学 電子通行工学 電子通行工学 電子通行工学 電子通行工学 電子工学 電			多に 上げ 1 の	を できる アーク	画的杨刈孙 1 ②	画と移込子コス	电额波十十万	
19 19 19 19 19 19 19 19				電気回路学I②	電気回路学工②	通信システム工学②	H H	
1-3					電子回路学 I ②	電子回路学工②	ネットワークエ学②	
1					電子工学②	応用物理②		
				計算機工学 1 ②	計算機工学Ⅱ②	ディジタル設計②		
3-3		:			電子計測②		-1	
		3-3 基礎知識を活用して工学的問 3-3 闘女 3-3 1 1 1 1 1 1 1 1 1				情報工学理論②	ディジタル通信方式②	
1-1		因と生産し、男名にも				画像処理工学②		
1 日本とは						Webコミュニケーション②	ディジタルシステム①	
1 日本社 (1)							半導体プロセス②	
本語の字葉解技術を身につけ							電子材料①	
4 広域野で砂帯を歩えること			電子通信基礎演習I②	電子通信基礎演習工②	電子通信工学実験 I ④	電子通信工学実験工④	電子通信工学実験皿④	
1		はなめた宝路は歩を見しつ十	其礎雷气之 1 ②	其礎電气学工の				
The continue of the contin			' I C	単版 L S を M L				
1) I HZ	-			
C C C C C C C C C C				倫理 ②				
4- 広心能形で物象を考えること		-						
(金型 ② 日本と世界との関わりに関心								
4-2 日本と世界との関わりに関わる						国際・異文化理解①		
4-2 日本大世界との関わりに関い 中国大世界との関わりにある。 世界史 ② 日本史 ② 英語田 ④ 大少プランプ(① 4-3 社会参加のための、人間的基準が同じます。 生涯スポーツ ② 生涯スポーツ ② イクーンシップ(① イクーンシップ(① イクーンシップ(① 4-4 その中で協調して役割を果たをの中に協調して役割を果たをの中に協調して役割を果たしまます。 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 国語田 ② 生涯スポーツ I ② エエ語スポーツ I ② エエ語スポーツ I ② 国際 異立語 I ② 国際 異立語 I ② 国際 異立語 I ② 国際 異立語 I ② 国際 異立語 I ② 国際 異立語 I ② 国際 景立語 I ② 国際 景立語 I ② 国際 景立語 I ② 国際 景立語 I ② 国際 景立語 I ② 日本史 ② 国際 景立語 I ② 日本				倫理 ②		国際・異文化理解 ①		
# 社会参加のための、人間的基	大温 1 4 1 早日 大学 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4-2						
4-3 社会参加のための、人間的基 株分を見につける。 (本分とシンツで) (本々リアデザイン() (本分下デザイン() (本の下デザイン() (本の下デザイン() (本の下デザイン() (本の下デザイン() (本の下デザイン() (本の下デザイン() (本の下デザイン() (本の下が)に参加し、 (本の下が)に参加し、 (本の下が)に参加し、 (本の下が)に参加し (本の下が)に参加し (本の下が)に参加し (本の下が)に参加し (本の下が)に一ツストローン実践 (1	3.70年の個在5万人人画月 パナパギ 4 本・技師本が与					本語 (2)	本語 ひ	
4-3 社会参加のための、人間的基 連力を身につける 特別活動 生涯スポーツ1 ② 生涯スポーツ1 ② サイラルアーツ実践1 ① リイラルアーツ実践1 ① 国際・共文化理解 ① 国際・共文化理解 ① 国際・共文化理解 ① 国際・共文化理解 ① 国際・共文化理解 ① 国際・共文化理解 ② 自然するとなできる 日本史 ② 国際社会と文化 ① 国際社会と文化 ① 国際社会と文化 ① 国際社会と交化 ① 日本学教1 ② 日本学教1 ④ 日本学通信主要教1 ④ 日本学教1 ④ 田本学教1 ④ 田本学教1 ④ 田本学教1 ④ 田本学通信主学教1 ④ 田本学教1 ④ 田本学教1 ④ 田本学通信主学教1 ④ 田本学通信主学教1 ④ 田本学教1 ④ 田本学通信主学教1 ④ 電子通信主学教1 □ 電子通信主学教1 ② 電子通信主学教1 □ 電子通信主学教1 □ 電子通信主学教1 ② 電子通信主学教1 ② 電子通信主学教1 □ 電子通信主学教1 □ 電子通信主学教1 □ 電子通信主学教1 □ 電子通信主学教1 □ 電子通信主学教1 □ 電子通信主教表1 □ 田本学 □ 電子通信主学教1 □ 電子通信主教表1 □ 田本学 □ 電子通信主教表1 □ ロースーン・ディース・ディース・ディース・ディース・ディース・ディース・ディース・ディース	こ付けた技術者				1111	インターンシップ①		
#90 古		社分参加のための、 類七を身にしてる				キャリアデザイン①		
5-1 技術者が持つべき倫理的な問題を (報名)とかできる (報名)とができる (報名)とかできる (報名)とかできる (報名)とかできる (報名)とができる (報名)とができる (報名)とかできる (報名)とができる (報名)といていていていていていていていていていていていていていていていていていていて		6			特別活動			
4-4 その中で協助して必割も果ました。 リペラルアーツス門 ① リペラルアーツ実践 ① 電子通信基礎演習 ② 電子通信主学実験 I ① 電子通信工学実験 I ② 電子通信工学実験 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ③ 電子通信基礎演習 I ② 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 国子通信工学表 I ④ 国子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 国子通信工学表 I ④ 国子通信工学表 I ④ 電子通信工学表 I ④ 国子通信工学表 I ④ 国工学工学表 I ④ 国工学工学工学工学工学工学工学工学工学工学工学工学工学工学工学工学工学工学工作工学			П			生涯スポーツIV ②	保健体育IV①	
5-1 技術者が持つべき倫理観の必 (情報) 方つレアーツス門 ① リベラルアーツ実践1① 明イラルアーツ実践1① 明イラルアーツ実践1① 明イラルアーツ実践1① 明イラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① 明子通信主機流習1② 電子通信主機流習1② 電子通信工学実験1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① は子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信主学表別1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験10			一ツ入門	リベラルアーツ実践 I ①	リベラルアーツ実践エ①	リベラルアーツ実践皿①		
5-1 技術者が持つべき倫理観の必 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験10 リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践1① 日本史② 国際社会に受験1④ 電子通信工学実験10 日本度 国際社会に受験10 日本度② 国際社会に定じて 日本度 日本度 日本度② 日本度 日本度 日本度② 日本性を設建(① 日本度 日本方面信工学業 日本度 日本度 日本度 日本度						国際·異文化理解①	•	
5-1 技術者が持つべき倫理観の必 電子通信基礎演習1(2) 情報リテラシー(2) 電子通信基礎演習1(2) 電子通信基礎演習1(2) 世界史(2) 電子通信工学実験1(4) 田居田(2) 電子通信工学実験1(4) 田居田(2) 電子通信工学実験1(4) 田居田(2) 電子通信工学実験1(4) 日本史(2) 電子通信工学実験1(4) 日本生(2) 電子通信工学実験1(4) 日本生(2) 電子通信工学実験1(4) 日本生(2) 電子通信工学実験1(4) 日本生(2) 電子通信工学実験1(4) 日本生(2) 電子通信工学実験1(4) 日本生(2) 電子通信工学実験1(4) 日本生(2) 電子通信工学実験1(4) 日本生(4) 電子通信工学実験1(4) 日本生(2) 日本生(2) 日本市土生(2) 国際社会と文化(1) 日本生(4) 日本生(2) 日本生(2) 日本年(2) 日本年(2) 日本年(2) 日本年(2) 日本年(4) 日本年(2) 日本年(2) 日本年(4) 日本年(2) 日本年(2) 日本年(4) 日本(4) 日本)	電子通信基礎演習 I ②	電子通信基礎演習Ⅱ②	電子通信工学実験 I ④	電子通信工学実験 II ④	電子通信工学実験皿④	
5-1 技術者が持つへき倫理観の必 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 相学技術と対し、			(ゲー	リベラルアーツ実践 1 ①	リベラルアーツ実践エ①	リベラルアーツ実践田①	技術者倫理概論②	
本元と加入できる 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 相学技術と投行 5-2 認識することができる 社会における倫理的な問題を 財命した探究心を持って、得 1をかした探究心を持って、得 1をかした探究心を持って、得 1をかした探究心を持って、得 1を対してきる 電子通信工学基礎② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験10 ボンケーンシップ① 大が着と決了の 技術者と大のできる 本のインケーンシップ① 本のインケーンシップ① 本のインケーンシップ① 本のインケーンシップ① 本のインケーンシップの 技術者とよる専門分野の規劃。 リバラルアーツ実践10 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験10 リバラルアーツ実践10 リバラルアーツ実践10 リバラルアーツ実践10 リバラルアーツ実践10 リバラルアーツ実践10 リバラルアーツ実践10 リバラルアーツ実践10 リバラルアーツ実践10 国際社会に対して実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学業験10 電子通信工学業 本書子通信工学業 本書子通信工学業 本書子通信工学業 本書子通信工学業 本書子通信工学業			Į				電気通信法規①	
5-2 社会における倫理的な問題を			電子通信基礎演習I②	電子通信基礎演習Ⅱ②	電子通信工学実験 I ④	電子通信工学実験 II ④	電子通信工学実験皿④	
5-2 記載することができる 国際社会と文化 ① 5-2 認識することができる 工がきる 5-1 記載することができる 本グランと探究心を持って、得しませいましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	広い視野と技術のあり方に オナス倫理師本島に付け も				国語皿 ②	科学技術と現代 ①	技術者倫理概論②	
5-2 社気における問題と 国際社会と経済 ① 5-2 起勤請することができる 技術者と法 ① 5-1 監とする専門分野の課題に取 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 6-1 意とする専門分野の課題に取 リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① 6-2 技術を身につけ、社会との関 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 6-3 主体的に継続的に学習できる 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 6-3 主体的に継続的に学習できる 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④	なっる電角製みといいた初かれた			世界史 ②	日本史 ②	国際社会と文化 ①		
6-3 主体的に継続的に学習できる (本のに継続的に学習できる (電子通信基礎演習1②) 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1(4) 電子通信工学集験1(4) 電子通信工学集験1(4) 電子通信工学集験1(4) 電子通信工学業験1(4) 電子通信工学業務1(4) 電子通信工学業務1(4) 電子通信工学業務1(4) 電子通信工学業務1(4) 電子通信工学業務1(4) <td rows<="" td=""><td>ı</td><td>5-2</td><td></td><td></td><td></td><td>国際社会と経済①</td><td></td></td>	<td>ı</td> <td>5-2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国際社会と経済①</td> <td></td>	ı	5-2				国際社会と経済①	
6-3 主体的に継続的に学習できる 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験10 リペラルアーツ実践10 国子通信工学実験10 国子通信工学実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学業験10 電子通信工学業 工具工学業 工具工学業 工具工学業 工具工学業 工具工学業 工具工学業 工具工学業 工具工学業 工具工学業 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>技術者と法①</td> <td></td>						技術者と法①		
好奇心と探究心を持って、得電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1項 有子通信工学実験1項 6-1 意とする専門分野の親題に取 リベラルアーツ美間 (1) をおってきる リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) リベラルアーツ実践1(1) 電子通信工学実験1(1) 電子通信工学実験1(1) 6-2 技術を身につけ、社会との関 連を理解できる 連を理解できる 電子通信基礎演習1(2) 電子通信基礎演習1(2) 電子通信基礎演習1(2) 電子通信基礎演習1(2) 電子通信基礎演習1(3) 電子通信工学実験1(4) 電子通信工学実験1(4) 電子通信工学実験1(4) 電子通信工学実験1(4) 電子通信工学実験1(4)					- 1	インターンシップ①		
6-1 意とする専門分野の課題に取 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1④ リペラルアーツ実践1① 国子通信工学実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学実験10 電子通信工学実験10			電子通信工学基礎(2)		物理工 ②		卒業研究(8)	
い和むしこができる リベラルアーツ入門 ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① 東子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学表験 I ④ 電子通信工学工作 I ④ 電子通信工学工作 I ④ 電子通信工学工作 I ④ 電子通信工学工作 I ④ 電子通信工学工作 I ④ 電子通信工学工作 I ④ 電子通信工学 I ④ 電子通信工学工作 I ④ 電子通信工学工作 I ④ 電子通信工学 I ④ 電子通信工学工作 I ④ 電子 I ④ 電子 I ⑥ 電子通信工学 I ⑥ 電子 I			電子通信基礎演習 I ②	電子通信基礎演習工②	電子通信工学実験 I ④	電子通信工学実験工④	電子通信工学実験皿④	
(4章とする専門分野の知識: リベラルアーツ入門 ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① (6-2 技術を身につけ、社会との関連を理解できる。 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学実験 I ④ (6-3 主体的に継続的に学習できる。 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信工学実験 I ④		り組むことができる	リベラルアーツ入門 ①	リベラルアーツ実践 I ①	リベラルアーツ実践I①	リベラルアーツ実践皿①		
6-2 技術を身にづけ、社会との関 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学実験 I ④ 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学実験 I ④	:		リベラルアーツ入門 ①	リベラルアーツ実践 I ①	リベラルアーツ実践エ①	リベラルアーツ実践皿①	卒業研究®	
連を埋除できる	四的探状心を結む、中体と、金子の一門間にありま	6-2	電子通信基礎演習I②	電子通信基礎演習Ⅱ②	電子通信工学実験 I ④	電子通信工学実験工④	電子通信工学実験皿④	
主体的に継続的に学習できる 電子通信基礎演習 I ② 電子通信基礎演習 I ② 電子通信工学実験 I ④ 電子通信工学実験 I ④	ひにとができる技術者							
主体的に継続的に学習できる 電子通信基礎演習1② 電子通信基礎演習1② 電子通信工学実験1④ 電子通信工学実験1億							本業研究(8)	
			電子通信基礎演習I②	電子通信基礎演習Ⅱ②	電子通信工学実験 I ④	電子通信工学実験工④	電子通信工学実験皿④	

一般特別選択科目	目 本科特別選択科目
一般選択科目	本科専門選択科目
一般必修科目	本科專門必修科目

〇の中の数字は単位数

熊本キャンパス制御情報システム工学科達成度評価対象主要科目(含 共通教育科目) 2019年度以降入学者用

1	Ť.	5型, 教育到, 李日堙	阿莱伊娅佛の組占				達成度評価対象科目		
日本語と記憶の意思	ŀ	- 타 - 차 두 과 보 디 / *	エルスコンコンコンボル		本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
1-1 (1944) 「日間の意伝達がで			日本語における適切な、	いて章表	国語 I ②	国語 II ②	国語皿②	ーツョン論	① 樂維之本中
日本館を北京橋の工作 日本館を大江海橋の工作 1960年度				伝達がで					
1946年8月15年80-25 1940年7-25					-	英語工④	英語皿④	英語Ⅳ②	英語V①
1-3				英語で書写画がつ			実践英会話 ②		
1-3 (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金)	<u>こ</u> 二本 小故							技術華語 1①	
1-3 自分の表え方を耐波な実践で		•		$\frac{1}{2}$	-	######################################	E ##	***********	
1-3 施収である。					⊣	央語 11 4	央語皿(4)	- 1	★贈√○
COTIE関する基本化体				な英語で				- 1	
			9 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					技術革語 1 ①	
Figure 1									101/組込みシステム設計 ②
2-1 (DTF M T)				:	ĺ				
### 1				"	学基礎演習 I ②	制御情報システム工学基礎演習II②			_
全分野における技術の基礎となる数学・自然 を分野における技術の基準の影響となる数学・自然 を分野における技術の基準の影響となる数学・自然 を分野における技術の基準の影響となる数学・自然 を分野における技術の基準の影響となる数学・自然 を分野における技術の基準の影響となる数学・自然 を分野における技術の基準の影響となる数学・自然 を分野における技術の基準の影響となる数学・自然 を分野における技術の基準の影響となる数学・自然 を分野における技術の基準を表けています。 本の分野の場下は新しい する方式を発展と対象を表す。 本の方野の場下は新しい ますることができる。 本の方野の関連性を理 を対象を対象を表するとができる。 本の方野の関連性を理 を対象を対象を表するとができる。 本の方野の関連性を理 を対象を対象を対象を表するとができる。 本の方野の関連性を理 を対象を対象を対象を表する。 本の方野の関連性を理 を対象を対象を対象を表する。 本の方野の関連性を理 を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	(2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	このとの物を引なられたいなりの物を引なることでは多くのの正状をごうないないない						信号処理 ②	
2-2 福々の手機を分析する技術 数学1⑤ 数学1⑥ 版用物理 ② 应用物理 ② (大学 名)	FJ N.	TEN 7.7 (1817)		\dagger			制御情報システムエヴ実験10	_	/ 川知神神がファバエ学事時用
1				る技術		_	では はんしょう はんしゅう かんしゅう はんしょく はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	_	
1					\vdash	数学Ⅱ⑥	数学皿⑥		応用数学11②
1				Ш		物理I③	物理Ⅱ②		
1 中の基礎となる数学・自然					_				_
4分野における枝標の基準 を必め間における技術の基準 を必め間における技術の基準 を必め間における技術の基準 を必め間における技術の基準 を必め間における技術の基準 を必め間における技術の基準 を必めを表すに対するが、関連性を理 を対象があいる関連を ますることができる。 日本語なおり支援を 日本語なり支援を 日本語なおり支援を 日本語なおり支援を 日本語なり支援を 日本語なり支援を 日本語なり支援を 日本語なり支援を 日本語ないる 日本語なのな 日本語ないる 日本語なのな					総合理科②				
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			近株 7 洋山 岩井)近 十	1 4 5	н				
各分野における技権の基 機能したおける技権の基 の関係となおしたができる 上ナーション能力を表すする 主人の職とな事かなと様とないできる 主人の職とな事がを持った。 自本語なおび類をおいてを表示する 主人の職とは対を持った。 自本語なおび類をおいてを表示する 主人の職とは対を持った。 自本語なおび類をあったができる 主人の職とは対を持った。 自本語なおび類をあったができる 主人の職とは対を持った。 はすることができる 自本語なおび類をあったができる 上ナーション能力を持った。 は持つエーンコールは力を対すする は持つエーンコールは力を対すする は持つエーンコールは力を対すする は持つエーンコールは力を対すする は持つエーンストンストムとを確論 はすることができる はすることができる はすることができる はすることができる はすることができる は対しては、 はがは、 はがは				ナ・三然にしての下			ll		
特別				<u></u>			ll		
特別									
各分野における技権の基 をたる知識と技能および。 第一名の関連性を指する でかう野の専門が新に関 する知識と対策がに関 をかう野の専門が新に関 ますることができる は対象がもかえたが表ものはまる は対象がもかく技術を 自用本語および英語のコミュ とサーシン能力を有する は統有 情報リテランー② 計算機工学 I ② 電気回路学 II ② 同び組みをシステム設計 電気体質学 I ② 107/組込みシステム基礎論 (17組込みシステム基礎論 (17組込み・システム基礎論 (17組入の・システム基礎論 (17組入の・システム基礎論 (17組入の・システム基礎論 (17組入の・システム基礎論 (17組入の・システム基礎 (17組入の・システム (17組入の・システムを (17組入の・システムを (17組入の・システム (17組入の・システムを (17組入の・システムと (17組入の・システムを (17組入の・システムを (17組入の・システムを (17組入の・システムを (17組入の・システムを (17組入の・システムを (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・シストの・システムと (17組入の・システムと (17組入の・システムと (17組入の・シストの・シストの・シストの (17組入の・システムと (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの・シストの (17組入の・シストの (
会分野における技術の基 会な予における技術の基 会な予しまが表表され 主なの数字に対する機となる知識と技能および その分野における技術の基 会はあまりと表示といいできる 自本語かよび基所の ますることができる 職力な現点がら問題を解 表する能力を持っ 無力な現点がら問題を解 まかまではあるがは との分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野の場ではあいる をの分野のとはあいる をの分野のとないます。 をの分野の場ではあいる をの分野のとないます。 をの分野のとないます。 をの分野のとないます。 をの分野のとないます。 をの分野のとないます。 をの分野のとないます。 をの分野のとないます。 をの分野のとないます。 をの分野のとないます。 をのからいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるといるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるといるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるといるとは、 をのがらいるといるとは、 をのがらいるといるとは、 をのがらいるといるといるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるとは、 をのがらいるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい									
名分野における技術の基 を分野における技術の基 を力が表しまままままます。 その対象を引きますることができる 取りな視点から問題を解 決する能力を持った技術者 自力・シュル能力を持す。 はかきもかな表標がも かすることができる かすることができる かすることができる かすることができる かすることができる かすることができる かする能力を持った技術者 は自力を持った技術者 かする能力を持った技術者 かする能力を持った技術者 は自力・シュル能力を持まる かよう能力を持った技術者 は自力・シュル能力を持まる かしい一げウェア設計論 ② 画像処理工学 ② とい一げウェア設計論 ② 画像処理工学 ② とい一げウェア設計論 ② 画像処理工学 ② とは自力・シュー能力を有する は持続者 本の構造機等 (自身・の関連性を理 を力・シュー能力を持った技術者 に自力・ユーザウェア設計論 ② 画像の理工学 ② とい一げウェア設計論 ② 画像の理工学 ② とは自力・理力を持った技術者 は自力・理力を対象を かった・シュー能力を有する は持続者 本の構造機等 (自身・の理 ②) 本の構造 (自力・定力・アー・フェット・フェット・フェット・フェット・フェット・フェット・フェット・フェット					ĺ				
会分野における技術の基金機な専門分野の関連性を理 を力がいるもの専門技術の基をもの事門技術の基をもの事門技術の基準ともの事門技術の事情が表現 その分野の専門技術に関係を表することができる をの分野の専門技術に関係を表することができる をの対象が専門技術に関係を表することができる は関わな視点から関係を解す。 決する能力を持つた技術者 上本の表するとができる は関わな視点から関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとができる は関わな視点がも関係を解するとのできる は関わな視点がも可能を表するとができる は関わな視点がも可能を表するとができる は関わな視点がも可能を表するとができる は関わな視点がも可能を表するとができる は関わな視点がもできる は関わな視点がもできる は関わな視点がもできる は関わな視点がもできる は関本を持つによが は関本を持つによります。 は関本を持つによります。 は関本のでは、 は関本ので				垂	学基礎演習 I ②	制御情報システム工学基礎演習Ⅱ②			
各分野における技術の基準と記すられる技術の基準とある対象における技術の基準とも記する対象と対象における技術の基準とも対象の関連性を理する対象と対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対									
会分野における技術の基 機となる職と技術され その分野の調味と検討され うる知識と能力を持ち、機 野的な視点から問題を解 決する能力を持つに支 から 一手がおいた対数を はいたができる シーケンス制御 ② 制御工学 I ② 制御工学 I ② 制御工学 I ② 利間工学 ② 人間工学 ② 競りな視点から問題を解 決する能力を持った技術者 上かっまし、能力を有つまっ ユケーション能力を有する 技術者 株子 多地 2 を持つ 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3						u .		II I	101/組込みシステム設計 ②
合分型における技術の基準とおいる技術の基準とおいるとができる 多様な専門分野の関連性を理 人間工学 ② 人間工学 ② その対象と対象の事間技術に関することができる のすることができる 画像処理工学 ② 人間工学 ② する知識と能力を持ち、複晶的な視点から問題を解析が心問題を解析を持った技術者のできるを引きを持った技術者のできるを引きを持った技術者のできる。 単数的な視点から問題を解析 ② 一番響工学 ② 取りな視点から問題を解析を指するに対象のコミュート・ション能力を持った技術者 一番型工学 ② 人根微論 ② 大学 る能力を持つまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		:						制御工学 I ②	制御工学工②
# 2 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	か 世	シ野における技能の場 ・セス色籍フ抹き カップ	3-2	連性を理				計測工学 ②	② 崇工誾丫
する知識と能力を持ち、複 職的な視点から問題を解 決する能力を持つた技術者 日本語なよび文集のつまコ ニケーション能力を有する 技術者	46	つかりが開いているののかのからのからのからのからのからのからのからのからのからのからのからのからの							
	を置	5知識と能力を持ち、複かながあった。							音響工学 ②
。	(8)	トる能力を持った技術者							AI概論 ②
大名をある。	 	ト語および英語のコミュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
	校	6本							

				基礎電気学 I ②	計算機工学 I ②	② 工点工編集桿	101/組込みシステム基礎論 ②	
株式								
2012年20日 1912年1日 1910年812-25-12年20日 1910年20-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-								
2007年207日 20						l	l	
2-4								AI概論 ②
開催を提換し 説明できる		2-0						
		2						
							II	人間工学 ②
Amplifie								画像処理工学 ②
								音響工学②
4-1 点を認めな実験技術を身につけ 化学 ② 中間においる 中間においる 日本との 日本の 日の 日の 日の 日の								
							II .	応用数学工 ②
4-1 広い撮影で物事を考えること 金部的な実験技術を身につけ (4字 ⑤) 物面1 ⑥ お面に ⑥ お母子版の上級 (⑥) 日本史 ⑥ 国際計会と現 ⑥ 4-2 広い撮影で物事を考えること 主格のことができる 主格のことができる 日本史 ⑥ 国際計会と現 ⑥ 国際計会と現 ⑥ 4-3 広い撮影で物事を考えること 主格のことができる 主格のことができる 日本史 ⑥ 国際計会と定 ⑥ 国際計会と定 ⑥ 4-3 社会を加つための 人間的基本のための 人間的基本のことができる 中国 万・ファッス № ロインラ・ファッス ⑥ 国際・共ない上級 ⑥ エ面に 東京に出版 ⑥ 5-1 技術者が付きるにのできを持つことができる 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ エ面に 東京に出版 ⑥ 5-1 技術者が付きを加めための 人間的事業シティニ生基産業園 ② 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 5-1 技術者が付きを加めための 人間の事業シティーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 5-1 技術者が付きを記載できる 新聞機能シティニ生業を設置 ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 日本 次のコー フェッル ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 5-2 登録することができる 新聞機能力・フィーンシップ ⑥ 中国 アーンシップ ⑥ 中国 大のコーンシップ ⑥ 日本 次の での での での での での での での での での での での での での				制御情報システムエ学	制御情報システムエ学基礎演習 I ②	制御情報システム工学実験 I ④	\blacksquare	制御情報システム工学実験皿④
4-1 広い類野で物事を考えること 信理 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本 世界 ② 日本 世界 セ ③ 日本 世界		3-4		小				
4-1 広い鏡野で物事を考えること ができる。 無理 ② 日本史 ② 用本史 ② 用本史 ② 用本史 ② 用本史 ② 用本史 ② 用本 日本 ② 用本 ② 用本 日本 日本 ② 工作 日本 ②				ļ.	物理I③			
4-1 広い橋野で物事を考えること ができる 三部ド ② 田原社会と形化 ③ 国際社会と形化 ③ 4-2 日本と世界との勝わいこ関わる を持つことができる 三部ド ② 田本 世界との関わりに関わる を持つことができる 本半リアデザイン ③ 田原社会と形形 ③ 4-3 社会を加ための 人間のあ を持つことができる 本語スポーツ 第 金 第スポーツ 第 金 第スポーツ 第 金 第スポーツ 第 金 第 スポーツ 第 金 8 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第					倫理 ②			
ができる					世界史②		国際社会と文化①	
4-2 日本と世界との関わりに関い を持つことができる (24) を持つことができる (24) を持つことができ		4-					国際社会と経済(1)	
4-2 住房ンの関わりに関心 倫理 ② 向手上 (金) 所面の関わりに関心 原形 (金) 所面の (本) 政方のできる 4-3 社会参加のための、人間的基準ができる。 本金 (本) 本本 (本) 本本 (本) 本本 (本) 本本 (本) (本) 本本 (本) (本) 本本 (本) (本) 本本 (本) (本)				芸術 ②			国際-異文化理解①	
4-2 日本と世末との開わりに開かる 世界史(②) 日本史(②) 日本史(②) 日本史(②) 14.2 日本と世末との開わりに関かる 4-3 社会参加のための、人間的基準のとめてもので、人間のは関して依別を果たします。 生涯スポーツ」(②) 生涯スポーツ」(②) 生涯スポーツ」(②) 生涯スポーツ」(②) 生涯スポーツ」(②) 生涯スポーツ」(②) 中央リアナップでの活動に参加し、 14.5 ルアーツ実践」(①) 中の中で協調して依別を集し、 14.5 ルアーツ実践」(①) 中の中で協調して依別を集し、 14.5 ルアーツ実践」(①) 中の中で協調して依別を集し、 14.5 ルアーツ実践」(①) 中の中で協調して依別を集し、 14.5 ルアーツ実践」(①) 中の中で協調して依別を集し、 14.5 ルアーツ実践」(①) 中の中で協調して依別を集し、 14.5 ルアーツ実践」(①) 中の中で協調して依別を集し、 14.5 ルアーツ実践」(①) 中の中で協調して依別を集し、 14.5 ルアーツ実践」(①) 中の中の協調とする専門分野の課題(①) 中の中のルアーツ実践」(①) インケーン・カブ(①) インケール・アーツ 実践」(①) インケーン・カブ(①) インケーン・カブ(①) インケール・アーツ 実践」(①) インケール・アーツ 実践」(①) インケール・アーツ 実践」(①) インケーン・カブ(①) インケール・アーツ 実践」(①) インケール・アーツ 実践」(①) インケール・アーツ・アーツ・アーツ・アーツ・アーツ・アーツ・アーツ・アーツ・アーツ・アーツ							国際・異文化理解 ①	
4-3 社会参加のための人間的基本のともので協働して役割を果たします。 本語 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	なの調和した人間性				世界史 ②			
4-3 提会参加のための、人間的基 提合参加のための、人間的基 は会別できる。	社会性協調性を身	. after					英語IV ②	英語V①
4-3 弘文学加いた000・ハロIPAs	.た技術有						インターンシップ ①	
4-4 その中で協調して役割を果た 生涯スポーツ1 ② 日本語スポーツ1 ③ 日本語のよるとかまままままできる。 日本語のよりままままままできる。 日本語のよりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		4-3	在状物型のためが、競力を専につける				キャリアデザイン ①	
4-4 その中で協調して役割を果た 生涯スポーツ1 ② 生涯スポーツ1 ② 生涯スポーツ1 ② 生涯スポーツ1 ② 生涯スポーツ1 ② 生涯スポーツ1 ② サイラルアーツ実践1 ① 制御情報システム工学実験1 ① サイラルアーツ実践1 ① サイラルアーツ実践1 ① サイラルアーツ実践1 ① サイラルアーツ実践1 ① サイラルアーツ実践1 ① サインターンシップ ① ロインターンシップ ① ロインターンシップ ① ロインターンシップ ① サインターンシップ ② 国際社会とどいできる サイラルアーツ実践1 ① サインターンシップ ① サインターンシップ ① ロインターンシップ ② オインターンシップ ① ロインターンシップ ② サインターンシップ ② ロインターンシップ ② ロインターンシップ ② サインターンシップ ② ロインターンシップ ② オインターンシップ ② ロインターンシップ ② オインターンシップ ② サイラルアーツ実践1 ② サイラルアーツ実践1 ② サイラルアーツ実践1 ② サイラルアーツ実践1 ② サイラルアーツ実践1 ③ サイラルアーツ実践1 ③ サイフトルアーツ実践1 ③ サイフトルアーツ実践1 ② サイカルアーツ実践1 ③ サイフトルアーツ実践1 ③ サイフトルアーツ実践1 ③ サイフトルアーツ実践1 ③ サイカルアーツ実践1 ④ サイフトルアーツ実践1 ④ サイフトルアーツ実践1 ④ サイフトルアーツを実践1 ④ サイフトルアーツを実践1 ④ サイフトルアーツに実践1 ④ サイフトルアーツに実践1 ④ サイカルアーツを実践1 ④ サイカルアーツを実践1 ④ サイフトルアーツに実践1 ④						特別活動		
4-4 その中で協調して役割を果た リベラルアーツ入門 ① リベラルアーツ実践 ① 制御情報システム工学実験 1① 日本史 ② 国際 1000 日本ウンツブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウンルブ ① 日本ウルフーンデジリ ① 日本ウンルブ ① 日本のフルーンデジリ ① 日本のフルーンデジリ ② 日本のフルーンデジリ ③ 日本のフルーンデジリ ③ 日本のフルーン・デジリ ③ 日本のフルーン・デジリ ③ 日本のフルーン・デジリ ③ 日本のフルーン・デジリ ③ 日本のフトーン・デジリ ② 日本のフトーン・デジリ ② 日本のフトーン・デジリ ③ 日本のフ			グループでの活動に参加し、	ーツ I				
Foliar 開始情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験1④ 制御情報システム工学実験1④ 副御情報システム工学実験1④ 国際・異文化理解 ①		4-4		У	ーツ実践 I	リベラルアーツ実践エ①	リベラルアーツ実践皿①	
5-1 技術者が持つべき倫理観の必 質性を認識できる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10 国際、異文化理解 ① 5-2 整性を認識できる りべラルアーツ入門 ① リベラルアーツ実践1① 以つりアーツ実践1① 以つりアーツ実践1① リベラルアーツ実践1① リベラルアーツ実践10 リベラルアーツ、対り ① リベラルアーツ実践10 リベラルアーツ実践10 リベラルアーツ実践10 5-2 認識することができる り揺むことができる り揺むことができる り場立ことができる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学業験10 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学業験10 利御情報システム工学実験10 インケーンシップ ① インケーンシップ ① インケーンシップ ② 国際社会と経済 ① インケーンシップ ② 国際社会と経済 ① インケーンシップ ② 国際社会と経済 ① インケーンシップ ② TADLアーツ実践10 日本・リアラルアーツ 実践10 リベラルアーツ実践10 日本・リアデザイン ② TADLアーツ実践10 6-3 主体的に継続的に学習できる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10 6-3 主体的に継続的に学習できる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10 財のフルアーツ実践10			日の			制御情報システムエ学実験 I ④	-	制御情報システム工学実験皿④
5-1 (本格者が持つべき倫理観の必有・企業と、選別10分別できる。							国際·異文化理解 ①	
5-1 技術者が持つさ価理験の必 (本) (全) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本			2.0 里里女子。 0 十二 4 少十	_	制御情報システム工学基礎演習 II ②	制御情報システムエ学実験 I ④		制御情報システム工学実験皿④
5-2 記載することができる 加ペラルアーツス門 ① リペラルアーツス関① リペラルアーツス関征 ① 中ペラルアーツ実践 ① 利学技術と投流 ① 科学技術と投流 ① 科学技術と投流 ① 日本史 ② 国語加 ② 科学技術と投流 ① 科学技術と投流 ① 日本史 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ① 日本度 ② 国際社会とな ② 日本度 ② 国際社会とな ② 日本度 ② 国際社会とな ② 日本度 ② 国際社会とな ② 日本度 ② 日本度 ② 日本度 ② 日本度 ② 日本度 ② 日本度 ② 日本度 ② 日本の 第 日本の ② 日本の 第 日本の ② 日本の 第 日本の 第 日本の 別 公 カーアーツ 実践 田 ② 日本の 月 小 ス カーア 一ツ 実践 田 ① 日本の 月 ア カーア 一ツ 実践 田 ① 日本の 月 上の 上の 上の 上の 上の 上の 上の 上の 上の 上の 上の 上の 上の		5-1		情報リテラシー				技術者倫理概論 ②
5-2 社会における倫理的な問題を 記載することができる 記載することができる 同様でとないできる いべラルアーツストロニ学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験1① (本表) におけ、社会との関 連を理解できる (本のに継続的に学習できる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験1① (本のに継続的に学習できる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験1① (本のに継続的に学習できる (本のに継続的に学習できる (本のに継続的に学習できる (本のに継続的に学習できる (本のに継続的に学習できる (本のに継続的に学習できる (本のに継続的に学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに継続のに学習できる (本のに経験のに考えを) (本のに経験のに考えを) (本のに経験のに考えを) (本のに経験のに発表のに表述できる (本のに経験のに考えを) (本のに経験のに考えを) (本のに経験のに考えを) (本のに経験のに考えを) (本のに経験のに考えを) (本のに経験のに考えを) (本のに経験のに考えを) (本のに表述				リベラルアーツ	リベラルアーツ実践 I ①	リベラルアーツ実践エ①	リベラルアーツ実践正①	
5-2 社会における倫理的な問題を 整識することができる	野と技術のあり方に今田舗た真にイル	11.4		政治・経済 ②	倫理 ②	国語皿 ②		
5-2 社会における情報的な問題を は確することができる	雇事表外がことした	Ų.			世界史②	日本史 ②	国際社会と文化①	
好奇心と探究心を持って、得 り組むことができる してラルアーツス門 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)							ll	
好奇心と探究心を持って、得 し組むことができる リペラルアーツ入門 ① 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践10 別衛情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10			9. U				ı	
6-1 記とする専門分野の課題に取り課題に取り課題に取り課題に取り課題に取りませる。 制御情報システム工学基礎演習工② 制御情報システム工学基礎演習工② 制御情報システム工学実験工④ 制御情報システム工学実験工④ 制御情報システム工学実験工④ 制御情報システム工学実験工④ リペラルアーツ実践工① またりに不実験工の 制御情報システム工学基礎演習工② 制御情報システム工学実験工の 制御情報システム工学実験工の 制御情報システム工学実験工の 制御情報システム工学実験工の 制御情報システム工学実験工の 制御情報システム工学実験工の							インターンシップ(①	
6-1 意とする専門分野の課題に取り課題に取り課題に取り課題に取りに定さる。 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1③ 制御情報システム工学実験1④ 制御情報システム工学実験1④ 制御情報システム工学実験1④ リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践1① リペラルアーツ実践10 サルラルアーツ実践10 サルラルアーツ実践10 サルラルアーツ実践10 サルアデイン10 またり1と実験10 本のりアデイン10 またり1と実験10 サルラルアーツ実験10 財際情報システム工学実験10 財際情報と表表表工学業務10 財際情報システム工学実験10 財際情報と表表表表工学業務10 財際情報と表表表表工学業務10 財際情報と表表表表工学業務10 財際情報と表表表表工学業務10 財際情報と表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表			好奇心と探究心を持って、得	\vdash				卒業研究 ⑧
い組むことができる リベラルアーツス門 ① リベラルアーツ実践 I ① リーバラルアーツ実践 I ① リベラルアーツ実践 I ① リーバラルアーツ実践 I ① リーバラルアーツ実践 I ② リーバラルアーンデま験 I ② リーバラルアーン学業 I ① リーバラルアーツ実践 I ① リーバラルアーツ実践 I ② リーバラルアーンデー 学業 I ② リーバラルアーンデー 学業 I ② リーバラルアーンデー 学業 I ② リーバラルアーンデー 学業 I ② リーバラルアーンデー 学業 I ② リーバラルアーンデー 学業 I ② リーバラルアーンデー デーステム I ② リーバラルアーンデー デーステム I ② リーバラルアーンデー デース デース デース デース デース デース デース デース デース デ		9-1		_		制御情報システム工学実験 I ④	制御情報システム工学実験Ⅱ④	制御情報システム工学実験皿④
6-2 技術を身につけ、社会との関 連を理解できる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 6-3 主体的に継続的に学習できる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1① 制御情報システム工学実験1①			り組むことができる	リベラルアーツ	リベラルアーツ実践 I ①	① 工第 革	リベラルアーツ実践 エ①	
6-2 技術を身にづけ、社会との関 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験1④ 制御情報システム工学実験10 連を理解できる キャリアデザイン ① キャリアデザイン ① また的に継続的に学習できる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10 制御情報システム工学実験10	表心を描れ 中保		得音とする専門分野の知識	一ツ入門		①エ第軍ペーエルラント	リベラルアーツ実践正①	卒業研究 ⑧
連を埋解できる キャリアデザイン ① 6-3 主体的に総続的に学習できる 制御情報システム工学基礎演習1② 制御情報システム工学実験1④ 制御情報システム工学実験1④ 制御情報システム工学実験1④	衛的に問題に取り業			制御情報システム工学基礎演習 I ②		制御情報システム工学実験 I ④	ш	制御情報システム工学実験皿④
	ができる技術者		連を埋解できる				キャリアデザイン ①	
主体的に継続的に学習できる 制御情報システムエ学基礎演習1② 制御情報システムエ学基礎演習1② 制御情報システムエ学実験1④ 制御情報システムエ学実験1④								卒業研究 ⑧
		6-3			制御情報システム工学基礎演習 I2	(b) I 競業学エムテステ 観楽 I (d)		

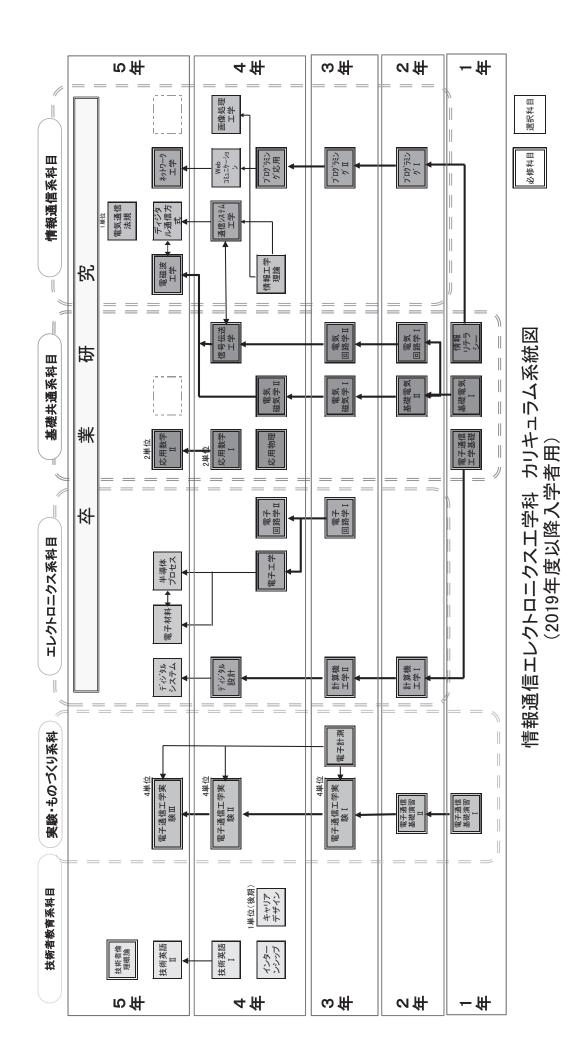
一般特別選択科目	本科特別選択科目	
一般選択科目	本科専門選択科目	
一般必修科目	本科専門必修科目	

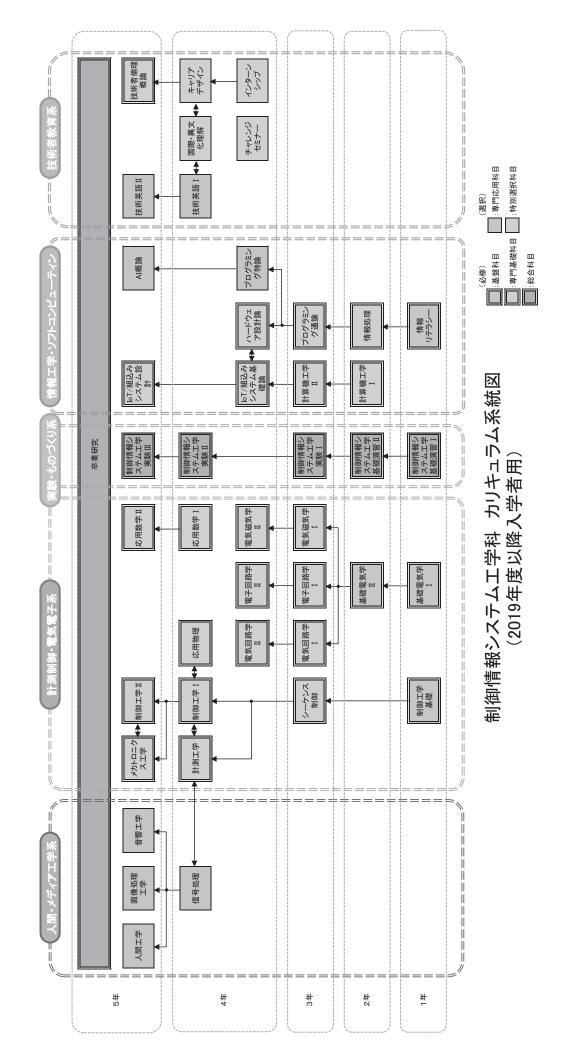
〇の中の数字は単位数

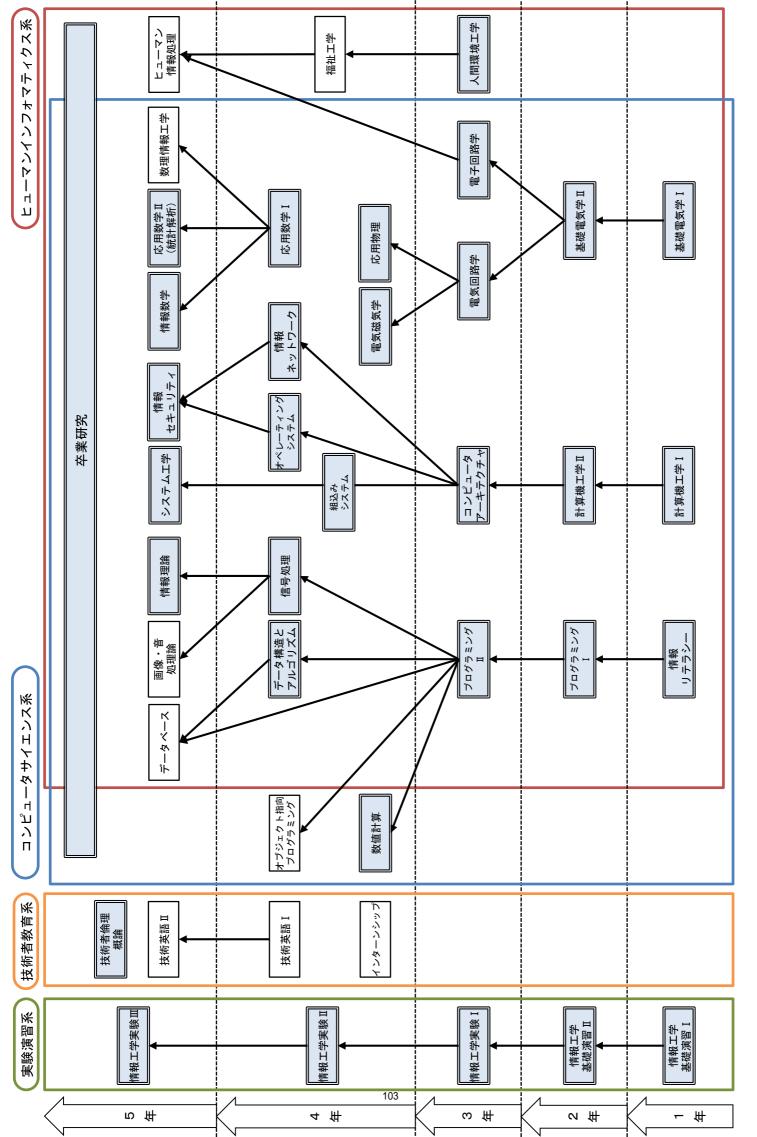
熊本キャンパス人間情報システム工学科達成度評価対象主要科目(含 共通教育科目) 2019年度以降入学者用

1	小子 地名阿米口里	四苯甲亚伊马坦卡			達成度評価対象科目		
	于自,教育刘建日侨	判集及中間の次点	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
		日本語における適切な文章表	玉語 I ②	国語 II ②	国語皿②	コミュニケーション論 ①	日本文学概論 ①
	-	1-1 現およびロ頭の意思伝達がで きる					
	1		英語 I ④	英語工金	英語皿④	英語IV②	英語V①
	日本語および英語のコミュー	日常的に使用される英語で書 1-2 かれた文書の概要・要旨がつ			実践英会話②	コミュニケーション論(①	国際言語文化論 ①
	ーンーン3人能ンか作りの 政徳地	かめる				技術英語I①	技術英語工 ①
			英語 I ④	英語工金	英語皿④	英語IV②	英語V①
		1-3 自分の考え方を簡潔な英語で1-3 丰田ぶまる				コミューケーション 輩 ①	
		女先による				技術英語 I ①	技術英語エ(1)
H			基礎電気学 I ②	基礎電気学II ②	電気回路学②	組込みシステム②	45.1
		:	計算機工学 I ②	計算機工学II ②	電子回路学 ②	数値計算 ②	情報数学 ②
		2-1 ICT技術に関する基礎的技 2-1 Mを負につける	情報リテラシー ②	プログラミング I ④	コンピュータアーキテクチャ ②	信号処理 ②	情報理論 ②
<u>- 1</u>	ICTに関する基本的技術 おとび工学への応用技術	5 7 7 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	情報工学基礎演習1②	情報工学基礎演習 I ②	プログラミング II ④	データ構造とアルゴリズム ②	情報セキュリティ ①
))	を身に付けた技術者					オペレーティングシステム ②	
		第16年 おナノイナッナ 弁			人間環境工学 ②	情報工学実験 I ④	情報工学実験III ④
	2	2-2 桂々のIP報をかが9の技術 を身につける			情報工学実験 I ④		
\vdash			数学 I ⑥	数学Ⅱ⑥	数学皿⑥	応用数学 I ②	応用数学11②
				物理I③	物理工②	応用物理 ②	
			化学 ③				
			総合理科 ②				
			基礎電気学 I ②	基礎電気学工 ②	電気回路学 ②	電気磁気学 ②	システムエ学 ①
	<u>ෆ</u>	3-1 科学の基礎知識を身につける	計算機工学 I ②	計算機工学II ②	電子回路学 ②	数値計算 ②	情報数学 ②
					コンピュータアーキテクチャ ②	信号処理 ②	情報理論 ②
				プログラミング I ④	プログラミング II ④		情報セキュリティ①
				計算機工学II②	人間環境工学 ②		
			情報リテラシー②	プログラミング I ④	電気回路学(2)	電気磁気学 (2)	システム工学 ①
			情報工学基礎演習1 ②	計算機工学II②		数値計算 ②	情報数学②
		-					
					プログラミング II ④	組込みシステム②	情報セキュリティ①
					人間環境工学 ②	数値計算 ②	データベース ②
vr- 14	名分野における技術の場 編747名智譜748名 712 │3	3-2 多様な専門分野の関連性を理				信号処理 ②	数理情報工学 ②
- 17"	その分野の専門技術に関					データ構造とアルゴリズム ②	画像·音処理論 ②
, 100	する知識と能力を持む、後間はなか、当地では、自己をはいる。					オペレーティングシステム ②	ヒューマン情報処理 ②
ි ල	決する能力を持つた技術者					福祉工学 ②	
11	日本語および英語のコミュニケーション能力を有する					オブジェクト指向プログラミング ②	
177	技術者 一						

		基礎電気学 I ②	プログラミング I ④		電気磁気学②	システム工学(①
		計算機工字 I ②	計算機工字II ②		数値計算 ②	情報数字 ②
				コンピュータアーキテクチャ ②	信号処理 ②	情報理論 ②
				プログラミング II ④	組込みシステム②	情報セキュリティ①
				人間環境工学 ②	数値計算 ②	データベース ②
					信号処理 ②	数理情報工学 ②
n	3-3 問題を理解し、説明できる				データ構造とアルゴリズム②	画像-音処理論 ②
						ヒューマン情報処理 ②
					オブジェクト指向プログラミング②	
					応用数学 I ②	応用数学工 ②
_		情報工学基礎演習1②	情報工学基礎演習Ⅱ②	情報工学実験 I ④	情報工学実験 II ④	情報工学実験 II ④
က	3-4 基礎的な実験技術を身につける る	# # @				
			物理 1 (3)			
t			倫理②		科学技術と現代(①	国際言語文化論(1)
				日本史 ②		
4	4-1 ができる					
		城衛 ②			国際·異文化理解①	
			倫理 ②		国際・異文化理解 ①	国際言語文化論 ①
	4-2 日本と世界との関わりに関心 4-2 を持つことがたきる		世界史②	日本史 ②		
および社会性・協調性を身				英語皿 ④	英語Ⅳ②	英語 🕚
	# ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #				インターンシップ ①	
4	4-3 社法参加のための, 人间的型4-3 礎力を身にしける				キャリアデザイン ①	
				特別活動		
	グループでの活動に参加し、	生涯スポーツ I ②	生涯スポーツ エ②	生涯スポーツ面 ②	生涯スポーツIV ②	
4	4-4 その中で協調して役割を果た	リベラルアーツ入門 ①	リベラルアーツ実践 I ①	リベラルアーツ実践エ①	リベラルアーツ実践皿①	
	中令			情報工学実験 I ④	情報工学実験 I ④	情報工学実験 II (4)
			_	•	国際・異文化理解①	
		情報工学基礎演習1 ②	情報工学基礎演習 1 ②	情報工学実験 I ④	情報工学実験 I ④	情報工学実験 III ④
S	5-1 技術者が持つべき倫理観の必 5-1					
	メードでは残っている	リベラルアーツ入門	リベラルアーツ実践 I ①	リベラルアーツ実践11①	-trips	
Ų,		政治・経済 ②	倫理 ②	国語田 ②	科学技術と現代 ①	技術者倫理概論 ②
凶りの信却観れずに付けった格徳地			世界史②	日本史 ②	国際社会と文化①	
	5-2 社会における倫理的な問題を 5-2 刻輪オスニレゼバキス				国際社会と経済(①	
					技術者と法①	
					インターンシップ(①	
	な サンスなないななして 4	計算機工学1 ②	プログラミング I ④	プログラミンⅡ(④		卒業研究 ⑧
9	6-1 意とする専門分野の課題に取	情報工学基礎演習1 ②	情報工学基礎演習 1 ②	情報工学実験 I ④	情報工学実験 I ④	情報工学実験 III ④
	り組むことができる	リベラルアーツ入門 ①	リベラルアーツ実践 I ①	リベラルアーツ実践11①	リベラルアーツ実践田①	
<u></u>		リベラルアーツ入門 ①	リベラルアーツ実践 I ①	リベラルアーツ実践11①	リベラルアーツ実践田①	卒業研究 ⑧
的, 創造的に問題に取り組6	6-2 技術を身につけ、社会との関	情報工学基礎演習1 ②	情報工学基礎演習 1 ②	情報工学実験 I ④	情報工学実験 I ④	情報工学実験 III ④
	運を理解できる				キャリアデザイン ①	
						卒業研究 ⑧
9	6-3 主体的に継続的に学習できる	情報工学基礎演習1(2)	情報工学基礎演習 工 ②	情報工学実験 I ④	情報工学実験 I ④	情報工学実験 III ④
				特別選択科目		







人間情報システム工学科 カリキュラム系統図(2019年度以降入学)

達成度評価対象主要科目 カリキュラム系統図

(平成28年度~平成30年度入学者用)

一. 郭华里 图 新中	IXTY ALL KENTLE I	本科特別選択科目	
日 活 出 語 切 一	ルメ、ほかいイナロ	本科専門選択科目	
一部以依到日	スといって	本科専門必修科目	

〇の中の数字は単位数

熊本キャンパス情報通信エレクトロニクス達成度評価対象主要科目(含 共通教育科目)

۱	小子子 医甲甲二甲甲二甲甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	K	2011 安康部 第一			達成度評価対象科目		
	十目, 殺月却走口你	Ŧ	生文中間の元点	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
			当における適切な文章表	国語 I ②	国語 II ②	国語皿②	国語Ⅳ①	コミュニケーション論①
		1-1 現およ	現および口頭の意思伝達がで	国語I演習①	国語工演習①			
		Ø ∤U						
				英語 I ⑤	英語II⑤	英語皿④	英語IV②	英語 V ②
			的に使用される英語で書 一・					①蝿ベεベーケニで言に
<u> 1</u>	ニケーション能力を有する	1-2 かれに かめる	かれたメーツ板安・安日かり かめる					国際言語文化論①
菽	女術者	3	•				技術英語I①	技術英語工①
	•			英語 I ⑤	英語II⑤	英語皿④	英語IV②	英語V②
	×	1-3 自分の	自分の考え方を簡潔な英語で					コミュニケーション論①
		3 4	9				技術英語 I ①	技術英語工①
1				情報リテラシー②	プログラミング I ②	プログラミング II ②	応用プログラミング②	ネットワークエ学
		-		電子通信基礎演習 1②	計算機工学 I ②	計算機工学Ⅱ②	ディジタル設計②	ディジタルシステム②
		2-1 ICT技 を身上	ICT技術に関する基礎的技術 を専じつける				通信システム②	
② ₹ ₹	ICTに関する基本的技術 および工学への応用技術 ナラドイル・サベキ	<u>.</u> 2	9				信号伝送工学②	
M	パープログが有				プログラミング I ②	プログラミング II ②	応用プログラミング②	
		2-2 種々の	種々の情報を分析する技術を	4		電子通信工学事酶 1 (4)	電子通信工学事時 1.4	10世界
			5178 -					
_				数学 I ⑥	数学工⑥	線形代数②	応用数学 I ②	応用数学 11②
						微分積分④		
					物理Ⅰ③	物理Ⅱ②	応用物理②	
				化学③				
				総合理科I①	総合理科工①	理科演習①		
			<u> </u>					
				基礎電気学 I ②	基礎電気学工②	電気磁気学 I ②	電気磁気学工②	電磁波工学②
		1二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	工学の基礎となる数学・自然	電子通信工学基礎②	電気回路学 I ②	電気回路学工②	信号伝送工学②	
			の基礎知識を身につける			電子回路学 I ②	電子回路学工②	
						電子工学②	通信システム工学②	
				電子通信工学基礎②	計算機工学 I ②	計算機工学工②	ディジタル設計②	
						電子計測②		
	1			電子通信工学基礎②	電子通信基礎演習工②	電子回路学 I ②	電子回路学工②	タントワークエ学②
								信号処理②
仲	F分野における技術の基						情報工学理論②	ディジタルシステム②
쪻	もなる知識と技能および	2-2	多様な専門分野の関連性を理				画像処理工学②	半導体プロセス②
⊛ ⊬ +	この方式の単二枚第二部一名知識と能力を持た。	7	ることができる				Webコミュニケーション②	電子材料②
豐水	眼的な視点から問題を解 決する能力を持った技術者							

3	電子回路学工② ネットワーク工学② 広用物理②	デンスコン・エグ・ディング こまかまつ		情報工学理論② コミュニケーション装置工学②		Webコミュニケーション② ディジタルシステム②	半導体プロセス②	電子材料②	電子通信工学実験II ④ 電子通信工学実験II ④				経済学② 国際言語文化論①	哲学②	社会学(2)	国際言語文化論①			インターンシップ		スポーツ理論① 保健体育IV①	国語IV(1)	電子通信工学実験工④ 電子通信工学実験工④	技術者倫理概論②	ł	颗 11(4) 電	経済学② 技術者倫理概論②	哲学(2)	社会学②	本業研究(8)	電子通信工学実験工④ 電子通信工学実験工④	本業研究(8)	電子通信工学実験工の電子通信工学実験工の	
電気磁・通信シス・		がジャ		情報工	画像処	Web⊐≣⊐□			ł				经济	中	## 	Ī		一 村間	インター		スポー	H			1		松松	和	4 4 4 4				H	
電気磁気学I②電気回路学I②	電子回路学 I ②電子工学②	計画機工学工の	電子計測②						電子通信工学実験 I ④					日本史②			日本史②	英語皿④		特別活動	保健体育皿②		電子通信工学実験 I ④			電子通信工字美闕 1 (4)	国語皿②	日本史②		物理工②	電子通信工学実験 I ④		電子通信工学実験 I ④	
基礎電気学工②電気回路学工②		計管機工学 1.②	(A) 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1						電子通信基礎演習工②	基礎電気学工②		物理 I ③	倫理②	世界史②		倫理②	世界史②				保健体育工②	国語工演習①	電子通信基礎演習Ⅱ②		H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	電子通信基礎演習 11(2)	倫理②	世界史②			電子通信基礎演習Ⅱ②		電子通信基礎演習Ⅱ②	
基礎電気学1②		電子通信工党其礎(2)							電子通信基礎演習 I ②	基礎電気学 I ②	化学③				芸術②						保健体育Ⅰ③	国語 I 演習(1)			H 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		政治・経済②			電子通信工学基礎②	電子通信基礎演習 1 ②		電子通信基礎演習 1 ②	
				基礎知識を活用して工学的問 略も理解し 説明なまる	図と注明し、 記別にいる					基礎的な実験技術を身につけ					ができる		14に日が120万分に対して存むして対ける		社会参加のための、人間的基	礎力を身につける	グニープかの注動に参加	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	두 오	技術者が持つべき倫理観の必	要性を認識できる		•		はなってとができる。	な本でと初かられたっと	対しいてはみいいを付うて、は 意とする専門分野の課題に取り組むことができる	(温泉 アポス 車間 公 既 の 知 識	することのキーバギのAim. 技術を身につけ、社会との関連を理解できる	
				3-3							2				4-1		24のでの間をしたと同じ、4-2(4)だけが半条件・技器を予算	に付けた技術者				4-4		L	1_6	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	おいた對こ女前ののシカに(5) 対する倫理観を身に付けた	技術者	5-2		6-1		知的探求心を持ち、主体 6-2 (6) 的、創造的に問題に取り組 たしんかきな技術者	一

本科特別選択科目	本科専門選択科目	本科専門必修科目
一般特別選択科目	一般選択科目	一般必修科目

〇の中の数字は単位数

熊本キャンパス制御情報システム工学科達成度評価対象主要科目(含 共通教育科目)

	少岁, 教存到法日抽	L	列法库部师の组占			達成度評価対象科目		
	自,我自到进		判集及計画の北京	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
			日本語における適切な文章表	国語 I ②	国語 II ②	国語皿②	国語Ⅳ①	コミュニケーション論 ①
		1	現および口頭の意思伝達ができる。	国語 1 演習 ①	国語工演習 ①			
			Q U					
				英語I⑤	英語II⑤	英語皿④	英語IV②	英語 V ②
								コミュニケーション舗()
Ξ	ション能力を有する	7-1	かれに入書の枚安・安目がつかめる					国際言語文化論 ①
444	技術者		•				技術英語 I ①	技術英語 エ ①
				英語 I ⑤	英語IS	英語皿④	英語IV②	英語V②
		1–3	自分の考え方を簡潔な英語でまる。					コミュニケーション論 ①
			るとして				计纸址部 1 ①	井 保井 計 正
		I						
					計算機工字 1 ②	計昇機工字 11(2)		組込みンスナム設計(2)
				情報リテラシー ②	情報処理 ④	プログラミング通論 ②	ハードウェア設計論 ②	ソフトウェア設計 ②
		2-1	ICT技術に関する基礎的技	制御工学基礎演習 I ②	制御工学基礎演習工②		プログラミング特論 ②	オペレーティングシステム ②
- 16 16	ICTに関する基本的技術 およびエ学への応用技術 を身に付けた技術者						信号処理 ②	
_						- 1	- 1	
						制御工学実験 I ④	制御工学実験 1 ④	制御工学実験皿 ④
		2-2	することのよう					
				数学 I ⑥	数学Ⅱ⑥	線形代数②	応用数学 I ②	応用数学11②
						微分積分④	応用物理 ②	
					物理Ⅰ③	物理工②		
			_	化学③				
				総合理科I①	総合理科工①	理科演習①		
				其礎雷気学 1 ②	其礎電気学 17 ②	電気回路学 1 ②	電気回路学工 ②	
		3–1	科学の基礎知識を身につける一				Ш	
				-		电对燃风子 1 亿		
					(4)		計測工学 ②	
					計算機工学 I ②			
	•			情報リテラシー②	計算機工学 I ②	電気回路学I②	電気回路学工②	
			<u> </u>	制御工学基礎演習 1 ②			II	
						電気磁気学I②	電気磁気学工 ②	
							組込みシステム基礎論 ②	組込みシステム設計 ②
44	各分野における技術の基					制御情報システム工学演習 ②	制御工学 I②	制御工学工②
- ME.	確となる知識と技能および	3-2	多様な専門分野の関連性を理				計測工学 ②	人間工学 ②
יין די	その分野の専門技術に関する知識と能力を持む。	1					ハードウェア設計論 ②	メディアエ学 ②
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	眼的な視点から問題を解						電子制御回路学 ②	知能情報システム ②
2	決する配力を持つた技術者 日本語および革籍のコミュ						信号処理 ②	生体システムエ学 ②
114	ニケーション能力を有する						応用物理 ②	
ne-i	汝密 加	_				_		

(2) (4) (3) (4				基礎電気学 I ②	計算機工学 I ②	計算機工学工 ②	組込みシステム基礎論 ②	
2007年20日 1000年10								
1945年後待期で記事を考えること							電子回路学11 ②	
1992年 19					•			
5- 遊遊を指表で加えています。 本面にはまります。 本面にはまります。 本面にはまります。 本面にはまります。 本面にはまります。 本面にはまります。 本面によります。 本面によります。 本面によります。 本面によります。 本面によります。 本面によります。 本面によります。 本面によります。 本面によります。 本面によりまます。 本面によりまます。 本面によりままます。 本面によりままままます。 本面によりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま								ソフトウェア設計 ②
開発を経験し、影響できる 新聞工学を表演とし、影響できる 新聞工学を表示している		c	基礎知識を活用して工学的		•			人間工学 ②
1998年		ე 	問題を理解し、説明できる				II .	制御工学工 ②
(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)								
中央								
本籍的方文學技術を身につけ (APA) 新聞工学基礎演習1 ② (APA) 新聞工学基礎 (APA) 新聞工学課題1 ③ (APA) 新聞工学課題1 ③ (APA) 新聞工学課題1 ③ (APA) 新聞工学課題1 ③ (APA) 新聞工学課題1 ④ (APA) 新聞工学課題1 ④ (APA) APA(APA) APA(APA) <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>								
4-2 基礎的な実験技術を含えること 単細工学基礎落留1 ② 制御工学基礎落留1 ② 制御工学基礎落居1 ② 前脚工学業務1 ④ 原程序で ② 店屋がり (本書) 利助工学業務1 ④ の開展を指文化論 4-1 点し、観野で物を考えること 事業 ② 情報 ② 日本大世界との限わりに減ら 事業 ② 日本大田 ② 日本大田 ② 日本大田 ② 日本大田 ② 日本 ② 日本 ② 日本 ② 日本 世界 ② 日本 世界 ② 日本 世界 ② 日本 世界 ② 日本 世界 ② 日本 世界 ② 日本 世界 ② 日本 世界 ② 日本 世界 ② 日本 至 ② 日本 至 ② 日本 至 日本 至 ② 日本 至 日本 至 ② 日本 至 日本 至 ②							応用物理 ②	
4-1 最後的方案後技術を身につけ も2 はないできる。							II I	応用数学工 ②
4-2 基礎的方案競技術を身につけ 他型1(3) 物型1(3) 物型1(3) 機器率で 機器率で 開発率で 関係率 関係率 国際音談文化論 4-2 日本と野文との限りに弱い がができる。 本格のにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 本格のにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表た。 工業をのにおいためい (本の中で協認して発酵を表していためい (本の中で協認して発酵を表していためい (本の中で協認して発酵を表していためい (本の中で協認して発酵を表していためい (本の)を表がまのにおいためい (本の)を表がまのにおいためい (本の)を表がまのにおいためい (本の)を表がまのにおいためい (本の)を表がまのにおいためい (本の)を表がまのにおいためい (本の)を表がまのにおいためい (本の)を表がまのによいたのとの (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表がまのによいためい (本の)を表						ы		
4-1 広い観客で物事を含えること 機器をついてきる 自本と世界との限わりに関かる 機器をついてきる 自本と世界との限わりに関かる 機器をついてきる 機器を与いてきる 機器を持てきる 機器を持てきる 機器を持てきる 機器を持てきる 機器を持てきる 機器を与いてきる 機器を対してきる 機器を与いてきる 機器を与いてきる 機器を与いてきる 機器を持てきる 機器を与いてきる はためののとよったがある 機器を与いてきる はためののとよったがある 機器を与いてきる を表においてきる はためのとよったがののとよったがある			基礎的な実験技術を身につけ る	受罪亡				
(上) (1995) で始手を考えること 業格 ② (新華 ② (新華 ② (新華 ② (新華 ② (新華 ② (日本 ②<			•	£17	₩ Ⅲ 1.②			
4-2 「広し視野で物事を考えること 業務 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本 全 ② 日本 全 ③ 日本 全 ③ 日本 全 ③ 日本 全 ② 日本 全 ③ 日本 全 ② 本 日 ② 日本 日 ② 本 日 ②							公 拉克兹	国際言語文化論(1)
中 万できる。			たこ 油野 た物 重 か サレ スピン		世界中②	日本集 ②	哲学②	
4-2 日本と世界との関わりに関心 番類 ② 倫理 ② 日本史 ② 日本史 ② 国際書話文化論 4-2 古井つことができる。 社会参加のための、人間的基本 本語ののための、人間的基本 本語ののための、人間的基本 本語ののための、人間的基本 本語ののための、人間的基本 本語のできる。 本語のできる。 本語のできる。 本語のできる。 本語のできる。 本語のでののでは関して使制を集け、のませ、を記載できます。 本語のできる。 本語のできまのできる。 本語のできまのできる。 本語のできまのできる。 本語のできまのできまのできまのできまのできまのできまのできる。 本語のできる。 本語のできる。 本語のできまのできる。 本語のできまのできまのできる。 本語のできまのできる。 本語のできまのできる。 本語のできる。 本語のできる。 本まののできる。 本語のできる。 本語のできる。 本書のできる。 本書のできる。 本書のできる。 本書のできる。 本書のできる。 本書のできる。 本書のできる。 本書のできる。 <td></td> <td></td> <td>はずれず いかずでかんでこができる</td> <td>-1</td> <td>(</td> <td>() (-</td> <td>社会学②</td> <td></td>			はずれず いかずでかんでこができる	-1	(() (-	社会学②	
4-2 を持つことができる。 本語取 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 日本史 ② 政治・成功・(1)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)				II				
4-2 日本で田水での終わりに同い 独会都のたため、人間的基 はおきたのにできる。 はおきかのたいの、人間的基 もでも中で信頼して役割を表してのいる。 「新加工学業機工」の 解植工学業機工の								
4-3 社会参加のための、人間的基 を設定を見につける。 株別活動 (最近本質しつける) 本語の (2) 主席の (2) 計画の (2) 主席の (2) 計画の (2)	画像体の調和した人間性		ロ本と世界との関わりに関い を持しことができる					
4-3 礎力を勢加のための 人間的基 (本力を身につける。 (本力を身につける。 (本力を分につける。) (イクーンシップ (イクーンシップ (本力を分に対して必要を (本力を分につける。) (株別正学基礎演習1 ② 制御工学基礎 ② (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名)	3よび社会性・協調性を身						英語IV ②	英語V(O)②
##2 ##2 ##2 ##2 ##2 ##2 ##2 ##3	こでしては何る		社会参加のための、人間的基				インターンシップ	
4-4 その中で協調して役割を集た 保健体育 I ③ 保健体育 I ② 関節工学実験 I ④ 開節工学実験 I ④ 制御工学実験 I ④ 技術者倫理機關 5-2 認識することができる 認識することができる 日意とする専門分野の知識。 日報ととする専門分野の知識。 日報ととよができる 日本ために継続的に学習できる 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎 I ④ 制御工学実験 I ④ 中経学 ② 本業研究 ⑥ 6-3 主体的に継続的に学習できる 制御工学基礎演習 I ② 制御工学実験 I ④ 制御工学実験 I ④ 制御工学実験 I ④ 制御工学実験 I ④ 財御工学実験 I ④ 6-3 主体的に継続的に学習できる 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎演習 I ② 制御工学実験 I ④ 制御工学実験 I ④ 財御工学実験 I ④ 財御工学実験 I ④			語とのずこしての			特別活動		
4-4 その中では適して役割を乗びた。 国話1 演習 ① 国話1 演習 ① 国話1 演習 ① 国話1 演習 ① 制御工学業験I ④ 財助工学業験I ④ 財助工学業験I ④ 中級計學的工学業験I ④ 財助工学業験I ④ 中級計工学業験I ④ 財助工学業験I ④ 中級計工学業験I ④ 中級市工学業験I ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業験II ④ 中級市工学業 中級市工学業 中級			アープルの子間に参加し	ы				
立る 相向工学基礎演習 I ② 制御工学実験I ④ 技術者倫理機論 5-1 要性を認識できる。 社会における倫理的な問題を立たができる。 一様報 ② 一様報 ② 工界史 ② 日本史 ② 村会中 ② 村会学 ② 技術者倫理機論 6-1 意とする専門分野の知識。 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎演習 I ② 制御工学実験 I ④ 新御工学実験 I ④ 新御工学実験 I ④ 新御工学実験 I ④ 制御工学実験 I ④ 制御工学実験 I ④ 新御工学実験 ④ 新御工学業財 I ④ 新御工学実施 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I ④ 新加工学業 I			ノルーノこの治別に参加し、その中で協調して役割を果た					
5-1 単位者が持つべき倫理観の必 情報リテラトー② 精御工学基礎演習 1 ② 制御工学基礎演習 1 ② 制御工学実験 1 ④ 財務者倫理概論 技術者倫理概論 5-2 認識することができる 1 認定する声呼分野の知識。 6-2 認要呼が多の知識。 1 全性のに継続的に学習できる 1 を持たりに継続的に学習できる 1 を持たりに継続的に学習できる 1 全体的に継続的に学習できる 1 を持つに継続的に学習できる 1 を持つに継続的に学習できる 1 を持つに継続的に学習できる 1 を表別 2 を表研究 ③ 制御工学基礎演習 1 ② 制御工学基礎演習 1 ② 制御工学基礎演習 1 ② 制御工学基礎演習 1 ② 制御工学基礎演習 1 ③ 制御工学基礎演習 1 ③ 制御工学基礎演習 1 ④ 制御工学実験 1 ④ 制御工学実験 1 ④ 制御工学実験 1 ④ 本業研究 ③ 6-3 主体的に継続的に学習できる 2 主体的に継続的に学習できる 2 ま体的に継続的に学習できる 2 ま体的に継続的に学習できる 2 ま体的に継続的に学習できる 2 まない 2 を表別 2 を表別 3 を表別 3 を表別 4 を表別 3 を表別 4 を表別 3 を表別 3 を表別 4 を表別 3 を表別 4 を表別 3 を表別 4 を表別 3 を表別 4 を表別 3 を表別 4		_	4名					
5-1 技術者を持つへき倫理観点のと 技術を記載できる 「情報リテラシー② 倫理② 国語Ⅲ② 経済学② 技術者倫理概論 5-2 認識することができる 財務できる 「制御工学基礎演習Ⅰ② 制御工学基礎演習Ⅰ② 制御工学基礎演習Ⅰ② 制御工学基礎演習Ⅰ② 制御工学基礎演習Ⅰ③ 制御工学基礎演習Ⅰ③ 制御工学基礎原Ⅱ③ 制御工学基礎原Ⅱ 「制御工学基礎演習Ⅰ② 制御工学基礎原Ⅱ 「制御工学実験Ⅰ (4) <td></td> <td></td> <td>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>制御工学実験皿 ④</td>			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					制御工学実験皿 ④
5-2 認識することができる 記録することができる 6-1 意とする専門分野の問題に 9-2 技術を身につけ、社会との関 6-3 主体的に継続的に学習できる 6-3 主体的に継続的に学習できる 4 会における倫理的な問題を 9-2 技術を身につけ、社会との関 6-3 主体的に継続的に学習できる 6-3 主体的に継続的に学習できる 6-4 社会学 ② 相相工学基礎演習 I ② 相相工学基礎演習 I ② 相相工学基礎演習 I ② 相相工学基礎演習 I ② 相相工学基礎演習 I ② 相相工学基礎 I ④ 相相工学実験 I ④ 本業研究 ®	この開発を表した。	5-1	及術者が持つへき備埋観の必 要性を認識できる	Į				技術者倫理概論 ②
5-2 認識することができる TA会」にあける倫理的な問題を 技術もことができる 中間工学基礎(②) 中間工学基礎(②) 中間工学基礎(②) 中間工学基礎(図) 中間工学基礎(図) 中間工学基礎(図) 中間工学業験(I ④) 中域工学業験(I 中域工学	対する倫理観を身に付けた							
応応するとがことの。 相側工学基礎、② 制御工学基礎、② 制御工学基礎、② 相側工学基礎、② 中畑田 ② 村会学 ② 中央学 ② 6-1 意とする専門分野の課題に取り組むことができる。 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎演習 I ② 制御工学実験 I ④ 財御工学実験 財御工学業 大型 財御工学業 大型 工業		5-2	社会における倫理的な問題を「 認識すスニノができる				哲学②	
6-1 急とする専門分野の課題に取 り組むことができる 1 表とする専門分野の知識。 制御工学基礎演習I ② 制御工学基礎演習I ② 制御工学基礎演習I ② 制御工学基礎演習I ③ 制御工学実験I ④ 制御工学実験I ④ 制御工学実験I ④ 制御工学実験II ④							社会学 ②	
6-1 急とする専門分野の課題に取 り組むことができる 特意とする専門分野の知識。 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎演習 I ② 制御工学実験 I ④ 制御工学工学		_	なもごと辞むごを持して 4	翘				
(4)意とする専門分野の知識、			意とする専門分野の課題に取り組むことができる		I II			
6-2 技術を身にづけ、社会との関連を理解できる。 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎演習 I ② 制御工学基礎演習 I ② 制御工学実験 I ④	日的様式いを持ち、中体		得音とする専門分野の知識					
たとではたいこと。 本とではたいこと。 制御工学基礎演習工 ② 制御工学基礎演習工 ② 制御工学基礎演習工 ② 制御工学基礎演習工 ③ 制御工学実験工 ④ 制御工学実験工 ④ 制御工学実験工 ④ 制御工学実験工 ④ 制御工学実験工 ④ 制御工学実験工 ④	9. 創造的に問題に取り組入しておんません	6-2	は何て、のかし、ガガン・ボボボ 技術を身につけ、社会との関連を理解がきる					
主体的に継続的に学習できる 制御工学基礎演習I ② 制御工学基礎演習I ② 制御工学実験I ④ 制御工学実験I ④ 制御工学実験I ④ 制御工学実験I ④ 制御工学実験I 特別選択科目			まれている					
		9-3	中体的に継続的に学習でする					
) >			Ш		- 11	III.

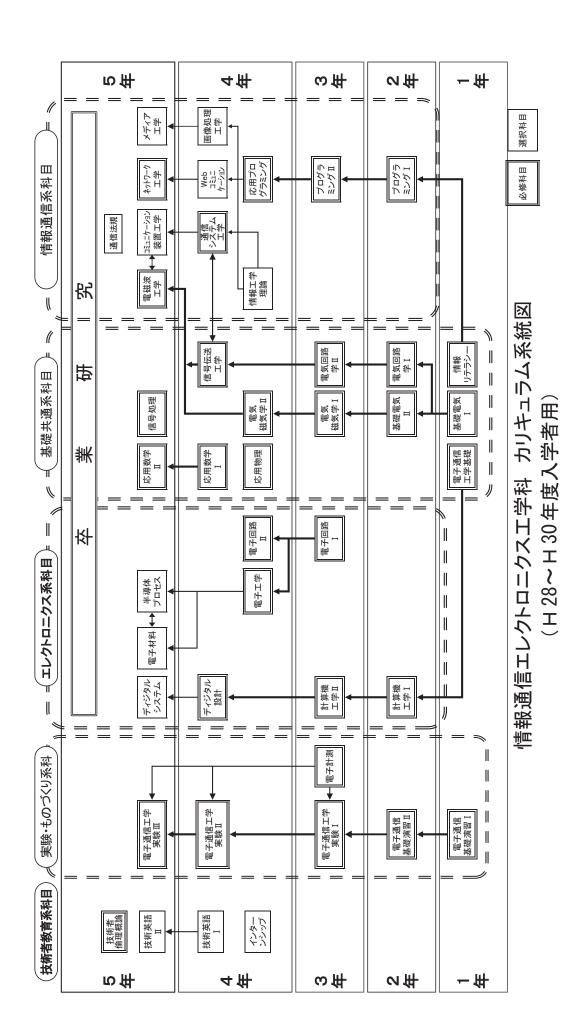
一般特別選択科目	本科特別選択科目
一般選択科目	本科専門選択科目
一般必修科目	本科専門必修科目

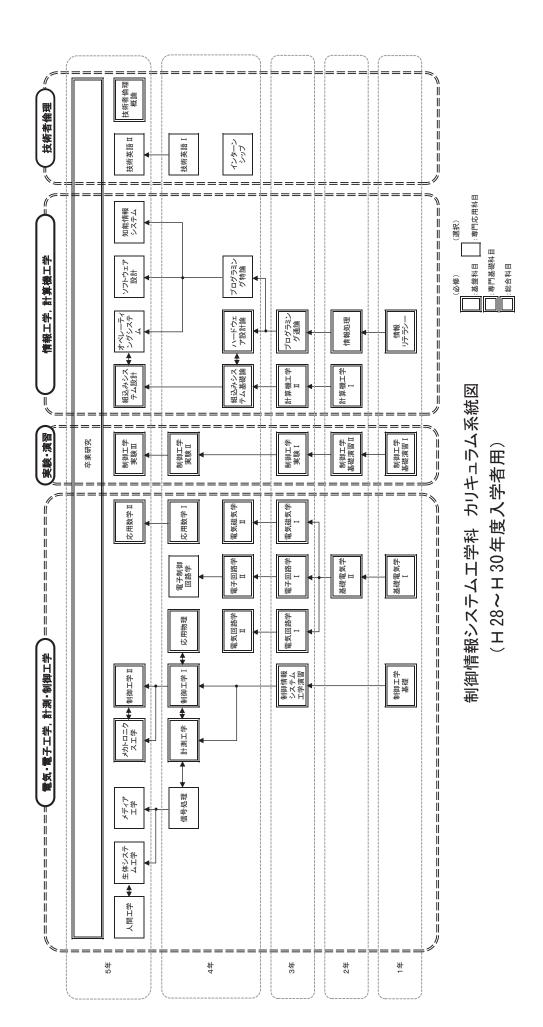
〇の中の数字は単位数

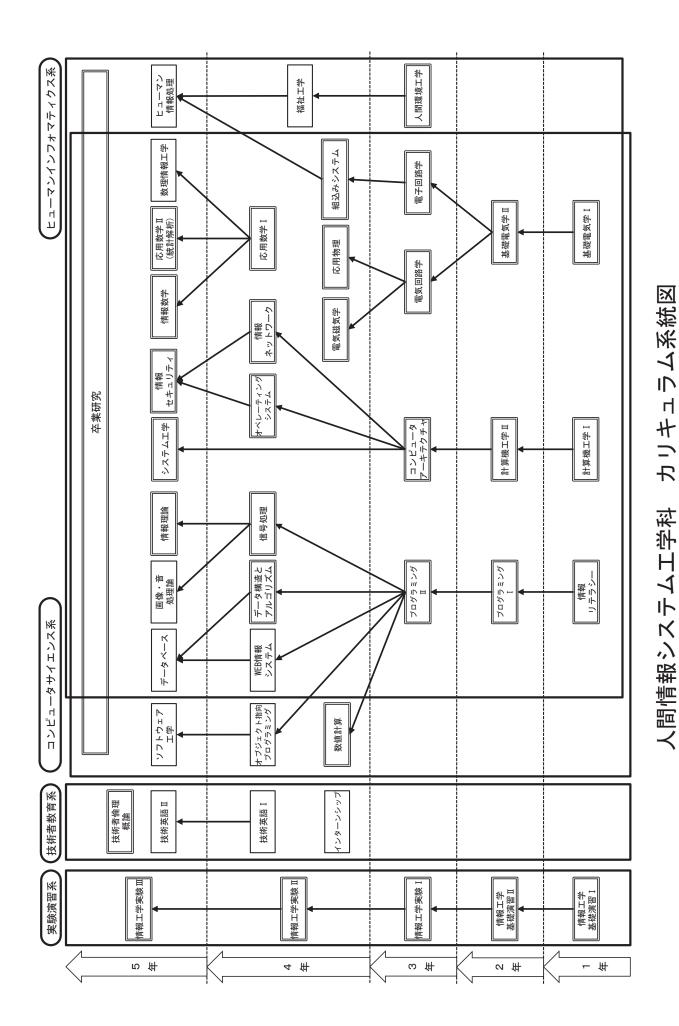
熊本キャンパス人間情報システム工学科達成度評価対象主要科目(含 共通教育科目)

	10 年日代 10 年日 11 日本 12 日本	# #	四、本年記、年代日本			達成度評価対象科目		
	目 软骨到法	判定及	中国の北京	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
		日本語に対	らける適切な文章表	国語 I ②	国語Ⅱ②	国語皿②	国語Ⅳ①	コミュニケーション論①
		1-1 現およびに	現および口頭の意思伝達がで	国語I演習①	国語工演習①			
		φ 1υ						
				英語 I ⑤	英語工⑤	英語皿④	英語Ⅳ②	英語 V②
			日常的に使用される英語で書くなった。					コミュニケーション論①
(1)	ニケーション能力を有する	かめる	=の気み・牧目が、7					国際言語文化論①
	汝害命						技術英語I①	技術英語工①
				英語 I ⑤	英語工⑤	英語皿④	英語IV②	英語 (2)
		1-3 自分の考え	自分の考え方を簡潔な英語で					コミュニケーション論①
			.0				(*) * 25 # 47 TT	() = 1; # 47 T
							技術英語 1 ①	技術英語 11①
					計算機工学Ⅱ②	コンピュータアーキテクチャ(2)	組込みシステム(2)	
		+ + 0 -	- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	情報リテラシー②	プログラミング I ④	プログラミング Ⅱ ④	オペレーティングシステム②	
		2-1 12.1技能に を型にして	ICI技術に関する奉鯨的技術「 を身にしける				情報ネットワーク②	ソフトウェアエ学②
8	ICTに関する基本的技術 および工学への応用技術	i i					オブジェクト指向プログラミング②	
	を身に付けた技術者						WEB情報システム(2)	
		1 11	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +		プログラミング I ④	情報工学実験 I ④	情報工学実験工④	情報工学実験皿④
		2-2 埋々の旧 身につける	性くい1f執をガが19の技術を 身につける					
				数学 I ⑥	数学Ⅱ⑥	線形代数②	応用数学 I ②	応用数学11②
			<u>I</u>			微分積分④		情報数学②
				化学③	物理Ⅰ③	物理工②	応用物理②	情報理論②
			•	総合理科 I ①	総合理科工①	理科演習①	電気磁気学②	システム工学①
		工学の基金工	工学の基礎となる数学・自然					
			菱知識を身につける	其磁雷气学 1 ②	其磁雷气学工	事気回路学の	信号机理②	サンナニー・オー
)	4		お信託管論の	ボータベースの
							少昌末日里公	※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
								数年.目积上子心
								にューマン情報処理(2) ジューヴェル・ジュージュージュージュージュージュージュージュージュージュージュージュージュージ
					() 	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		() 十十 / エノ・コン / () ボーバー・
					基礎電気学 II ②	電気回路字(2)	数値計算論(2)	情報数字(2)
	:				プログラミング I ④	電子回路学②	組込みシステム②	情報理論②
	命分型における技能の制備がたくを指すれる世界がはままれまれま					コンピュータアーキテクチャ②	オペレーティングシステム②	ソフトウェアエ学②
	その分野の専門技術に関					プログラミング II ④	信号処理②	データベース②
(する知識と能力を持ち、複晶がもはませい。		門分野の関連性を理			人間環境工学(2)	データ構造とアルゴリズム	数理情報工学②
ું	限的な状態がの回題的解決する能力を持った技術者	3-2	解することができる				情報ネットワーク②	ヒューマン情報処理②
	日本語および英語のコミュート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						WEB情報システム②	画像·音処理論②
	ーンーン3人能ンかた。 故徳和						オブジェクト指向プログラミング②	
							福祉工学②	
	_		_	_		_	_	

3-3	基礎知識を活用して工学的問題を理解し、説明できる 題を理解し、説明できる 基礎的な実験技術を身につける 広い視野で物事を考えること ができる	基基基件的工作	基礎電気学 II ② 基礎電気学 II ② プログラミング I ④ 物理 I ③ 倫理② 世界史②	電気回路学② 電子回路学② コンピュータアーキラクチャ② 人間環境工学② 情報工学実験 I ④	電気磁気学② 信号処理② 「信号処理② 信号処理② 情報工学実験 I ④ 経済学② 哲学② 社会学②	情報理論② データベース② ヒューマン情報処理② 画像,音処理論② 情報工学実験皿④ 国際言語文化論①
4-4	日本と世界との関わりに関心を持つことができる を持つことができる 社会参加のための、人間的基礎力を身につける がカを身につける グループでの活動に参加し、 その中で協調して役割を果た	芸術② 総合理科 I ① 展権体育 I ③ 関語 I 演習 ① 「情報工学基礎演習 I ②	倫理② 世界史② 世界史② 保健体育Ⅱ② 国語Ⅱ演習① 情報工学基礎演習Ⅱ② プログラミングⅠ④	日本史② 英語皿(◎)② 特別活動 保健体育皿② 情報工学実験 I ④	英語IV(®)(② インターンシップ スポーツ理論(① 国語IV② 情報工学実験 II ④ WEB情報システム(②	国際言語文化論① 英語 V(O)② 保健体育 IV① 情報工学実験 II(④)
5-1	技術者が持つべき倫理観の必要性を認識できる 要性を認識できる 社会における倫理的な問題を 認識することができる		情報工学基礎演習工② 倫理② 世界史②	情報工学実験 I ④ 国語皿② 日本史②	情報工学実験 II (4) WEB情報システム② 福祉工学② 経済学② 哲学② 社会学② 社会学②	情報工学実験皿④ 技術者倫理概論② 情報セキュリティ① 技術者倫理概論② 情報セキュリティ① ヒューマン情報処理② ソフトウェア工学②
6-2 11	好奇心と探究心を持って、得 意とする専門分野の課題に打 り組むことができる 得意とする専門分野の知識、 技術を身につけ、社会との関 連を理解できる	情報工学基礎 情報工学基礎	情報工学基礎演習 II ② プログラミング I ④ 情報工学基礎演習 II ② プログラミング I ④	情報工学実験 I ④ プログラミング II ④ 物理 II ② 情報工学実験 I ④ プログラミング II ④	情報工学実験 II ④ 情報ホットワーク② 組込みシステム② WEB情報システム② 情報工学実験 II ④ WEB情報システム② 福祉工学②	本業研究® 情報工学実験Ⅲ④ ヒューマン情報処理② 画像,音処理論② 卒業研究® 情報工学実験Ⅲ④ 数理情報工学② データペース②
-9 -9	主体的に継続的に学習できる	情報工学基礎演習 1 ②	情報工学基礎演習 II ② プログラミング I ④	情報工学実験 1 ④ プログラミング II ④ 特別選択科目	情報工学実験 II ④ オブジェクト指向プログラミング② WEB情報システム②	卒業研究® 情報工学実験皿④ データベース② 数理情報エ学② ソフトウェアエ学②







(H28~H30年度入学者用)

113

達成度評価対象主要科目 カリキュラム系統図

(平成22年度~平成27年度入学者用)

 一般必修科目
 一般選択科目
 一般特別選択科目

 本科専門選択科目
 本科専門選択科目

〇の中の数字は単位数

熊本キャンパス情報通信エレクトロニクス達成度評価対象主要科目(含 共通教育科目)

1942年						達成度評価対象科目		
日本語とは「確認して、		学習•教育到達目標	到達度評価の視点	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
1			日本語における適切な文章表		国語 1 ②	国語皿 ②	国語Ⅳ ①	
1-3 1-2 1-				Ħ	国語工演習 ①			
1-2 日本語と記憶の工作				英語 I ⑤	英語工 ⑤			英語V ②
1997年								
## 1								国際言語文化論 ①
1-2	故	英術 酒					技術英語 I ①	技術英語 ①
1-9 自分の表えを指示の表話で				英語 I ⑤	英語 I ⑤	英語皿 ④	英語Ⅳ②	英語V ②
CTIC TATE								コミュニケーション論① 共歩井西 ①
FOLICITE (24.46.46.46.46.46.46.46.46.46.46.46.46.46				情報工学基礎(2)				-)
2-1 ICTRONINGS				ものづくり基礎(②	~	-	(c 4)	ディジタルシステム ②
1011年7日		:						アナログシステム ②
を		ICTに関する事本的技術 3よび工学への応用技術						
2-2 200 (年報を分析する技術を		・身に付けた技術者			- 1		信号伝送工学(2) た田ゴログニング	
2-2 時につける 数学1 ⑥ 数学1 ⑥ 報子前日 事業時1 ⑥ 報子前日 事業時1 ⑥ 電子通信工事業限1 ⑥ 名名子における技術の基準 自然 事務機関策学1 ② 基礎電気学1 ② 基礎電気学1 ② 電子通信工事業限1 ② 生物科学 ② 名名子における技術の基準 自然 事務機関策学1 ② 基礎電気学1 ② 基礎電気学1 ② 電子回路学1 ② 電子回路学1 ② 本の名の個型上版である。 事務機関策学1 ② 電子回路学1 ② 電子回路学1 ② 電子回路学1 ② 本の名の個型上版である。 事務機関策学1 ② 電子回路学1 ② 電子回路学1 ② 電子回路学1 ② 東京会社会の機関を持ておける。 事業を経電気学1 ② 計算機工学1 ③ 電子回路学1 ② 電子回路学1 ② 東京会社会の機関連性を理事がある。 事業を経過で学1 ② 計算機工学1 ③ 電子回路学1 ② 電子回路学1 ② 東京会上ができる。 事業を経過で学1 ② 事業を経過で学1 ② 電子回路学1 ② 電子回路学1 ② 東京会上ができる。 事業を経過で学1 ② 電子回路学1 ② 電子回路学1 ② 電子日路学1 ② 東京会上が下さる。 事業を経過で学1 ② 電子日路学1 ② 電子日路学1 ② 電子日路学1 ② 東京会上が下さる。 事業を経過で学1 ② 電子日路学1 ② 電子日路学1 ② 電子日路学1 ② 東京会上が下さる。 事業を経過でデントできる。 電子日路学1 ② 電子日路学1 ② 電子日路学1 ② 東京会社会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会			_		- 1		多 プランコンコング ②	
1							電子通信工学実験 II (3)	電子通信工学実験皿(3)
1 日本語の					(9) 正赤森	線形代数 ②		応用数学11(2)
1						微分積分 ③		
(本学1 ②								
(1 中央) (2) (1 中央) (2) (1 中央) (3) (1 中央) (3) (1 中央) (4 中央) (4 中央) (5) (1 中央) (5 中平) (5 中平				ll ll		物理工 ②	応用物理 ②	
4分野における技権の基礎となる数学・自然 を分野における技権の基礎となる数学・自然 を分野における技権の基礎が関連を身につける 要なる知識と対象も式を対する を分野を対象性が影響 を分かきの専門技術に関係を対しての を分かきの専門技術に関係するとができる まる知識と対象を対象に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対							生物科学 ②	
1 工学の基礎となる数学・自然							- 11	()
1							- 1	電磁波工字 ②
科学の基礎知識を身につける 科学の基礎知識を身につける 科学の基礎知識を身につける 科学の基礎知識を身につける 科学の基礎知識を身につける 科学の基礎工学 ② 新達基礎工学 ② 新達基礎工学 ② 新達基礎工学 ② 東心が見が動と技能とは 本の類の場にはない。				基礎電気学 I	基礎電気学工 ③			
### (#報基礎工学 ② 計算機工学 I ③ 計算機工学 I ③ 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ③ 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工作 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工作 I ② 計算機工学 I ② 計算機工作 I 型 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ② 計算機工作 I ③ 計算機工作 I ② 計算機工作 I ③ 計算機工作 I ③ 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ③ 計算機工学 I ④ 计算機工学 I ③ 计算機工学 I ③ 计算機工学 I ③ 计算機工学 I ③ 计算機工学 I ③ 计算機工学 I ③ 计算機工学 I ③ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ④ 计算模型 I ⑥ 计算程序 I ④ 计算模型 I ⑥ 计算程序 I ⑥ 计算程序 I ⑥ 计算模型 I ⑥ 计算程序 I ⑥								
情報基礎工学 ② 計算機工学 I ③ 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 計算機工学 I ② 連帯システム工学 ② 連帯システム工学 ② 連帯システム工学 ② 連帯システム工学 ② 連帯システム工学 ② 連帯システム工学 ② 連歩が表わる 連手機 おおよび 連								
会分野における技術の基準で表現できる規模と対象は表現できる。						電子工学 ②		
会分野における技術の基 機となる知識と対能および その分野の専門技術に関 する知識と対能がおび ますることができる。 基礎電気学 I ② 電子目期 ② 通信システム工学 ② その分野の専門技術に関 する知識と対能がおび まする能力を持ち、 決する能力を持つ。 決する能力を持つ上技術者 上面指および英語のコミュ ニケーション能力を有する。 3-2 関子が正しかいことができる。 単導体プロセス ② オットワーク工学 ② 日本語および英語のコミュ ニケーション能力を有する。 単導体プロセス ② オイアエレクトロニクス サイプア工学 ② 技術者 を持った状態をするとができる。 単導体プロセス ② オイア工学 ② 日本語および英語のコミュ ニケーション能力を有する。 「関係処理工学 ② 技術者 画像処理工学 ②				基礎工学		計算機工学工 ②	ディジタル設計 ②	
名分野における技術の基準となる知識と技能および その分類との専門技術に関 するの類性との専門技術に関 がする能力を持った技術者 日本語および英語のコミュ 日本語および英語のコミュ 日本語および英語のコミュニケーション ② メディアエ学 ② 解することができる 日本語および英語のコミュ 技術者 基礎電気学 I ② (情報工学理論 ② (情報工学 ② (情報、))							以 第一、1 − 1 − 1 + 1 ⊕	
名分野における技術の基準となる知識と技能および その分野における技術の基の専門技術に開 するの対象との専門技術に開 する他がな点から問題を解 決する能力を持った技術者 日本語よび英語のコミュ 上本語よび英語のコミュ 技術者				1		() Pur la la la la la la la la la la la la la	連信ン人ナムエ子(2)	
合分野における技術の基準となる知識と技能および その分野における技術の基件 その分野における場合の専門技術に関係を するの類をある権力をあったもも、値 はおな視点から問題を解 決する能力を持った技術者 日本語および英語のコミュ 日本語および英語のコミュニケーション ② メディアエ学 ② オプトエレクトロニクス 日本語および英語のコミュニケーション ② メディアエ学 ② オプトエレクトロニクス 日本語および英語のコミュ 大がシャンステム (世界が立た有する (世界が立た有する) 電子材料 ② オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプトエレクトロニクス オプイアエ学 ② オブトアエ学 ② オディアエ学 ② オディアエ学 ② 大ディアエ学 ② 大学 オアエ学 ② 大学 本界工学 3 大学 本界工学 3 大学 本界工学 3 大学 本界工学 3 大学 本界工学 3 大学 3 大学 3 大学 3 大学 3 大学 3 大学 3 大学 3				基礎工字		電子計測(2)		
名分野における技術の基準となる知識と対象とない。		•		中操带件形1		② 1 完然巴乙里	6 於田宗上辟却	€ #1 L L L L L L L L L L L L L L L L L L
機となる知識と技能および その分類の専門技術に関 をのが関との専門分野の関連性を理 配的な視点から問題を解 13-2 解することができる 日本語および英語のコミュニケーションの メディアエ学 ② メディアエ学 ② メディアエ学 ② オブトエレクトロニクス 一個的な視点がら問題を解 日本語および英語のコミュニケーションの メディアエ学 ② メディアエ学 ② メディアエ学 ② オブィアエ学 ② オブィアエ学 ② オブィアエ学 ② 大ディアエ学 ② 大ディアエ学 ② 大ディアエ学 ② 大ディアエ学 ② 技術者	約	ト分野における技術の基		本本本本の 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2 1 千胡田七里	1月秋十十年間 (3) 個人回路第二 (4)	ナントンーンユチ (を)
生の分割の専門技術に関 するの類との専門技術に関 いたのとのできる 生の手材料 ② オプトエレクトロニクス 株する能力を持った技術者 決する能力を持った技術者 日本語および英語のコミュ 上本語よび英語のコミューゲーンション能力を有する 本学イができる アイプエ学 ② オプトエレクトロニクス アイプタルシステム (アイプエ学 ② 技術者 技術者 「国像処理工学 ② メディア工学 ②	樫	きとなる知識と技能および		即四本從一子 (4)				
By O 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	₩†	この分野の専門技術に関っている。						信号処理(2)
決する能力を持つた技術者 次する能力を持つた技術者 日本語および英語のコミュ ニケーション能力を有する半導体プロセス ② ディジタルシステム Webコミュニケーション ② メディアエ学 ②ディジタルシステム メディア工学 ② 画像処理工学 ②技術者 技術者関係処理工学 ②	(3)	のな解れ能力的なり、飲みをおけばれることでは動力を必要を	-2				電子材料 ②	オプトエレクトロニクス ②
Mebコミュニケーション ② 画像処理工学 ②	水	やする能力を持つた技術者	1			1	\sim	ディジタルシステム ②
	ШΙ	1本語および英語のコミュ・イーション・総七を右す					- 1	メディアエ学 ②
	1 12	-ンーンコノ 肥ンでたってたをしたを地					画像処理工学 ②	

_		_	創治其礎工学 ②		電气磁气学 1 ②	雷与称句学用《	電磁油工学 ②
			ŀ	_	電気回路学」(2)		
					(CV)		
					電子計測②	情報工学理論 ②	
				計算機工学 I ③	計算機工学11 ②	ディジタル設計②	
		3-3 基礎知識を活用して工字的問3-3 語を理解し 詳明できる				通信システムエ学 ②	実装工学 ②
							コミュニケーション装置工学②
						電子材料②	ディジタルシステム ②
						半導体プロセス ②	アナログシステム ②
						Webコミュニケーション ②	メディアエ学 ②
						画像処理工学 ②	
					電子通信工学実験 I ③	電子通信工学実験 II (3)	電子通信工学実験皿(3)
		3-4 基礎的な実験技術を身につけ	基礎電気学	基礎電気学工 ③			
			化学I ③	化学工 ②			
				物理 I ③			
			地理 ②	倫理A ②		法学 ②	国際言語文化論 ①
				世界史 ②	日本史 ②	経済学 ②	
		4-1 ない視野で物事を考えること 4-1 がかきる				哲学 ②	
		9 J ,	芸術 ②			社会学 ②	
			章 章	⑥ V 田 學			国際言語 中心語
台番杯の間拾一さ			1		€ † †		
(4) および社会性・協調性を身		4-2 を持つことができる		世界史 ②	N)	ll.	II.
に付けた技術者					英語皿(◎) ④	英語IV(◎) ②	英語V(O)(2)
		4-3 社会参加のための, 人間的基 4-3 珠ュナラニーのエフ				インターンシップ	
		はどかという			特別活動		
	_	/ グニープルの注動に参加	保健体育 1 ③	保健体育工②	保健体育皿②	スポーツ理論 ①	保健体育IV①
		4-4 その中で協調して役割を果た	国語 1 演習 ①	国語工演習 ①		国語IV ①	
		주			電子通信工学実験Ⅰ③	電子通信工学実験Ⅱ③	電子通信工学実験皿③
		::					
		5-1 技術者が持つべき倫理観の必 5-1 専件を認識だする					電気通信法規(①
					電子通信工学実験 I ③	電子通信工学実験 I ③	電子通信工学実験皿 ③
区で記載と技術の で、 女子の毎番番を書	りめり万に		政治・経済 ②			法学 ②	知的生産学 ①
次後を動きませるというな人物を表していません。	7/161-18	子 50 8 8 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		世界史 ②	日本史 ②	経済学 ②	
		5-2 社女においる無理がものぬと 認識することができる				哲学②	
						社会学 ②	
		9 /	単うがの。		物理Ⅱ ②		卒業研究 (8)
			が多いという		1		
		6-1	創造基礎工		電子通信工学実験Ⅰ③	電子通信工学実験Ⅱ(3)	電子通信工学実験皿 ③
		得意とする専門分野の知識					卒業研究 ⑧
 知的探求心を持ち、主体 (6) 的、創造的に問題に取り組		6-2 技術を身につけ、社会との関 事を理解できる。			電子通信工学実験 I ③	電子通信工学実験Ⅱ③	
むことができる技	神						
		2年788年二分表表二分十十一00					卒業研究 ⑧
		でも、日十つにBikkBinにB女工 c-o			電子通信工学実験 I ③	電子通信工学実験工③	電子通信工学実験皿 ③
					特別選択科目		

 一般遊択科目
 一般選択科目
 一般時別選択科目

 本科専門必修科目
 本科専門選択科目
 本科特別選択科目

〇の中の数字は単位数

熊本キャンパス制御情報システム工学科達成度評価対象主要科目(含 共通教育科目)

組込みシステム設計 ② オブジェクト指向プログラム ② ソフトコンピューティング ② バイオメカニクス ② バイオメカニクス ② 人間工学 ② 国際言語文化論 ① ソフトコンピューティング 生体情報工学 ② 制御工学実験皿 ③ コミュニケーション論 コミュニケーション論 応用数学11 ② 生体情報工学 ② コミュニケーション論 組込みシステム設計 技術英語 1 技術英語 1 音響工学 ② 音響工学 ② 本科5年 英語∇② 英語 (2) 組込みシステム基礎論 ② プログラミング特論 ② ハードウェア設計論② オペレーティングシステム オペレーティングシステム 電子制御回路学 ② 組込みシステム基礎論 ハードウェア設計論 応用数学 1 ② ハードウェア設計論 制御工学実験工 応用物理 ② 0 0 電子制御回路学 計測工学 ② 電子回路学工電気磁気学工 英語Ⅳ ② 英語Ⅳ ② 電気回路学工 電気回路学工 電子回路学工 電気磁気学工 信号処理(本科4年 技術英語 I 技術英語I 通信工学 生物科学 計測工学 信号処理 応用物理 信号処理 通信工学 国語IV 制御工学 マイクロコンピュータ基礎 ② 制御情報システムエ学演習 プログラミング通論 ② マイクロコンピュータ基礎 達成度評価対象科目 <u>Θ</u> 電子回路学 I ② (N) (3) (3) 計算機工学11 ② 線形代数 ② 制御工学実験 I 英語田 4 英語田 4 物理1 ② 国語皿 ② 電気回路学 I 電気回路学 I 電子回路学 I 電気磁気学 I 本科3年 電気磁気学 I 微分積分 計算機工学I ③ 情報処理 ③ 計算機工学 1③ <u>ල</u> 英語 1 ⑤ 数学工 ⑥ 国語11 ② 英語 1 ⑤ <u>ල</u> 基礎電気学工 計算機工学 I 本科2年 国語工演習 情報処理 物理 I 化学口 制御情報システム概論 ②情報リテラシー ② 制御情報システム概論 ② (N) (N) 国語1演習 ① 英語 I ⑤ 英語 I ⑤ 数学1 ⑥ 基礎電気学 I 情報リテラシー 国語 1 ② 本科1年 化学 I 3-2 解することができる 日本語における適切な文章表 現および口頭の意思伝達ができる きる 自分の考え方を簡潔な英語で 表現できる エ学の基礎となる数学・自然 科学の基礎知識を身につける 日常的に使用される英語で書 1-2 かれた文書の概要・要旨がつ かめる ICT技術に関する基礎的技術 を身につける 種々の情報を分析する技術を 身につける 到達度評価の視点 2-1 1 1-3 3-1 各分野における技術の基 様となる知識と技能および その分野の専門技術に関 する知識と能力を持る。 する知識と能力を持る。 前のな技点から問題を解 決する能力を持つた技術者 所する能力を持つた技術者 日本語および英語のコニュ 日本語および英語のコニュ 日本語および英語のコニュ 日本語および英語のコミュ ニケーション能力を有する 技術者 ICTに関する基本的技術 および工学への応用技術 を身に付けた技術者 学習 教育到達目標 8 ල

					電気回路学I(2)	電気回路学工 ②	ンフトコンピューティング②
						電子回路学Ⅱ②	1
					電気磁気学 I ②	電気磁気学工 ②	音響工学 ②
					プログラミング通論 ②	プログラミング特論 ②	オブジェクト指向プログラム ②
							ソフトウェア設計 ②
	c				制御情報システム工学演習②	制御工学 I ②	制御工学 I ②
	2 	題を理解し、説明できる				計測工学 ②	人間工学 ②
						信号処理 ②	画像処理工学 ②
							自律分散システム ②
						電子制御回路学 ②	小
						応用数学 I ②	応用数学工 ②
						応用物理 ②	
			1				
			制御工字基礎 ②	基礎電気字Ⅱ ③	電子回路坪 1 ②	電子回路学工(2)	ハイオメカニクス(2)
	3-4	基礎的な実験技術を身につけ	7	<u></u> (電子制御回路平 ②	生体情報工字 ②
		Q	15字13	化字11 ② 数			国备户租工部 ②
	+		- 1	勿埋1 ⑤			
		_	地理 ②	倫理A (2)		法学 ②	国際言語文化論 (1)
				世界史 ②	日本史 ②		
	4-1	ができる	- 11			哲学 ②	
			表衙 ②			在独开 ②	
			9 舞幸	② ▼世帯			国際 三班女仆論 ①
知徳体の調和した人間件					@ #		
(4) および社会性・協調性を身	4-2	を持つことができる		世界史 ②		# TT #	
に付けた技術者					(2)	英語IV (2)	英語 V (2)
	-					インターンシップ	
	4 ໄ	礎力を身につける			- 場状高紫		
			,				
			- 1	保健体育 11 (2)	朱健体育皿(2)	人不一つ単調(1)	朱健体育IV(J)
	4-4	その中で協調して役割を果た	国語 I 演習(1)	国語工演習 ①	- 11	国語Ⅳ ①	
	_	年令			制御工学実験 I ③	制御工学実験 I ③	制御工学実験皿 ③
		2 0 B B 4 7 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	制御	世界史 ②	制御工学実験 I ③	制御工学実験 I ③	制御工学実験皿 ③
	5–1	技術者か持つへき価埋観の必要性を認識できる					知的生産学 ①
	11		政治・経済 ②	倫理A ②	国語冊 ②	(2) 崇栄	知的生産学 ①
(5) 対する価理観を身に付けた 井然寺	ال ا			○ 中路中	H H H (S)	経済学 (2)	
1X III 1	5-2	, 社会における倫理的な問題を : 語識+2-L. ********				哲学 ②	
		のことというのでは、このののでは、このののでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この			1 1	社会学 ②	
	+	お本いて初かいかはって 値	制御工学某礎(2)		物理Ⅱ ②		卒業研究 (8)
	Ċ		() 以上 c 1.1.1.1.4.1.4.1.4.1.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1		2	Ш	Þ
	<u>-9</u>	息と9 の専門分野の課題に取り組むことができる	制御情報ンスナム概論(2)		制御工字美類 1 ③制御情報システム工学演習 ②	制御工字美縣 11 ③	制御工字美縣皿 ③
							☆業班 党
1年の存むにかれた。 中体					- 1	- 1	
(6) 的、創造的に問題に取り組むによができる技術者	Z_0	: 技術を身につげ, 在芸との関 連を理解できる			制伸上字美矮!③	制御上字美類 L ③	制御工字美駿皿 ③
							卒業研究 (8)
	9–3	主体的に継続的に学習できる			制御工学実験 I ③	制御工学実験工③	制御工学実験皿③
	_				特別選択科目		

 一般必修科目
 一般選択科目
 一般特別選択科目

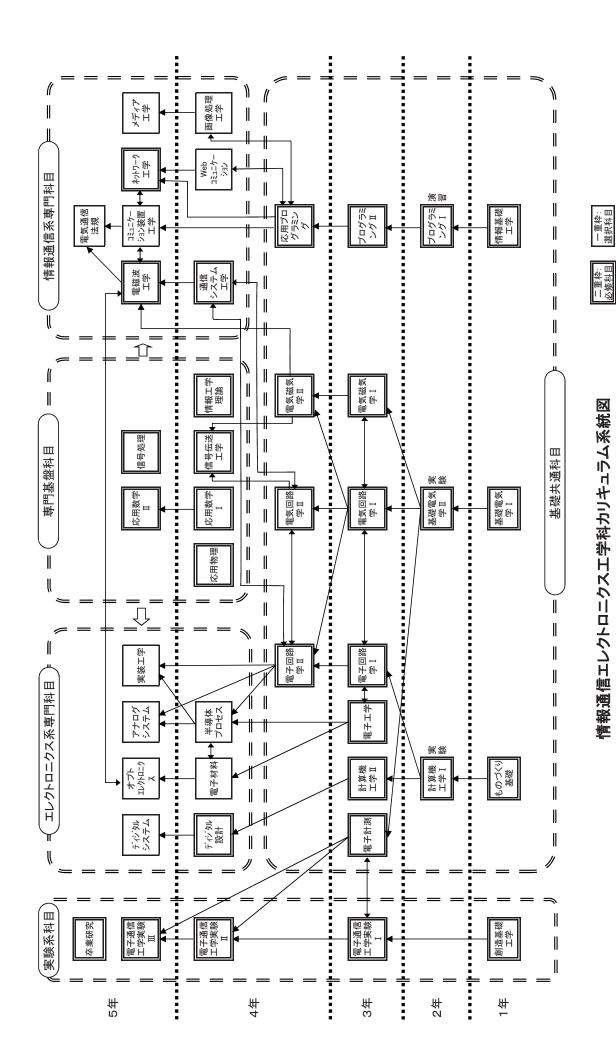
 本科専門必修科目
 本科専門選択科目
 本科特別選択科目

〇の中の数字は単位数

熊本キャンパス人間情報システム工学科達成度評価対象主要科目(含 共通教育科目)

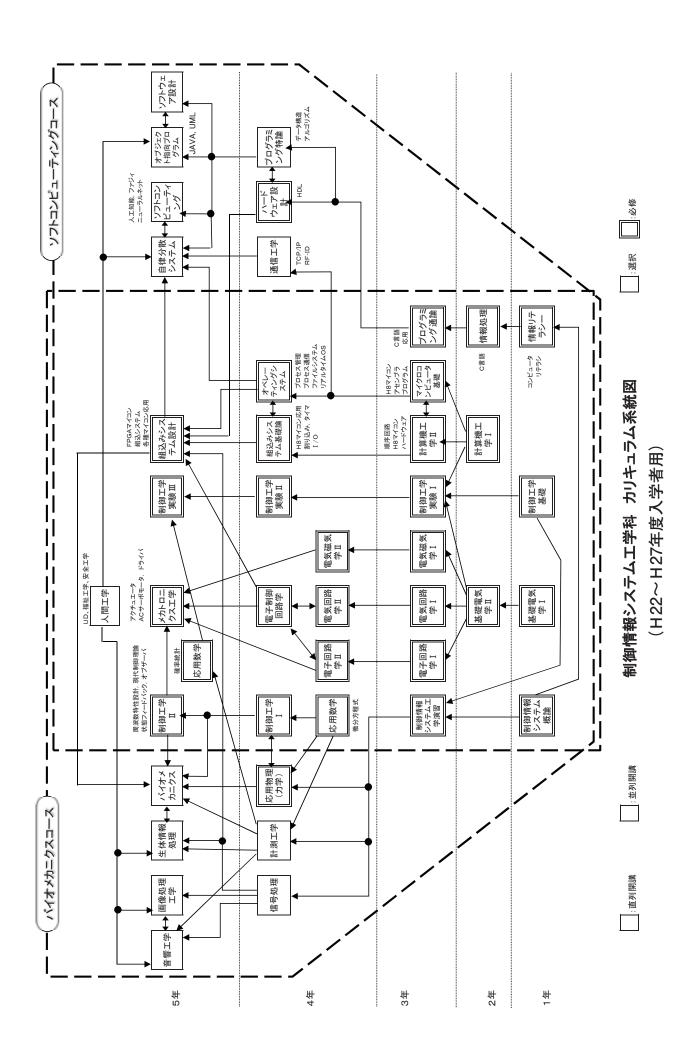
	并 日 世 日 世 日 世 日 世 日 世 日 世 日 世 日 世 日 世 日	工具分析设计			達成度評価対象科目		
	子宫 教育到连日標	到達度評価の税品	本科1年	本科2年	本科3年	本科4年	本科5年
		日本語における適切な文章表	国語 I ②	国語 I ②	国語皿 ②	国語Ⅳ ①	コミュニケーション論 ①
		1-1 現および口頭の意思伝達がで きる	国語 1 演習 ①	国語工演習 ①			
			英語 I ⑤	英語 I ⑤	英語皿 ④	英語IV ②	英語V ②
	日本語および英語のコミュ	日常的に使用される英語で書					コミュニケーション論 ①
Ξ	ニケーション能力を有する						国際言語文化論①
	及拖 布					技術英語 I ①	技術英語 1
			英語 I ⑤	英語工 ⑤	英語皿 ④	英語び ②	英語V②
		1-3 自分の考え方を簡潔な英語で					コミュニケーション舗 ①
						技術英語I①	技術英語 I ①
			情報工学基礎 ②	計算機工学 ③	コンピュータアーキテクチャ②		
			情報リテラシー ②	情報処理 ③	プログラミング言語 ②	オペレーティングシステム ②	
		2-1 ICT技術に関する基礎的技術					システムプログラミング ②
(2)	ICTに関する基本的技術 およびエ学への応用技術	6 7 1 7 8			ネットワーク技術 ②	情報ネットワーク②	
Ì	を身に付けた技術者				- 1		
					情報工学実験 I ③	情報工学実験 I ③	情報工学実験皿 ③
		2-2 達えの胃状をカボファシス型を 身につける					統計解析②
			9 [操	(9) 工 本 森	線形代数②	応用数学 1 ②	京田数学Ⅱ ②
					微分積分 ③		
			<u>-</u>	炒 理 1 ③	沙田 (公田 沙田 沙田 沙田 沙田 沙田 沙田 沙田 沙田 沙田 沙田 沙田 沙田 沙田	
			ı,			55.1544 0	
			15字1 ③	15字11 ②	-	化多种平 ②	
		3-1 工学の基礎となる数学・自然 利学の基礎を指数					
			基礎電気学 I ②	基礎電気学工 ③	電気回路学 ②	信号処理 ②	統計解析 ②
							情報理論 ②
						数値計算論 ②	数理情報工学 ②
							線形システム工学 ②
				基礎電気学 I ②	電気回路学②		情報数学②
	各分野における技術の基		-1		電子回路学②	応用電子回路 ②	情報理論 ②
	極となる知識と技能および				コンピュータアーキテクチャ ②	オペレーティングシステム ②	
	たのが割の専門技術に関 する知識と能力を禁む。 2				プログラミング言語 ②	信号処理 ②	システムプログラミング ②
(3)	眼的な視点から問題を解	3-3 多様な専門分野の関連性を理			プログラミング演習 ②	データ構造とアルゴリズム	認知情報工学 ②
	次する能力を持つた技術者 日本語および単語のコミュ	7			ネットワーク技術 ②	情報ネットワーク ②	ヒューマン情報処理 ②
	ニケーション能力を有する					人間環境工学 ②	福祉·教育工学 ②
	衣害 血					ヒューマンメディア工学 ②	
						ソフトウェアエ学 ②	
_		_			_	_	

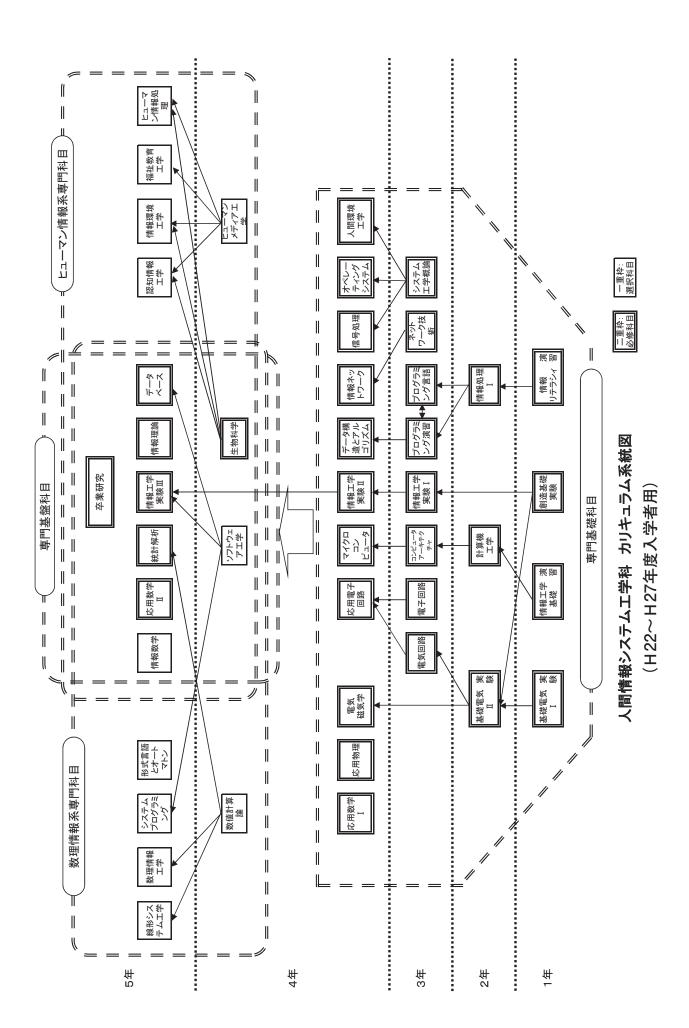
			中無罪を囚しつ	明他回路別(2)	制作 報作者 の	
					信号処理②	データベース②
						8 には言語とオートマトン 8
	3-3 基 啶光線で治用して工子的同				人間環境工学 ②	
		基礎電気学 I ②	基礎電気学11 ②	情報工学実験 I ③	情報工学実験工③	情報工学実験皿 ③
		創造基礎実験 ②				
	3-4 2	化学I ③	化学』②			
			物理 1 ③			
		地理 ②	倫理A ②		法学②	国際言語文化論①
			世界史②	日本史 ②	経済学 ②	
					哲学②	
	9.00	芸術 ②				
		地理②	倫理A ②			国際言語文化論 ①
知徳体の調和した人間件	4-2 日本と世界との関わりに関心 4-2 を持つことができる		世界史②	日本史 ②		
および社会性・協調性を身				英語皿 ②	英語以 ②	英語V②
1-1917/21女河由	4-3 社会参加のための, 人間的基 珠 + た 自: - の + 2				インターンシップ	
	らことになっている。	de como de estado de como de estado de estado de estado de estado de estado de estado de estado de estado de e		特別活動		la de contrara de consecuente de contrara
		保健体育 I ③	保健体育工 ②	保健体育皿 ②	スポーツ理論 ①	保健体育IV ①
		国語1演習 ①	国語工演習 ①		国語IV ①	
	+ + 2014 5 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			情報工学実験 I ③	情報工学実験 I ③	情報工学実験皿③
	() 田田ケイド) 井が井が井	情報リテラシー ②		情報工学実験 I ③	\sim	
	2-1 牧宮もか持つへで簡単観の必要性を認識できる				ヒューマンメディア工学 ②	福祉·教育工学 ②
:						知的生産学 ①
ない視野と技術のあり方に サナス倫理細を 単に付けた		政治·経済 ②	倫理A ②		法学 ②	知的生産学 ①
A.y.の間4年BCと対いい 技術者			世界史②	日本史②	経済学 ②	
	5-5 位状における価単形が問題や 2-5				哲学 ②	
					社会学 ②	
					人間環境工学 ③	福祉·教育工学 ②
				物理工 ②	データ構造とアルゴリズム ③	卒業研究 ⑧
	好奇心と探究心を持って、得 8-1 音レオス専門公野の調覧に取	創造基礎実験 ②		情報工学実験 I ③	情報工学実験 I ③	情報工学実験皿 ③
						数理情報工学 ②
					ヒューマンメディア工学 ②	情報環境工学 ②
						卒業研究 ⑧
	ď			情報工学実験 I ③	情報工学実験 I ③	情報工学実験皿③
四的蘇永心を持ち、世体の金を登り、金金を一門に	0-2 技術を考につけ、社芸との展 連を理解できる					数理情報工学 ②
む. 鳥垣でここ回題こ以が抱むことができる技術者						情報環境工学②
					データ構造とアルゴリズム ③	卒業研究 ⑧
				情報工学実験 I ③	情報工学実験 I ③	情報工学実験皿③
	6-3 丰体的二缕缕的一学图734					データベース ②
						数理情報工学 ②
						6



(H22~H27年度入学者用)

121





§ 4. 学生生活について

1. 福利厚生

(1)授業料等の免除及び徴収猶予

経済的な理由によって、授業料、入学料及び寄宿料の納付が困難等で、かつ学業優秀と認められる場合には、本人の申請に基づいて免除及び徴収猶予を行うことがあります。詳細は以下の規則を確認ください。

独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料,入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第134号 制定 令和2年5月19日

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 授業料の免除(第2条-第11条)
- 第3章 入学料の免除(第12条-第18条)
- 第4章 寄宿料の免除(第19条-20条)
- 第5章 授業料及び入学料の徴収猶予 (第21条-第24条)
- 第6章 補則(第25条-第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が設置する高等専門学校の学科及び専攻科(以下「学校」という。)における授業料,入学料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予(以下「授業料免除等」という。)に関しては,大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。),高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。),国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令17号),大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号。以下「法律施行令」という。),大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号。以下「法律施行規則」という。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(機構規則第35号)に定めのあるもののほか,この規則の定めるところによる。
- 2 授業料免除等は、学校の学科及び専攻科の学生(聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。) (以下「学生」という。)並びに学科又は専攻科に入学する者(聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。)(以下「入学者」という。)を対象とする。

第2章 授業料の免除

(授業料免除)

- 第2条 機構における授業料免除は次に掲げるものを言う。
 - 一 修学支援法に定める授業料減免
 - 二 災害等による授業料免除

- 三 卓越した学生に対する授業料免除
- 四 私費留学生に対する授業料免除
- 五 休学による授業料免除
- 六 退学による授業料免除
- 七 死亡, 行方不明又は未納による除籍による授業料免除
- 八 その他特別な事由の場合

(修学支援法に定める授業料減免)

- **第3条** 法律施行令第2条で定める授業料減免対象者については、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関(以下「選考機関」という。)の議を経て、各学校の校長(以下「校長」という。)が許可する。
- 2 前項における対象者は、学生のうち、学科においては第4学年以上に在籍する者とする。
- 3 第1項の規定により授業料免除を受けようとする学生は、学校が定める期日までに各学校が 定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 4 校長は、第1項において授業料免除の許可を受けた者に対し、半期ごとに、学業成績が法律 施行規則別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定を行うものとする。
- 5 授業料免除の額は、原則として法律施行令第2条で定める額とする。
- 6 修学支援法に定める授業料減免について必要な事項は、別に定める。

(災害等による授業料免除)

- **第4条** 次の各号の一に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期又は翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。
 - 一 授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - 二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定により授業料免除の許可を受けようとする学生は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 4 災害等による授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(卓越した学生に対する授業料免除)

- **第5条** 学校の教育研究の活性化を図る観点等から、学習や課外活動等において卓越した成果を 修めたと認められる学生にあっては、選考機関の議を経て、校長は、授業料の免除を許可する ことができる。
- 2 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、授業料の免除実施可能額の範囲内で、授業料免除対象者数及び授業料免除額を変更することができる。
- 4 既に授業料を納付している学生に対し授業料の免除を許可する場合は、既納の授業料を返還することができる。
- 6 各学校(複数のキャンパスを置く学校においては、各キャンパス)における授業料の免除実 施可能額は、年度ごとに理事長が定める。
- 7 卓越した学生に対する授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(私費留学生に対する授業料免除)

第6条 学生のうち、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の四に定める在留資格が「留学」で、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)

で定める国費外国人留学生又は外国政府派遣留学生のいずれにも該当しない学生(以下「私費留学生」という。)のうち、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者について、理事長は授業料を免除することができる。

- 2 前項における授業料免除は、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関の議を経て、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。
- 3 前項における申請は期ごとに行う。
- 4 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 5 私費留学生に対する授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(休学による授業料免除)

- 第7条 学生が休学を許可され、次の各号の一に該当する場合は、校長は、休学当月の翌月から 復休学当月の前月までの期間(以下「休学」という。)の授業料を免除することとする。ただし、 休学開始日が月の初日である場合にあっては、休学当月から休学期間に含めることとし、休学 開始日又は復学日が後期の初日である場合にあっては、10月1日を休学開始日又は復学日とし て取り扱うことができるものとする。
 - 一 休学許可日が、授業料の納付期限の属する月の前日末日以前である場合
 - 二 授業料の徴収猶予(ただし,第21条第2項による徴収猶予は除く。)が認められている場合 合又は月割分納の許可を受けている場合
- 2 前項の授業料免除の額は、授業料年額の12分の1に相当する額(以下「月割授業料」という。) に、休学期間の月数を乗じた額とする。

(退学による授業料免除)

第8条 授業料の徴収猶予が認められている学生又は月割分納の許可を受けている学生に対し、 退学することをその願い出により許可する場合は、月割授業料に退学翌月から退学した日の属 する年度の最終月までの月数を乗じた額免除することができる。

(死亡、行方不明又は未納による除籍による授業料免除)

第9条 死亡, 行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は, 校長は当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(その他特別な事由の場合)

- **第10条** 第3条から第6条までによる授業料免除の対象とならない学生のうち、次の各号の一に 該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると選考機関が認める場合には、校長は、理 事長の承認を経て、授業料の免除を許可することができる。
 - 一 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
 - 二 在学した期間を超える等,就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり,かつ,学業優秀と認められる者
 - 三 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
 - 四 その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合
- 2 年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。
- 4 第1項各号の規定により授業料免除の許可を受けようとする学生は、校長が定める各期の期限までに、次の各号の必要書類を、校長に提出しなければならない。
 - 一 授業料免除申請書
 - 二 授業料の納付が困難である事由を認定するに足りる、学資負担者及び学生を含む世帯の所

得を証明する書類

- 三 その他校長が必要と認める,第1条各号に定める事由を認定するに足りる証明書類
- 5 その他特別な事由の場合の授業料免除について必要な事項は、別に定める。

(免除実施報告)

第11条 校長は,第3条,第4条,第5条,第7条,第8条及び第9条に定める授業料免除を許可した場合,実施状況を免除決定後速やかに理事長に報告しなければならない。

第3章 入学料の免除

(入学料免除)

- 第12条 機構における入学料免除は次に掲げるものいう。
 - 一 修学支援法に定める入学金減免
 - 二 災害等による入学料免除
 - 三 私費留学生に対する入学料免除
 - 四 死亡, 行方不明又は未納による除籍による入学料免除
 - 五 その他特別な事由の場合

(大学等における修学の支援に関する法律に定める入学金減免)

- **第13条** 法律施行令第2条で定める入学金減免対象者については、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関の議を経て、校長が許可する。
- 2 前項における対象者は、学生のうち、学科においては第4学年以上に入学する者で、過去に 修学支援法に定める入学料免除を受けたことがない者とする。
- 3 第1項の規定により入学料免除を受けようとする学生は、学校が定める期日までに各学校が 定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 4 入学料免除の額は、原則として法律施行令第2条で定める額とする。
- 5 大学等における修学の支援に関する法律に定める入学金減免について必要な事項は、別に定める。

(災害等による入学料免除)

- **第14条** 入学者であって、次の各号の一に該当する特別な事由により、入学料の納付が著しく困難であると選考機関が認める場合には、校長は理事長の承認を経て、入学料の免除を許可することができる。
 - 一 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が 風水害等の災害を受けた場合
 - 二 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
- 2 入学料免除の許可を受けようとする学生は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 3 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。
- 4 災害等による入学料免除について必要な事項は、別に定める。

(私費留学生に対する入学料免除)

- **第15条** 私費留学生のうち,経済的理由によって入学料の納付が困難であり,かつ,学業優秀と 認められる者について,理事長は入学料を免除することができる。
- 2 前項における入学料免除は、当該学生の申請に基づき、学校の選考機関の議を経て、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。
- 3 前項における申請は期ごとに行う。
- 4 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。
- 5 私費留学生に対する入学料免除について必要な事項は、別に定める

(死亡、行方不明又は未納による除籍による入学料免除)

- **第16条** 死亡, 行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は, 校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。
- 2 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者であって,入学料を納付すべき期間中に死亡, 行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は,校長は当該学生に係る未納の入 学料の全額を免除することができる。

(その他特別な事由の場合)

第17条 前3条に規定する以外に入学料を免除することが相当と認められる事由がある場合には、校長は理事長の承認を経て、入学料を免除することができる。

(免除実施報告)

第18条 校長は,第13条及び第16条に定める入学料免除を許可した場合,実施状況を免除決定後速やかに理事長に報告しなければならない。

第4章 寄宿料の免除

(災害等による寄宿料の免除)

- 第19条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。
- 2 前項の規定により免除の許可を受けようとする者は、学校が定める期日までに各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 3 災害等による寄宿料免除について必要な事項は、別に定める。

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第20条 死亡, 行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は, 校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(未決定期間内の徴収の猶予)

- **第21条** 授業料及び入学料の免除又は徴収猶予の申請に伴う許可,不許可が決定されるまでの間は,その申請に係る授業料,入学料の徴収を猶予する。
- 2 就学支援金及びその他授業料に充てることを目的とした支援金等が支給される場合の授業 料,については、その支援額が決定するまでの期間、理事長は授業料の徴収を猶予することが できる。

(授業料の徴収猶予)

- **第22条** 学生が次の各号の一に該当する場合には、学生(当該学生が行方不明の場合は当該学生に代わる者)の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。
 - 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 二 当該学生が行方不明の場合
 - 三 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
 - 四 その他やむを得ない事由があると認められる場合
- 2 前項の授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該

期分ごとに許可する。

- 3 前項における猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあって徴収 猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の末日まで猶予を許 可することができる。
- 4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする者は、学校が定める期日までに各学校 が定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 5 授業料の徴収猶予について必要な事項は、別に定める。

(授業料の月割分納)

- 第23条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合は、選考機関の議を経て、校長は授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。
- 2 前項の月割分納の取扱いは、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、学校が定める期日までに各学校 が定める申請書を校長に提出しなければならない。
- 4 授業料の月割分納について必要な事項は、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

- **第24条** 入学者が、次の各号の一に該当する場合には、学生の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、入学料の徴収の猶予を許可することができる。
 - 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者 が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合
 - 三 その他やむを得ない事由があると認められる場合
- 2 入学料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、入学料の納付期限までに、各学校が定める申請書を校長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。
- 3 前項に揚げる必要書類等のうち、既に提出したものについては再度の提出は要しない。
- 4 徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。
- 5 入学料の徴収猶予について必要な事項は、別に定める。

第6章 補則

(許可の取消)

- **第25条** 授業料免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、選考機関の議を経て、 校長はその許可を取り消すものとする。
 - 一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合
 - 二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合
- 2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。

(不許可者等の納付)

- **第26条** 授業料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、各学校が指定する 日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。
- 2 入学料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、免除の不許可又は半額

免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、各学校が指定する日 までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 第1条 この規則は、令和2年5月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 第2条 「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予に関する規則」(独立行政法人国立高等専門学校規則第109号。以下「免除規則」という。)は廃止する。ただし、令和元年度に第4学年以上(専攻科を含む。)に在籍していた学生に対し、在籍期間中(学科の学生が、卒業後に引き続き学校の専攻科に在籍する期間も含む。)においては、免除規則第4条及び第17条における規定を適用する。
- 2 前項に定める免除規則第4条を適用する場合における授業料免除の額は,第3条で定める授業料免除額より低い場合にその差額を免除する。

(2) 奨学金制度

① 日本学生支援機構の貸与型奨学金

日本学生支援機構の貸与型奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し学資として貸与(貸付)されるものです。貸与終了後に必ず返還しなければなりませんので、自覚を持って利用してください。

② その他の奨学金

日本学生支援機構のほか、地方公共団体・民間団体が行う奨学制度があり、募集については随時、本校公式Webサイト等にて案内します。奨学金によっては、学校を通さず、各団体が直接募集を行っているものもありますので、各Webサイト等で確認してください。

取扱いは奨学制度によって異なりますので,不明な点等あるときは学生支援係にご相談 ください。

(3) 高等学校等就学支援金

就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、学生の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校(第1学年~第3学年)の学生で定められた所得判定基準(年収910万円程度)未満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額9,900円(年額118,800円)が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。なお、保護者(学生の親権者)の所得に応じて就学支援金の加算または、未支給となることがあります。

(留意事項)

※就学支援金は学生本人(保護者等)が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことになります。

(4) 奨学のための給付金

平成26年4月入学生から,進学の意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう,奨学のための給付金制度が実施されることとなりました。この給付金は、高等学校等における教育費負担を軽減するために教科書費や教材費相当額等が給付されるものです。

学生が本科1~3年に在籍し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有している世帯で、保護者全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯等が給付対象となります。

申請手続きは、都道府県ごとに異なります。保護者の方が熊本県内にお住まいの場合は、 学校から郵送する書類に従い手続きを行ってください。保護者の方が熊本県外にお住まいの 場合は、学校を通さずに手続きを行う必要がございますので、お住まいの都道府県に直接お 問い合わせください。

(5) 通学証明書, 学割証

通学証明書

通学証明書を希望する学生は、通学証明書発行願を学生課学生支援係へ提出し交付を受けてください。

② 学生旅客運賃割引証

学生が、校外実習あるいは帰省等のために、鉄道等を利用して旅行しようとするときは 学校から学生旅客運賃割引証(以下「学割証」という。)の交付を受けて利用することが できます。

学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学 上の経済的負担を軽くし、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制 度ですので、使用に際しては、不正のないよう充分注意してください。

- ア. 使用目的の範囲
- (ア)休暇・所用による帰省
- (イ) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (ウ) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (エ) 就職又は進学のための受験等
- (オ) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (カ) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (キ) 保護者の旅行への随行
- イ. 学割証による割引普通乗車券は、学割証1枚につき1人1回に限って購入できます。 なお、片道100km以上に限られ、運賃の2割が割引になります。
- ウ. 使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは使用 できません。
- エ. 学割証は、次の場合無効になります。
 - (ア) 記入事項が不鮮明のとき
 - (イ) 記入事項をぬり消したり、改変してあったとき
 - (ウ) 訂正印のないとき
 - (エ) 有効期間(発行の日から3か月)を経過したとき
 - (オ) 記名人以外の者が使用したとき
- オ. 学割証で購入した割引普通乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。又、 学生証は係員の請求があるときは呈示してください。
- カ. 学割証を必要とするときは、所定の交付願を原則として3日前までに学生課学生支援 係に提出してください。

なお、見学旅行・夏季休業及び連休の場合は、交付申請期限を別に定め掲示する事があります。

(6) 施設, 設備の使用について

校内の施設,設備の使用,機械器具の取扱いについては充分注意してください。施設・設備使用は,その使用目的を考慮した上で認められますので,事前に所定の施設・設備等使用願(集会所の場合は,集会所使用願)を学生課学生支援係へ提出してください。(「学生準則第34条」・「熊本高等専門学校熊本キャンパス体育施設使用規則」「熊本高等専門学校熊本キャンパス集会所使用規則」参照のこと。)

(7) 課外活動用具の貸出について

学生が、クラブ活動・クラス単位・有志等で課外活動を行う場合のために、以下の用具が 準備されています。

なお、品物によっては、電波祭等、学校行事でしか使用を許可しないものもあります。使用を希望する学生は、課外活動用具使用願を学生課学生支援係へ提出してください。

○課外活動用物品 テント ハンドマイク 寝袋 食器類 クーラーボックス その他

(8) 学生食堂

本校には、寮の食堂のほかに通学生・教職員のために学生食堂が開設されています。

通学生並びに教職員の福利厚生施設として,できる限り安価な良い食事を提供するよう心掛けています。学生食堂については,食事の内容,価格,衛生状態等,できる限り利用者側の意見を反映させたいので,気づいた点があれば学生課学生支援係へ連絡してください。

(9) 拾得物、遺失物について

校内で金品を紛失したり拾得したりした場合は、速やかに学生課学生支援係へ届け出てください。

2. 保健衛生

(1) 保健室

学生の保健管理のため、保健室を設け、看護師が常勤し、学校内で発生した疾病、傷害に対する応急処置を行い健康に関する相談に応じています。また、心身の不調や悩みごとに対しては、保健室でインテーカーが話を聴き、学生支援室と連携して対応していきます。

(2) 健康診断

学校保健安全法に基づき、毎学年定期健康診断を実施しています。この健康診断は学生の健康状態を把握し、学生の健康管理の重要な資料とするとともに、疾病を早期に発見して予防、治療を指示し、学生生活における健康維持を図ることにあります。従って、学生はこの健康診断を必ず受けなければなりません。

(3) 健康相談

有意義な学校生活を送るためには、心身共に健康でなければなりません。そのためには常に健康意識を持ち、高専生としての自覚のもとに自己の健康管理につとめなければなりません。健康上の問題で困ったことがあったらいつでも保健室の看護師が相談に応じ、必要であれば校医に取次ぎ健康相談を受けられるよう取り計らいます。

3. 学生相談

(1) 学生支援室

学習、学校生活、課外活動、寮生活、家庭生活、人間関係、就職・進学等の問題解決の手助けのために、学生支援室があります。カウンセラーの先生と、本校の常勤教員が相談員となっています。秘密は守られますので安心して利用してください。

保健室が窓口になっていますので、受けたい時はいつでも申し出てください。

(2) ハラスメント対策

また本校では、ハラスメントについての相談に応じるため、相談員を配置していますので、 自分自身がハラスメントを受けた場合又は第三者としてハラスメントの事実を知りえた場合 には、もっとも相談しやすい人に相談してください。

ハラスメントには主に次のようなものがあります。

① セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動及び関係者が教職員又は学生等を不快にさせる性的な言動。

② アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う 研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動。

③ パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不 適切な言動。

相談員は相談者の悩みを親身に聞いて、今後とるべき方法について、または相談者が自分

で意志決定をするために必要な相談に応じます。

相談は、面談だけでなく、手紙、電話、Eメールなどでも受け付けます。

相談員は、相談者の名誉やプライバシーを厳格に守りますので、安心して相談してください。

<令和5年度ハラスメント相談員>

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス
学生支援室室長	高 木 朝 子	242-6038	t-takaki@kumamoto-nct.ac.jp
学生支援室	楠 元 実 子	242-6021	kusumoto@kumamoto-nct.ac.jp
人権委員会	工藤友裕	242-6024	kudou@kumamoto-nct.ac.jp

4. 日本スポーツ振興センター

本校は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入していますので,学校の管理下における負傷,疾病,障害又は死亡に対して給付金を受けることができます。

学校の管理下において負傷,疾病等が発生した場合は,直ちに学生課学生支援係に届け出るとともに,給付金申請に必要な書類を保健室に提出してください。申請が遅れると請求できなくなる場合があります。給付金の対象となる災害の範囲等については,本校Webサイトで参照してください。

5. 学生教育研究災害傷害保険

本校では、学生の皆さんが安心して教育研究活動ができるように学生教育研究災害傷害 保険(略称:学研災)及び学研災付帯賠償責任保険に加入しています。

この保険は、学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行い、教育研究活動の充実に資するための互助共済的な傷害保険です。

補償の対象となる事故の範囲等については、配布した「加入のしおり」を確認してください。保険が適用されると考えられる事故が発生した場合は、直ちに学生課学生支援係に事故発生の日時、場所、状況、傷害の程度を連絡してください。保険金請求に必要な書類をお渡ししますので、ご自身(未成年の場合は原則として親権者)で所定の期限内に請求してください。

6. 学生会

(1) 目的及び組織

学生会は、学校の教育指導方針に基づき、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、教育目的の達成に資することを目的としており、学生全員(専攻科生を除く。)を もって組織されています。

学生会は、選出された学生会長を頂点に、副会長、会計、庶務、書記等の執行部員を置き、 課外活動の中心となっています。 学生会には総会,評議委員会,執行委員会のもとに文化局,体育局が設けられています。 学生はいずれかの部(同好会)に参加して,友人や先輩とともに学業を離れた縦の交りのなかで,苦しみ,楽しみながらスポーツを通じて体得したルール尊重,チームワーク,フェアプレーの精神又は頑張りの根性,文化活動で得られる豊かな知識を身につけてください。 (「学生会規約」参照のこと。)

(2) 学生会組織及びクラブ一覧 次ページの図参照。

(3) 高専大会

スポーツ実践の機会を与え、技能の向上を図り心身共に健康な学生の育成と、更に高専相 互間の親睦を図るために行われるものです。

① 九州沖縄地区国立高専体育大会

九州沖縄地区の国立高専を3ブロックに分け、輪番制でその主管校及び担当校の地域で、種目分散により毎年7月に大会が開催されます。種目は、陸上競技・ソフトテニス・バドミントン・水泳・ハンドボール・硬式野球・バスケットボール・卓球・剣道・サッカー・柔道・バレーボール・テニスと、秋にラグビー大会があります。

② 全国高専体育大会

全国8地区より選ばれたチーム及び個人が参加して開催されます。夏季大会は、陸上競技・バスケットボール・バレーボール・ソフトテニス・卓球・柔道・剣道・硬式野球・サッカー・ハンドボール・テニス・バドミントン・水泳があり、冬季にはラグビー大会があります。

(4) その他の大会

その他の大会として、九州沖縄地区高専弓道大会・九州沖縄地区国立高専英語プレゼン テーションコンテスト・ロボットコンテスト・プログラミングコンテスト・NHK放送コンテストなどがあります。

7. 就職, 進学

(1) 就職について

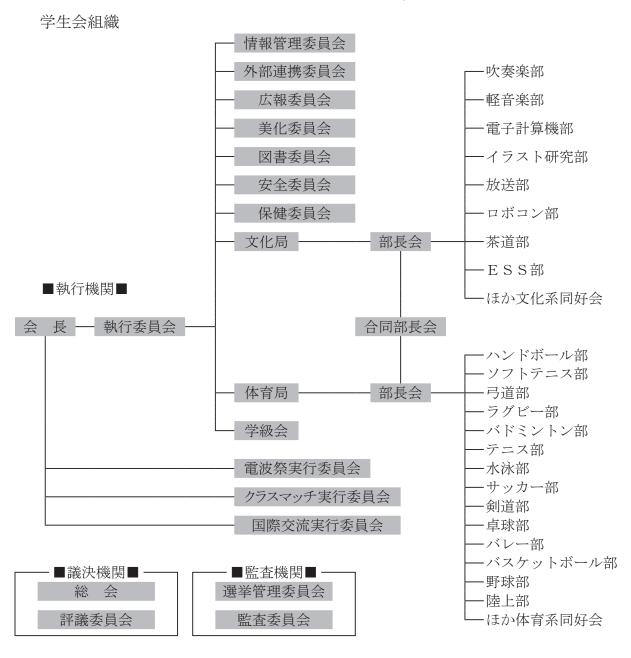
就職は学生生活最後を飾る最大の関心事だと思います。本キャンパスにおいては、多くの 卒業生が社会の各分野で広く活躍しています。

社会では、近年就職状況が大変厳しくなっていますが、本キャンパスでは民間の企業を希望する学生のほぼ100%が就職を決定しています。自分に合った職種が何なのかを早めに決め、第1希望の企業等に就職できるよう頑張ってください。

(2) 進学について

卒業後更に勉学を志し、本校専攻科に進学する者や大学の工学部等に編入する学生もいます。また、進学を希望する高専卒業生を対象に設置された大学で、長岡技術科学大学(新潟県)と豊橋技術科学大学(愛知県)の両校があり、高専から多くの編入学を受け入れています。

熊本キャンパス学生会組織及びクラブ一覧



- 8. 学生生活に関する諸規則
- (1) 熊本高等専門学校学生の懲戒に関する規則

平成22年4月1日制定 平成31年2月20日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第54条の規定に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の確認)

第2条 学生主事は、懲戒に相当すると思われる学生の行為(以下「事案」という。)を知ったときは、直ちに校長に報告するとともに、当該事案について、調査及び事実の確認に当たるものとする。

(事情の聴取等)

- 第3条 学生主事は、調査に当たり、当該学生に対し、事情の聴取を行うものとする。
- 2 前項の事情の聴取に当たっては、当該学生が弁明する機会を与えるものとする。 (学生委員会審議)
- **第4条** 学生主事は、調査結果に基づき、学生委員会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を校長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

- 第5条 校長は、学生主事の報告に基づき、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。
- 2 前項の懲戒の種類及び程度の決定に当たっては、必要に応じ、企画運営会議の議を経るものとする。

(懲戒処分書の交付)

- 第6条 学生主事は、校長の命により、当該学生に対し懲戒処分書を交付するものとする。 (雑則)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、懲戒の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附即

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校熊本キャンパス台風・大雨等に伴う授業の取扱いに関する申合せ

教務委員会 平成22年6月3日 制定 令和4年1月20日 一部改正 令和4年7月6日 一部改正

- 1. この申合せは、台風襲来や大雨時における熊本高等専門学校熊本キャンパスの授業の取扱いを 定め、よって学生の登校及び下校時の事故発生を未然に防ぐことを目的とする。
- 2. この申合せにおいて「本キャンパス周辺地域」とは、次の区域をいう。

一次細分区域	二次細分区域	
	熊本市	熊本市
	山鹿菊池	合志市, 山鹿市, 菊池市, 菊陽町, 大津町
熊本地方	荒尾玉名	荒尾市, 玉名市, 玉東町, 和水町, 南関町, 長州町
	上益城	西原村,御船町,嘉島町,益城町,甲佐町,山都町
	宇城八代	八代市,宇土市,宇城市,美里町,氷川町

- 3. 本キャンパス周辺地域に台風が接近又は襲来した場合は、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 午前6時に、本キャンパス周辺地域に暴風警報が発令されている場合、当日の授業は遠隔で実施する。ただし、遠隔で実施できない場合は休講とする。
- (2) 授業開始後、本キャンパス周辺地域に暴風警報が発令された場合、以降の授業を休講とし、学生の安全に配慮して下校あるいは校内待機を促す。
- (3) 上記 (1), (2)の規定にかかわらず、授業が困難であると教務主事が判断したときは学生課長と協議の上、校長の了承を得て授業の休講等の措置をとることができる。
- 4. 本キャンパス周辺地域において大雨・洪水その他の自然災害や人為的な危険が生じ、平常の授業を行うことができないと教務主事が判断したときは学生課長と協議の上、校長の了承を得て授業の休講等の措置をとることができる。
- 5. 公共交通機関の運休・道路状況,その他登下校の困難や危険によりやむを得ず学生が授業を欠 席等(遅刻・早退を含む)した場合は、その学生の願出により公欠(校長が特に承認した場合)として取り扱うことができる。その場合、平常評価などの点で学生に不利益が生じないように特に考慮するものとする。
- 6. 本キャンパス周辺地域以外に居住する学生については、その居住する市町村において、午前6時に暴風警報が発令されていた場合、5. と同様の扱いとする。

附則

この申合せは、平成22年6月3日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

附則

この申合せは、令和4年7月6日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

(3) 熊本高等専門学校熊本キャンパス体育施設使用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本キャンパス(以下「本キャンパス」という。)の体育施設の使用(授業及び学校行事に使用する場合を除く。)については、他の法令又は特別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(体育施設)

- 第2条 この規則で、体育施設とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 体育館
 - (2) 武道場
 - (3) 運動場
 - (4) 野球場
 - (5) 球技コート
 - (6) プール
 - (7) トレーニングルーム

(使用の範囲)

- 第3条 体育施設は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。
 - (1) 学生会体育局所属の部及び同好会の活動に使用する場合
 - (2) 熊本高等専門学校(以下「本校」という。)の学生又は教職員がスポーツ活動に使用する場合
- (3) その他本校の学生又は教職員の行う行事等で、校長が適当と認めたもの。
- 2 前項に定めるもののほか、本校以外の者が、スポーツ活動に使用する場合に、その使用を許可することがある。

(使用時間)

- 第4条 体育施設の使用時間は、次のとおりとする。
- (1)授業実施日
- 8時30分から19時まで
- (2) 授業が実施されない日 8時30分から17時まで
- 2 特別な事情がある場合に限り、校長の承認を得て、前項に定める時間以外の時間に使用することができる。

(使用手続)

- 第5条 体育施設の使用手続については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 学生が、体育施設を使用しようとするとき(次号のときは除く。)には、熊本高等専門学校学生準則第34条に定める施設・設備等使用願(学生準則別紙第19号様式)を、使用予定日の一週間前までに学生課に提出しなければならない。ただし、学生が同準則第30条による集会等で本キャンパスの体育施設を使用する場合は、その承認をもって使用の許可があったものとみなす。
 - (2) 学生会体育局所属の部又は同好会が、体育施設を日常練習活動に使用しようとするときには、夏季及び冬季ごとにその使用を開始する月の前月の末日までに、次に掲げる事項を記載した体育施設の使用計画書を作成し、クラブ顧問等の承認を得て、学生課へ提出するものとする。
 - ア 部又は同好会名
 - イ 部又は同好会の代表者氏名,学科及び学年
 - ウ 使用する体育施設名
 - 工 使用目的

- 才 使用期間
- カ 使用時間
- キ クラブ顧問氏名及び確認印
- (3) 教職員の手続は、第1号の規定を準用する。この場合、施設・設備等使用願中「学科 年 組 号・専攻 年」とあるのは、「所属職名」に読み替える。

(使用の調整)

第6条 体育施設の使用が競合する場合は、学生課長がその調整を行う。

(使用の承認)

第7条 体育施設の使用の承認は、校長が行う。

(使用の取止め又は変更)

第8条 体育施設の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、その使用を取り止め又は使用内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を学生課に申し出て、その手続を取らなければならない。

(使用上の注意)

- 第9条 使用者は、この規則及び別に定める使用心得を遵守しなければならない。
- 2 使用者は、施設・設備等を滅失又は汚損した場合は、必ず学生課に届け出なければならない。 (損害賠償)
- **第10条** 使用者は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その 損害を賠償しなければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 校長は、体育施設を校務のために使用する必要が生じた場合は、承認した体育施設の使用を取り消すことがある。

(使用の禁止)

第12条 校長は、体育施設の使用者に、この規則又は使用心得に反する行為があった場合は、体育施設の使用を禁止することがある。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、昭和56年1月27日から施行する。
- 2 熊本電波工業高等専門学校運動場使用規定(昭和48年4月1日施行),熊本電波工業高等専門学校体育館使用規定(昭和48年4月1日施行)及び熊本電波工業高等専門学校プール使用規定(昭和49年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成2年7月16日から施行する。

附即

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 熊本高等専門学校熊本キャンパス福利施設(くぬぎ会館)使用規則

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校熊本キャンパス(以下「本キャンパス」という。)福利施設(以下「施設」という。)の使用については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 施設は、熊本高等専門学校(以下「本校」という。)の学生及び教職員の福利厚生を図るとともに、学生の課外活動の発展を促進することを目的とする。

(管理運営)

- 第3条 施設の管理運営は校長が行う。
- 2 施設の管理運営に関する必要事項は、学生委員会において審議する。
- 3 施設の管理運営に関する事務は学生課が行う。

(使用の範囲)

- **第4条** 施設を使用できる者は、本校の学生及び教職員並びに校長が特に認めた者とし、次の各号に掲げる場合に使用することができる。
 - (1) 学校行事
 - (2) 学生の課外活動
 - (3) 学生及び教職員の研修・会議
 - (4) その他校長が特に必要と認める場合

(使用時間及び休館日)

- **第5条** 施設の使用時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 開館時間 8時30分から19時まで
- (2)休館日 土曜日,日曜日,国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始 (12月29日から翌年の1月3日まで)
- 2 売店、食堂の営業時間及び休業日については、校長が別に定める。

(使用の手続)

第6条 施設を使用しようとする者は、使用予定日の3日前までに別紙様式の福利施設使用許可願を学生課へ提出し、校長の許可を受けなければならない。

(使用者の義務)

- 第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用許可を受けた目的以外には使用しないこと。
 - (2) 使用時間を厳守すること。
 - (3) 施設の清潔、整頓に留意し、設備及び備品等を無断で所定の場所から移動させないこと。
 - (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
 - (5) 使用後は、清掃、施錠、消灯、火気の後始末を厳重に行うこと。
 - (6) その他使用に際しては、係員の指示に従うこと。

(使用許可の取り消し)

第8条 使用者がこの規則に違反したとき、又は施設の管理運営上支障があると認められるときは、使用の許可を取り消すことがある。

(損害賠償)

第9条 使用者は、故意又は過失により、施設設備若しくは備品を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(5) 熊本高等専門学校熊本キャンパス集会所使用規則

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校熊本キャンパス(以下「本キャンパス」という。)集会所(以下「集会所」という。)の使用については、この規則の定めるところによる。

(使用目的)

- 第2条 集会所は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。
 - (1) 熊本高等専門学校(以下「本校」という。) 教職員の会議又は合宿研修等
- (2) 本校学生の会議又は合宿研修等
- (3) その他校長が特に必要と認める場合

(使用期間等)

- **第3条** 集会所の使用期間等は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、特別の事情がある場合には、校長は、その使用期間等を変更することができる。
 - (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで
 - (2) 使用時間 午前9時から午後10時まで(ただし、合宿研修及び宿泊の場合は除く。) (使用の申込み及び許可)
- **第4条** 集会所を使用しようとする者は、原則として、使用予定日の7日前までに、別紙様式の 集会所使用願に必要事項を記入の上、学生課に提出し、校長の許可を受けなければならない。 (使用の変更等)
- **第5条** 集会所の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、集会所の使用の取消し又は使用内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を学生課に申出なければならない。 (使用者の義務)
- **第6条** 使用者は、別に定める「使用心得」を遵守するほか、学生課の指示に従わなければならない。
- 第7条 使用者は、次の各号に定める場合には、学生課にその旨を報告しなければならない。
 - (1) 集会所の使用開始及び終了のとき。
 - (2) 集会所の設備等を滅失又はき損したとき。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により集会所の施設・設備等を滅失又はき損したときは、 その損害を賠償しなければならない。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(6) 熊本高等専門学校熊本キャンパス集会所使用心得

集会所の使用に当たっては、使用規則に定めるもののほか、下記事項に十分留意すること。

- 1 使用者は、学生課から鍵を受取り、使用が終了したときは、鍵を学生課へ返却すること。なお、終了時間が執務時間を過ぎたときは、警備員室へ鍵を返却すること。鍵を受け取った警備員は、翌日(翌日が休日の場合には、直近の勤務日)に学生課へ鍵を返却すること。
- 2 集会所の使用期間等は、次のとおりとする。
- (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで
- (2) 使用時間 午前9時から午後10時まで(ただし合宿研修及び宿泊の場合は除く。)
- 3 使用上の注意
- (1) 設備, 備品類は丁寧に取扱い, 外部へ持ち出さないこと。
- (2) 使用後は責任をもって食器等を洗って所定の場所に納め、部屋の後片付けを行い、火気の始末及び戸締りの確認を厳重に行うこと。
- (3) 使用者は、集会所の施設、設備、備品類を滅失又はき損したときは、学生課に申し出ること。その事由によっては、その損害を弁償しなければならない。
- (4) 私物を持ち込んだ場合は、使用後直ちに持ち帰ること。
- 4 施設を学生が使用する場合には、指導教員が学生の指導・監督に当たるものとする。また、 合宿及び宿泊をする場合は、必ず指導教員が宿泊し、学生の指導・監督に当たるものとする。
- 5 使用者は、この使用心得のほか、学生課の指示に従うこと。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(7) 熊本高等専門学校熊本キャンパス部室使用内規

- 1 熊本キャンパスの部室の使用は、各部(同好会を含む。)の学生及び顧問とし、部外者を入室させてはならない。
- 2 部室の割当は、顧問会議に諮り、校長が決定する。
- 3 部室の使用許可の期間は、各年度単位とする。
- 4 部室の使用時間は、次のとおりとする。

授業実施日 19時まで

授業が実施されない日 17時まで

ただし、上記の時間を超えて使用するときは、施設・設備等使用願(学生準則第19号様式) を学生課へ提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 5 部室の管理責任者は、学生主事補(学生会担当)とし、各部室の使用責任者は、顧問とする。
- 6 使用者は、次の事項を守ること。
- (1) 諸施設、器具、器材を大切にすること。
- (2) 常に清掃を行い、整理整頓に努め、施錠に心がけること。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 無断で電気製品や器具等を持ち込まないこと。
- (5) やむを得ず許可時間を延長して使用する場合は、顧問に願い出、警備員に届け出ること。
- 7 使用者は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を 賠償しなければならない。

附則

- 1 この内規は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 熊本電波工業高等専門学校体育器具庫(クラブ室)使用規定(昭和48年4月1日)は,廃 止する。

附則

この内規は、平成2年7月16日から施行する。

附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

(8) 自動車通学許可に関する内規

熊本高等専門学校熊本キャンパス学生心得8 (4) のただし書きに基づく自動車通学許可の 許可条件及び申請手続き等は次によるものとする。

1. 許可条件

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 自動車の持つ特質(覆いがある、荷物が運べる等)を生かすことが必要と判断できる相当の理由があること。(4年生以上を対象とする。)

(例示)

- ① 身体的事由により公共交通機関・自転車・バイク通学が困難な者
- ② 家族の通院支援や介護を行う必要性がある者
- (2) 過去において重大な交通事故や違反をしていないこと。
- (3) 任意の自動車損害保険(対人・対物無制限)に加入すること。

2. 申請手続き及び許可

- (1) 許可条件に該当し、自動車による通学許可を希望する者は、次の書類を添付して、臨時車両乗り入れ許可願を学生支援係に提出する。
 - ア. 前項(1)の自動車通学が必要な理由を詳細に記述した書類(様式任意)
 - イ. 運転免許証の写し
 - ウ. 車両検査書の写し
 - エ. 自動車任意保険証の写し
- (2) 学生から臨時車両乗り入れ許可願の提出があった時は、直ちに学生委員会で審査し、条件を満たしていることを確認したうえで、学生主事は臨時車両乗り入れ許可証を発行する。
- (3) 許可期限は、原則として当該年度の3月31日までとする。

3. 遵守事項等

- (1) 自動車通学を許可された者は次の行為をしてはならない。
 - ア. 相乗りして通学すること。
 - イ. 暴走行為を行うこと。
 - ウ. 学校周辺に路上駐車等をすること。
 - エ. 自動車を他の学生に使用させること。
 - オ. 整備不良車・改造車で通学すること。
 - カ. 事前に届け出ることなく、通学許可車以外の自動車で通学すること。
- (2) 上記の行為が判明した場合は、通学許可を取り消す。
- (3) 明らかな加害行為や飲酒等の危険運転があったときは、許可を取り消し、処分に付す。

4. その他

自動車通学に関して疑義がある場合は、学生委員会で審議する。

附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

(9) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会と称する。

(目的)

第2条 本会は学校の教育指導方針に基づき、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、教育目的の達成に資することを目的とする。

(目標)

- 第3条 学生は前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。
 - (1) 学生生活を楽しく豊かで規律の正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養をつちかい、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに、社会人としての資質を向上させる。
- **第4条** 本会が活動を行うにあたっては、法令及び学則その他学校の定める諸規則に違反することなく、また学校の秩序を乱すようなことがあってはならない。

(会員)

第5条 本会は、熊本高等専門学校熊本キャンパスの学生会員(「専攻科生を除く。」以下同じ。)をもって構成され、学生は、入学と同時に本会の会員となる。

(会員の権利)

- 第6条 本会の会員は次の権利を有する。
- (1) 本会の運営と活動に参加すること。
- (2) 各機関の役員の選挙権と被選挙権
- (3) 本会の各機関の記録文書を閲読し、会議を傍聴すること。

(会員の義務)

- 第7条 本会の会員は、次の義務を負う。
- (1) 会費を納入すること。
- (2) 各機関の決定に従うこと。

第2章 組織

- 第8条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 書記 若干名
- (6)情報管理委員長 1名
- (7) 外部連携委員長 1名
- (8) 広報委員長 1名
- (9) 美化委員長 1名
- (10) 安全委員長 1名
- (11) 図書委員長 1名

- (12) 保健委員長 1名
- (13) 体育局長 1名
- (14) 文化局長 1名
- 2 会長は、会員の直接選挙により選出される。
- 3 会長は、当選の日より10日以内に副会長、各役職及び各機関の長を任命しなければならない。 各機関の長の選出は評議委員の同意を得て、会長が会員の中から選任する。ただし、公募する 場合は会員に対してその旨を周知しなければならない。
- 4 役員は、それぞれ次の任務を行う。
- (1) 会長は、本会を代表し、その会務を総括するとともに執行委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長の補佐を務め、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指命する副会長がその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の経理一般を処理する。
- (4) 庶務は、一般事務及びその他雑務にあたる。
- (5) 書記は、各種会議を記録し、その保持にあたる。
- 5 役員の任期は、第10条の執行委員の任期とする。
- 第9条 本会に、次の機関を置く。
 - (1) 議決機関
 - ア総会
 - イ 評議委員会
 - (2) 執行機関
 - ア 執行委員会
 - イ 情報管理委員会
 - ウ 外部連携委員会
 - 工 広報委員会
 - 才 美化委員会
 - カ図書委員会
 - キ 安全委員会
 - ク 保健委員会
 - ケ 局及び部
 - コ 学級会
 - (3) 選挙管理委員会
 - (4) 監査委員会

(任期)

- 第10条 本会の各機関の委員等の任期を次のように定める。
 - (1)執行委員の任期は、1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。
 - (2) 情報管理委員,外部連携委員,広報委員,美化委員,図書委員,保健委員,安全委員,部長, 評議委員,学級委員(庶務及び副庶務),選挙管理委員及び監査委員の任期は,4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし,再任は妨げない。
- 2 委員等に欠員が生じた場合は、直ちにこれを補充しなければならない。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第11条 各会合は別に定める場合を除き、所属会員の3分の2以上の出席をもって成立する。会員から提出された委任状は、出席者数に含めないものとする。

第3章 議決機関

第1節 総会

- 第12条 総会は本会の最高議決機関であり、会員はこれに出席しなければならない。
- 2 総会の議長は、評議委員会の議長があたる。
- 3 副議長は総会の議長が評議委員の中から指名する。
- 4 書記は、評議委員会の書記が兼ねる。
- **第13条** 総会は年1回以上開く。ただし、次の各号に掲げる場合には、臨時に総会を開かなければならない。
- (1) 評議委員会から要請があったとき。
- (2) 会長が必要と認めたとき。
- (3) 評議委員の3分の1以上の要請があるとき。
- (4) 休学者を除く在籍学生総数の4分の1以上の署名による要請があったとき。

(開会・審議・議決)

- 第14条 総会は、休学者を除く全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 総会における議決は別に定める場合を除き、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議・議決する。
- (1) 規約の改廃の承認
- (2) 予算及び決算に関する報告又は承認
- (3) 評議委員会及び執行委員会の解散
- (4) 臨時総会に提出された事項
- 4 議決事項は、会長が直ちにこれを公示し、その期間を3日以上とする。 (招集)
- 第15条 総会は、会長がこれを招集する。
- 2 総会の招集期日・会場・議題の公示は、原則として開会日3日以前までに行わなければならない。

第2節 評議委員会

(地位)

第16条 評議委員会は、総会の代行議決機関として、本会の運営に関する事項を審議・議決する。

(構成)

- 第17条 評議委員会は、各学級より選出された2名の評議委員をもって構成する。
- 2 評議委員会には、議長・副議長及び書記各1名を置く。議長及び副議長の選出は、評議委員 の互選とする。
- 3 評議委員会の書記は、議長が評議委員会の同意を得て、評議委員以外の者から指名する。
- 4 議長及び副議長に選ばれた学級は、新たに評議委員を選出しなければならない。 (任務)
- 第18条 評議委員会は、次の各号に掲げる事項について審議・議決する。
 - (1) 学級から提出された事項
- (2) 執行委員会から提出された事項
- (3) 局から提出された事項
- (4) 選挙管理委員会から提出された事項
- (5)予算案及び決算

- (6) 監査委員会から提出された事項
- (7)総会に提出する事項
- (8) 学校に対する要望事項
- (9) その他必要と認められる事項

(招集)

- **第19条** 評議委員会は議長がこれを招集する。ただし、評議委員改選後の最初の評議委員会は 会長がこれを招集する。
- 2 評議委員会の議長は、次の場合委員会を開かなければならない。
- (1) 執行委員会から要請がある場合
- (2) 評議委員の5分の1以上の要請があった場合
- (3) その他議長が必要と認めた場合
- 3 議長は、原則として評議委員会の開会日の前日までに評議委員に対して、期日、会場及び議 題を公示しなければならない。

(議決)

- 第20条 評議委員会の議決は、出席委員の過半数の同意をもって成立する。
- 2 議長及び副議長は、評議委員会の議決に加わらないものとする。ただし、可否同数の場合に は、議長がこれを決する。
- 3 議長が重要と認めた事項については、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 4 議決事項は議長が直ちにこれを公示し、その期間を3日以上とする。 (解散・辞任)
- **第21条** 評議委員会の解散は、全評議委員の同意がある場合又は総会において不信任が成立した場合に行われる。
- 2 評議委員が辞任をしようとするときは、その属する学級の同意を経て、評議委員会の承認を得なければならない。

(権限)

- **第22条** 執行委員会が解散した場合は、評議委員会は次の執行委員会の成立まで執行委員会の 事務を代行する。なお、この代行事務は、次の執行委員会成立後最初の総会において承認を受 けなければならない。
- 2 評議委員会は、部活動が第56条第1項に該当すると認めた場合その部の予算を凍結、又は 回収することができる。回収した予算額は予備費に繰り入れる。
- **第23条** 評議委員会は執行委員会と意見の一致を見ないときは、改めて学級会など幅広い会員 の意見を聴取して、その可否を決めなければならない。
- 第24条 議長は、議題の審議にあたって執行委員の出席を求めなければならない。
- 2 議長は、必要あるときは参考人の出席を求めることができる。

第4章 執行機関

第1節 執行委員会

(地位)

第25条 執行委員会は、本会の最高執行機関とする。

(構成)

第26条 執行委員会は、本規約第8条の役員をもって構成する。 (任務)

- 第27条 執行委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1)総会及び評議委員会への提出議案の作成

- (2) 予算案の作成及び決算の報告
- (3) 部及び同好会の存廃に関する提案
- (4) 行事の主宰
- (5) 会計の管理
- (6) 事業計画及び事業経過の報告
- (7) 評議委員会に出席して、その分掌に応じて提案・説明・答弁、ただし、議決権は有しない。 (解散・辞任)
- **第28条** 執行委員会は、信任案が否決されたとき又は不信任案が可決されたときは解散しなければならない。
- 2 会長の罷免が成立した場合は、執行委員会は解散される。
- 3 会長が辞任を表明し、評議委員会がこれを承認した場合は、執行委員会は解散される。
- 4 会長以外の執行委員が辞任しようとするときは、会長の承認を得なければならない。
- 5 会長以外の執行委員の罷免が成立した場合は、その委員のみが辞任する。 (特別委員会の設置)
- 第29条 執行委員会は、評議委員会の同意を得て、特別委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会は、執行委員の出席を求めなければならない。
- 3 特別委員会の委員長は、委員の互選とする。
- 4 特別委員会の議決事項の執行にあたっては、必要により評議委員会又は総会の承認を得なければならない。

第2節 情報管理委員会

(設置)

第30条 本会が保有する情報資産を管理し、学生生活に役立つ情報サービスを提供するために、情報管理委員会を置く。

(構成)

- 第31条 情報管理委員会は、委員長が会員から選出した情報管理委員で構成する。
- 2 委員会に、委員長1名を置く。

(選任)

- 第32条 委員長は、会長が評議委員会の同意を得て、会員のうちから選任する。
- 2 委員長は、情報管理委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 3 委員は、委員長が評議委員会の同意を得て、会員から選任する。 (任務)
- 第33条 情報管理委員会は、次の任務を行う。
 - (1) 情報管理委員会が保有する情報資産の管理に関すること。
 - (2) 学生ポータルサイトの運営に関すること。
 - (3) 他執行機関からの要請による仮想マシンの使用申請及び管理の代行に関すること。
 - (4) その他学生会の情報管理に関すること。

第3節 外部連携委員会

(設置)

- **第34条** 外部の諸団体、組織との交流や連携を促進するために、外部連携委員会を置く。 (構成)
- 第35条 外部連携委員会は、各学級より1名ずつ選出された外部連携委員で構成する。
- 2 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 3 委員長及び副委員長は、会長が評議委員会の同意を得て、会員のうちから選任する。
- 4 委員長は、外部連携委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。 (任務)
- 第36条 外部連携委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。
- (1) 八代キャンパスとの交流事業に関すること。
- (2) 他の高専との交流行事に関すること。
- (3) 高等教育コンソーシアム熊本に関すること。
- (4) その他学外との交流,連携に関すること。

第4節 広報委員会

(設置)

- **第37条** 学生会または学校内の活動を学生または学外に報知するために、広報委員会を置く。 (構成)
- **第38条** 広報委員会は、各学級より1名ずつ選出された委員、または委員長が会員から選出した広報委員で構成する。
- 2 委員会に,委員長1名と副委員長1名を置く。 (選任)
- 第39条 委員長及び副委員長は、会長が評議委員会の同意を得て、会員のうちから選任する。
- 2 委員長は、広報委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。
- 4 委員は、委員長が評議委員会の同意を得て、会員から選任する。 (任務)
- 第40条 広報委員会は、次の任務を行う。
- (1) 広報紙の発行に関すること。
- (2) 学生会行事における広報活動全般を補佐すること。
- (3) 学生会や学校内の活動を学内外へ広報すること。
- (4) その他広報に関すること。

第5節 美化委員会

(設置)

第41条 学生の美化に関する意識を高め、校内美化を進めることを目的とし、美化委員会を置く。

(構成)

- 第42条 美化委員会は、各学級より3名ずつ選出された美化委員で構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、会長が評議委員会の同意を得て、会員のうちから選任する。
- 3 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 4 委員長は、美化委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。 (任務)
- 第43条 美化委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。
- (1) 学生の校内清掃に関する指導を行うこと。
- (2) 学校周辺の清掃奉仕に関すること。
- (3) 清掃用具の点検に関すること。

(4) その他美化活動に関すること。

第6節 図書委員会

(設置)

第44条 図書館と学生との連絡を密にし、学生の図書館についての関心を高め、読書生活の習慣化の育成を目的とするため、図書委員会を置く。

(構成)

- 第45条 図書委員会は、各学級より1名ずつ選出された図書委員で構成する。
- 2 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、会長が評議委員会の同意を得て、会員のうちから選任する。
- 4 委員長は、図書委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。 (任務)
- 第46条 図書委員は、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 学生の購入希望図書の取りまとめに関すること。
- (2) 図書館だよりの編集に参加すること。
- (3) その他図書館利用に関すること。

第7節 安全委員会

(設置)

第47条 学生の安全衛生に対する意識の向上を図り、交通マナーを改善するため、安全委員会を置く。

(構成)

- 第48条 安全委員会は、各学級より2名ずつ選出された安全委員で構成する。
- 2 委員長及び副委員長は、会長が評議委員会の同意を得て、会員のうちから選任する。
- 3 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 4 委員長は、安全衛生委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。 (任務)
- 第49条 安全委員は、次の各号に掲げる任務を行う。
- (1) 登下校時における学校周辺での通学者に対する安全呼びかけに関すること。
- (2) 委員会主催の安全講習会及び講演会の実施に関すること。
- (3) 学生の保健衛生に対する呼びかけに関すること。

第8節 保健委員会

(設置)

第50条 保健室と学生との連絡を密にし、学生の健康についての関心を高め、健康的な学生生活の実践を目的とするため、保健委員会を置く。

(構成)

- 第51条 保健委員会は、各学級より1名ずつ選出された保健委員で構成する。
- 2 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、会長が評議委員会の同意を得て、会員のうちから選任する。
- 4 委員長は、保健委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。

(任務)

- 第52条 保健委員は、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 学生の健康生活に関すること。
- (2) 保健室だよりの編集に参加すること。
- (3) その他保健室利用に関すること。

第9節 局及び部

- 第53条 健全な趣味・豊かな教養をつちかい、集団協力の態度を育成するため、局及び部の活 動を行う。
- **第54条** 会員はその自由意志に基づいて、いずれかの部に入部できる。
- 2 部及び同好会への加入は、2部以内とする。
- 第55条 局はこれを分けて文化局及び体育局の2局とし、両局には別に定める部を置く。 (局の構成)
- 第56条 両局にそれぞれ局長1名,副局長1名を置く。
- 2 局長は局の最高責任者であり、各部を統括するとともに必要に応じ評議委員会及び執行委員 会に出席して意見を述べることができる。
- 3 両部長は局及び部の学生会顧問と密接な接触を保つとともに、それぞれの部長会を主宰する ものとする。
- 4 副局長は局長を補佐し、局長に事故あるときはその任務を代行する。 (部長会)
- **第57条** 各局にはそれぞれ部長会を置き、その局の部長をもって構成する。
- 2 局長は部長以外から部長会の書記1名を指名し、部長会の承認を得なければならない。 (招集)
- 第58条 部長会は次の場合局長がこれを招集する。ただし、部長改選後最初の部長会は会長が これを招集する。
 - (1) その局の部長の3分の1以上の要請ある場合
 - (2) 評議委員会又は執行委員会からの要請ある場合
- (3) 監査委員からの要請ある場合
- (4) その他局長が必要と認めた場合
- 2 部長会には執行委員の出席を求めなければならない。 (任務)

- 第59条 部長会は、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 部間の連絡
 - (2) 評議委員会及び執行委員会への要望事項の決議
- (3) 予算に関する各部間の調整
- (4) その他局及び部に関すること

(合同部長会)

- 第60条 両局間の調整連絡のため、両局合同部長会を開くことができる。
- 2 この場合の議長は、両局長より選出するものとする。 (部の組織)
- 第61条 部には部長1名、副部長1名及び会計1名を置き、部員の互選とする。
- 2 部長は部の最高責任者であり、部の学生会顧問と密接な接触を保って部を統括する。
- 3 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その任務を代行する。
- 4 会計は部の経理にあたる。

(活動・義務)

- 第62条 部はその活動にあたって、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
 - (1) 部は学生会顧問の指導助言の下に自発的にその活動を行う。
 - (2) 経理その他の事務的事項については、執行委員会の監督を受ける。
 - (3) 部には部員名簿・備品簿・出納簿・活動記録簿を各1部ずつ常備する。
 - (4) 部はクラブ室の使用について体育局の内規に従い、それぞれの備品を管理する義務と責任を負う。
 - (5) 部は学年の初期及び末期において帳簿書類を会長の指示する期日までに、執行委員会に提出しなければならない。
 - (6) 部長は部員に異動を生じた場合には、すみやかにこれを局長に報告しなければならない。 (廃部その他)
- **第63条** 部が次の各号に掲げる事項に該当した場合は、本規約の手続きによって、部の予算の 凍結又は廃部の措置を受けることがある。
 - (1) 部が本会の目的に反しその義務を怠った場合
 - (2) 部員が3名以下になった場合
 - (3) 体育局の内規に従い、活動が著しく不活発であると明らかに認められた場合
- (4) その他正当と認められる理由のある場合
- 2 前項により廃部の措置をとる場合は、執行委員会は、局及び部に関する内規に従い評議委員 会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

(同好会)

- 第64条 本会には部に準ずるものとして、同好会を置くことができる。
- 第65条 同好会は本会の目的に合致し、かつ本規約を遵守しなければならない。
- 2 同好会を結成する場合は、執行委員会に結成願を提出し、その後半年間程度の活動結果を評 議委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 同好会は、その経費の一部について本会からの援助を希望する場合は、執行委員会に申請しなければならない。
- **第66条** 同好会の代表はそれぞれ関連ある部長会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(昇格等)

- **第67条** 同好会は次の各号に該当する場合には、部への昇格願を学生会長に提出することができる。
 - (1) 2年以上の活動をした場合
 - (2) 廃部後1年以上の活動をした場合
- 2 学生会長は昇格願が提出された場合は、執行委員会において昇格許可の審議を行う。執行委員の3分の2以上の賛成で昇格許可とし、執行委員会における昇格許可決定後、評議委員会の 承認を経て、総会で報告しなければならない。
- 3 同好会は年度末の更新手続きを経て、次年度の活動を認める。

第10節 学級会

第68条 学級会は学生活動の基盤をなすもので、学級の全員をもって構成する。

(学級委員及びその任務)

- 第69条 各学級にはその活動を行うため、学級委員(庶務及び副庶務各1名)を置き、学級員の互選とする。
- 2 学級委員 (庶務) は、学級会を代表し学級会の運営を総括するとともに、ホームルームを主

宰する。

- 3 学級委員(副庶務)は庶務担当の委員を補佐し、これに事故あるときはその任務を代行する。 第70条 学級委員は、学級担任をはじめ関係教員と密接な接触を保ってその任務を果さなけれ ばならない。
- **第71条** 学級委員は、必要に応じて複数の学級による学級会及び学級委員会を開くことができる。

第5章 監査機関

第1節 選挙管理委員会

(設置)

第72条 会長の選挙及びこれに関連する事務を管理するために、選挙管理委員会を置く。 (構成)

- 第73条 選挙管理委員は、各学級から1名ずつ選出された選挙管理委員で構成する。
- 2 委員会に委員長1名,副委員長1名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選出する。
- 4 委員長は選挙管理委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。 (招集)
- 第74条 委員長は、選挙管理委員会を招集する。
- 第75条 選挙管理委員が会長に立候補する場合は、これを辞任しなければならない。
- 第76条 選挙管理委員は、選挙にあたって公正中立の立場を守らなければならない。
- 第77条 選挙に関する細則は、別に定める。

第6章 監査委員会

(設置)

第78条 本会の運営を秩序正しく円滑に行うため、監査委員会を置く。

(構成)

- 第79条 監査委員会は、第4学年以上の各学級より1名ずつ選出された監査委員で構成する。
- 2 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選出する。
- 4 委員長は、監査委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。 (任務)
- 第80条 監査委員は、本会のすべての会計・経理及び諸活動を監査する。
- 2 監査委員は、会計・経理面と活動面とに2分し、それぞれに主査を置く。主査は委員の互選 により選出する。
- 3 監査委員は監査にあたっては、会計の執行及び機関の活動が本規約の定めるところに従って なされているかを調査確認しなければならない。
- 4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、前項の規定による監査をしなければならない。
- 5 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときはいつでも第1項の規定による監査をすることができる。
- 6 監査委員は各機関に関する事項について、次の場合監査しなければならない。
- (1) 評議委員会の要求ある場合

- (2) 執行委員会の要求ある場合
- (3) 会員の5分の1以上の連署を添え、その代表者からの要求があった場合
- 7 監査委員は監査のため必要があると認めるときは、関係人の説明又は関係帳簿・書類・その他の記録の提出を求めることができる。
- 8 監査委員は監査の結果をその要求者及び関係機関の長に報告し、かつこれを公表しなければならない。
- 9 監査委員は監査の結果必要があると認めるときは、前項の報告に添えて意見を提出することができる。
- 第81条 監査委員はその任務の遂行にあたっては、いかなる干渉・制約をも受けない。

第7章 会計

(会計年度)

第82条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。 (会費その他)

第83条 本会の経費は、会費・入会金及び雑収入をもってあてる。

- 2 会費は年額5,400円とし、4月及び10月にそれぞれ半額を納入しなければならない。
- 3 入会するときは、入会金800円を納入しなければならない。
- 4 災害等特別な事由により会長が必要があると認めたときは、会費を減免することができる。
- **第84条** 必要により臨時会費を徴収することができる。ただし、この場合は総会の承認を得なければならない。
- 第85条 既納の会費及び入会金は返還しない。
- **第86条** 本会の会計について評議委員会の要求があったときは、中間報告をしなければならない。
- 第87条 各部の年度予算決定方法は内規に定める。
- 第88条 会計に関する細則は別に定める。

第8章 学生会主催行事

第89条 学生会の主催行事(学園祭,クラスマッチ等)についての規約は、内規に定める。

第9章 解任及び規約の改正

(会長の解任)

第90条 会長の解任の請求は、会員の3分の1以上の連署を添えその代表者から選挙管理委員会に対して行う。この場合選挙管理委員会は会員の投票を行い、その結果過半数の同意があれば会長は解任される。

(委員などの解任)

- **第91条** 委員などの解任の請求は、会員の3分の1以上の連署を添えその代表者から会長に対して行う。この場合会長はこれを評議委員会に諮り、出席委員の4分の3以上が同意すれば、当該委員などは解任される。ただし、評議委員の解任の場合は、その当該委員は評議委員会に出席することができない。
- 第92条 本規約の改正は、評議委員会において全評議委員の3分の2以上の同意をもって評議 委員会が総会に発議し、休学者を除く在籍会員総数の過半数の同意をもって成立する。
- 2 規約の改正が成立したときは、会長は直ちにこれを公示する。

附 則

- この規約は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、平成28年2月10日から施行する。 附 則
- この規約は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(10) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会会計に関する細則

第1条 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会(以下「本会」という。)の予算・会計に関しては、学生会規約及び熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会会計に関する細則によるものとする。

(予算の作成)

- 第2条 執行委員会は、学生会規約第27条の規定により、予算案の作成にあたる。
- 2 会長は、予算案の作成にあたって各機関の長に、年間経費・積算書及び年間事業計画書を指定する期日までに提出させる。
- 3 予算案には、予備費として相当と認める金額を計上しなければならない。 (予備費及び補正予算)
- **第3条** 予備費の支出は、執行委員会の責任で支出することができる。ただし、事後評議委員会に報告しなければならない。
- 2 予備費が必要以上に増えた場合,又は著しく不足した場合は,補正予算を組むことができる。
- 3 補正予算の作成及び執行は、予算のそれに準ずる。
- **第4条** 予算が成立したときは、執行委員会は各機関の長に対し、予算書を配布しなければならない。

(購入)

- 第5条 予算に計上されている品目の購入は自由とする。
- 2 予算に計上されていない品目への変更、又は残余額の流用は、評議委員会の承認を得なければならない。ただし、1会計年度中1,000円以内の範囲ではその限りではない。 (支出)
- 第6条 予算の支出については、本細則別紙の手続によるものとする。
- 2 予算の支出後7日以内に執行委員会会計に領収書を提出しなければならない。
- 3 前項の場合,執行委員会会計は領収書の内容を審査し、その支出が該当予算項目及び予算額 に適しているかを確認しなければならない。 (徴収)
- **第7条** 会費及び入会金などを徴収した場合は、その領収書を交付しなければならない。
- **第8条** 臨時会費を徴収する場合は、その納入日の10日以前に会員に告知しなければならない。
- 2 臨時会費についても、本細則の第7条及び第10条を適用する。
- **第9条** 休学者・復学者及び学年の中途入学者の会費については、授業料の場合に準じて取扱う。
- 2 退学者の会費についても授業料の場合に準じて取扱う。 (保管)
- 第10条 本会の会計事務は、会長の責任において、執行委員会会計が取扱う。
- 2 本会の収入金は、本会名をもって所定の銀行又は郵便局に預ける。
- 3 現金の収納並びにその保管については、本校事務部長に委託するものとする。 (寄附等)
- **第11条** 寄附行為等の申込みがあった場合は、評議委員会の承認を得るものとする。 (弁償)
- **第12条** 本会の財産に損害を与えた会員に対して、会長は関係者と協議の上、その弁償を求めることができる。

附則

- この細則は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- この細則は、平成31年4月1日から施行する。

学生会費による物品の購入・支払い手順について

学生会費で物品を購入する場合、以下のいずれかの方法で支払い手続きを行います。代金後払が可能ならば I を、それ以外は II の方法を取ること。

I. 代金後払い

学生が、必要書類を業者から取り、学生支援係に業者への振り込みを依頼する。 必要書類→支出伺、見積書、納品書、請求書

Ⅱ. 本人立替払い(ネット・代引きを含む。)

学生が、業者へ立替払いを行い、学校から立替払人の口座へ振り込みを行う。 必要書類→支出伺、立替払請求書、振込先届出書、領収書、納品書

I 代金後払いの場合

学生(クラブ会計)は、『支出伺』を次の①から③のように作成し、必要な書類を添えて、学生支援係へ提出する。

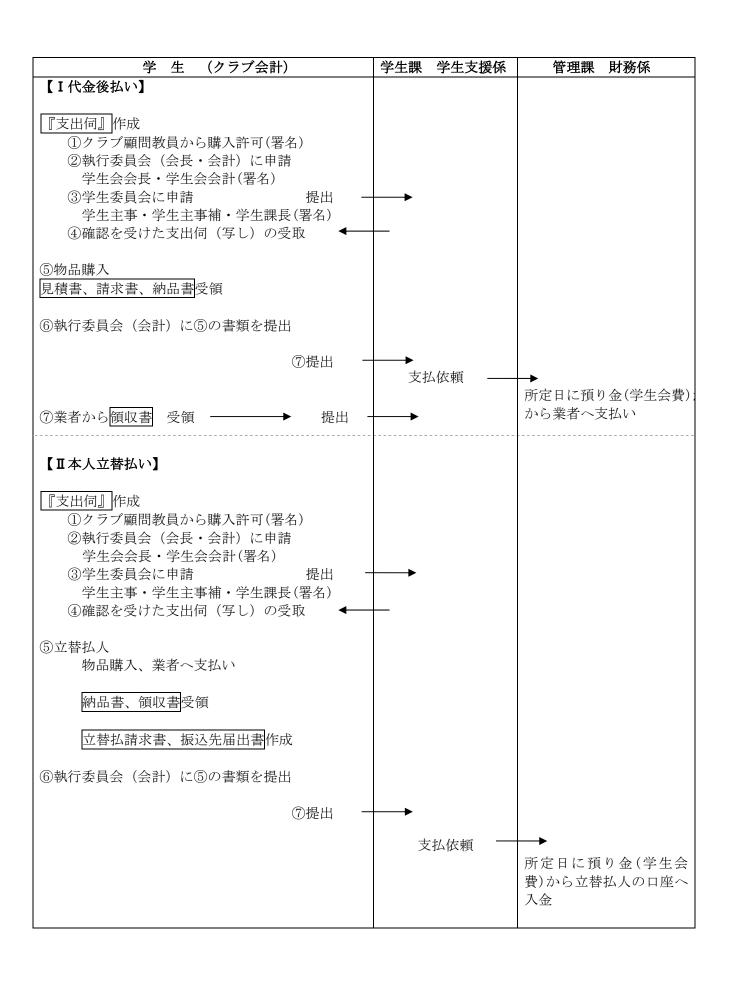
- ① クラブ顧問教員から購入許可を得、『支出伺』の「顧問」欄に署名を貰う。※クラブのみ
- ② 執行委員会(会長・会計)に申請し、『支出伺』の「学生会会長」及び「学生会会計」欄に 署名を貰う。
- ③ 学生委員会(学生主事・学生主事補・学生課長)に申請(学生支援係に提出)し、『支出伺』 の「学生主事・学生主事補・学生課長」欄に署名を貰う。
- ④ 学生(クラブ会計)は、③で確認を受けた『支出伺』(写し)を学生支援係より受け取る。
- ⑤ 業者から物品を購入し、見積書・請求書・納品書を貰う。
- ⑥ 学生(クラブ会計)は、執行委員会(会計)に⑤の書類を提出、購入内容の確認を受ける。
- ⑦ 学生(クラブ会計)は、『支出伺』に上記⑤の書類を添付し、学生支援係へ提出する。 (学生支援係は財務係に支払いを依頼し、財務係は所定の日に預り金(学生会費)から業者へ 支払いを行う。)

Ⅱ 本人立替払いの場合

学生(クラブ会計)は、『支出伺』を次の①から③のように作成し、必要な書類を添えて、学生支援係へ提出する。

- ① クラブ顧問教員から購入許可を得、『支出伺』の「顧問」欄に署名を貰う。※クラブのみ
- ② 執行委員会(会長・会計)に申請し、『支出伺』の「学生会会長」及び「学生会会計」欄に 署名を貰う。
- ③ 学生委員会(学生主事・学生主事補・学生課長)に申請(学生支援係に提出)し、『支出伺』 の「学生主事・学生主事補・学生課長」欄に署名を貰う。
- ④ 学生(クラブ会計)は、③で確認を受けた『支出伺』(写し)を学生支援係より受け取る。
- ⑤ 学生(立替払人)は、業者から物品を購入し、代金を支払い、納品書・領収書を貰った後、 立替払請求書と振込先届出書を作成し、学生(クラブ会計)に渡す。
- ⑥ 学生(クラブ会計)は、執行委員会(会計)に⑤の書類を提出、購入内容の確認を受ける。
- ⑦ 学生(クラブ会計)は、『支出伺』に上記⑤の書類を添付し、学生支援係へ提出する。 (学生支援係は財務係に支払いを依頼し、財務係は所定の日に預り金(学生会費)から学生 (立替払人)の口座へ入金する。)

※上記 $I \cdot II$ ともに、電波祭の支出の場合は、執行委員会(会長・会計)を、<u>電波祭実行委員</u>会(委員長・会計)に読み替えてください。



(11) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会選挙細則

第1条 会長の選挙は、学生会規約及び熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会選挙細則による ものとする。

(任務)

- 第2条 選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は次の事務を行なう。
 - (1)選挙日時及び投票所の告示,選挙日時の決定にあたっては,立候補受付期間を3日以上,受付締切日より投票日までを5日以上おくものとする。
 - (2) 立候補届出手続に関する告示,及び立候補届出の受理
 - (3) 推薦用紙及び投票用紙の指定
 - (4) 少なくとも、1回の立会演説会の開催のための日取り及び方法の決定、実施
 - (5) 投票及び開票の管理
 - (6) 当選者の氏名, その他当選に関する必要な事項の告示
 - (7) その他選挙に関する一切の事務

(選挙の時期)

第3条 選挙は通常11月に行なう。ただし、会長の辞任・罷免等による補充選挙は、会長の欠けた日から20日以内に行なう。

(立候補届)

第4条 会長に立候補を希望する者は、選挙に関する責任者1名及び推薦者10名の署名を添えて、委員会に届出なければならない。

(選挙運動)

- 第5条 選挙運動を行なう場合は、委員会が定める次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) ポスターの枚数・大きさ及びその掲示場所
- (2) 立会演説会の場所とその日時
- (3) その他必要な事項

(選挙の方法)

- **第6条** 選挙は投票により行ない、1人1票に限る。ただし、不在者投票及び委任投票は認めない。
- 2 投票は、所定の投票用紙を用い、単記無記名投票とする。
- 3 投票用紙は、選挙の当日投票所において会員に交付する。 (開票)
- 第7条 開票は原則として投票の当日に行なう。
- **第8条** 投票の効力は、委員会の決定による。その決定にあたっては、第9条の規定に反しない限りにおいてその投票した会員の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。
- 第9条 次の投票は無効とする。
 - (1) 規定の用紙を用いないもの
- (2) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- (3) 候補者以外の者の氏名を記載したもの
- (4) 候補者の氏名の外,他事を記載したもの。ただし、学年・組・敬称・住所の類を記入した ものは、この限りでない
- (5) どの候補者の氏名を記載したか確認し難いもの
- 2 同姓同名又は同姓の候補者が2人以上ある場合,その氏名,氏又は名のみを記載した投票は, 前項第5号の規定にかかわらず有効とする。ただし,この場合その有効票数を,該当する候補

者に均等に配分する。

- **第10条** 立候補者が1名のときは、信任投票を行ない、有効投票総数の過半数の信任を必要とする。
- **第11条** 立候補者のない場合,又は第10条における信任を得られなかった場合は,委員会はすみやかに評議委員会に推薦候補者の選出を要請しなければならない。
- 2 この場合、評議委員会は原則として3名の推薦候補者を、立候補締切又は第10条における 信任を得られなかった日の翌日から5日以内に選出しなければならない。

(再選挙)

第12条 総会で選挙が公正を欠いたと認められた場合は、再選挙を行なう。

(当選の決定)

- **第13条** 当選は第10条の規定を除いて有効投票総数の3分の1を規定得票数と定め、規定得票数を得た者のうち、最高点者を当選とする。
- 2 当選の決定後1カ月以内に会長を欠いた場合は、次点者を繰上げ当選とする。ただし、この場合、その次点者の得票数は規定得票数を満たしていなければならない。
- 3 最高得点者が2名以上の場合は、決選投票を行なう。ただし、この場合は得票数の多い者を 当選とする。
- 4 いずれの候補者も規定得票数に満たない場合は、上位2名について決選投票を行なう。この場合の当選は前項を適用する。
- 第14条 委員会は、その任務の遂行にあたっては、いかなる干渉・制約をも受けない。
- 第15条 この細則の改廃は、学生会規約の改廃に準ずる。

附則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

§ 5. 図書館

図書館では、図書、雑誌、新聞、ビデオ・DVD等の資料を利用できます。 閲覧室には一般図書や専門図書のほか、シラバスに掲載されている参考 書、科学史・技術史コレクション、技術者倫理に関する図書、進路関係 図書、英語学習用の図書も配架されています。また、ネットワークを利 用した学術情報サービスとして、CiNii や ScienceDirect など国内外の学 術情報の文献検索も提供しています。

(1) 熊本高等専門学校図書館利用規則

平成29年12月26日 制定平成31年2月20日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校図書館の利用及び図書、雑誌、新聞、電子媒体資料等(以下「図書館資料」という。)の閲覧及び貸出し等に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

- 第2条 図書館を利用できる者は、次に掲げる者及び図書館の利用を申し出た利用者とする。
 - (1) 教職員(非常勤の教職員等を含む。以下同じ。)
 - (2) 学生(研究生,聴講生,特別聴講学生及び科目等履修生を含む。以下同じ。)
 - (3) 公開講座、研修会、説明会、研究会等の参加者
 - (4) その他特に校長が認めた者

(開館及び休館)

第3条 図書館の開館日、開館時間及び休館日については、図書館長が別に定める。

(館内における遵守事項)

- 第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 図書資料等並びに施設,設備を破損,汚損しないこと。
 - (2) 身分証等(教職員にあっては、身分証明証又はその身分を証明できるもの。学生にあっては、学生証又はその身分を証明できるもの。その他の者にあっては、利用者証(講習会等の参加証を含む。))を常に携行しなければならない。
 - (3) 館内では、静粛を旨とし、秩序を乱し又は利用者の妨害になるような行為を厳に慎むこと。
 - (4) 学習用具以外は、持ち込まないこと。
 - (5) 電子機器の音量は、無音にすること。
 - (6) 図書館資料は、正確に元の位置に戻すこと。
 - (7) 図書館職員の指示に従うこと。

(館外貸出し)

- **第5条** 図書館資料の貸出しを利用する場合は、身分証等を図書館職員に提示し、必要な貸出し 手続きをとらなければならない。
- 2 次の各号に掲げる図書館資料は、図書館長が特に許可したもののほか貸出しを認めない。
 - (1) 貴重図書及び特殊図書
 - (2) 辞書及び辞典等の参考図書
 - (3) 定期刊行物の最新号
 - (4) 著作権の利用範囲を超える資料
- 3 図書館長は、次に掲げる場合において、長期の貸出しを許可することができる。
 - (1) 熊本高等専門学校学則第5条第1項第3号から第6号までに定める休業の期間
 - (2) 研究及び教育上, 特に常備の必要がある場合
 - (3) その他特に必要と認められる場合
- 4 貸出した図書館資料は、利用者が責任を持って保管し、転貸してはならない。
- 5 貸出した図書館資料は、貸出期限内に返却しなければならない。
- 6 返却期限後も引き続き貸出しを希望する者は、当該資料を返却後、貸出延長を申し出るもの とする。
- 7 貸出期間内であっても、図書館長から返却の請求があったときは、速やかに返却するものと

する。

- 8 貸出しを受けている本校の教職員又は学生がその身分を失ったとき若しくは休職又は休学するときは、直ちに返却するものとする。
- 9 前項の規定にかかわらず、図書館長は、研究その他特別の理由があると認められるときは、特別の措置を設けることができる。

(貸出要領)

- **第6条** キャンパスごとの図書館資料の貸出期間及び貸出数については、図書館長が別に定める。
- 2 図書館長は、図書延滞の利用者に対して、次の措置を講ずることができる。
 - (1) 督促の通知
 - (2) 新規貸出しの一時的な停止措置

(他の図書館利用)

- **第7条** 本校の教員及び学生は、教育、研究及び学習を目的として、次の各号に従い他機関所蔵の資料を相互に利用することができる。
 - (1) 貸借及び複写の依頼は、教員のみとし、学生については、教員を通して依頼する。この場合、依頼に必要な送料及び複写費等の必要経費は、依頼者負担とする。
 - (2) 著作権上の責任は、依頼者が負う。
- 2 一般社団法人大学コンソーシアム熊本に加盟する高等教育機関の図書館を利用する学生は、利用する図書館の窓口に学生証を提示する。

(利用者からの要望等)

第8条 利用者は、資料配架、その他改善等の要望がある場合、図書館職員へ申し出るものとする。

(弁償責任)

- **第9条** 施設,設備,備品,図書館資料を故意又は重大な過失により破損,汚損又は紛失した者は,同一又は相当の費用をもって弁償しなければならない。
- 2 図書館資料に係る著作権法、その他関係法令等の違反により生じた訴訟及び損害賠償等については、利用者本人が一切の責任を負う。

(罰則)

第10条 図書館長は、図書館利用の制限、停止をするなどの措置を講ずることができる。

第11条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成29年12月26日から施行する。
- 2 次の規則等は、廃止する。
 - (1) 熊本高等専門学校ICT活用学習支援センター熊本キャンパス図書館利用規則
 - (2) 熊本高等専門学校ICT活用学習支援センター八代キャンパス図書館利用規則
 - (3) 熊本高等専門学校熊本キャンパス図書館一般公開利用要項 附 則
 - この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校図書館利用の手引き

熊本高等専門学校熊本キャンパス図書館 熊本高等専門学校八代キャンパス図書館

【特色】

熊本高等専門学校図書館は、所蔵資料を長期的な視野に立ち計画的に整備することにより、本校の学生・専攻科生の学習、研究及び教職員の教育、研究に寄与し、また一般市民の生涯学習に対しても支援を行うことになっています。この趣旨に基づいて本校では学習及び教育研究の基盤となる蔵書を構築するため、以下の資料を受け入れています。

- (1) 学生用図書
 - ① シラバス掲載参考図書およびその他学習に必要な入門書,解説書等の学術図書
 - ② 学習用図書
 - ③ 一般教養図書で広く総合的な教養を身につけるために必要な図書
- (2) 研究用図書 教員の教育・研究に必要な図書
- 教員の教育・研究に必要な図書 (3) 参考図書
 - 百科事典,各国語辞書,年鑑,便覧,白書,ハンドブック,地図等
- (4) 逐次刊行物 学術雑誌,一般雑誌,新聞等
- (5) 電子的情報資料

電子ジャーナル,二次データベース(索引誌・抄録誌)等 索引誌)論文の論題,著者名や雑誌名,巻号・発行年 抄録誌)「索引誌」の中で論文の記事内容を記したもの

- (6) 音響, 映像資料
 - CD, ビデオ, DVD等
- (7) 特殊コレクション 特定の主題に沿って収集されたもので、学術的価値が高い資料(技術史など)

【利用上の心得】

図書館の利用にあたっては、次のことを必ず守ってください。守らないときには、退館を命ずることがあります。

- ア 図書は他の利用者が探しやすいように、必ず元の位置に戻してください。
- イ 館内では常に静粛にし、他人の迷惑にならないように心掛けてください。
- ウ 館内の秩序を乱さないようにしてください。
- エ 館内に飲食物を持ち込まないでください。ただし、蓋つき容器での水分補給は可能です。
- オ 図書・器具及び設備等を汚損しないように心掛けてください。
- カ 図書は大切に取扱い、頁を切り取ったり書込みをしたりしてはいけません。
- キ 図書を無断で持ち出さないでください。
- ク 図書館では携帯電話、スマートフォンは使用しないでください。
- ケ 図書館係員の指示には従うようにしてください。

【開館日・開館時間】

キャンパス名	区分	曜日・日時等
	開館日	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後7時まで(ただし、長期休業期間中は午後5時まで)
熊本キャンパス 図書館	休館日	(1) 土曜日,日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。) (3) 年末・年始の校長が定める日 (4) その他の臨時休館日
八代キャンパス 図書館	開館日	4月~9月は、午前8時30分から午後5時まで 10月~3月は、午前8時30分から午後6時30分まで(ただし、長期 休業期間中は午後5時まで)
	休館日	(1) 土曜日,日曜日及び祝日法による休日 (2) 年末・年始の校長が定める日 (3) その他の臨時休館日

- * 一般の方については、定期試験の開始前1週間と期間中は利用できません。
- * 最新の開館情報については、学内掲示及び本校ホームページから、確認してください。
- * 臨時休館又は開館時間変更の場合は、電子掲示板及びホームページ等でその都度お知らせします。

【図書の貸出】

借りたい図書に学生証を添えて、図書係員に申し出てください。

キャンパス名	貸出区分	利用者区分	貸出期間	貸 出 点(冊)数	備考
	一般貸出	教職員	2週間	5点(冊) 以内	
		学 生			
		一般利用者		2/13	
熊本キャンパス 図書館	長期貸出	教職員	2 か月	10点(冊) 以内	教育及び,研究に必要な図書館資料に限る。
		学生	学則第5条3号 ~6号に規定す る休業期間と 前後1週間		貸出点(冊)数には一 般貸出しの点(冊)数 を含む。
		卒業研究及び,特 別研究を履修する 学生			卒業研究及び,特別研究に必要な図書館資料に限る。
		教職員			各教員の研究費で購入した図書館資料に限る。
	特別貸出	学生の実験又は, 実習の指導を補助 する職員	制限なし。	制限なし。	学生の実験又は,実習 を支援する費用で購 入した図書館資料に 限る。

八代キャンパス 図書館	一般貸出	教職員及び, 5年生以上の学生	1 か月	5 点(冊) 以内	
		4年生以下の学生	2週間		l
		一般利用者	2週間		l
	長期貸出	教職員及び,学生	学則第5条3 号~6号に規 定する休業期 間と前後1週 間	10点(冊) 以内	
	特別貸出	教 員	制限なし。	制限なし。	1
		学生の実験又は, 実習の指導を補助 する職員			

(1) 図書の閲覧

- ア 閲覧室の資料は、自由に館内で利用することができます。
- イ 一般の方も、身分証明ができるもののご提示をお願いします。

*個人情報の取扱いについては、図書貸出の督促以外は利用及び第三者への情報提供は行いません。また、個人情報の安全管理には、細心の注意を払います。熊本キャンパス図書館は、バリアフリー対応施設です。体の不自由な方は来館の際にご案内しますので事前にご連絡ください。

問い合わせ先

熊本キャンパス図書館

〒861-1102 熊本県合志市須屋2659-2 TEL: 096-242-6019

八代キャンパス図書館

〒866-8501 熊本県八代市平山新町2627 TEL: 0965-53-1213

ウ室内閲覧

閲覧室内では、所蔵図書は何冊でも閲覧できます。閲覧の終わった図書は元の場所へ返却してください。

工 室外閲覧

貸出しの手続きをすることによって、自宅、学寮などの閲覧室以外で図書を閲覧する ことができます。ただし、貸出しできない図書や、貸出し冊数に制限があります。

オ 図書を探す方法

- 1) 図書は概ね日本十進分類法 (NDC) に従い配架されています。
- 2) NDCの類目表 (第1次区分表;3桁目の100番台)は以下のとおりです。
 - 0 総記 (図書館,図書,百科事典,一般論文集,逐次刊行物,団体,ジャーナリズム, 叢書)
 - 1 哲学(哲学,心理学,倫理学,宗教)
 - 2 歴史(歴史, 伝記, 地理)
 - 3 社会科学(政治, 法律, 経済, 統計, 社会, 教育, 風俗習慣, 国防)
 - 4 自然科学(数学,理学,医学)
 - 5 技術(工学,工業,家政学)
 - 6 産業(農林水産業, 商業, 運輸, 通信)
 - 7 芸術(美術,音楽,演劇,スポーツ,諸芸,娯楽)

- 8 言語
- 9 文学

カ 開架図書から直接探す方法

書架の中から、読みたい図書を探してください。

本校図書は日本十進分類法に基づいて配架していますので,日本十進分類表を知っていると,図書を探すのがより容易になります。

キ 検索用パソコンで探す方法

読みたい図書が見つからないときには、現在貸出中やそれ以外のところに配架されていること等が考えられますので、検索用パソコンで検索してください。

クその他

本校以外の図書館を利用することもできますので、図書館カウンターに相談してください。

ケ 館外からは本校ホームページ: http://www.kumamoto-nct.ac.jp/から"OPAC"で検索します。

(2) 予約

希望する図書がすでに貸出されているときは,予約申込みができます。 希望図書が返却され次第,優先的に利用することができます。

(3) 更新

予約申込みのない図書に限り、貸出期間を延長することができます。

更新(貸出期間の延長)を希望するときは、返却期限内に、貸出中の図書を持参の上、図書館カウンターに申し出てください。

(4) 返却及び貸出しできない図書

貸出期間内または図書館カウンターに示された期限日までに返却してください。 ただし、閉館しているときは、八代キャンパスのみ入り口横のブックポストをご利用くだ さい。

- ア 貸出期間内に返却しなかった者は、返却するまで新たな貸出はできません。また、返却期限日から30日以上過ぎて返却された場合は、返却後30日間は貸出しが停止されます。
- イ 卒業や退学する場合には、速やかに貸出図書を返却してください。
- ウ 貸出図書は、借用者が保管の責任を負い、他に転貸してはいけません。
- エ 貸出しできない図書には、貴重図書・特殊図書、辞書・事典等の参考図書・新聞・雑誌・視聴覚資料、禁帯出ラベルが貼ってあるものや新着雑誌などがあります。

(5) 督 促

貸出期間を一定期間超過した場合は、メールでの督促や掲示板に氏名を掲示する等行い、 また担任へ連絡し返却指導を行ってもらう場合があります。

(6) 責任

図書を汚損、あるいは紛失したときは、原則として同一の図書を弁償する責任があります。

(7) 利用質問 (レファレンスサービス)

図書館カウンターでは、図書館の利用案内や、資料や情報の探し方についての質問に応対しています。

気軽に図書館カウンターまで尋ねてください。

(8) 希望図書購入

所蔵していない図書の購入を希望する場合、所定の用紙に記入して申込んでください。

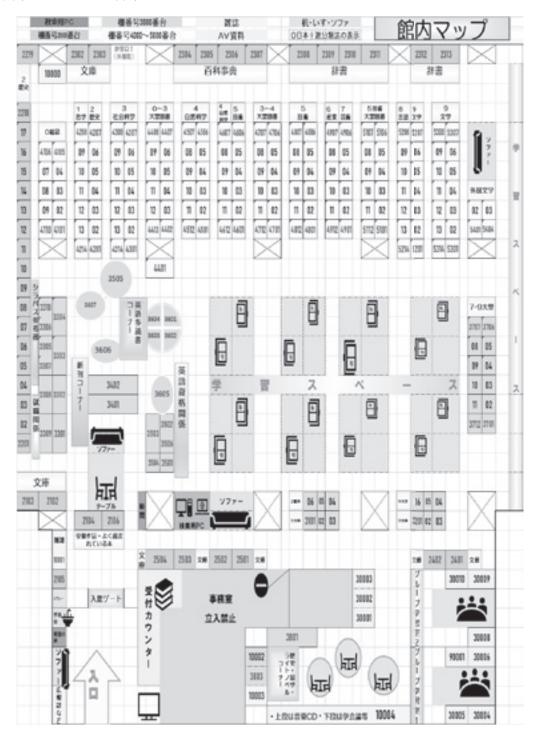
ただし、予算などの都合により希望に添えないこともあります。また一般の方はご遠慮願います。

(9) 他図書館との相互利用

「高等教育コンソーシアム熊本」の申し合わせにより、熊本県内の大学及び高専の図書館 へは学生証を提示すれば入館できます。閲覧・複写(有料)ができますが、詳細は各館の 利用規定に従ってください。 ただし、一般の方はご利用いただけません

【館内マップ】

(1) 熊本キャンパス図書館



1) 閲覧室

分類記号順に図書が配架してあり、大型図書は利用しやすいように低書架に配架してあります。シラバス掲載の参考図書や資格・検定に関する図書・英語の多読図書、雑誌やブックハンティングで学生の皆さんが選んだ図書等もあります。また読書や学習用の机があり、開館中は自由に利用できます。

ア 事務室 (図書係)

図書の貸出・返却を行うほか、図書や文献検索の相談に応じる等のサービスも行っています。

イ 検索用パソコン

図書検索用パソコンが2台設置してあり、自由に検索できます。検索された図書の場所がわからないときは、図書館カウンターにお尋ねください。

ウ グループ学習室

図書館内に2室あります。使用するときは図書館カウンターに申し出て、許可を受けてください。使用時間は2時間までとしますが、次の予約がなければ引き続き使用できます。

2) 書庫

書庫には、利用頻度の低い図書、貴重な図書、製本雑誌等が所蔵されています。書庫所蔵の図書を利用したいときは、図書館カウンターに申し出てください。

3) AVコーナー

映像の視聴ができるAVコーナーが2室あり、図書館所蔵のAV資料や持参されたAV資料が視聴できます。利用したいときは、図書係員に申し出てください。

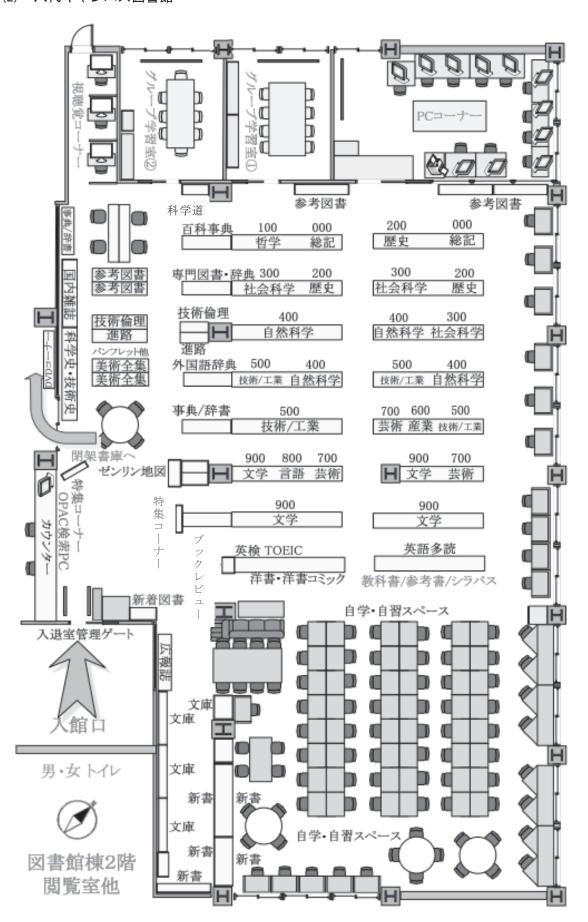
4) 希望の声(希望図書・要望等受付)

『希望の声』は図書館入口入ってすぐの左斜め前方に設置してある木のBOXのことです。 図書の購入に当たっては、利用者の希望も取り入れるために設置されたものです。利用 したい図書が本キャンパス図書館に所蔵されていない場合は、『希望の声』に必要事項を 記入して投函してください。

5) その他の施設

1階には150名収容できるICTホールがあり、通常の授業のほか講演会やセミナーに利用できます。 2階には、全国高専でも珍しい高解像度化に対応した最新の映像撮影・編集機材が設置されたメディア制作スタジオ、3階にはパソコン50台を設置し授業やセミナーに利用できるICT演習室やLL教室があります。利用については、熊本高等専門学校情報セキュリティセンター利用の手引きを参照してください。

(2) 八代キャンパス図書館



1) 閲覧室

本の配架は棚ごとに上から下、左から右に並べてあります。

文庫本・新書,事典・辞典,美術全集,技術史,就職,資格等は主に特設コーナーに配架してあります。

分類記号順に図書が配架してあり、大型図書は利用しやすいように低書架に配架してあります。

シラバス掲載の参考図書や英語の資格・多読図書、雑誌やブックハンティングで学生の 皆さんが選んだ図書等もあります。また自学・自習スペースやデスクライトを設置した 読書・学習用の机が窓際にあり、開館中は自由に利用できます。

2) 検索用パソコン

図書検索用パソコンが1台設置してあり、自由に検索できます。検索された図書の場所がわからないときは、図書館カウンターにお尋ねください。

3) グループ学習室

図書館内に2室あります。使用するときは図書館カウンターに申し出て、許可を受けてください。使用時間は3時間までとしますが、次の予約がなければ引き続き使用できます。

4) 書庫

書庫1層と2層には、利用頻度の低い図書、製本雑誌等が所蔵されています。書庫所蔵の図書を利用したいときは、図書館カウンターに申し出てください。

5) PCコーナー

図書館の開館時間にあわせて、自由に利用できます。ただし、授業で使用されている間は利用できません。

自学学習のパソコンが11台と白黒プリンター1台があります。利用するときは、下足をぬいでお上がりください。

6) 視聴覚コーナー

映像の視聴ができるAVコーナーが3室あり、図書館所蔵のAV資料や持参されたAV資料が視聴できます。利用したいときは、図書館カウンターに申し出てください。

〈利用上の注意〉

- ア 備品, 設備類は丁寧に取扱い, 外部へ持ち出さないでください。
- イ 利用後は、電源を必ず切ってください。

7) その他の特設コーナー

利用目的に沿って,科学史・技術史,技術倫理・進路,ゼンリン地図,参考図書・辞典・ 事典,美術全集などをそれぞれのコーナーに配架しています。

8) 希望図書·要望等受付箱

図書館カウンターに設置してありますので、図書館に所蔵されていない場合は、『図書館配架希望図書受付票』に必要事項を記入して図書館カウンターに直接提出してください。また提出に際しては、以下の点に留意してください。

- ア 希望者が複数で、本校の学習、教育、研究にとって必要と認められるものを優 先します。
- イ まんが、コミック、ライトノベル類は英語版、技術系、純文学以外は原則受付 けません。

その他ご意見, ご要望があるときは, 同様の位置に『意見箱』を設置していますのでご利用ください。

9) 事務室 (学術情報係)

図書の貸出・返却を行うほか、図書や文献検索の相談に応じる等のサービスを行っています。

§ 6. 情報セキュリティセンター

情報セキュリティセンターは、本校の情報処理に関する授業や研究を 支援するための施設より構成されています。

情報セキュリティセンターが管理する基幹ネットワークは学内の様々な施設を結ぶ学内LAN,インターネットなどの情報ネットワークの拠点になっています。そして、演習室や図書館などには授業や自学学習用のパソコンが設置されていて、学生の皆さんの勉強に利用することができます。

(1) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則

平成24年11月20日制定 平成26年2月18日一部改正 平成31年2月20日一部改正 令和5年2月6日一部改正

(目的)

第1条 この規則は、本校における情報セキュリティの維持向上のために本校の学生が遵守すべき事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の定義は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則(機構規則第98号)別表及び独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係る情報格付規則(機構規則第99号)の定めるところによる。 (適用範囲)
- **第3条** この規則は本校内で学生が使用する情報システム(学生個人が所有する情報システムを含む。)を対象とする。

(一般的遵守事項)

第4条 本校の学生は、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構の基本 方針及び実施規則を遵守しなければならない。

(一般的禁止事項)

- **第5条** 本校の学生は,次の各号に掲げる行為及びこれらを助長する行為を行ってはならない。
 - (1) 差別,名誉毀損,誹謗中傷,人権侵害及びハラスメントにあたる行為
 - (2) 個人情報やプライバシーを侵害する行為
 - (3) 守秘義務に違反する行為
 - (4) 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為
 - (6) 本校の社会的信用を失墜させるような行為
 - (7) ネットワークを通じて行う通信の傍受等,通信の秘密を侵害する行為
 - (8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)に定められたアクセス制御を免れる行為又はこれに類する行為
 - (9) 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
 - (10) その他法令に基づく処罰の対象となる又は損害賠償等の民事責任を発生させる行為 (本校の情報システムの利用に係わる禁止事項)
- 第6条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 本校の教育研究以外の目的で本校の情報システムを利用すること及び利用資格のない者に 利用させること。
 - (2) 学校管理下のシステムにおいては、情報セキュリティ管理者の許可を得ることなしに、新たにソフトウェアをインストールすること及びコンピュータの設定の変更を行うこと。
 - (3) 担任,学科長,科目担当教員,指導教員又は寮務委員(以下「関連教員」という。)を通 して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに,新たにコンピュータシステムを 本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。
 - (4) 関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに、情報公開を行うこと。
 - (5) 本校内通信回線と本校外通信回線を接続すること。

- (6) ネットワーク上の通信を監視する又は情報システムの利用情報を取得すること。
- (7) 本校の情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。
- 2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアについては、利用してはならない。 (ユーザー IDの管理)
- **第7条** 本校の学生は、本校の情報システムに係わるユーザー IDについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 自分に付与されたユーザー ID以外のユーザー IDを用いて、本校の情報システムを利用しないこと。
 - (2) 自分に付与されたユーザー IDを他者が情報システムを利用する目的のために付与又は貸与しないこと。
 - (3) 自分に付与されたユーザー IDを,他者に知られるような状態で放置しないこと。 (主体認証情報の管理)
- 第8条 本校の学生は、本校の管理区域・安全区域への入退場又は本校の情報システムの利用認証に係わる主体認証情報について、次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 2 パスワード認証について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 他者に知られないようにすること。
 - (2) 他者に教えないこと。
 - (3) 容易に推測されないものにすること。
 - (4) パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。
- 3 生体認証について、本人の情報システム利用目的以外に使用しないこと。
- 4 第2項及び前項の主体認証情報が他者に使用され又はその危険が発生した場合は、本校の学生は直ちに関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ副責任者にその旨を報告しなければならない。

(情報システムの取扱と注意事項)

- **第9条** 本校の学生が情報システムを利用する場合は、「情報システム取扱ガイドライン」に従って取り扱い、当該情報システム及び扱う情報を適切に保護しなければならない。
- **第10条** 本校の学生は、自己の管理する情報システムについて、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
 - (1) アンチウィルスソフトウェアを導入し、ウィルス感染を予防できるよう努めること。
 - (2) インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか、代替措置を講じること。
 - (3) 自己の管理する情報システムの第三者による不正な遠隔操作を予防するための対策を講じること。
 - (4) 無許可で利用されることがないように、部屋に施錠する、アクセス制限をかける等の対策を講じること。
- 2 前項以外の情報セキュリティ対策については、別に定める「コンピュータシステム情報セキュリティ対策実施手順」によるものとする。

(電子メールの利用)

- **第11条** 本校の学生が電子メールを利用する場合は、「電子メール利用ガイドライン」及び「本校外情報セキュリティ水準低下防止手順」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 不正プログラムの感染,情報の漏えい及び誤った相手への情報の送信等の脅威に注意すること。

- (2) 学修及び学生生活に必要なこと以外での通信を行わないこと。
- (3) 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

- **第12条** 本校の学生がウェブブラウザを利用する場合は、「ウェブブラウザ利用ガイドライン」 及び「本校外情報セキュリティ水準低下防止手順」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵 守しなければならない。
 - (1) 不正プログラムの感染,情報の漏えい及び誤った相手への情報の送信等の脅威に注意しなければならない。
 - (2) 学修及び学生生活に必要なこと以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込)

- 第13条 本校の学生が本校支給以外の情報システムから公開ウェブ以外の本校情報システムへ アクセスする場合又は本校支給以外の情報システムを利用し本校の教育を受ける場合又は研究 を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事前に関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者に報告すること。
 - (2) 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えること。
 - (3) 当該情報システムに可能な限りアンチウィルスソフトウェアをインストールし、最新のウィルス定義ファイルに更新すること。
 - (4) 当該情報システムを許可された者以外に利用させない措置を講ずるとともに、不正操作等による情報漏えい及び盗難防止に注意すること。
 - (5) 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであること。

(物理的入退場管理)

- **第14条** 本校の学生は、物理的セキュリティについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 本校の敷地及び建物内では、学生証を携帯すること。
 - (2) 実験室,研究室及びその他本校の情報資産を有する部屋を無人にする場合は,施錠するなど安全対策を講じること。
 - (3) 立入り権限のない敷地及び建物内には立入らないこと。

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第15条 本校の学生は、「情報セキュリティ教育実施手順」に従って、情報セキュリティ教育を 受講しなければならない。

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

- **第16条** 本校の学生が情報セキュリティインシデント(以下「インシデント」という。)を発見したときは直ちに教職員にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、次の措置をとるものとする。
 - (1) 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。
 - (2) 当該インシデントについて対処手順がない場合又はその有無を確認できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時はその指示に従うこと。

附則

この規則は、平成24年11月20日から施行する。

附則

この規則は、平成26年2月18日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年2月6日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校情報セキュリティセンター利用の手引き

熊本高等専門学校(以下,本校)の情報セキュリティセンター(以下,センター)では,以下のように関連の施設設備が用意されています。本手引きをよく読み,学習・研究等に活用してください。

1. 利用目的

熊本高等専門学校情報セキュリティセンター規則第2条の定める目的に従い利用してください。

(熊本高等専門学校情報セキュリティセンター規則第2条)

センターは、本校におけるICT基盤を整備し、及びICT教育研究の支援を行い、もって情報セキュリティの保全及び学生教育並びに教員の研究活動の充実を図ることを目的とする。

2. 関連施設設備

センターには以下の関連施設設備が用意されています。

- (1) 熊本キャンパスの演習室等 ICTホール,メディア制作スタジオ,ICT活用学習ルーム,ICT演習室
- (2) 八代キャンパスの演習室等 ICT演習室, STEAM 1, STEAM 2
- (3) 基幹システム
 - 1) 基幹ネットワークと基幹サーバ (DNSサーバ, Webサーバ, ファイルサーバ等)
 - 2) 学術情報ネットワーク (SINET) を経由して、インターネットに接続
 - 3) 高専機構とMicrosoft社の包括契約により、Microsoft365が利用可能
 - 4) e-Learningシステムとして、高専機構全体のWebClassが利用可能

3. ユーザー ID

ユーザーIDとパスワードは自分が自分であることを示すための非常に大切な情報です。適切に管理するようにしてください。ほかの人に自分のユーザーIDとパスワードを教えることや、教えてもらうようなことをしてはいけません。自分がログイン(ログオン、サインイン等)をしている機器をほかの人に操作をさせることも望ましくありません。もし、ユーザーIDとパスワードが盗まれた場合は、他人が自分になりすまし、社会的な信用失墜や経済的な損失を被る可能性があります。

パスワードは、高専機構のパスワード設定基準にしたがって設定及び更新をしてください。なお、ユーザーIDとパスワードは、サービスごとに個別のものを利用するものと、統一認証システムを利用するものがあります。それぞれの利用開始に当たって、担当者からの説明がありますので、適切なユーザーIDとパスワード等の管理を行ってください。

- (1) 本校所属の学生及び教職員のユーザー ID申請特に個別の申請は不要です。担当部署とセンターが情報共有し、センターがユーザー IDを決定し、通知します。
- (2) 公開講座、研究会等の一時的利用者のユーザー ID申請 担当教職員が利用者情報や利用期間等の必要情報を示して、必要となる1週間前までにセンターにユーザー IDの申請をしてください。センターがユーザー IDを決定し、担当教職員に通知します。

4. 基幹ネットワークの機器の接続

センターが別に示している手順にしたがって機器の接続をして利用してください。情報セキュリティ管理の都合から、誰が使用している機器であるかが明確に管理されている必要があります。

5. 利用可能時間

基幹ネットワークは基本的に24時間365日で利用可能です。ただし、教育機関としての目的上、時間帯や利用量、通信相手に対する制限をかけることがあります。また、システムメンテナンス等が実施される時には利用できないことがあります。

演習室等の利用は、通常は平日午前8時30分から午後5時までですが、学生の自学自習のために終了時間を延長して利用できるように対応しています。ただし、季節や長期休暇などの利用終了時間等の変更や試験期間中の休日利用可能とすることもあります。およその利用可能時間は表1のようになっていますが、詳細については、別に掲示等で示されますので利用に当たっては確認するようにしてください。なお、休日等の利用は、科目等担当の教職員の管理のもとで利用可能です。あらかじめ担当部署に相談をしてください。

6. 利用申請

演習室等の利用は、表2の担当部署に必要な申請等を行ってください。ただし、利用可能時間帯中に解放されている演習室については授業で使用されている場合を除き利用可能です。時間割で設定されていない時間帯に占有して補講や課外活動等で利用したい場合は担当部署に申請をしてください。

7. 利用上の注意

機器やネットワークに関して、何らかの異常等に気づいたときは速やかにセンターに連絡をするようにしてください。ウィルス感染等を含む緊急の場合は、メール等の利用よりも電話等による連絡のほうがよい場合があります。

ここでは全般的な注意事項を示しますが、施設設備によっては独自の制限事項があり、別に示されますのでその指示に従ってください。なお、一般的に、制限されることが当然の事項については明示されていないものもあります。自分の行為について、結果として何が起きるかを想像する力と、倫理として自らを律する力を身につけるようにしてください。判断がつかない場合、センターや周囲に相談をするようにしてください。

(1) 情報セキュリティ

センター管理の施設設備は、情報セキュリティの都合から、利用状況を監視しています。 利用目的に合っていない利用、不正利用など関係法令に違反する利用、公序良俗に反する利 用等が発見された場合は、利用停止や学校処分、公的機関による処罰等が行われる可能性が あります。

コンピュータウィルス等のマルウェア感染,情報流出,架空請求,なりすましなど,何ら かの異常を発見した時は,すみやかに,被害拡散の防止と現状保全のうえ,センターへ連絡 をしてください。

各種情報へのアクセスは、アクセスが許可されているものに限ります。許可されていない情報へのアクセスを試みたりしてはいけません。もし、アクセス権がないはずの情報へのアクセスができてしまった場合、速やかにセンターに連絡をするようにしてください。

(2) 著作権

インターネット上に公開されている情報であっても,通常,著作権放棄はされていません。 著作権法にしたがい適切な利用を行ってください。違反内容によっては,非常に高額な損害 賠償責任が生じる可能性があります。著作物等について、違法なアップロードとともに、違法と知りながらダウンロードすることも処罰対象ですので注意してください。

(3) ネットワーク

本校のネットワークは全世界に接続されています。間違った利用は本校の学生・教職員に 迷惑をかけるだけでなく、全世界の人々に迷惑をかける場合があります。また、自分自身が 事件・事故等の被害にあう可能性もあります。

ネットワークに各種の機器を接続する場合は、コンピュータウィルス等のマルウェアに感染しないように十分な対策をしたうえで、センターが別に指定している条件と方法で利用してください。

学生が研究室や課外活動等で利用する場合は,担当の教職員の指示にしたがい,適切な利用を心がけてください。

個人所有の機器を接続する場合、異常等がないかを確認しながら利用してください。

(4) Web, メール, SNS等の利用

インターネット上の情報には正しい情報もありますが、残念ながら間違った情報や悪意を 持った情報があります。信頼できるサイトかどうかの確認、ほかのサイトの情報と比較など を行い、間違った情報を利用しないようにしてください。また、本人の発信したものではな い、いわゆる「なりすまし」の場合もありますので注意しましょう。

メールでは、原則としてテキスト形式のみを利用するように設定をしてください。HTML 形式等のメタ情報を含むメールは添付ファイルが付属するため、情報セキュリティの都合か ら受け取りを拒否する組織もあります。相手に送る必要がある添付ファイルについてもリン ク情報として送ることができないかを検討してください。また、自分に添付ファイル付きの メールや、リンク情報付きメールが送られてきた場合は、コンピュータウィルス等のマル ウェアの可能性があるため、本当に正しい相手から届いたのかの確認をするようにしてくだ さい。そして、なりすました送信者の場合もありますので、注意してください。

SNS (Social Networking Service) 等においても適切な利用を心がけましょう。メールも同様に文字が中心のコミュニケーションになります。そのため、相手と面と向かっての会話と違い相手の表情や声音などの情報が欠落します。ちょっとした冗談の発言のつもりが相手を怒らせてしまうなど、自分の意図が伝わりにくくなります。自分の発言は慎重に、相手の発言には寛容を旨としましょう。故意に他人を誹謗中傷することも当然、禁止です。

本校のメールアドレスを利用して、学外のメーリングリスト等に登録している場合は、本校のユーザーIDの利用が停止される前までに登録解除をしてください。

(5) 演習室等

演習室等は、共用施設であることを意識し、常に整理整頓及び清掃を心がけ、ゴミは持ち 帰るようにしてください。

利用する機器は、精密機器であり、電子回路によって構成されています。そのため、室内は原則として飲食禁止です。例外として蓋つきのペットボトル等を水分補給のために持ち込むことは認められますが、必要時以外はカバン等にしまうようにしてください。ホチキスの針などの小さな金属や消しゴムのカス、ほこり等も機器の故障につながる可能性がありますので扱いに注意してください。

印刷は用紙やトナー等の節約を心がけ、印刷した用紙はすみやかに受け取るようにしてください。

退出時には窓の施錠,消灯,使用したシステムの電源のオフ,忘れ物がないかなどの確認をするようにしてください。なお、出入口の施錠等が求められている部屋においては、指示にしたがって施錠及び鍵の返却を行ってください。また、以下の事項についても注意してください。

- (1) 公序良俗に反する有害情報を含んだサイトを故意に閲覧してはいけません。
- (2) オークションやショッピング等の電子商取引サイトへ参加してはいけません。
- (3) 施設設置のパソコンにソフトウェアをインストールしてはいけません。
- (4) 教育·研究, 就職活動, 学生会活動に関係のないファイルを, 割り当てられた個人用の ディスク領域内に保存してはいけません。

(6) 全般的な事項

センターからの連絡や掲示等に注意し、指示にしたがうこと。

指導教職員の指示にしたがうこと。

スリッパに履き替えるようになっている部屋は、スリッパに履き替え、靴やスリッパ等は 下駄箱に整頓すること。

8. 個別の制約等

(1) ICTホール - 熊本キャンパス

学生が使用を希望する場合は、原則として、指導教員の許可を得て、使用予定日の7日前までに施設設備使用願を学生課学生支援係に提出し、校長の許可を得る必要があります。使用の取り消しや使用内容の変更は、学生課教務係に申し出てください。

(2) メディア制作スタジオ - 熊本キャンパス

教職員が利用する場合は研究・社会連携係に申し出てください。学生が使用を希望する場合は、原則として、指導教員の許可を得て、使用予定日の7日前までに施設設備使用願を研究・社会連携係に提出し、校長の許可を得る必要があります。連携する指導教員がいない場合は研究・社会連携係に申し出てください。

(3) ICT活用学習ルーム - 熊本キャンパス

授業で利用されている場合を除き利用可能です。利用簿へ必要事項を記入し、利用方法・注意事項を守り利用してください。

AVコーナーの利用は、図書係へ申し出て、使用簿へ必要事項を記入し利用制限を守って利用してください。

(4) ICT演習室 - 熊本キャンパス

教職員の指導のもとで利用が可能です。教職員は事前に施設予約システムから予約を 行ってください。

(5) ICT演習室, STEAM 1, STEAM 2 - 八代キャンパス

授業で利用されている場合を除き利用可能です。

表1 演習室等の利用可能時間

利用場所	利用可能時間			
(熊本キャンパス)				
ICT ホール	教職員による申請			
メディア制作スタジオ ICT活用学習ルーム AVコーナー	熊本キャンパス図書館の開館日・閉館時間に準ずる			
ICT演習室	教職員による申請			
(八代キャンパス)				
ICT演習室 STEAM1 STEAM2	平日8:30~18:30 長期休暇中は17:00まで			

備考:本校の休業日は利用できません。

表 2 演習室等の利用申請

利用申込	学生	教職員		
(熊本キャンパス)				
ICTホール	学生支援係	設備予約システム		
メディア制作スタジオ	研究・社会連携係	研究・社会連携係		
ICT活用学習ルーム	研究・社会連携係	研究・社会連携係		
AVコーナー	図書館(図書係)	図書館(図書係)		
ICT演習室	指導教職員	設備予約システム		
(八代キャンパス)				
ICT演習室 STEAM1 STEAM2	ICT事務室	ICT事務室		

備考:本校が主催する公開講座、研修会、研究会以外において、教職員及び学生以外が利用する場合は、施設設備利用申請を提出し、許可を得ることが必要です。

§ 7. 学寮について

1. 学寮の概要

熊本キャンパスの学寮は、「明和寮」と称し、南棟と北棟と国際棟の3棟に分かれています。現在の収容可能人数は南棟140名、北棟54名、国際棟68名です。原則1・2年生が2人部屋、3年生以上が個室です。

居室は、各室冷暖房完備、インターネット接続可能な設備、学習机と椅子、本棚、ベッド、ロッカー等が設置され、共用部分として、食堂、休養室、洗面洗濯室、コミュニティルーム、図書室、創作工房、補食談話室などが設備されています。

入寮を希望する学生は,「入寮願」を提出し許可を受け,入寮する際に「誓約書」を提出しなければなりません。入寮した学生が負担する主な経費は次のとおりです。

① 寄宿料 月額 800円 (1人部屋)700円 (2人部屋)

② 管理費 月額 5,000円 (南棟・国際棟)

3,500円(北棟)

③ 電気料 月額 個人の電気使用量

④ 寮生会費 月額 500円 (3月は除く)

⑤ 給食費 日額 1,019円 (価格変更の予定あり)

2. 寮に関する諸規則

(1) 熊本高等専門学校 学寮規則

平成21年10月1日制定 平成31年2月20日一部改正 令和3年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第67条第3項の規定に基づき、学寮の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 学寮は、本校の教育施設として学生の修学に便宜を供与し、かつ、人間形成を助長して、 教育目標の達成に資することを目的とする。

(学寮生活の基本)

第3条 寮生は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を守り、自己及び共同生活 の向上充実に努めなければならない。

(名称)

第4条 熊本キャンパスの学寮は、明和寮と称する。八代キャンパスの男子寮は八龍寮、女子寮は夕葉寮と称する。

(管理運営責任者等)

- 第5条 学寮は、校長が管理する。
- 2 学寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて寮務主事が処理する。
- 3 寮務主事は、学生主事と緊密な連絡を保ち、寮生の教育及び生活の指導監督に当たるものと する。

(寮務委員会)

- 第6条 学寮の管理運営に関する事項は、寮務委員会において審議する。
- 2 寮務委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(入寮)

- 第7条 学寮に入寮できる者は本校学生又は校長が許可する者とする。
- 2 学寮に入寮を希望する者は、入寮願(別紙様式第1号)を学級担任及び寮務主事を経て校長 に提出しなければならない。

(入寮期間)

第8条 入寮期間は、当該年度限りとし、引き続き在寮を希望する者は、改めて入寮願を校長に 提出しなければならない。

(入寮選考及び許可)

- 第9条 入寮希望者の選考は、寮務委員会で行い、校長が許可する。
- 2 入寮を許可された者は、入寮時に誓約書(別紙様式第2号)を提出しなければならない。(退寮)
- **第10条** 学寮を退寮しようとする者は、退寮願(別紙様式第3号)を学級担任及び寮務主事を 経て校長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は退寮を命ずる。
- (1) 本校学生の身分を失ったとき。
- (2) 第14条に定める経費の納付を怠つたとき。
- (3) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めたとき。
- (4) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

(教育的措置)

- **第11条** 寮生で、本規則、学則及び学生準則並びに別途定める規則に違反した者は、寮務主事が教育的措置を講ずる。
- 2 寮生の処分手続きについては別に定める。

(生活規律)

- 第12条 寮生は、別に定める「寮生心得」を遵守しなければならない。
- 2 寮生が寮内において集会を開くときは、事前に寮務主事の許可を受けなければならない。 (寮生会)
- **第13条** 寮生は、校長の承認する範囲内において寮生活を自律的に運営するための組織(以下「寮生会」という。)を設けることができる。
- 2 寮生会の活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、本校諸規則等に違反しないものでなければならない。
- 3 寮生会については、別に定める。

(寄宿料及び諸経費)

- 第14条 寄宿料は、別に定める金額を、別に定める期日までに納付しなければならない。
- 2 寮生は、食費その他寮生活に必要な各キャンパスごとに定める諸経費を納付しなければならない。
- 3 寄宿料の免除については、別に定める。

(防火安全)

- **第15条** 寮生は、火災その他の災害防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練 その他の措置について協力しなければならない。
- 2 火気の使用は、指定の場所以外で使用してはならない。
- 3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに関係教職員 に報告し、その指示に従って行動しなければならない。
- 4 学寮における火災発生時の避難心得については、別に定める。

(保健衛生)

- **第16条** 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、学寮内外の清潔に努めなければならない。
- 2 学校が実施する健康診断及び予防接種は、必ず受けなければならない。
- 3 疾病にかかった者は直ちに寮務主事に申し出て、その指示に従わなければならない。 (施設、設備の使用)
- 第17条 学寮の施設,設備の使用については,別に定める。

(指害賠償)

第18条 寮生は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(閉寮)

第19条 本校の長期休業中は、原則として学寮を閉鎖する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項はキャンパス毎に別に定める。

附則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年2月18日から適用する。

(2) 熊本高等専門学校 明和寮 寮生心得

寮生は、学寮規則等を遵守するほか、次の各項によって秩序ある生活をしなければならない。 短期留学や交流プログラムに参加するために短期間滞在する学生も原則としてこの寮生心得に準 拠して生活しなければならない。なお、短期滞在学生の特別な事項については別途定める。

1. 日課について

開寮期間中の日課表を以下に示す。

日 課 表

区	分	平日	休日	備考
起	床	7:00		
清	掃	7:00~ 7:30		
点	呼	7:30		
朝	食	7:30~ 8:30	8:15~ 9:00	
登	校	8:30		
昼	食	12:00~13:00	12:20~13:10	
入	浴	17:00~21:50	17:00~21:50	浴槽の湯抜き (22:00)
夕	食	18:20~19:50	18:20~19:50	
学習時	時間①	20:30~21:30		20:30以降, 1年生・2年生は在寮すること
門限•	点呼	22:00	22:00	
寮内	清掃	22:00~22:30	22:00~22:30	風呂・廊下等
学習時	時間②	22:30~23:30	22:30~23:30	
消灯・	就寝	23:30	23:30	2人部屋は天井灯を消灯

- (注) 1. 門限以降の外出・外泊はできない。門限までに帰寮しなければならない。
 - 2. 学習時間②中は他室の訪問を禁止する。
 - 3. 延灯は翌日1:00までとする。

2. 学寮を勉強できる場とするために

日課に定められている次の学習時間は努めて静かにし、他の迷惑となる行為をしないこと。

(1) 学習時間①

みんなが勉学できる雰囲気を作るため静粛にし、必要あってラジオ等を聞く時はイヤホン を使用すること。また、みだりに他人の居室を訪問しないこと。

(2) 学習時間②

自室で机に向かい静粛に勉強すること。携帯電話,テレビ等の電源を切り,勉強に集中する。また,他人の居室を訪問してはいけない。

3. 食事,補食,入浴について

(1) 食事

① 食事は所定の時間に食堂でとること。

- ② 自室等食堂以外への食事・食器の持ち出しは禁止する。「おかゆ」等を希望する者は、事前に寮事務室へ申し出ること。
- ③ 健康のため、食事は必ずとること。
- ④ クラブ活動・卒業研究・学生会活動等により、夕食を所定の時間内(18:00~19:50)にとれない場合は18:30までに寮食堂に申し出て延食することができる。ただし、延食時間は21:30までとする。

(2)補食

- ① 補食の調理(インスタント食品等)は、必ず補食談話室で行うこと。
- ② 電磁調理器の使用については、危険、火災予防に十分注意すること。
- ③ 冷蔵庫内は常に清潔に保ち、利用物には記名して入れて置くこと。また、他人のものを 許可無く利用しないこと。

(3)入浴

- ① 入浴は定められた時間内に済ますこと。ただし、シャワーの使用時間は23:30 (就寝時)までとする。
- ② 浴場で洗濯や染髪等,ほかの寮生に迷惑となる行為はしてはならない。

4. 自己の所在を明らかにするために

(1) 点呼

- ① 在寮状況・健康状態を確認するために、寮生は決められた時間に点呼を受けなければならない。
- ② 当番の寮役員は、点呼の結果を寮生日誌に記入して点呼後すみやかに寮監に提出すること。

(2) 外泊·外出

- ① 翌日に授業がある日の外泊は許可しない。ただし、特別な理由がある者は、寮監又は寮 務主事の許可を受けること。事前に「特別外泊許可願」を提出すること。
- ② 外泊又は特別な理由があって門限後に外出するときは、所定の外泊・外出者名簿に記入し、寮監の許可を受けること。なお、帰寮後は直ちに寮監に帰寮報告をすること。また、同室又は隣室者にも行き先、帰寮日時等を知らせておくこと。
- ③ 女子の外泊は、原則として事前に保護者から電話を受けて許可する。緊急時には、寮事務室あるいは寮監室で、学生が保護者に電話をし、学寮関係職員あるいは寮監が確認する。また、保護者が寮に迎えに来たときも学寮関係職員あるいは寮監の確認により外泊を許可する。
- ④ 外泊又は外出中許可された時間内に帰寮できないときは、すみやかにその理由と帰寮予 定時刻を寮監に連絡し許可を受けること。
- ⑤ 寮に寮監がいない時間帯に、外出又は外泊の許可を受けたいときは、寮事務室に申し出 て、所定の用紙に記入しその日の寮監(不在の場合は学寮関係者)の許可を受けるこ と。
- ⑥ 就職活動・編入学試験などの特別な事由により、外泊許可を申請するときは、担任及び 関係教員の承諾を得て事前に「特別外泊許可願」を提出すること。

(3)登下校・欠席・早退

- ① 登校後下校までは、原則として寮内に出入りしてはならない(昼食時の食堂を除く)。 必要なときは、寮事務室に申し出て出入りすること。
- ② 学校を欠席するときは、本人 (病気その他やむを得ないときはその代理の者) が、寮事務室および学級担任に連絡すること。

- ③ 学校を早退するときは、学級担任や担当教員に連絡した上で、寮事務室に申し出て寮に 入ること。
- ④ 登校時は、自室の施錠を確認してから登校すること。

5. 秩序・風紀について

(1) 日常

- ① 男子が女子寮に、女子が男子寮に立ち入ることを厳に禁止する。
- ② 指定された居室のみを使用し、他室に泊まらないこと。
- ③ 飲酒, 喫煙, 麻雀, 賭事, 物品の売買, ゲーム機全般の持ち込み・使用等は禁止する。 したがって, これらに関係のある物品は所持しないこと。
- ④ 寮の構内における掲示については、寮務主事の許可を受けること。
- ⑤ 不審者の侵入を防止するため、各階非常階段への出口は平常時には閉めておくこと。
- ⑥ 寮内の施設・設備を使用するときは、公共のものであることを常に意識し、別に定める 学寮施設設備使用規則を遵守すること。
- ⑦ アルバイトは原則として禁止する。特別の事情がある場合に限り、学生委員会からアルバイト許可を得た上で、寮での許可を受けることができるが、門限までに帰寮しなければならない。
- ⑧ オーディオ・テレビ・パソコン・携帯電話などは、他の迷惑とならないように使用すること。
- ⑨ テレビ・寮内LANの使用は許可を受けること。また、インターネットの不正使用をして はならない。

(2) 外来者

- ① 外来者との面会は、指定された場所(1階玄関ホール又は面会コーナー等)で行うこと。
- ② 外来者の宿泊は禁止する。
- ③ 外来者を居室へ入室させてはならない。ただし、特別の理由があるときには、寮監又は寮事務室の許可を受けて入室させることができる。

(3) 暴力行為等の防止

- ① 寮生は、いかなる場合においても絶対に、暴力行為及び威圧行為を行ってはならない。
- ② 寮生は互いに人権を尊重し、強制指導行為、使役行為等を行ってはならない。

(4) 生活委員による指導

生活委員が生活指導を行う場合は、寮監又は寮務担当教員に申し出て許可を受けること。 寮務主事または主事補の立ち会いを必要とする。

6. 保健衛生について

- ① 健康に留意し病気のときは、本人又は同室者、友人等がすみやかに寮監又は寮事務室に届け出ること。医療機関受診のための「健康保険証」を用意しておくこと。
- ② 衣類,寝具,学用品等は所定の位置に整理し,寝具や日常の被服は,清潔に保ち日光消毒等も時おり行うこと。
- ③ 寮内は指定の上履を使用すること。下履は指定の靴箱に入れること。玄関等に放置してはならない。
- ④ 寮事務室には、応急手当のための薬品としては外用薬しか置かない。必要な薬品類は各自 で準備すること。
- ⑤ 学校伝染病により出席停止となった寮生は帰省すること。なお、やむを得ない理由により 帰省することができない場合は、寮務主事が指定した場所で医師の許可が出るまで静養す

ること。

⑥ 心身の問題が生じたときはすみやかに帰省し、医療機関を受診すること。帰寮を望む場合は、寮生活の上で支障がないか、医療機関の所見を寮務主事に提出すること。

7. 清掃について

- ① 居室は、各自毎日清掃すること。
- ② 共用の場所は、当番及び曜日を決めて清掃すること。
- ③ 清潔な環境を維持するために、原則として週1回生活委員は、共用の場所及び各居室を巡回し、清掃の良否を点検し指導すること。
- ④ ゴミは種類ごとに分別し、指定された容器に入れること。

8. 火災予防について

- ① 火気の使用については、所定の場所、時間を守ること。
- ② 寮内では、暖房器具(電気カーペットや電気毛布等を含む)、カセットガスコンロ、マッチ、ライター、ローソク、お香(蚊取線香を含む)等の持込み、使用を禁止する。
- ③ 電気器具は、次のものに限り所持することを認め、その他のものは禁止する。
 - ア 使用許可を必要としないもの

電気スタンド,携帯電話,オーディオ機器,ヘアドライヤー,電気かみそり,鉛筆削り 等の学習に必要なもの

- イ 使用許可を必要とするもの 寮内LANに接続する機器,テレビ(3年生以上),加湿器
- ウ その他、寮務主事が許可したもの
- ④ 前項の電気器具の使用は、次のとおりとする。

アーヘアドライヤー、ヘアアイロンの使用後は必ずコンセントを抜くこと。

- イ アイロンは備え付けのアイロンを指定の場所(補食談話室)でのみ使用すること。
- ⑤ 備え付けの消火用器具の配置場所及び使用法を確かめておくこと。

9. 盗難予防について

- ① 居室を留守にするときは必ず施錠すること。鍵は本人が責任をもって管理すること。必要なときは、寮監又は寮事務室に鍵の保管を依頼することができる。鍵を紛失したときは、寮監又は寮事務室に届け出ること。この場合は、別に定める金額を弁償しなければならない。
- ② 所持品には、すべて氏名を書いておくこと。
- ③ 貴重品の保管には留意し、所定の用紙に必要事項を記入して寮事務室に届け出ておくこと。 また、自分でも番号等を手帳等に控えておき、管理を十分にすること。
- ④ 現金等の貴重品は、備え付けの貴重品ロッカーを利用すること。
- ⑤ 盗難にあったときは、直ちに寮監又は寮事務室に届け出ること。

10. 自転車等の使用について

- ① 自転車を使用する場合は、許可願を寮務主事に提出し、その許可を受けること。
- ② 自転車は、自転車置場に施錠して置き、その他の場所には置かないこと。
- ③ 寮生は、バイク、自動二輪車及び自動車等を寮及びその周辺に持ち込まないこと。

11. 施設・設備の使用について

- ① 寮の施設設備の使用については、次の事項を守らなければならない。
 - ア 施設・設備に工作を加えないこと。
 - イ 施設・設備を滅失又は汚損したときは、すみやかに寮監又は寮事務室に申し出て、その 指示を受けること。
- ② 寮の施設設備の使用については、別に定める学寮施設設備使用内規によること。
- ③ 寮の施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 熊本高等専門学校 明和寮における避難心得

1. 避難経路と避難場所

- (1)入寮時に避難経路と避難場所を確認すること。
- (2) 避難場所は正門前の駐車スペースである (別図)。
- (3) 南棟・北棟の避難経路としては中央階段または屋外の非常階段を使用するものとするが、 状況に応じて避難はしご(各階西側に設置)の使用もできる。
- (4) 国際棟は、避難経路として通常階段を使用する。状況に応じて避難器具も使用できる。

2. 火災発生時の対応

2.1 通報

火災発見者は、大声で近くの寮生に知らせるとともに非常ベル (火災報知機) を鳴らし、 直ちに寮監に通報する。

2.2 避難

非常ベルがなったら状況を確認し、速やかに避難する。避難する場合は特に次のことに留意 すること。

- (1)冷静かつ敏速に行動する。
- (2) 部屋の窓は閉め (カーテンは閉めない。),最後に部屋を出る者は,逃げ遅れている者はいないか確認してドアを閉める。
- (3) 廊下、階段を通る時は、前の人を押したり追い越したりしない。もし、転倒者がいた場合は、手を高く挙げ大声で止まれと指示し、後続者は停止して待つ。
- (4) 煙が多い場合は、タオル、ハンカチ(なるべく水にぬらしたもの)で鼻、口をおおい、姿勢を低くして逃げる。
- (5) 火炎に巻かれた場合は、上着や毛布等を頭からかぶり、火炎の弱い方向を見定めて一気に 走り抜ける。
- (6) 一度屋外に避難した後、再度屋内にもどってはならない。

2.3 初期消火

出火の状況によっては、寮監の指示に従い消火器及び消火栓を用いて初期消火を行う。

3. 地震発生時の対応

3.1 初動

地震が発生したときはすぐに屋外に避難するのではなく、慌てずに頭を保護して、建物内の 安全な場所(机の下など)で身を守る。

3.2 避難

避難が必要な場合には、地震の揺れが収まってから、次のことに留意して避難する。

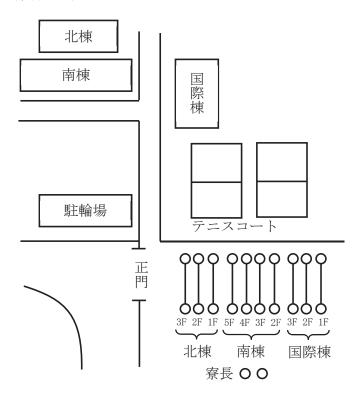
- (1) 頭を保護し、安全を確認しながら指示に従って避難する。
- (2) 割れたガラスの破片や壊れた壁, 天井のブロックなどが散乱しているかもしれないので、 靴やスリッパを履いたまま避難する。
- (3) 避難するとき、負傷して動けない者がいないか確認する。負傷者が骨折しているような場合には無理に動かさず、救助を求める。

4. 避難人員の確認 (点呼)

避難場所に集合したら、以下の要領で点呼を受ける。

- (1) 各棟の階ごとに整列して点呼を受ける。
- (2) 各階の寮役員は、正確に人員、負傷者の有無を把握し、男子は男子寮長、女子は女子寮長 に報告する。
- (3) 男子寮長及び女子寮長は、点呼の結果を宿日直者に報告する。
- (4) 短期留学や交流プログラムに参加するために短期間滞在する学生も同様に点呼を行い報告する。
- (5) 宿日直者は欠員がいないかを確認し、状況と合わせて寮務主事(主事不在の場合は寮務主事補)や関係部署に報告する。

別図 (避難場所での集合隊形)



(4) 熊本高等専門学校 明和寮 施設設備使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、本校明和寮に入寮した学生(以下「寮生」という。)が明和寮の施設設備を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(会議室, 創作工房, 図書室)

第2条 会議室、創作工房、図書室の使用は、次のとおりとする。

<会議室>

・月曜日~金曜日 7:00~8:20, 放課後~22:00 開放

・土曜日・日曜日 (休日を含む) 8:30~22:00 開放 <創作工房> 7:00~23:30 開放

<図書室>

・試験期間中(月~木のみ) 15:00~18:00, 20:30~21:30 開放

・上記期間以外の平日(月~木のみ)夕方の開放はなし20:30~21:30 開放

・試験一週間前~試験終了の土日(休日) 8:30~20:30 開放

・上記以外の土・日(休日)および金曜日 開放しない

<国際棟ラーニングスペース>

・月曜日~金曜日 7:00~22:00 開放(短時間での使用に限る)

・土曜日・日曜日(休日を含む) 7:00~22:00 開放(短時間での使用に限る)

・占有して使用する場合は事前予約が必要

・予約が入っている場合は予約を優先とする

(補食談話室)

第3条 補食談話室の使用は、次のとおりとする。

・月曜日~金曜日放課後~翌日1:00・土曜日・日曜日 (休日を含む)8:30~翌日1:00

(休養室)

第4条 休養室を使用するときは、寮監又は寮事務室の許可を受けなければならない。

- **第5条** 食堂を食事以外の目的に使用するときは、寮務主事の許可を受けなければならない。 (洗濯機・乾燥機、アイロン)
- 第6条 洗濯機,アイロンの使用は、次のとおりとする。
 - (1) 洗濯機の使用時間は、7:00から22:30までとする。
 - (2) アイロンの使用場所は、補食談話室とする。

(共同テレビ)

- 第7条 共同テレビを南棟・北棟の補食談話室、および国際棟の交流スペースに設置する。
- 2 テレビの視聴時間は、次のとおりとする。

・月曜日~金曜日 放課後~22:30

・土曜日・日曜日(休日を含む) 8:30~22:30

(備品等の持出禁止)

第8条 各室に備えている備品等を室外に持出してはならない。

(損害賠償)

第9条 寮生は、施設設備等を故意又は過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

(5) 熊本高等専門学校 明和寮 寮費徵収要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本校学寮規則第14条第2項の規定に基づき、明和寮に入寮した学生(以下「寮生」という。)の生活上必要な経費で、各人が負担すべきもの(以下「寮費」という。)の額及び徴収方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要項で「給食費」とは、寮生の給食に要する経費をいう。
- 2 この要項で「管理費」とは、寮生の使用する共用部分の電気、ガス、上下水道及び風呂燃料等に係る経費、並びに寮生の生活向上のために必要とする消耗品等の購入に要する経費をいう。エアコンリースに係る経費も含む。
- 3 この要項で「電気料」とは、寮生各自の居室において使用する電気代をいう。
- 4 この要項で「寮生会費」とは、寮生会主催のレクリエーションの賞品代や雑誌等の購入に要する経費をいう。

(区分及び額)

第3条 寮費の区分及び額は、下表のとおりとする。

次工								
区分	金額	備考						
寄宿料	月額 800円(一人部屋) 月額 700円(二人部屋)							
管理費	月額 5,000円 南棟・国際棟 月額 3,500円 北棟							
電気料	個人の電気使用量による							
寮生会費	月額 500円	3月分は徴収しない						
給食費	日額 1,019円 (消費税を含む) (注意)価格変更の予定あり	材料費 その他諸経費 朝食 167円 昼食 249円 300円 夕食 303円 計 719円 300円						

表1 一般寮生の寮費

表 2 短期滞在寮生の寮費

区分	日単位	週単位					
寄宿料	月額 800円 月額 700円	(一人部屋) (二人部屋)					
管 理 費	500円/日	3,000円/週					
電気料	管理費は	管理費に含める					
寮生会費	徴収しない						
給食費	別途に決定する						
その他	寝具をレンタルする場合には6,000円程度の賃借代が必要となる。						

(注) 管理費は利用実績に応じて改定される。

(寮費の徴収方法及び時期)

- **第4条** 一般寮生(一般留学生も含む)の寮費のうち、寄宿料、管理費、電気料及び寮生会費は、 学納金口座振替用として予め届出のあった保護者又は学生名義の金融機関等の預金口座からの 引き落としにより徴収する。
 - (1) 管理費は、第3条に定める額を徴収する。月の途中の入退寮であっても月額を徴収する。
 - (2) 電気料は、個人の使用量にかかる料金を使用月の翌月に徴収する。
 - (3) 寮生会費は、第3条に定める額を収納する。月の途中の入退寮であっても月額を徴収する。
 - (4) 管理費, 電気料及び寮生会費の徴収は, 毎月26日 (この日が金融機関休業日の場合は, 翌 営業日) とする。ただし, 3月分は2月に一括して徴収する。
- 2 寮費のうち、給食費は、学寮給食業務実施委託業者が予め届出のあった保護者又は学生名義 の金融機関等の預金口座からの引き落としにより徴収する。

給食費は、第3条に定める額に、その月の給食日数を乗じて得た額(ただし、月の途中で入寮した学生は、入寮したときからその月末までの間の給食日数を乗じて得た額)を徴収する。

3 短期滞在寮生(短期留学生・プロジェクト等の参加学生)の寮費は、入寮時に一括して徴収する。

(返金)

- **第5条** 収納した寮費のうち、給食費及び管理費については、次条及び第7条の規定に基づき、 返金する。
- **第6条** 給食費は、欠食(帰省等により外泊し、かつ、3食以上続けて欠食するときに限る。) する日の3日前までに、別紙様式「欠食届」により学寮事務室を通じ、委託業者に届け出たと きに限り、次項の規定に基づき、返金する。
- 2 前項の規定により、欠食を始めてからそれが終わるまでの期間の給食材料費相当を返金する。 ただし、退寮の場合は、退寮の翌日以降の給食費の全額を返金する。

(電気料の精算)

- 第7条 電気料は、月の中途で退寮することになった場合、退寮日までの電気使用量で精算する。 (事務)
- 第8条 管理費,電気料及び寮生会費の徴収その他寮費に関する事務は,学生課が所掌する。 (雑則)
- **第9条** この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、事務部長が別に定める。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(6) 熊本高等専門学校 明和寮 寮生会会則

(名称)

第1条 本会は、熊本高等専門学校明和寮寮生会と称する。

(目的)

- **第2条** 本会は、規律ある共同生活を自主的に運営し、その活動を円滑に行うことを目的とする。 (構成)
- 第3条 本会は、本校の寮生全員(短期留学生など短期滞在寮生を除く)をもって構成する。寮 生は、入寮と同時に本会の会員となる。
- **第4条** 本会の決議事項は、寮務主事を経て校長に承認を受けなければならない。 (機関)
- 第5条 本会に、第2条の目的を達成するため次の機関を置く。
- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 生活委員会
- (4) 専門委員会 (イベント・情報・整備)

(役員)

- 第6条 本会に、男子寮および女子寮から各々次の役員を置く。
- (1) 寮長 1名
- (2)副寮長 1名
- (3) 生活委員長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名
- (6) フロア長 各階から1名ずつ(南棟・北棟)

2名 (国際棟)

- 2 専門委員会に次の役員を置く。
- (1) イベント委員長 1名
- (2)情報委員長 1名
- (3)整備委員長 1名
- 第7条 寮長は、会員による選挙によって選出する。
- **第88** 副寮長,生活委員長,会計,監査,イベント委員長,情報委員長,整備委員長及びフロア長は,会員の中から寮長が委嘱し,総会の承認を得るものとする。

(任期)

第9条 役員の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

(任務)

- 第10条 役員は、次の任務を行う。
 - (1) 寮長は、本会を代表し、役員の指揮をして寮の全般的な運営に当たる。
- (2) 副寮長は、寮長を補佐し、寮長に事故ある場合は、その任務を代行する。
- (3) 生活委員長は、生活委員会を組織し、寮の秩序、風紀に関する指導を行う。
- (4) 会計は、本会の予算決算その他会計に関する事務を行う。
- (5) 監査は、本会の会計・経理および諸活動を監査する。
- (6) フロア長は、各階の点呼に関すること、火災、盗難の予防に関すること及びその他寮生活 に関することを、寮長の指示により行う。
- (7) イベント委員長は、寮生会の諸行事に関する任務を行う。

- (8) 情報委員長は、情報発信に関する任務を行う。
- (9) 整備委員長は、環境整備に関する任務を行う。

(総会)

- 第11条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員によって構成する。
- **第12条** 総会は, 4月, 10月の2回とする。ただし, 次の場合は, 臨時に総会を開くことができる。
 - (1) 役員会がその必要を認めたとき。
 - (2) 会員の過半数が必要と認めたとき。
 - (3) 寮務委員会が必要と認めたとき。
- 第13条 総会は、寮長が招集する。
- 第14条 総会は、次の事項について審議議決する。
- (1) 本会の事業計画に関すること。
- (2) 本会の予算決算に関すること。
- (3) 本会会則の改廃に関すること。
- (4) 役員の信任,不信任に関すること。
- (5) 専門委員会に関すること。
- (6) 会計に関すること。
- (7) 監査に関すること。
- (8) その他重要事項に関すること。
- 第15条 総会の議長は、寮長とする。
- 2 議長に事故のあるときは、副寮長がその職務を代行する。

(役員会)

- 第16条 役員会は、寮長、副寮長、生活委員長、会計、監査、イベント委員長、情報委員長、整備委員長及びフロア長によって構成する。
- 第17条 役員会は、寮長が必要に応じ招集する。
- 第18条 役員会の議長は、寮長とする。

(生活委員会)

- 第19条 生活委員会の委員は、生活委員長が会員の中から依嘱する。
- 第20条 生活委員会委員の任期は、10月1日から翌年3月31日まで、又は4月1日から9月30日までとする。
- 第21条 生活委員会の活動に必要な事項は別に定める。

(専門委員会)

第22条 専門委員会は、寮長が必要と認めた場合置くことができる。専門委員会の委員長及び 委員は、会員の中から寮長が委嘱する。専門委員会は、委員長が必要に応じ招集する。専門委 員会の議長は、委員長とする。

(開会)

第23条 各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第24条 会議における議決は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は、議長が決定する。

(会費)

- 第25条 本会の会費は、毎月500円とする。ただし、3月は徴収しない。
- **第26条** 必要により臨時会費を徴収することができる。ただし、この場合は総会の承認を得なければならない。

(会計)

- 第27条 会費の徴収及び支出は、会計が行い、常に収支を明確にしておかなければならない。
- 2 会計は、任期終了後監査を受けなければならない。

(監査)

第28条 監査は、役員の任期ごとに会計及び備品等の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

附則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

(7) 熊本高等専門学校 明和寮寮生の処分手続きに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本高等専門学校学寮規則第11条第2項の規定に基づき、明和寮寮生の処分を行う場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の確認)

第2条 寮務主事は、処分に相当すると思われる寮生の行為(以下「事案」という。)を知ったときは、直ちに校長に報告するとともに、当該事案について、調査及び事実の確認に当たるものとする。

(事情の聴取等)

- 第3条 寮務主事は、調査に当たり、当該寮生に対し、事情の聴取を行うものとする。
- 2 前項の事情の聴取に当たっては、当該寮生が弁明する機会を与えるものとする。 (寮務委員会審議)
- **第4条** 寮務主事は、調査結果に基づき、寮務委員会において処分の要否及び種類・程度を審議 し、その結果を校長に報告するものとする。

(処分の決定)

- 第5条 校長は、寮務主事の報告に基づき、処分の種類及び程度を決定するものとする。
- 2 前項の処分の種類及び程度の決定に当たっては、必要に応じ、企画運営会議の議を経るものとする。

(処分の申し渡し)

- **第6条** 寮務主事は、校長の命により、当該寮生に対し処分を申し渡すものとする。 (雑則)
- 第7条 この細則に定めるもののほか、処分の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

§ 8. 諸納金·諸手続一覧

1. 諸納金

(1)授業料等

	種 別			金	額	納	期	1	備 考
授	業	料			234,600円	前期 後期	5月 10月	前期 後期	117,300円 117,300円
寄	宿	料	月額		人部屋)700円 人部屋)800円	1	指定 まで	3	寮生のみ
日本2	スポーツ振興セン 済 掛	ンター 金	年額		1,550円	4	. 月		

(2) その他

		種	別、					金	客	頂		納	期		備	考
学	<u>/</u>	生	4	<u>></u>		費	年額			5, 40	0円	前期 後期	4月 10月	前後		2,700円 2,700円
学	生	会	入	숲	<u>></u>	金				80	0円	入营	学時			
同	窓会	正	会	員	費	等				11,00	0円	5年時	芽10 月	会 名簿	費	10,000円 1,000円
学生	生教育	研究	災害	傷害	丰保	:険				4,05	0円	入营	学時			
奨	学	後	援	会	<u> </u>	費	年額			17,00	0円	前期 後期	5月 10月	前後		8,500円 8,500円
奨	学 後	援	会	入	会	金				3,00	0円	入营	学時			
研	修力	旅行	亍 利	責 -	<u>\</u>	金		-	120,	,000円和	呈度	_	_	(泊	E)	

⁽注) 旅行業者による徴収(口座振替)を予定しています。納入方法は、入学後、別途お知らせ します。なお、研修旅行は、4年生の秋に実施します。

2. 諸手続一覧

*交付申請書,提出,届出用紙は各担当窓口で交付します。

(1) 交付を受けるもの

種類	提 出 先	時 期	備考
学生証	教務係	1・4年	
在学証明書	"	その都度	5日前までに申し込むこと
学業成績証明書	"	II.	IJ
卒業(見込)証明書	"	"	II.
修了(見込)証明書	"	"	II.
科目履修証明書	"	"	II.
調査書	"	"	II.
その他身分並びに成績に関する 証明書	II.	JJ	II .
通学証明書	学生支援係	"	事前に申し込むこと
学生運賃割引証	"	"	<i>II</i>
在寮証明書	学寮係	11	II .

(2) 提出又は届出をするもの

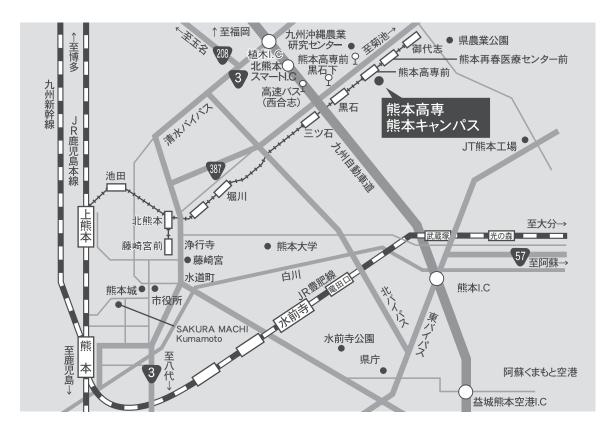
種 類	提出先	時 期	備考
誓約書	教務係	入学直後	寮生は入寮の寮事務室にも提 出すること
保護者等住所変更届	JJ.	その都度	
保護者等変更届	JJ.	IJ	
氏名変更届	JJ	IJ	
生活実態調査票	学生支援係	毎学年の初め	
住所変更届	JJ	その都度	
対外試合結果報告書	IJ	"	
奨学生関係諸届	IJ	"	
日本スポーツ振興センター共済 適用の災害発生報告書	保健室	JJ	災害発生後速やかに届け出る こと
海外渡航届	学生支援係	JJ.	
欠食届	学寮係	11	3日前までに申し込むこと

(3) 願い出をするもの

種 類	提出先	時 期	備考
学生証再交付願	教務係	その都度	
休学願	"	11	原則1ヶ月前までに願い出ること
復学願	"	"	II .
退学願	"	11	n .
転学願	"	"	n,
転科願	"	"	指定した日までに願い出ること
公欠願	"	"	事前に願い出ること
追試験願	"	"	指定した日までに願い出ること
学生団体結成(継続)願	学生支援係	11	事前に願い出ること
校外団体加入(継続)願	"	11	n .
集会・行事願	"	"	II .
施設・設備使用願	IJ	IJ	II .
異装願	IJ	IJ	II .
アルバイト許可願	IJ	IJ	II .
課外活動用具使用願	IJ	"	<i>II</i>
自転車通学願	"	"	JI .
バイク通学願	"	"	II .
入寮願	学寮係	"	誓約書は入寮時に寮事務室へ提出
退寮願	IJ	IJ	事前に願い出ること
外出許可願・特別外出許可願	"	11	II .
外泊許可願・特別外泊許可願	"	11	II .
特別残寮願	IJ	11	II .
寮生大会開催願	"	11	II .
寮役員会開催願	IJ	11	II .

付 録

1. 熊本キャンパスの案内図



■ 交通案内

① 熊本電鉄 (バス)

- ア.「熊本駅前」からC1-2・C1-3・C3-1・C3-2系統の菊池温泉行又は菊池プラザ行 (田島経由を除く。) に乗車(約50分)。「熊本高専前」下車,徒歩2分
- イ. 熊本桜町バスターミナルからC1-2・C1-3・C3-1・C3-2系統の菊池温泉行又は菊池プラザ行(田島経由を除く。)に乗車(約40分)。「熊本高専前」下車,徒歩2分

② 熊本電鉄 (電車)

- ア. 「藤崎宮前」から御代志行に乗車(約25分)。「熊本高専前」下車,徒歩2分
- イ. 「上熊本」から北熊本行に乗車(約10分)。「北熊本」で御代志行に乗り換え (約20分),「熊本高専前」下車,徒歩2分

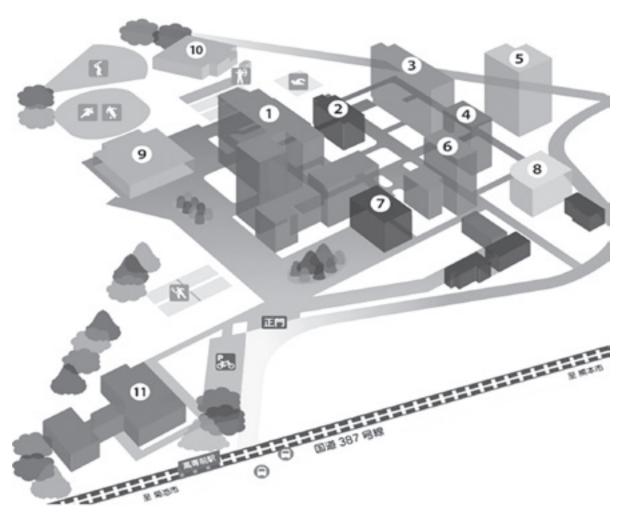
③ 九州自動車道(高速バス)

- ア. 「西合志」下車, 徒歩約25分
- イ.「西合志」下車, 菊池温泉行又は菊池プラザ行の熊本電鉄 (バス)「黒石下」で乗車 (約3分)。「熊本高専前」下車, 徒歩2分
- ウ.「西合志」下車,御代志行の熊本電鉄(電車)「ニツ石」で乗車(約3分)。 「熊本高専前」下車,徒歩2分

④ 航空機

阿蘇くまもと空港から車で約40分(約18km)

2. 熊本キャンパス建物配置図



0	1号棟 Bldg1	共通教育科 Faculty of Liberal Studies 情報通信エレクトロニクス工学科 Department of Indormation, Communication and Electronic Engineering 情報セキュリティセンター及び図書館 学生課・保健室 Student Affairs Section & Office of Students Health Care	5	4号棟 Bldg4 5号棟 Bldg5 6号棟 Bldg6	大講義室 Euditorium 第1・第2セミナー室 Seminar Room 1 & 2 制御情報システム工学科 Department of Control and Information Systems Engineering 専攻科 Advanced Engineering Coueses 地域イノベーションセンター
2	2号棟 Bldg2	グローバルリーダーシップ育成センター Global Leadership Development Center 技術・教育支援センター Center for Technical and Educational Support カンファレンスルーム Conference Room	8		Innovative Research Center 管理棟(総務課・管理課) Administraction Office 福利施設く込ぎ会館(研修室・食堂) Welfare Facilities Kunugi-Kaikan 第一体育館
3	3号棟 Bldg3	人間情報システム工学科 Department of Human-Oriented Information Systems Engineering	10		第二体育館 Second Gymnasium 学生寮(明和寮) Dormitory MEIWA-RYO